



クワン

す、地租、區入費を賦課せざるものとす、第四種は、寺院、大中小學校、説教場、病院、貧民院等(民有にあらずるもの)にて地券を發せず、地租を課せず、區入費を賦するを法とす(大日本租稅志)

クワンエイ

寛永 後水尾天皇御宇の年號、後の十四年は明正天皇に係る、元和十三年二月三十日改元、甲子に依てなり、二十年を経て後水尾天皇正保と改む、出典毛詩に、考槃在澗、碩人之寬、爾寤寐言永矢弗諼とあり、其註に寛廣水長とあるに據る、文章博士菅原長維勸申す(元祿別錄)

クワンエイシ

寛永寺 前武藏國江戸上野○東叡山圓頓院ともいふ、天台宗、關東の總本山、元和八年十一月地所を擴定し、寛永二年二月土木の功を興し、四年四月に至て竣る、天海僧正を開山と爲す、初め徳川家康武藏國仙波屋野山無量寺に天海を招き居らしめ、關東天台宗の總本山とし、東叡山多院と改む、後、天海府下に一寺を新建して居らんことを請ひ、且つ山城國比叡山延曆寺に擬し、江戸城の鬼門忍岡に一寺を建て、國家鎮護天下泰平の新願所と爲さんと再請す、幕府其說を納れ、西城の舊材及び白銀等を興へ、遂に竣工を見るに至る、因て山城を東叡山、寺號を寛永寺と稱す、元祿十五年後水尾天皇の第三皇子守澄法親王を請じて天海の法嗣と爲し、正保四年入室す、山内根本中堂及び文殊樓雲水塔輪轉藏を初め三十六坊ありて壯嚴を極む、明治戊辰の役兵燹に罹り殆ど烏有に歸せしが、後ち上野國世田長樂寺の本堂を舊大慈院の跡に移して再建し、今日に及べり、舊時は寺領一萬千七百九十石を有したりき(武藏志科、江戸砂子、江戸名所圖會、殿居書)

クワンエイシヨカケイフテン

寛永諸

家系譜傳 三百七十二卷、寫本百八十六册、武家諸氏の系譜傳記を記したるもの、類別して松平氏、清和源氏、平氏、藤原氏、諸氏の五種とし、末に醫者同朋茶道の三類を添ふ、寛永十八年三代將軍家光の時幕府より命じて、大名旗下の系圖を上進せしめ、備中守太田實宗監修し、林道春其子春齋總裁となりて撰録す、二十年九月成る、眞名本假名本の二編に作る、原文に據りて之を起草し、繁簡當を得ず、亦深く究めざる者あれど、諸家の世系履歷を總括し、後人を以て信據せしむるを得る好著なり(寛永諸家系譜傳)

クワンエイツウハウ

寛永通寶 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、寛永の年鑄造し始むるを以てこの名あり、鑄造の年代に因り、或は銅或は鐵或は眞鍮にて造り、形狀圓形孔あり、其徑と重量とは各差あれど、概れ徑八分内外、重量九分内外とす、其面に寛永通寶の文を上下左右に極印し、裏に文字なし、其貨幣も亦不同なり、順例略要集に、始めて鑄造の時銅十貫目、錫六貫目、鉛四百目の割合といひ、大日本貨幣史に、明和年間鑄造には、百分算にて銅五十分、白味三十五分、鉛十五分なりといふ、銘文の筆者に、東山長嘯子、藤木甲斐守、佐々木志願、鳥丸光廣、南光坊天海などありといへど詳かならず、寛永錢の種類甚だ多し新寛永錢譜に據れば左の如し、詳しくは各條を見よ、

Table with columns for money types (e.g., 鳥羽錢, 元文仙字, 七條錢) and their characteristics.

クワン

伏見錢 宇津中島錢 寂光寺錢 伏田錢 膳所錢 四當錢 藤澤錢 川字錢 加島錢 押上錢 元字錢 之呂女錢 足字錢 因幡錢 長字錢 伏見鐵錢 一字錢 久字錢 久二錢 千字鐵錢 四年錢 元文龜井戶錢

寛永十三年六月、銀座役人秋田宗吉に命じ、江戸芝濱手及び近江坂本に於て、新に錢座を建て、銅錢を鑄る、是を寛永通寶といふ、爾後屢々諸處に於て鑄造ありと雖も、皆寛永通寶と稱す、凡そ鑄造銅錢の額未詳なれど、安政年間百文錢並に鐵錢を以て交換し、官庫に收めたる額二十一億千四百二十四萬六千二百八拾三枚といふ、又鐵小錢は、元文以來慶應三年に至るまで所鑄の額凡そ六十三億三千二百六十一萬九千四百零四枚なりと云、今貨幣史に據り鑄造の年代及び其性質を示せば左の如し(貨幣通考、貨幣通考、泉貨、大日本貨幣史)

Table with columns for years (e.g., 寛永十三年, 明曆二年) and money types (e.g., 銅, 鐵, 眞鍮).

クワン

クワンエイノサンホ

寛永三輔 江戸幕府にて寛永時代、徳川家光を輔佐し能く政事を行ひたる、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、青山伯耆守忠後の三人を世に稱していふ、

クワンエン

寛延 桃園天皇御宇の年號、延享五年七月十三日改元、三年を経て寶曆と改む、開文運に、聖主得賢臣、頌曰、開寛裕之道、以延天下之英俊、也とあるに據る(光憲一覽)

クワンオウ

觀應 北朝崇光天皇御宇の年號、貞和六年(南朝の興五年)二月二十七日改元す、代始に依てなり、二年を経て文和と改む、莊子に、玄古之君天下、無爲也、疏曰、以處通之理、觀應物之數、而無爲とあるに據る、文章博士兼越中介藤原朝臣行光勸申す(元祿別錄)

クワンオン

觀音 觀世音の略稱、クワンセオンと見よ、

クワンオンク

觀音供 仁壽殿に於て、毎年正月十八日に行ふ供養をいふ、同殿には觀音像二體を安置したり、東寺長者之を勤む、里内裡の時には眞音院にて修す、起原詳かならず、延喜十八年正月之を行ひし事見えれば、是より先既にありしなるべし、神事の時には之を修せず、天徳四年内裏焼失の時、佛像焼失す、應和二年六月再造之を安置す(年中行事抄)

クワンオンジ

觀音寺 前山城國京都市下京區今熊野、泉涌寺の内北側○今熊野觀音寺とも稱す、眞音宗○本尊等身の千手觀音、或は十一面觀音と云ふ、三十三所の第十五番札所なり、弘法大師當山に草堂を創建し、觀音の像を彫刻して安置す、其後、藤原緒嗣御堂僧房を造營す、應仁の兵亂に悉く破壊し、今僅に一堂を存するのみ(山城名勝志、京華要誌)

クワンオンジ

觀音寺 前山城國乙訓郡大山崎町○眞音宗新義派、金剛峰寺の所轄に屬す○本尊千手觀音、昌泰二年創立し、寛平法皇を以て開基とす、其後荒廢し、本尊を同町八幡宮南内保に移す、延寶九年僧以空佛閣坊舎を再建す、因て之を中興開山となす、又此地開創の時土中より有銘の石佛を掘出す、是れ聖王の像なり、今尙本寺に存す、寛文二年以空の戒行觀開に達し、眞享二年五月金剛菩薩の號を賜ふ、後水尾法皇堂宇及び總門を建立し、又妙音山三字の額を賜ひ、勅願寺となる、京華要誌には、雍州府志によりて創建詳かならず、本尊は行基山崎渡の橋を架する時、祈願の爲めに彫刻する所にして、俗に橋邊觀音と稱す、其後大に荒廢し、中世木食上人之を再興すと云へり、元治の兵火に罹り、本堂を除くの外悉く焼失せしが、爾來重修營に復せり○本堂は明治二十七年の新築にかゝる(平安通志、京華要誌)

クワンオンシ

觀音寺 前山城國京都府下京區今熊野、泉涌寺の内北側○今熊野觀音寺とも稱す、眞音宗○本尊等身の千手觀音、或は十一面觀音と云ふ、三十三所の第十五番札所なり、弘法大師當山に草堂を創建し、觀音の像を彫刻して安置す、其後、藤原緒嗣御堂僧房を造營す、應仁の兵亂に悉く破壊し、今僅に一堂を存するのみ(山城名勝志、京華要誌)

クワンオンジ

觀音寺 觀世音寺(クワンセオン)を見よ、

クワンオンジヤウ

觀音寺城 近江國蒲生郡老蘇村大字清水鼻佐々木山、起原詳かならず、六角氏世々此に居る、氏頼の時延元元年正月新田義貞之を陥れしが、後、氏頼歸城し南朝諸將と戦ひて功多し、高頼に至り將軍義倫其妻を娶り、長享元年九月自ら之を攻め奔らす、將軍歸洛後高頼歸城す、將軍義隆之を逐ひ歸洛の後復城す、定頼の時永正十七年二月將軍義隆三好氏に逐はれ寄寓し、同年五月歸洛、義賢の時永祿十一年九月織田信長義昭を奉じて之を攻め奔らせ後城廢す(殿城考)

クワンオンジノニフタウタイジヤウタイジン

觀音寺入道太政大臣 西園寺公名(サイオンシキナ)をいふ、

クワンオンジノミササキ

觀音寺陵 後堀河天皇の御陵、山城國京都市下京區今熊野町に在り(陵墓一覽)文曆元年八月二十七日、此地に葬る、山陵志に、後堀河陵、在る今熊野觀音寺地、按泉涌寺來迎院北、觀音寺東丘、是陵所據(古圖)當矣といへり、

クワンオンタウ

觀音堂 前山城國京都市下京區今熊野、泉涌寺の内北側○今熊野觀音寺とも稱す、眞音宗○本尊等身の千手觀音、或は十一面觀音と云ふ、三十三所の第十五番札所なり、弘法大師當山に草堂を創建し、觀音の像を彫刻して安置す、其後、藤原緒嗣御堂僧房を造營す、應仁の兵亂に悉く破壊し、今僅に一堂を存するのみ(山城名勝志、京華要誌)

クワン

クワン

クワンオンニジフハチフシユウ 観音二十八部衆 「ニジフハチフシユウ」を見よ。  
 クワンガククヰン 勸學院 中古の私立學校、藤原氏の子弟を教育する所。京都左京、三條の北壬生の西、山城名勝志に、土人云、勸學院荒廢之後、此地春日社猶殘、而在三條内、或備其傍結草庵、住居、寛永中此地賜酒井氏、被遺宿亭之時、彼草庵遷四條北大宮、今號勸學院、并春日社遷祭、爲院守あり。弘仁十二年二月藤原冬嗣、一族子弟を教養せんが爲めに、始めて學校を建て勸學院と名づく、大學寮の南に在るを以て南曹と云ふ。曹とは大學寮に東西曹ありて、菅原大江の兩家之を掌り人を教ふる所とす。帝王編年記に、天長二年、公卿補任に天長三年の建立となす、共に誤なり。  
 藤原氏の隆盛と共に益々盛となり、私立學校中首位たり、安元三年五月京都の大火にて焼失す、後藤原兼實大に之を憂ひ再興す、後藤原氏の勢地に落つるに及びて、終に荒廢に歸せり。○本院の學生の學業優等なるものには、學問料を給し、又文章博士學頭之舉により、文章得業生に補し、獻策を請ふ、藤原氏盛時には、昇進も大學に優るの勢なりき、又藤原氏の長者の一家に大慶事則ち攝關白氏長者になりし時又は入内立后皇子誕生之事ある時は、院の學生練歩して拜禮を行ふ、是を氏院拜賀と云ふ、又氏院參賀勸學院歩(クワンガククヰンノアユミ參賀)とも云ふ。藤原氏長者之を管領し、公卿の別當あり、又七辨官の内一人別當となり、春日社與福寺之事を掌る。別當の下に學頭、有官無官別當、知院事等あり(三代格、朝野群載、百練抄、帝王編年記、江次第抄、古事類苑文學部)。

クワン

クワンガククヰンノアユミ 勸學院歩 藤原氏に關する大慶事ある時、勸學院の學生練歩して拜禮を行ひ祝賀を申すを云ふ、又氏院參賀とも云ふ。江家次第勸學院の事を云へる條に、學生參入、立車宿禰、付家司、奉見參、次入中門、再拜、齋色舉、炬次學生、仰可著座之由、學生著一獻(諸大夫)二獻(殿上人)三獻(公卿)學生獻三朝、次給、藤云々」と見えたり。村上天皇の天曆元年四月二十六日藤原師輔右大臣に任ぜられし時、勸學院の學生之を賀せし、と日本紀略に見えしを初見とす、此後天德四年十二月、寛仁元年八月、治安元年八月、白河天皇の永保三年二月此事ありし事、左經記小右記後二條關白記に見え、また文治二年三月十二日月檢兼實攝政となる後、六月二十日勸學院參賀せし事は委しく玉葉に見えたり。  
 クワンガククヰン 勸學院 天台の僧侶二十名、勸學院學生二十名集りて、春は三月、秋は九月の十五日に法華を講じ、詩文を詠作する會を云ふ、村上天皇保元元年春三月、大内記慶保風高積善等狂言詩語の罪を亡ぼさんとて、文道先進の學徒を集め行ひしを始めとす、僧侶學生相分れて十四日は僧は法服を著り、香爐を捧げて堂の正面より東に列して、志求佛道者の偈を誦し、俗は束帶笏を持し、堂正面の西に列して「百千萬劫菩提種」の句を誦じ、左右より入て座す、翌十五日は僧侶は法華經を講じ念佛を修し、學生は法華經を誦して詩を作りし事、委しく木朝文釋勸學院の序文に見えたり、和漢頭詠の註に、眞林寺月輪院にて行へり云へり。  
 クワンガククヰン 勸學院 中古學業勸奨の爲めに、典藥寮、勸學院及び大學寮に寄せて、學生の供給に充てたる田地をいふ、不輸租田とす、

クワン

クワンガククヰンノアユミ 勸學院歩 藤原氏に關する大慶事ある時、勸學院の學生練歩して拜禮を行ひ祝賀を申すを云ふ、又氏院參賀とも云ふ。江家次第勸學院の事を云へる條に、學生參入、立車宿禰、付家司、奉見參、次入中門、再拜、齋色舉、炬次學生、仰可著座之由、學生著一獻(諸大夫)二獻(殿上人)三獻(公卿)學生獻三朝、次給、藤云々」と見えたり。村上天皇の天曆元年四月二十六日藤原師輔右大臣に任ぜられし時、勸學院の學生之を賀せし、と日本紀略に見えしを初見とす、此後天德四年十二月、寛仁元年八月、治安元年八月、白河天皇の永保三年二月此事ありし事、左經記小右記後二條關白記に見え、また文治二年三月十二日月檢兼實攝政となる後、六月二十日勸學院參賀せし事は委しく玉葉に見えたり。  
 クワンカクドクヰン 官家功德分 寺に封戸を充て、其租物を以て官家の諸佛事を修行する費用に供せしむるをいふ、官家修行功德分といふべきの時、三代格天平寶字四年四月の勅に、官家修行諸佛事分二千戸」と見え、又延暦十四年閏七月の太政官符に、官家功德分封租事、右被右大臣宣、奉勸件封租物、自今以後停止、官依例收納」とあり。  
 クワンガク 管方 雅樂の時、吹物を爲す輩の俗稱、近家抄に、管方左右、上古は束帶と見えたり。  
 クワンキ 寛喜 後堀河天皇御宇の年、安貞二年三月五日改元、三年を経て貞永と改む。後堀河天皇、仁興、温良、寛喜、喜樂とあるに據

クワン

る、式部大輔爲長之を勸申す(元驗別錄)  
 クワンキウラク 還宮樂 壹圓樂(イトワク)を見よ。  
 クワンキヤウシヤウ 歡喜園院入道前攝政 壹司兼忠(タカツカサカネタダ)を見よ。  
 クワンキクワウシヤウ 歡喜光院 山城國愛宕郡聖護院の森東車路の西に在り、元西の天王社内に在りしが、元弘の亂中吉田に遷ると云ふ。美福門院の建立する所、永治元年二月堂舎成りて供養を行ふ、鳥羽上皇臨幸し給ふ、後に皇女八條院に傳はり、春華門院、安嘉門院等に傳はり、龜山天皇後宇多天皇等傳領し、其莊園三十餘ヶ所ありき、後醍醐天皇に傳はりしが、南北以後後醍醐詳かならず(山城名勝志、後宇多院御目録)  
 クワンキクワウシヤウ 歡喜光寺 山城國京都市新橋通中ノ町○紫台山と號す。百時宗、六條派の本寺○本尊阿彌陀如來。正應四年藤原八幡庄に創立し、善導寺と名づく、聖戒を開基とす、後六條河原院の舊跡に移り、六條道場と稱し、又紫台山歡喜光寺と改む、天正中今の地に移る、元治元年兵火に罹り堂宇燒失し、後ち再興す○錦天滿宮は舊河原院の鎮守にして、本寺の所屬なりしが、元治元年分離せり(平安通志、京華要誌)  
 クワンキキジ 寛喜寺 明王院(ミヤウラウキシ)を見よ。  
 クワンギテンボフ 歡喜天法 歡喜天を本尊としての修法を云ふ、此法を持念供養するものは得世出世の安樂歡喜を爲す故に歡喜天と云ふ、水歡喜調和供の祈あり、使咒法經に、我有二微妙法、世間所希有三業生受持者、皆與願滿足、又、上品持

クワン

クワンキヤウ 元慶 陽成天皇御宇の年、貞觀十九年四月十六日改元す、代始に依てなり、又「ケンケイ」とも、八年を経て光孝天皇仁和と改む。此年備前國白鹿を貢し、但馬國白鹿を獻じ、尾張國木連理あるを言ふに依て也(三代實錄)  
 クワンキヤウシヤウ 元慶寺 山城國宇治郡山科村宇北花山○世に花山寺ともいふ。應德寺、東山寺等の別號あり。眞言宗、初め天台宗○本尊藥師佛。陽成天皇御降誕の時、僧遍昭祈願を發し、此地に佛堂を草創し、年號に取り元慶寺と號す、元慶元年十一月勅して定額寺となし、年度三人を置く、光孝天皇通昭の學識を重んじ、封戸を賜ふ、寛和二年六月、花山天皇臨に宮殿を出で、當寺に於て脫履落飾あり、其後屢々同様の災に罹り衰廢し、舊觀に復せず、僅に坊舎を建立し、藥師佛及び通昭の像を安置し、古刹の遺跡を今日に傳へり○通昭の墓は當寺の南二町許龜嶽の間に在り、山城名勝志、平安通志、京華要誌)  
 クワンキギヨ 還御 天皇の行幸より還らせ給ふをいふ。  
 クワンクワウクワン 觀光館 舊佐野藩の學校。下野國安蘇郡植野村佐野藩邸内。元治元年十一月、堀田正順文武の學館を創設し、之を觀光館擇善堂と稱す、明治二年大に更革する所あり、四年七月廢藩置縣の時、舊佐野縣へ交付し授業

クワン

クワンケイ 官家 内官家(ウチツクミヤ)を見よ。  
 クワンケイ 關契 軍事を以て關を過ぐる者に授くる契符、軍防令に兵を差す二十人以上なる時は契符を須て差發す、とありて、義解に、關關は契を以てし、餘關は皆契符を領つとあれば、只關關ある國を通過する者の爲めに設けらるる○木を以て作り割て用ふ(關通志稿)木契を出す有様、建久九年正月十一日の三長記に、最も委しく見えたり。  
 クワンケコテンキ 菅家御傳記 一巻、詳書類從二十、經濟雜誌社本第一輯に收む。右大臣菅原道眞の系統、一生の履歷を漢文にて記したるもの、六國史、氏族志、姓氏錄、菅原本系帳、菅家文章、後章、公卿補任によりて編す。菅原陳經、嘉祥元年の作なり(菅家御傳記)  
 クワンゲン 寛元 後醍醐天皇御宇の年、仁治四年二月二十六日改元、代始に依てなり、四年を経て後深草天皇實治と改む。宋書に、舜禹之際、五教在、寛、元元以平とあるに據る、正二位行大藏卿兼式部大輔菅原朝臣爲長之を勸申す(元驗別錄)  
 クワンゲン 管絃 管絃と諸絃とを以て奏樂を爲すの通稱、管絃は即ち吹き物にして、笛、笙、竽、篳篥の類を云ふ、この管樂器のみにて奏樂するを單に管樂といふ、また絃器は彈き物にして、琴、琵琶の類を云ふ、この絃樂器のみにての奏樂するを絃樂といふ、この管絃器を合奏するを以て管絃といふ、稽に鼓を用ふることもあり、新儀式、皇太子加元服、事の條に、大唐高麗舞各五四曲訖、退出、其後親王公卿各奏

クワン

管絃(管)などあり、又、絲竹ともいひ、又御遊とも云へり、管絃は朝廷の御遊及び普通の遊樂に用ふるを以てなり、又佛會にも用ふ、管絃の音楽は、通例歌曲二種、樂曲五種、或は歌曲一種、樂曲四種を以て組織するものとす、歌は鐘馬樂、胡琴の類を用ひ、樂は唐樂を用ふ、管絃を奏するには、別に定員なしといへども、概ね十二人以上を以て其員に充ち、樂器は笙、竽、笛の三管と、箏、琵琶の二絃(或は和琴を加へて三絃)と羯鼓、太鼓、鉦鼓の三鼓と、拍子とを用ふ、管絃と舞樂とは、共に同曲を奏すれども、管絃は絲竹を以て主とし、舞樂は舞臺を以て主とす、故に其の奏法を異にす、要するに舞樂は勇壯にして、管絃は閑雅なり、雅樂(カガク)舞樂(アガク)を參看すべし(歌舞品目、音樂略解、如開社誌、芝蔭盛氏説)

クワンケンキ

管見記 無卷數十九冊 西園寺家歴代の記録を集めしもの、左大臣公衡、内大臣實衡、太政大臣公名、左大臣實直、右大臣公藤、左大臣實直等の諸氏を記す、此外院院部類、吹元部類等あり(管見記、史籍年表)

クワンコ

官戸 王朝時代における賤民の一種、官人良民等に坐して没官せるもの、又家人奴婢主人家の人を犯して生める子の戸を爲すを云ふ、又官取擯の年六十六以上の者は官戸となり、七十六以上は眞となす(含義解、賤者考)

クワンコウ

寛弘 一條天皇御宇の年號、長保六年七月二十日改元す、天變地妖に依てなり、八年を経て三條天皇長和と改元す(出典未詳)(元統別録)

クワンゴウジ

元興寺 本新元興寺を云ふ、カンクワンゴウジ、シンクワンゴウジを見よ、クワンゴウジ 元興寺 琵琶の名器、一名

クワン

切琵琶ともいふ、後冷泉院の御物中にある琵琶なり、もと元興寺の寶物にて、元興寺別當修理の用途に充つ、後朱雀院納殿の金を以て之を贖て東宮に獻す、華梨に木甲なりと云ふ(拾芥抄、樂家錄、樂器考)

クワンゴウジリウ

元興寺流 三論宗の一派、智藏僧正の門に道慈律師并に智光、禮光の三上人を出し、智光、禮光二大徳は仙光院を建てて此宗を弘め、又深く阿彌陀佛に歸命し、極樂坊を創し、安養の依正を圖して此に安置す、所謂智光受茶羅と稱するものは是なり、智光、禮光の門に蓮華樂寶ありて、其流元興寺に存す、故に之を元興寺流といふ、サンロンシユウ、參看(佛敎史綱、八宗綱要、十二宗綱要)

クワンゴク

管國 西海道を云ふ、西海道九國二島は太宰府の管轄に屬するを以て然か云ふ、又管内とも云ふ(名目抄、同譯義)除目録抄に、管國介とあり、尻付に大貳藤原朝臣申受と見えたり、此外玉葉吾妻鏡等に屢々見えたり、

クワンサ

冠者 クワンシヤを見よ、クワンサイ 關西 三關以西を云ふ、關東に對して云へる詞、吾妻鏡建仁三年八月二十七日の條に、以關西三十八箇國地頭職、被奉レ讓レ給テ、管領手番君とあるを初見とす、三十八箇國は關東(クワントウ)の條に推定すれば就て見るべし、古狀繪の辨度文に、關西三十三箇國と見えたり、畿内を除きて稱せしか、棟梁集には、關西は須磨の關より以西、關中とは畿内を云へども、畿内は關西の關より以西、關東は江戶時代にも近江伊弉を關西の關頭と云へるを見れば、三關以西をいひしこと明なり、

クワンサウ

官葬 古へ國家に功勤ある者に對し、官より殯斂調度、或は賻物を給し、或は人夫を

クワン

給し、或は有司の士を遣して喪事を監督せしめて行ふ葬送をいふ、其制官の高下に依りて差等あり、現今の國葬と稱する者なり、合義解に、親王及太政大臣、散一位、治部大輔監護喪事(謂監視也護助也)左右大臣及散二位、治部少輔監護、三位治部丞監護、三位以上及皇親(細註略)皆士部示禮制(内親王、女王、及内命婦、亦准之)凡皇親及五位以上喪者、並給臨時量給(送葬夫、凡親王及三位以上、皇月喪者(謂六月、七月)給水、凡官人從一征行一及使人所在身喪、皆給殯斂調度(同集解)云、古記云皆給殯斂調度(謂不限高下)給之、其數從別式(中略)京官六位以下不給殯斂調度也、問、外官不給高卑、皆給殯斂調度併賻物、京官六位以下給賻物、唯殯斂不給、若爲其理、答、外官所以殯斂給者、以去家懸遠故加給耳(中略)問國史生若爲答、答同(京官史生不給、有無位元位皆給殯斂調度也)とあり、

クワンサツシ

觀察使 王朝時代五畿七道における國郡司の政權を觀察する爲めに遣はされし臨時官、觀察使に同じ(出典未詳)大同元年五月始めて六道に觀察使を置く、參謀を以て之を兼ぬ、六月詔す、麗に延暦五年四月詔す、諸國の庸調等の物、未納ありて國用を闕き、又政に在りて民を治る、多く朝委に乖けり、宜しく其狀達を敷り、事に隨ひて貶罰すべきにより、所司宜しく條例を作り奏聞すべしと、公卿即ち制旨に依りて十六例を上る、既後年所を経て未だ遵行せず、今十六條を行はん爲めに置りて六道の觀察を置く、道別に一人、判官一人、主典一人とあり、同二年四月東海道觀察使藤原葛野卿以下八人、各參謀を停めて單に觀察使と號す、食封各二百戸、弘仁元年觀察使を罷めて參謀の號に復す(官制沿革略史)

クワン

クワンサン

元三 正月元日を云ふ、三輪、三朝、三元とも云ふ、年の始、月の始、日の始、即ち三始の義なり、元は始、又三朝とも云ふ、年の朝、月の朝、日の朝なり、然るに後世元日より三日迄を稱するに至れるは其本義を誤れるなり(古今要覽稿)

クワンサンコクシ

關山國師 慧玄(エゲン)を見よ、クワンサンボン 菅三品 菅原文時(スガハラノフミトキ)を見よ、クワンジツノセチエ 元日節會 天皇紫宸殿に御して、宴を群臣百官に賜ふ朝儀を云ふ、又元日宴會とも云ふ、略して元日宴とも云ふ、節會の中の小儀に屬す、又「トヨノアカリ」とも稱したることは、顯昭の歌に、元日の宴と云ふ題にて、むつきたつけふのまとあやも、しきの豊のあかりの始めなるらん」とあるにて明なり、儀式は江次第以下諸書に見えたり、公事根源最も簡なれば之によりて下に示す、其儀小朝拜はてめれば、内辨の大

臣陣の座につきて事を行ふ、一上にあらずして、位次の大員ならば、内辨に候べきよしを、職事をもて被仰なり、大方よろづの公事を、一上たる人は、前をわたすまじきにや、陣のはしの座にて、藏人を以て、外任奏をそうす、宮のふたに入たり、藏人内侍につけて奏聞す、これを御覽じて返したまふ、又諸司奏の奏は内侍所につくべきよしを奏す、古へ庭にすゝみて、奏しけるとかや、諸司奏とは七曜の御曆、水鏡、廣赤奏(委しき)とは各條に就て見よ)など内侍所につくべきよし奏す(中略)刻限に就て、御門南殿に渡御なりて、御帳の内につかせ給ふ、内辨陣座を起て、陣のうしろにて、靴をはく、是より先に、諸廂外辨につく、長樂門の東の廳なり、是は大内にて

クワン

クワンジンサルガク

勸進猿樂 勸進を目的として興行する猿樂、即ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして、神社佛寺の建立修繕等の費用を集むる爲めにこれを興行す、室町時代は京都

クワン

クワンシンジ

觀心寺 關河内國南河内郡川上村大字寺元○山城檜尾山觀音宗(出典未詳)文武天皇大寶年間役小角の創立にして觀心寺と云ふ、弘仁中聖海之を再興して觀心寺と改め、之を實惠に付す、弟子眞觀實惠の後を受く、嵯峨天皇勅して定額寺となす、淳和天皇の御代實惠を遣營し、仁明天皇承和三年山地一千五百町を賜ひ、當寺の永格となす、建武中興の時、後醍醐天皇楠木正成を奉行として金堂を再建す、是れ即ち現時の堂宇にして、明治三十一年特別保護建造物となる、金堂竣工の後正成大願主となり、三層塔を建てんとし、中ならずして、天下亂れ終に海河に死せしを以て、造營は中止となり、今僅に初層のみ存す、正成建塔塔と稱して著名なり、後醍醐村上兩天皇の御信仰厚く、所領を寄する事屢々にして、正平十五年正月には、禁裏の本尊愛染明王を當寺に賜ひ、金堂内に安置し、永代の勸願寺となす、又同年四月内陣常燈料は紀伊國の正税を以て充つべきの給旨を下し、其他常に職勝天下泰平の祈願、天變地異の祈に至るまで皆當寺に命じたりき、是より免き、正平十四年時將島山國清大擧して天野行宮を侵すや、天皇觀心寺を以て行宮とし給ひたりき、二十三年後村上天皇崩御本寺に葬り奉る、室町時代島山氏此國の守護となりし時、亦此寺に歸依し、屢々段錢以下臨時課役を免除し、軍勢の猖獗を止む、永正三年金堂の檜皮葺を瓦葺となす、天正中織田信長觀心寺七郷の寺領を減じて一郷とす、豊臣秀吉の時二十五石を寄す、慶長十八年豊臣秀頼金堂を修理す、徳川氏亦僅の寺領を寄せたる

クワン

のみなりしを以て大に衰へたり、明治の初年高野山の所轄となる、今僅に塔頭中院存せり。寶物、古文書數萬通あり、後醍醐天皇以下南朝累代の繪旨、楠木正成正行等の自筆のもの少からず。觀心寺行宮、正平十四年賊將畠山國清大舉して、天野の行宮を侵すや、天皇金剛山へ遷御すと稱し、本寺を以て行宮とす、此時塔頭總持院を以て行在所に宛て、一山四十六坊の僧徒率て、天皇を擁護し給へり、幾干もなかくして、京都亂れ北軍勢を失ひしを以て、天皇觀心寺より攝津住吉へ行幸す、其遺址今田圃に墾せり、天皇正平二十三年攝津の行宮に崩すや、當寺に葬り奉る、御陵は金堂の後峰に在り、楡尾觀心寺と云ふ。○楠木正成墓、正成之首塚と稱し、金堂の後峰、定墓廟の東の高所に在り、小形の五輪塔高四尺許なり、正成濱川に戦死するや、足利尊氏其首を河内に送る、正行中院瀧覺に命じて埋めし所なりと云ふ(河内名所圖會、歴史地理、觀心寺と金剛寺と)。

クワンシンシノカリミヤ 觀心寺行宮 後村上天皇の行在所を云ふ、觀心寺(クワンシンシ)を見よ。

クワンシンシノミササキ 觀心寺陵 楡尾院をいふ、(ヒノチノミササキ)を見よ。

クワンシンスマウ 勸進相摸 勸進を目的として興行せる相摸、即ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして神社佛寺の建立修繕等の費用を集むる爲これを興行す、後世は轉じて木戸錢を取り興行する物は凡て勸進と稱し、其興行元を勸進元と稱するに至る(徳川通志)山城國千早寺八幡宮再建に付き正保二年六月下鴨會式の十日が間興行す、是京都勸進相摸の初なり、大阪にては元禄五年袋屋伊右衛門と云へる者、南瀬江高木屋橋筋立花

通にて興行せしを初めなりと傳ふ、江戸にては寛永元年明石志賀之助等上野東叡山寛永寺建立の爲地固として興行したるを始めとす、一説に同年三月四谷磯町の笹寺に於て晴天六日間興行せるに始まれりとなす、又云ふ、笹寺興行は七年の誤にて上野にて興行せし後中絶し七年に至り四谷磯町にて再興せしならんともいへり、爾來引つゞき興行せしも、正保慶安の頃磯町の寄相摸に就き殿中に於て又傷の企ありしより、勸進相摸の人心を狂熱せしむるを憂ひ慶安二年、幕府令して之を停む、寛文元年又勸進相摸前より町中にて御法度候間備其旨相心得町中にて致させ申問敷候」と戒飭したり、茲に於て一時新道も衰微したるも元禄十一年淺草三十三間堂を深川宮々岡に移すに當り、之が地固として請願し許可を得て再興せしより、爾後毎年此地に於て興行するに至れり、後明和六年八幡宮境内に移し、暫く此地にて興行したりしが、後間もなく本所回向院に移し、遂に今日に至る迄勸進相摸の興行地となれり(半日閑話、遊遊笑覽、相摸大全、相摸史傳)。

クワンシンノウ 勸進能 勸進を目的として興行する能狂言、即ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして神社佛寺の建立修繕等に際しこれを行ふものとす、勸進能に二種あり、一は、一世一代勸進能なり、俗に御免勸進能といふ、一は、常の勸進能なり、一世一代は、大夫一代に一度興行するものにて、諸家よりは勸進物を寄贈し、市中よりは勸進錢を徴集して贈るものなるが故に、官許を得ざれば行ふこと能はず、常の勸進能は、町年寄へ届出るのみにて興行することを得るなり(徳川通志)永享五年室町幕府の時、祇園塔婆供養の爲め、觀世三郎大夫丸河原にて散樂を催し、將軍家管領以下見物せ

クワン

るは、勸進能の始めとす、次で寛正五年前番盛殿馬寺再興の爲め丸河原にて散樂を催し、觀世音阿彌元重三日間勤めたり、當時世に之を天下衣弊の一端に數へしを見れば、其經費の莫大なりしを察するに足る、徳川家に於て勸進能を許されしことは、天正中に駿河に於て觀世三郎、駿遠守甲信五ヶ國の勸進能を興行せしと舊記に見えたり、其詳細は知り難し、慶長十二年二月觀世今春城内に於て興行せしを、江戸に勸進能のありし始めとなす、爾後一代勸進能を興行すること七度(徳川家一代の間は慶長度を加へて八度行へり)即ち(一)元和二年、觀世、幸橋外に於て(二)明暦二年、觀世、筋違橋外に於て(三)貞享四年、寶生、本所に於て(四)寛延二年、觀世、筋違橋外に於て(五)文化二年、觀世、幸橋外に於て(六)天保二年、觀世、幸橋外に於て(七)嘉永元年、寶生、筋違橋外に於て孰も興行せり、而して興行の日數は、貞享以前は晴天四日間の定めなりしに、寛延以降は、改めて晴天十五日となし、初日より七日までは日割を以て見物する町人入場すれど、武家と雖もまた入交り見物することを待たり、八日目以後は、相對見物となり、何人に依らず心次第に見物せり、常の勸進能は、寛永の頃より八重洲河岸、淺草本所、磯洲、新大橋等に於て興行ありしこと舊記に見え、他の興行物と同一一般のものなりき、見聞集に、江戸紫昌故勸進能毎月愈ることなしとあれば、盛に行はれしこと知るべし(歌舞音楽略史、江戸會誌、勸進能)。

クワンシンビクニ 勸進比丘尼 歌比丘尼(ウマヒクニ)を見よ。

クワンシンリウ 瀧心流 神戶有樂齋が創めたる柔術の流派○有樂齋は天明中の人にして、瀧野遊軒真高に從つて起倒流を學び、其遺奥を研めて

クワン

法親王當寺の長吏となりしより以來、代々法親王の住院する所となり、江戸幕府の時宮門跡と定めらる、二回濟範入道親王に至り、王政維新に際し、復飾の宣を給ふ、山階宮見親王是なり、今左に歴代を示す○什寶は刺繡釋迦說法圖、仁王經其寶鏡(傳弘法大師筆)あり、共に國寶となる、其他普光明藏經(傳光明皇后筆)心經(傳弘法大師筆)紺紙金字三部總經(二卷)(鳥羽經藏傳來)等頗る多し○勸進寺山上字鎮岡に高麗の墓あり、小野墓と云ふ、夫人列子の墓は栗栖野に在り、後小野墓と云ふ、贈皇太后胤子陵は四方字大日山に在り(門跡傳、山城名勝志、京都名勝志、勸進寺長老次第)。

○承俊 濟高 貞譽 瀧覺 雅慶 濟信 深覺 信覺 嚴覺 寛信 雅實 成實 聖基 道實 勝信 道淳 信忠 教寬 寛胤 尊信 興信 尊興 興胤 尊聖 教尊 恒弘 常信 海覺 寛欽 聖信 寛海 寛俊 濟深 尊孝 寛寶 濟範 雲昭 榮嚴 覺阿

クワン

途に一派を開く(武術流祖録) クワンシンリウ 貫心流 去戸司備家後が創めたる刀術の流派○家後は元龜中の人にて、安藝國菊山城主なり、自ら刀術を研めて其妙旨に達し、遂に一流を開く(武術流祖録) クワンシヤ 官社 神社官の神名帳に記載せられ、新年、月次、新嘗等の祭に預る神社をいふ、官幣國幣の別あり、クワンハシヤ「コクハシヤ」の條を見よ。 クワンシヤ 冠者 元服したる人をいふ、加冠の人の義、蒲冠者冠帽、木冠者義仲の如し、クラザ、クランザ、クラシヤともいふ、源氏物語に、くわんざの御座、ひき、れのおとの御座前に在り、又くわんざの君、ひとつとらにておひいでたまひしかど云々と見えたり、平家物語に、辻冠者ばらとあるは賤めたる詞なり、ゲンブクを參看。 クワンシヤウ 寛正 後花園天皇御宇の年號、後一年は後土御門天皇に係る、長祿四年十二月二十一日改元、六年を経て文正と改む、孔子家語に、外寬而内正とあるに據る、權大納言藤原勝光之を勸申す(元祿別錄) クワンシヤウ 官掌 「クラシヤウ」を見よ、クワンシヤウ 勸請 神佛の靈を他に移して祭るを云ふ、舊は佛の三懺悔法の一、五悔の一、入涅槃に臨み佛に久住を勸請する意より轉じたるなり、大藏法數に、勸請有二、一者謂十方世界有佛、將入涅槃者、勸請住世利濟衆生、二者謂十方世界有佛初成正覺者、勸請轉法輪度諸衆生、雖不見佛、而虔心勸請以達歸敬之誠と見えたり(佛敎の辭典)

クワンシヤウ 願狀 願文(クワンモン)をクワン

見よ。 クワンシユ 卷數 「クワンズ」を見よ、クワンシユ 貫首(貫主) 藏人の頭を云ふ、又天台座主をも云ふ、又「クワンズ」とも云ふ、藏人は殿上にて第一の人、天台座主は叡山第一の人なるが故に然か云ふ、孝経序に、顔回閔子齊者孔門三千弟子貫首也と見えたり(官職要解) クワンシユ 勸修寺 山城國宇治郡醍醐村大字勸修寺○龜甲山と號す、カシユジともいへり、眞言宗、大本山、宮門跡の一○本尊千手觀世音(起原)此の地は宇治郡大領宮道備益の邑なり、内大臣藤原高藤其女を娶り、生む所の女胤子、字多天皇の妃となりて、醍醐天皇を生む、昌泰三年太后胤子の御願により、承俊律師に勸して、伽藍を創立し、勸修寺と號す、延喜二年濟高僧正を以て別當とす、後には専ら長吏と號す、五年勸して定額となし給ふ、延長三年續受陀羅尼法華經を供養し、贈皇太后胤子の冥福を修む、爾來朝廷の御歸依、藤氏の崇敬厚く、堂塔伽藍宏壯輪奐を極めたり、幾多の年月を経て、文明二年兵燹に罹り、諸堂灰燼となる、後ち再興せしが、豐臣氏の時、秀吉の心に替り、大に寺領を減せられ、伏見築城の時宮殿佛閣を排し、冰室池の名池を埋め、當寺境内を横斷して、關東への新道を造る、茲に於て大に舊觀を損ず、徳川氏兩回の増修を爲し、一千石を給ふ、寛永中明正天皇の舊殿を賜ひ、宸殿書院支圖を造り、延寶中假内侍所を賜ひて、本堂を造立し給ふ、共に現存せり、此外靈明殿並に茶室等あり、見親王の重修する所に於て、堂宇宏壯頗る淨潔なり、庭園は延喜式に載する所の栗栖野冰室池にして、園内に十五勝あり、天女峰には風神を祠り、集仙島には水神を祭る○寛胤

クワン

クワン 勸修寺氏 姓は藤原、名家の一、閑院冬嗣六男贈太政大臣良門の子高藤十三代孫參議資經より出づ、資經の二男経俊、坊城と稱す、三代経顯始めて勸修寺又芝山と號す、経顯内大臣位となり、應安六年正月薨す、子孫相襲す、明治に至り華族に列せられ伯爵を授けらる(尊卑分限、家譜、華族譜) ○經顯 經重 經豐 經成 教秀 政顯

クワン

クワン

尙願 尹豊 晴右 晴豊 光豊 經廣  
 經慶 元隆 高顯 顯道 敬明 經遠  
 眞顯 經則 顯彰 經理 顯允 經雄  
**クワンジュシケ** 勸修寺家 内大臣藤原高  
 藤より出でたる諸氏をいふ、勸修寺、又「カシュジ」  
 ともいふ、高藤は冬嗣の孫にして、眞門の子なり、曾  
 て勸修寺を創す、因て以て號となす、其族に吉田、甘  
 露寺、萬里小路、清閑寺、中御門、坊城等あり、皆各條  
 に述ぶ、就て見るべし(尊卑分脈)

**クワンジュシタトヨ** 勸修寺尹豊  
 長壽院と號す、法名紹可、元龜三年閏正  
 月内大臣に任ず、四月辭して出家す、文祿三年二月  
 朔薨す、年九十二(公卿補任、大臣補任)

**クワンジュシツネアキ** 勸修寺經顯  
 芝山前内大臣、また花山、後勸修寺と號す  
 應安三年三月内大臣に任じ、四年八月辭す、同  
 六年正月五日薨す、年七十六(公卿補任、大臣補任)

**クワンジュシユノリヒテ** 勸修寺教秀  
 勸修寺准大臣と稱す、文明三年四月權大  
 納言と爲る、延運二年十月辭す、明應五年六月大臣  
 に進ぜられ、尋で出家す、同年七月十一日薨す、年  
 七十一、大永八年七月、天皇の外祖父たるの故を以

クワン

て左大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)  
**クワンジュシハルトヨ** 勸修寺晴豊  
 晴雲院と號す、慶長六年正月大臣に進ぜ  
 らる、七年十二月八日薨す、年五十九、十九年十二  
 月内大臣を贈る(公卿補任、大臣補任、大臣補  
 任)

**クワンジュシハルスケ** 勸修寺晴右  
 高麗院と稱す、道鏡松國、法名天助、永  
 祿十一年九月幕府の命に違ふを以て罷居す、官權中  
 納言たり、翌年正月出家、元龜四年十二月權大納言  
 と爲る、天正四年六月武會に依て罷居す、尋でまた  
 出家す、十二月内大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

**クワンシヨ** 還昇 「ゲンシヨ」を見よ、  
**クワンシヨウジャウ** 菅承相 菅原道眞  
 の稱、コサハラノミチザネを見よ、  
**クワンシヨク** 官職 官位(クワンキ)を見  
 よ、  
**クワンシヨクナギ** 官職難儀  
 一巻、群書類從七十三官職部、經濟雜誌社本第四輯  
 に收む、春宮攝政關白内覽兵仗准三后親王太政  
 大臣叙位内侍宣、重任等官職の故實を問答體に記し  
 たるもの、官職研究者には必讀の書なり(附吉田  
 兼右、天正四年書寫の奥書あり(官職難儀))

**クワンシヨクヒセウ** 官職秘抄  
 二巻、群書類從七十官職部、經濟雜誌社本第四輯に  
 收む、神祇官太政官八省以下令外官に至る迄補  
 任の例を述べたるもの、官職を研究するには必ず一  
 讀すべき眞書なり(附吉田兼右、基親は藏人辨を経

クワン

て從三位兵部卿となり、建永元年出家す(官職秘抄、  
 公卿補任)  
**クワンズ** 卷數 依頼に依りて經文陀羅尼等  
 を讀誦したる時、轉讀の數を記して願主におくりた  
 る文書、後世は經卷方の紙に認むることとなりたり、  
 而して此事の書籍に見えたるは、朝野群載卷十六な  
 る僧行教の石清水八幡宮護國寺の縁起中に、安以三同  
 二年十一月廿六日、被下宣旨、爾、左大臣宣、奉勅、  
 行教、同豐前國字佐宮、爲勾當、奉讀大般若經、  
 可勤、仕御祈願、者、依有勅、令事付人々、奉  
 候彼宮、始自同三年正月、至三月廿七日、並廿四日  
 夜、請僧一百一人、奉修御願、奉讀大般若二部、  
 金剛般若經一萬一千六百五十卷、理趣般若經百三十  
 六卷、光明陀羅尼七萬五千遍、既畢、經王卷數、  
 僧名簿等、言上先奉云々、とあるをばはじめとす、今其  
 實例を覺禪抄によりて示す、  
 白衣觀音、御修法所  
 奉供  
 大壇供、一百五ヶ度、  
 護摩供、同、  
 諸神供、十五ヶ度、  
 奉念  
 佛眼眞言、二萬三千遍、  
 大日眞言、一萬五百遍、  
 聖觀音眞言、一萬五百遍、  
 本尊眞言、六千三百遍、  
 金剛吉祥成就明、一萬五百遍、  
 妙吉祥破障禪明、同、  
 成就一切明、同、  
 馬頭眞言、同、  
 一字金輪眞言、七萬三千遍、

クワン



件僧所役人夾名杖與卷數同挿之  
 かく卷數はもと經文を誦したる數を記すものなりし  
 が、後世神職の輩亦之に倣ひ、中臣祓禊を誦して其  
 度數を記し、願主におくることを爲し、また之を  
 卷數と稱したり、極意自語に、加茂下上社卷數のうっ  
 しを出せり、左の如し、  
 御親皇大神宮  
 御祈禱  
 奉幣 七座  
 中臣祓 十二座  
 三種大祓 百二十度  
 右奉、爲一天泰平四海靜謐、丹誠奉禱之狀如件  
 寛政元年七月 日 福宜奉  
 別雷皇大神宮 御祈禱

右奉、爲 太上天皇御息災安穩增長實壽御願滿、  
 自三月九日、至三月今日、並五七箇日夜之間、率  
 大口伴僧、殊致、精誠、奉修如右、  
 長承元年十月十二日  
 阿闍梨權律師法橋上人位寬

また其短冊方に變化したるも早くよりのことにて、  
 源平盛衰記、源氏追討使の條に、白淨衣に立烏帽子著  
 たる老翁六人梅の緒に卷數付て、各捧げて六人の大  
 將軍に奉る、門出よとして弓を脇に挟みつゝ、各卷  
 數を披いて讀給ひけるにおもしろき」とあり、故に  
 を知るべし、なほ竹柳等にも付けたることあり、故に  
 卷數一枝など、記録中に見えたるも多し、建久三年  
 後七日御修法日記に、其圖見えたり、左の如し、

取分參詣之事  
 貴布禰大明神  
 奉修行中臣祓之事  
 一月七日箇日參籠之事  
 右奉、爲權中納言藤原某禮貴體安穩御願圓滿感應  
 成就、殊舟、丹誠、所奉禱之狀如件  
 寛政元年五月 日 前神主  
 正三位加茂名



(載所抄類目名道神)

**クワンズ** 貫主 「クワンジュ」を見よ、  
**クワンセイ** 寛政 光格天皇御宇の年  
 號、天明九年正月二十五日改元、火災に依てなり、十  
 二年を経て享和と改む(附國書註に、天下被寛祐  
 之政、則我民無違用一米とあるに據る、

**クワンセイ** 官制 上代天照大神の天石竈  
 に籠り給ひし時、思兼神深く謀りて、天兒屋根命を  
 して祝辭を宣らしめ、天太玉命は和幣を遣り、天鈿  
 女命は神樂を奏し、大神瑞殿に還御し給へる時は、大  
 宮寶命内に侍し、豐樂間月神、櫛鬘間月神は外を護  
 衛したまへり、天孫降臨の時には、五部神をして、各  
 其職を以て天孫に陪侍せしむること、天上の儀の如  
 くならしむ、官職の制、既に太古に濫觴す、神武天  
 皇中州を平定して、天位に即かせ給ひし時、天宮命  
 天璽鏡を奉じ、天種子命神代故事を奏し、道臣  
 命、大久米命は、大伴部、久米部を率ゐて宮門を守  
 り、可美眞手命は内物部を率ゐて儀衛せり、功を論

クワン

クワン

じ賞を行ふに及びては、諸國の國造縣主等を任じた  
 まへり、是より後、制度漸く整ひ、垂仁天皇の朝始め  
 て大連あり、成務天皇の朝始めて大臣あり、大臣は  
 世々皇別より出で、大連は世々神別より出づ、並に  
 臣連二姓の宗長として、遂に官職とはなりしなり、  
 (按ずるに、大臣大連の稱のはやく見えたること、か  
 くのごとしといへども、相並びて朝廷に執政たりし  
 は、雄略天皇の朝、平群眞鳥を以て大臣に、大伴室  
 屋を以て大連とせしに始まれり)此外つぎの職  
 も、皆其氏姓につきて、世々其職事に仕へたり、中  
 臣連、齋部首は祭祀を掌り、物部連、大伴連は武  
 事を掌り、商長首は貿易を掌り、船史は船賦を掌  
 り、屯倉首は儲米を掌り、藏部は府庫を掌り、兼公  
 は貫納を掌り、並に財務の職なり、吉士氏は外蕃に  
 使して蕃客を接遇することを掌り、曰佐氏は通譯を  
 掌るが如きは外交の職なり、田部連は田部を管し、阿  
 曇連は海部を管し、山部公は山部を管するが如きは、  
 山海田牧の職なり、膳部多米連は膳蓋を掌り、水取  
 造は水漿を掌り、酒部君は釀酒を掌り、服部造は衣  
 服を掌り、車持公は車從を掌り、玉作連は玉を攻め、  
 鏡作造は鏡を磨る、其他馬飼鳥養等百般の技藝まで  
 各其職ありて之を世襲す、其部長たるものには朝廷  
 特に姓を賜ふ、これを伴造或は伴緒といへり、之に  
 屬する部民甚多し、昔其長に就て王事に服す、地方  
 に於ては、國造、縣主、船置、村主等の職あり、いづ  
 れも世襲す者せしめて中國の藩屏とす、國造、縣主  
 は神武天皇の時に始まり、成務天皇の時大に建置か  
 れしが、それより後歷朝増置して、雄略天皇の朝に  
 至るまで、國造の數一百四十四あり、其島なるは島  
 造といふ、臣連伴造より、國造以下に至るまで、大  
 罪惡有るにあらざれば廢職することなし、紀元千二



クワン

百年代の末に及びて、世職の弊漸く起り、貴族傳動の人、土地人民を私して法制漸く亂る、時しも外交漸く盛にして、國家事多く、改新の政いよく、其要を見るに至るを以て、紀元一千三百五年、孝德天皇の大化元年、始めて封建の制を變じて郡縣の治とし、世襲の職を廢して八省百官を建て、國司郡領を置く、左右大臣内臣の三職、百官の長として大政を執り、以て大に朝綱を振肅す、此改革は皇太子中大兄皇子(天智天皇)と中臣連鎌足との専ら計畫せし所なり、此後時々増減ありしが、文武天皇の大寶元年に至りて、官名位號大に定まり、神祇太政の二官、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内、八省、以下措置結構備はらざるなく、非違を彈劾するに彈正臺あり、軍衛には衛門府(後に左右近衛)、左右衛門府(後に左右衛門)、左右兵衛府あり、五衛府といふ、後ち沿革するに及びて六衛府と稱す、閑馬兵器を掌るには左右馬寮、左右兵衛寮、内兵衛司あり、後宮の職員には内侍司、藏司、書司、藥司、兵司、關司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司の十二司あり、東宮の職員には博學士、春宮坊あり、地方官には、左右京職、攝津職、大宰府あり、又諸國を品第して大上、中、下とし、國司郡司を置くこと各差あり、軍衛には軍團あり、以上令制の定むる所なれども後世時宜によりて時に廢置あり、其令外におくものを令外官といふ、即ち内大臣、中納言、參議、院司、齋宮寮、齋院司、修理職、勸解由使、檢非違使、藏人所、記帳所等、地方官にては鎮守府、陸奥出羽按察使、秋田城司、征夷使、押領使、追捕使等、臨時の官には、遣唐使、班田使、問民苦使、疾苦使、檢田使、賑給使、裝束司、次第司、南無司等これなり、而して内外諸司職掌あるをば職事官といひ、職掌なきをば散官といふ、五衛府、軍團及び諸の帶仗者

クワン

を武官といひ、其餘を文官といふ、在京の諸司を京官といひ、其餘をば外官といふ、又長上官番上官の差別ありて、六考八考の選限あり、其官に任するに、大納言以上、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、太宰帥を勤任とし、其餘を委任とす、主政、主帳、家令等を列任とし、舍人、史生、使部、伴部、帳内、資人等を式部列補とす、淳仁天皇の天平寶字二年、仲麻呂保とたり、大に官職を改め、太政官を乾政官とし、太政大臣を太師、左大臣を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫とし、紫微中臺を坤宮官とし、中務省を信部省とし、式部省を文部省とし、治部省を禮部省とし、民部省を仁部省とし、兵部省を武部省とし、刑部省を義部省とし、大藏省を節部省とし、宮内省を智部省とし、彈正臺を糾政臺とす、其他改むるもの多し、皆仲麻呂の言によりて唐制に擬せしなり、仲麻呂の言に及びて悉く舊に復す、帝重祚し、僧道鏡を寵して法王となすに及び、法王宮職を置く、名分の差なること甚し、光仁桓武兩朝に至りて、悉く冗濫の官を省き、治否を審にして、賞罰を明にす、清和天皇の時、攝政を置き、宇多天皇の時、關白の號起り、爾後遂に藤原氏の常職となりしより、三公は空名を守り、諸司百官は舊規を遵守して、故事を奉行するに過ぎず、大寶の制漸く壞ふる、地方官に至りては、權貴の家多く莊園を占有するを以て、國司の治むる所、百分の一に過ぎず、身京師に在り、代官を置きて國務を掌るをば、國司代といふ、其國司の任に赴かず、僚屬家人を遣はして事を執らしむるをば目代といふ、武家政を執るに及びては、國司領家また其職を失ひ、封建の勢をなす、朝廷には議奏傳奏を置き、大事は武家と合議參決して施行せしかば、これより後、朝廷の官職は令内令外を問はず、概れ空名に屬せり、猶武家時代の職制は

クワン

別に「シヨクセイ」の條あり、參看すべし(日本制度通)今概覽に便せんが爲め官制表(前頁にあり)を製して參考に供す、なほ詳しくは各職官の條に就きて見るべし、  
**クワンセイチャウシヨカフ** 寛政重修諸家譜 寛政 寛政二年(一七五〇)寫本一千五百三十五卷、今總論に存す、國主領主以下幕臣目見以上の諸家の本文系譜を詳かにしたる者、國文にて記す、寛政十二年家齊將軍の時堀田正教に命じて、寛政以後の諸家の系圖書體を爲さしめしが、享和三年改めて全書重修の體となし、正毅廣代弘賢以下五十餘人編輯に従事し、十四年を経て文政九年に成る、編纂の體は、姓氏錄に従ひ、皇別を始めとし、神別番別之に次ぐ、總て分派多きを始めに置く、たとへば皇別は清和源氏を始めとし、宇多村上の源氏を列ね、平橋に及び、出所詳かならざるものは神別の下に附載せり(寛政重修諸家譜)  
**クワンセイノサンキジン** 寛政三奇人 江戸幕府寛政の頃、仙臺の士林子平友直、上野の人高山彦九郎正之、下野の人蒲生君平秀實の三人奇行を以て知らる、世に寛政三奇人と稱す、詳しくは各條を見るべし、  
**クワンセイノサンスケ** 寛政三助 江戸幕府寛政の頃、古賀彌助(精里)、尾藤貞佐(三洲)、柴野彦輔(栗山)の三人幕府の健官として名聲あり、共に助の字を有するを以て、世に並び稱して寛政三助といふ、詳しくは各條を見よ、  
**クワンセイレキ** 寛政曆 曆の名、光緒天皇寛政十年、寶曆甲戌曆を廢して之を用ふ、此曆は、寛政九年、江戸の人高橋主時、吉田秀升、山路徳風、間重富等、清國康熙の曆考成に據り、新に造りたる所のもの、其行はるること四十五年間、天保壬寅曆用ふるに至りて罷む、(ゴヨミ)參看(文藝叢書)

クワン

る所のもの、其行はるること四十五年間、天保壬寅曆用ふるに至りて罷む、(ゴヨミ)參看(文藝叢書)  
**クワンゼオンジ** 觀世音寺 關西 真前國筑紫郡永城村大字觀世音寺○單に觀音寺ともいふ、また清水山普門院と云ふ、天台宗○本尊如意輪觀音、今は聖觀世音、天智天皇の勅願所にして、元正天皇養老七年僧滿野を築紫に遣はし、諸堂の造營を完成せしむ、天平十年封一千戸を寄す、十七年僧芝叅を築紫に配し、觀世音寺を檢造す、天平勝寶元年聖德太子五百町を寄せ、天平寶字五年戒壇を築く、遺立後四百年を経て、康平七年五月火災に罹り、講堂法塔四十二區の僧坊、八十四間の廻廊、寶藏鐘樓等一字も餘さず焼失す、治暦元年、時の太宰府長官藤原師長再興し、二年十一月に成る、其後また災に罹りしが、文明二年宗祇築紫に下りし時、觀音堂戒壇院の外は諸堂塔廻廊皆跡もなく石のみぞ音のかたみを殘せる由紀行に記し、寛永七年大に願殿に歸し、元禄元年僅に小宇を興し舊蹟を存す○戒壇院、觀世音寺四十九院の一、律院にて昔は東大寺末なり、本尊釋迦、孝謙天皇天平勝寶六年四月戒壇を設け、唐の僧鑿真此の壇にて受戒せしを始めとす、西戒壇とも稱して三戒壇の一なり、これより鎮西九國の僧侶は皆本寺にて受戒せしむ、寛文九年崇福寺の僧本尊を修理し、戒壇堂を建つ、元禄十六年六月觀世音寺より分離して、崇福、承天等禪宗四箇寺の所屬となる(續筑前風土記、同拾遺)  
**クワンゼオンボサツ** 觀世音菩薩 佛教にて菩薩の名、略して觀音と云ふ、新譯に觀自在菩薩と云ふ、梵語に觀世音(觀世音と譯す)阿婆盧吉低舍婆羅(觀世自在と譯す)盧迦樓五(光世音と譯す)阿婆盧低多伊温代羅(觀自在と譯す)阿那婆菴吉

クワン

低輪といふ、或は救世淨聖とも、救世菩薩とも稱ふ  
**クワン** 觀世音菩薩 佛の如來の化身として四方極樂界に在り、結跏趺坐して身は金色、左手は膝に當りて、蓮花を持ち、右手は胸に當りて施無畏なす、而して六觀音、七觀音、三十三觀音の名目を立つ、左の如し(尊容抄、佛敎の如し辭典)  
**【六觀音】**  
大悲 大慈 師子無畏 大光普照  
天人丈夫 大梵深遠  
**【七觀音】**  
千手 馬頭 十一面 聖  
如意輪 準謁 不空淨索  
**【三十三觀音】**  
楊柳 龍頭 持經 圓光 遊戯  
白衣 龍鳳 遍見 施樂 魚籃  
蓮王 水月 一葉 青頸 威徳  
延命 衆寶 岩戸 能靜 阿耨  
阿闍梨 葉衣 瑞雲 多羅尊 始網  
六時 普悲 馬郎婦 合掌 一如  
不二 持蓮 彌水  
**クワンゼンクワウツサキノウダイ** 觀善光院前右大臣 中院通躬(ナジン)



クワン

カノキニミチミをいふ、  
**クワンゼンジ** 官宣旨 太政官よりその被管の諸司、又は寺社等に下せる公文書にして、太政官符と、太政官職との代用を爲すものを云ふ、起原は平安朝の中葉より行はれしものなるべし、蓋し官符は其被管に限りて下せるものにして、共に請印等の手續を要する公文書なるを以て、平安朝に於て輕便なる宣旨の一體を生じ、公文書の制壞るるに及び、符  
**右難官下紀** 國金對字寺  
**應橋金進** 僧住信覺觀身事  
**右高野金奈** 兩山僧徒依教新法及雜語  
**右被尋問** 子細被覺觀度及雜有言金奈  
**遂分難山** 仁合山澤不信違愛論之政道持違物  
**大納言源朝** 通具宣奉 易置何持山  
**合進耳身** 者且承知依宣行之  
**嘉祿三年** 八月五日左大夫小規  
**權中難王朝**  
條の二者を合せて新に生じたるもの、即ち官宣旨な



クワン

り、然れども請印等の手續を要する儀式的、若しくは大事の場合には、官符官牒を出したり、四宮記には、大臣宣し、辨官草したるものを大宣旨、辨官より在京の諸司に下したるものを小宣旨、大宣旨に比し、事件の小にして六臣宣を要せざるものにして、大宣旨に對せる稱、辨官より諸國に下したるものを國宣旨と云へど、或る時代を限りたる一時の稱呼に過ぎざるなり、官宣旨は初に左辨官とあると、右辨官とあるものととの區別あり、もとは左辨官は中務、式部、治部、民部の四省を管し、右大辨官は兵部、刑部、大藏、宮内の四省を管したりしが、後には左辨官は吉事、右辨官は専ら流罪叛逆等の凶事に關するものにのみ下し、且つ左右辨官を混同したるものもあり、即ち初に左辨官下とありて、終には右辨官右大史の奉じたるもの、又初に右辨官下とありて、終には左辨官左大史の奉じたるものあり、猶符(シ)宣旨(モンシ)と參看すべし(黒板博士説)

クワンダイ

貫代 江戸時代、石代の事をいふ、石代納(コクダイナフ)を見よ。

クワンタウ

官當 王朝時代有位の者が刑に關したる場合に、官位勳等を以て罪を贖はしめ、其刑を減するの法をいふ、官當の法は、私罪を犯すときは、四品以上、三位以上、勳二等以上は、各一官を以て徒三年に、四位、五位、及び勳三等以下六等以上は、二年に、六位以下八位以上、及び勳七等以下十二等以上は、一年に當つ、又公罪を犯すときは、私罪に各々一年を加ふ、即ち五位以上、及び勳六等以上を以て徒三年に、六位以下八位以上、及び勳七等以下十二等以上を以て二年に當つ、官位勳位の二官あるときは、先づ官位を以て當て、次に勳位を以て當

クワン

つ、官位は毎階一官とす、即ち正從上下を各一官として計ふ、勳位は正從を各一官とす、例へば勳一等は正三位相當にて一官なり、勳二等は從三位相當にて一官なるが如し、又行守は各本位を以て當て、其上に見任の職事官を解く、例へば、從五位下の人、正六位上相當なる大内記に任ぜられたる行の如きは、若し徒二年半の私罪を犯すとき、請減一等して猶ほ徒二年に當れり、其時は本階の從五位を以て二年に當て、大内記の官を解くなり、又正六位上の人從五位下相當なる侍從に任ぜられたる時、即ち守の場合には、若し徒二年の私罪を犯すときは、例減一等して殘れる徒一年半の内、一年は本位の六位を以て當て、半年の分は徒一年の贖銀二十斤の半なる十斤を納めて贖ひ、侍從の官を解くなり、凡て官當は、官位勳位を以て徒に當て、現任の職事を解く、又贖銀のみを納めて、官位勳位を留め置くこととを聽さぬ法なれば、先づ官位勳位を以て罪に當て、其餘罪をば罰を出して贖ふなり、若し(官位勳位を以て罪に當てたる外に、仍ほ餘刑の徒罪ありと、官當して其罪已に盡きたりとも、更に法を犯して未だ料斷を経ざるものとは、歴任の降所不至の位記を以て當つることと聽す(降所不至とは、例へば從五位上の人、官當するときは、其年の後に、先位に一等を降して從五位下に叙する法なれば、從五位以下以下を指して降所不至と云ふなり)又官當は罪輕くして其官を盡さざる時と、官少くして其罪を盡さざる時との法あり、罪輕くして其官を盡さざる時は、五位以上は私罪徒二年に當つべきに、私罪徒二年を犯すときは、請減一等すれど餘徒一年半なり、即ち罪輕くして五位以上の官位を盡さず、其時は官位を留めて、徒一年半の贖銀三十斤を収むるなり、官少くして其

クワン

罪を盡さずとは、八位の人私罪の徒一年半を犯すときは、八位を以て徒一年に當て、餘罪半年は一官に當つるに足らざれば、徒一年の贖銀二十斤の半なる十斤を収むるなり、官當は元より徒罪に當つる法なれば、流刑の爲には別に比徒四年の法を設けたり、徒は三年までにて四年はなきを、官を以て流に當つる時は、遠中近の三流共に比徒四年とす、七位以上及び勳十等以上は、請減、請減、例減の別はあれども、流罪以下を犯すときは、一等を減する法にて、流刑を減するときは、三流を併せて一等とする法なり、八位及び勳十一等十二等は流刑を減することを得ざれば、三流を徒四年に比して官當するなり、例へば正八位上勳十一等の人、私罪の流を犯すときは、正八位上を以て徒一年に當て、勳十一等を以て徒一年に當て、歴任の正八位下と從八位上とを以て徒二年に當て、合せて比徒四年即ち流刑に當つ、若し正八位上のみにて、歴任の位記なきときは、正八位上を以て徒一年に當て、餘の徒三年は、勳六十斤を収めて贖ふ、除免官の中にて、其罪特に重きものも此法に従ふことあり、此官當の法は、從五位下の人從五位下の位記を毀たれ、歴任の位記あるときは、正六位上の位記を留め、正六位下となり、其年即ち三百六十日を経て、先位に一等を降して正六位上となる、若し官位の外に勳位ありて、官當に用ひざる時は、勳位は留むることを得るなり、又官を用ひて盡したるものは、其叙法免官と同じく、三年の後先位に二等を降して叙す(古事類苑法律部)

クワンタウ

官稻 大寶の制、田租の官に納まりたるを官稻といふ、而して(一)大稅(又大租とも、正稅とも云ふ、出舉して利を取り、經常の費用

クワン

とす(一)租穀(租にて納め、永く貯へ置きて水旱荒凶の備に充つ)(二)郡租(雜用臨時の費用に充てん爲めに別に備へ置くなり)の三種に分つ、桓武天皇延暦十八年、官稻をば、正稅、公解、雜租の三に分つこととなり、永く定制となれり、其處分は左表の如し、猶詳しくは、各條參看すべし(日本財政史)



クワンタカ

賈高 鎌倉幕府以後、所領の田畝を計るに用ふる名、田地の收納を米納にせずして、價錢を以て納めしむるに因る、即ち幾町幾段の價、幾十幾貫文と定め、定免にして之を收むるを云ふ、太平記に、青砥藤綱に給したる莊園三萬貫、相模入道高時の領地二十八萬七千貫等あるの類なり(田制舊)田園類記に、鎌倉將軍家の末、京都の將軍家の初より、田地に賈といふ事始りて、知行、領地など、直に此賈高を用ゐて、東國、西國、四國、一統行はれし事なり、其後關東にて永高といふ事始りしが、世上にて此賈高と同一の事と思ふは誤りなり、といひ、田制舊に、此の收納錢高、作物の豐凶、米價の高低によりて多少の損益あれども、大概、幾貫の田地、幾貫の所領と稱せしなり、加之時世の變遷土地の遠近に關しても自ら差異あれど、幾貫の所領は幾町幾段の田地にて、近世幾石に當ること定め難し、町段の數

クワン

に、分錢高を記したる書類を參考するに、一貫文島地一段中に當るあり、田地二段に當るあり、或は三段に、或は四段中、或は五段又五段中に當るありて、各地の收納錢高同じからず、又賈高を以て石高に引合せたる諸稅を參考するに一貫文五斗に當るあり、一石に當るあり、或は二石、或は二石五斗、或は二石七斗七升餘、或は四石、或は四石四斗餘、或は五石、或は五石五斗、或は十石、或は十五石餘、或は二十石、或は百石に當るあり、今分錢一貫の段數を平均して五段とすれば、一段の分錢は二百文なり、さて田島一段の石高を十とすれば、一段一石の收納錢なり、一石の米價を平均一貫文とし、其内より分錢二百文を輸すとすれば、二公八民の收稅に當る、即ち賈高一貫の田地は、平均五段にして、石高にすれば五石なり、云々と云ひ、舊幕府經濟略に、賈は通用錢の賈文にあらず、軍役を田園に課せし假稱にして、即ち六貫一疋と云ひ、田園千坪を一貫とし、六千坪六貫の地より、軍役一疋を動かしむるの法に起因せるものなりと云ふと見えたり。

クワンチ

寛治 堀河天皇御宇の年號、應徳四年四月七日改元、代始に依てなり、七年を経て嘉保と改む(開元)禮記に、滿以寛治、民而除其虐ことあるに據る、左大辨大江匡房之を勅申す(國朝年號譜)

クワンチヤウ

觀智院 山城國下京區柳原町、眞言宗、別格本寺となす、應徳元年後宇多法皇の創建、僧果實を以て開祖とす、延慶元年法皇四院遷御の時、他寺の僧は、其寺門に退轉せし定額を置き、二十一箇別院を建立し、各院に配して住持を定む、此時當寺を觀智院と號し、尊三講の果實

クワン

を住持となす、果實研修事相の淵源を究め、密樂の軌範を備ふ、著書頗る多く、且典義經に充つ、第二世實實事教の學を專にし、特に廣澤の二流を慕傳す、師實實補として五百餘年間斷なく、本堂東院は創建以來觀智の災なし、住持は東寺の別當職を兼攝し、宗祖將來の聖賢を管領す、東寺第一の塔頭なり、徳川家康天下を定め、遺書を購求するに及び、本寺の書籍を重んじ、觀智院は一宗の勸學院なり、彼の經藏の諸聖教無類本最大切なり、後學の用に供す可しと命ぜしことあり(平安通志)

クワンチノセシマス

寛治宣旨掛 宣旨掛の一種、堀河天皇寛治中に定められたる斗、升法の掛を云ふ、調背に寛治宣旨曰、升、方四寸、深二寸、積三十二寸云々、云々方四寸者、長廣各一寸者有一、四、四々而得十六、以深二寸、累之、得三十二寸、謂方六面各一寸、其積有千分、故一升積三萬二千分也、斗、寛治宣旨云、斗方一尺、深三寸二分、積三百二十寸云々、方一尺、是長廣十寸也、呼十々百得三百寸、以深三十寸二分、呼之、得三百二十寸、爲三斗積、若以分言之、三十二萬分、爲一斗積也、斛、寛治宣旨云、斛、方二尺、深八寸、積三千二百寸、爲三斛積、云々、謂方二尺、二尺爲三百分、長廣二百、呼三二四、得四萬分、以深八寸、(八十分也)呼四八斛二、爲三千二百寸、若以分言之、三百二十萬分、一斛積也、若欲半斛斗者、口徑各一尺六寸、底方四寸、深一尺六寸、是爲三斗量也、とあり、以て其容積大小を知るべし、マスに參看。

クワンチヤウ

灌頂 樂曲の總曲の名、密家秘法の名なりしを、そをかりて、樂曲至極の秘曲をいふ、則ち萬葉樂なりと、此曲大曲にあらざれど大曲に準するを以て此名ありといふ、一説に、荒序を以

灌頂と爲せり、安倍季倫説を爲して、萬秋樂を灌頂と爲すは、もと天竺樂にして佛説に配したる曲を以て此を名づく、また關廣頼は、古は、四箇の大曲(蘇合、萬秋樂、皇帝、關亂旋)を皆傳授して灌頂と爲せり、然るに皇帝、關亂旋の二曲は諸傳はりて其傳斷絶す、故に萬秋樂を以て灌頂と爲し、祕曲の至極と爲すと(樂家録)

クワンチヤウ

灌頂

佛道に行ふ法にて、香水を人の頂に灌ぐ儀を云ふ、受戒或は修道昇進の時にあり、又結縁の時にあり、之を結縁灌頂と云ふ、灌頂とは梵語アヒセカの譯、天竺の國王即位の時に大海の水を以て頂に灌ぎ祝意を表するに始まる、灌は諸佛の大徳、頂は上の義、菩薩等覺究竟して妙覺に達する時、諸佛大悲の水を以て、頂に灌ぎ、即自行圓滿にして佛果を證する事を得せしめ給ふを云ふ、三種の灌頂あり(一)摩訶灌頂は諸佛摩頂授記するを云ひ、(二)授記灌頂は諸佛言語を以て授記するを云ひ、(三)放光灌頂は諸佛放光して其人に得益を被らしむるを云ふ、我國眞言宗にては此法に倣ひて密法傳授の時に壇を設けて灌頂の式を行ふ、之を密法灌頂又授灌頂と云ふ、此の灌頂を受けし者は阿闍梨と稱し、人に向て灌頂するを得、之を灌頂の師と云ふ、(唐)恒武天皇延暦二十四年九月丁卯僧最澄に勅して、清瀧峰高峯道場において、都會大壇を起し、諸寺の智行兼備の僧を擧げて、灌頂を受けしむ、道澄、修圓、勤操、正能、延秀、廣圓等同じく此事に預りし者八人、小野朝臣峰守勳を奉て法事を檢校す、是本朝密灌の始なりといふ、仁明天皇承和三年灌頂道場を東大寺に置き、十年春秋二季結縁の灌頂を修し、尋で春灌頂を修む、嘉祥三年僧圓仁奏請して比叡山に於いて永く灌頂を修するに至る、(傳法

クワン

クワン

クワン

灌頂記、良丈雜記、佛教いろは(辭苑)クワンチヤウシヤ 官長者 史(シ)を見よ、クワンチヤウチ 官廳地 明治時代、官省使察司府縣の本廳及び確定せる支廳裁判所海陸軍本營分營等の地所をいふ、此地は、地勢を其地方官より其省使へ交付し、府縣廳の分は、其坪数を本廳の帳簿に記載す、地租は、出すに及ばずと雖も、區入費は、各地方適宜出金の方法を設くべきなり、明治六年三月制定す、翌年十一月改正して官有地の第二種、官用地と合併せしむ(大日本租稅志、法令全書)

クワンチヤウノシ

灌頂師

灌頂の時の阿闍梨を云ふ、クワンチヤウノシを見よ、

クワンチヤウザン

菅茶山

「スガチヤザン」を見よ、

クワンテイ

官底

神祇官及び太政官を云ふ、底は正字通に、文藻曰、底、宗敎求春明運朝録公家文書彙、中書謂之草、福祿院謂之底、三司謂之檢、祕府有之、朝宣底二卷、即眞明中興政院書也、ありて、舊は文書の事なるを、我國にては一轉して文書を納め置く所を云ひ、終に専ら官司の事に用ふるに至る、此他八省を省底、諸寮を寮底、諸司を司底と云ふも同じ、三代格貞觀十年六月二十八日の太政官符に、祭日諸社祝部等、理須未祭之前會、集官底、各請幣帛云々といふは、神祇官を指し、本朝文符延喜十年四月二十八日の三善清行意見封事の中に、又勅解文必二通進、官、其一通留官底、一通加外廳、即下三司省、省進、季符之日、與官底解文、勸合、然後請印云々といふは、太政官を云へるの類なり、又山槐記仁安二年四月二十三日條に、親賢年開始政始子、今御意、應底陸運之基也、符宜抄に、公聖朝臣參入局底、可行情、又清方朝臣參入局底云々、又

關以東なり、安齊國等に五畿内に東海東山道を加へて二十八州とし、北陸山陽山陰南海西海道を合せて三十八州と云ひたるなりと云へるが、喜田貞吉氏は、歴史地理に其國名を擧げて東海道十五箇國、東山道の七國(近江を除く)、北陸道の六國(若狹を除く)にして其餘は關西三十八箇國(壹岐對馬は二島として除く)と云へり、後醍醐帝從うべきに似たり、保曆間記に、建武元年十二月成貞親王と申に、足利直義親とて關東八箇國の守護として鎌倉へ下向云々といふ見たり、關東八箇國を指したるものなるべし、建武記の決斷所沙汰條々の中に、關東十箇國成敗事とある、十箇國は、その次に、奥州武定素引附諸奉行關東諸番次第等に參考せば、坂東八國並に奥羽二國を加へたるものにて、政治要時に見えたる坂東十國を關東十國と稱したるものなるべし、是等は共に坂東と混同して、關東と稱したる初めに於て、狹義に用ひられたる初見なるべし、(玉葉)には、關東武士とも坂東武士とも云へば、早く鎌倉時代以前に混同せしものか)室町幕府の時關東管領あり、其管する所、義演准后日記によれば、坂東八國及び甲斐伊豆等を管せり、然れども足利管領衰へし後は、多くは箱根以東を指したるもの、如し、梅花無葉藏六郎時并井序に、公汗馬之勞、百戰獲、獲全者、爲天下國家、而不爲私、江戶城爲是起本也、凡關以西之諸侯、風而靡者、往々有之、朔關以東之八州、大半屬指呼一矣と見え、相州兵亂記、河越長政の條に、兩上杉關東八ヶ國の勢を拂て八萬餘騎にて同年九月二十六日發向し(中略)河越の城には北條左衛門大夫籠りける、本より無双の猛將にて、關東、伊豆、駿河、甲州境の戰に毎度魁殿の勳云々、同書上杉敗北並龍若最期之事條に、今年兵庫三十八、上杉を追拂玉ひしより、關東

宜、仰、國寄、令、勸、進、之、若、無、國、底、探、未、部、内、等抄別記)尙ほ年山紀聞にも見えたり、就て見るべし、クワンテン 官田 官田 供御に充つる田地をいふ、御稻田にて、昔の屯田と同じ、後世の禁裏御料の類なり、不輸租田とす、之を宮内省或は國司に於て營種すれども、皆人に付して佃らしめ、地子地價等を納めしめて公用に充つるなり(應永)大寶令制定の時、大和攝津に各官田三十町、河内、山背に各二十町を置き、每二町に牛一頭を配し、其牛は中田ありて丁を役すべき地は、毎年宮内省より米年種うべき所の稻の色目と町段の多少とに准じ、功を料り官に申して之を支配し、その上役すべき日は役月の閑要に准じて國司より差配す、而して宮内省より雜任を差してその事を掌らしむ、之を田司といふ、田司は毎年その人を替ふ、年終に宮内省收穫の多少を校量し考に附けて褒貶す、稱徳天皇神護景雲二年二月、官田の營造は當時の長官一人をして主當して佃ることを爲さしむ、町別に稻五百束と定む、陽成天皇元慶三年十二月、藤原冬緒の奏請に従ひ、山城國に八百町、大和國に一千二百町、河内國に八百町、和泉國に四百町、攝津國に八百町、合せて四千町を割きて官田を置く、延喜の時、官田山城國二百町(宮内省管八町、國管十二町)、大和國十六町(省管九町、國管七町)、河内國十八町(省管八町、國管十町)、和泉國二町(國管)、攝津國三十町(省管十五町、國管十五町)とし、其營種料の稻は、町別に百五十束(和泉國百二十束)、獲る所の苗子五百束(和泉國四百束)と爲す、宮内省にて營すると國司にて營すとあり、官田の地子は耕種人をして就に依りて種として納めしむ、ま

た官田を割きて諸司の要劇料、番上の料に充て三宮の宮主戸座等の月料に給せしことあり、其後變遷詳かならず、鎌倉の時、御料所なるもの出て來れるは、これが變遷せるものなるべし、屯田(トントン)皇室御領(クラウシツゴリヤツ)を見よ(令集解、三代格、延喜式、田制篇、大日本租稅志)

クワンテン

願轉

私年號、推古天皇九年に相當し、凡四年間繼續す(逸年號考)

クワント

官途

室町時代の詞、官を云ふ、但し諸國受領は官途受領と云ふ、此官途の事を司るを官途奉行と云ふ、(クワントアギヤウ)參看(眞丈雜記)

クワントウ

關東

三關以東の諸國を指して云ふ、後世には三關以東を指す場合と、坂東を混同して關東と稱する場合との廣狹の二義に用ひらる、又鎌倉時代には鎌倉幕府又は將軍を指して關東と云ひ、室町時代には關東管領を指し、江戸時代には江戸幕府又は將軍を指して關東と云へり

關東 三關以東の諸國を指して云ふ、後世には三關以東を指す場合と、坂東を混同して關東と稱する場合との廣狹の二義に用ひらる、又鎌倉時代には鎌倉幕府又は將軍を指して關東と云ひ、室町時代には關東管領を指し、江戸時代には江戸幕府又は將軍を指して關東と云へり(關東)始め詳かならず天武紀及び萬葉集を案するに、天武天皇の時には、多く東國と稱して、關東の名目なきを見れば、恐くはこの後起りしものならん、續紀天平十二年十月己卯の條に、朕緣有所意、今月之末暫往關東云々、壬午行幸伊勢國とあるは關東の名の見えし初めに於て、關東の名が三關以東を指すことを知るべし、蓋し此の時都は和和に在りしを以て、東海道へは、伊勢鈴鹿關を、東山道へは美濃不破關を、北陸道へは愛發關を越えて入りしなり、(後世愛發關を廢して近江逢坂を加ふ、關三關を見よ)吾妻鏡建仁三年八月二十七日の條に、將軍家御不例緯危急之間、有御親補沙汰、以關西三十八箇國地頭、被、奉、讓、各、予、千、幡、若、以、關、東、二、十、八、箇、國、地、頭、被、守、護、職、被、充、御、長、子、一、幡、若、とあるも三

クワン

クワン

クワン

關以東なり、安齊國等に五畿内に東海東山道を加へて二十八州とし、北陸山陽山陰南海西海道を合せて三十八州と云ひたるなりと云へるが、喜田貞吉氏は、歴史地理に其國名を擧げて東海道十五箇國、東山道の七國(近江を除く)、北陸道の六國(若狹を除く)にして其餘は關西三十八箇國(壹岐對馬は二島として除く)と云へり、後醍醐帝從うべきに似たり、保曆間記に、建武元年十二月成貞親王と申に、足利直義親とて關東八箇國の守護として鎌倉へ下向云々といふ見たり、關東八箇國を指したるものなるべし、建武記の決斷所沙汰條々の中に、關東十箇國成敗事とある、十箇國は、その次に、奥州武定素引附諸奉行關東諸番次第等に參考せば、坂東八國並に奥羽二國を加へたるものにて、政治要時に見えたる坂東十國を關東十國と稱したるものなるべし、是等は共に坂東と混同して、關東と稱したる初めに於て、狹義に用ひられたる初見なるべし、(玉葉)には、關東武士とも坂東武士とも云へば、早く鎌倉時代以前に混同せしものか)室町幕府の時關東管領あり、其管する所、義演准后日記によれば、坂東八國及び甲斐伊豆等を管せり、然れども足利管領衰へし後は、多くは箱根以東を指したるもの、如し、梅花無葉藏六郎時并井序に、公汗馬之勞、百戰獲、獲全者、爲天下國家、而不爲私、江戶城爲是起本也、凡關以西之諸侯、風而靡者、往々有之、朔關以東之八州、大半屬指呼一矣と見え、相州兵亂記、河越長政の條に、兩上杉關東八ヶ國の勢を拂て八萬餘騎にて同年九月二十六日發向し(中略)河越の城には北條左衛門大夫籠りける、本より無双の猛將にて、關東、伊豆、駿河、甲州境の戰に毎度魁殿の勳云々、同書上杉敗北並龍若最期之事條に、今年兵庫三十八、上杉を追拂玉ひしより、關東

八ヶ國の大名、不、出、仕、を、遂、げ、し、か、云、々、と、あり、伊豆、甲斐、駿河等を別にすれば、關東は箱根關以東を云へること明なり、此の外鎌倉大草紙、豆相記等にも關東、關東八國等の名見えたり、蓋し同じ意なるべし、然れども深く之を考ふれば、無蓋以下諸書は、固より文の勢を以てしたるに於て、必ず正確に云へるにあらず、此の時常陸國に佐竹氏ありて、北條氏に屬せず、伊豆を知行せしを以て、常陸を除き、假に伊豆を加へて稱せしものか、天正十八年德川家康江戸に入府の條、舊稱に従て、常陸を除き、伊豆を以て關東八州と定めたり、據本朝通鑑天正十八年七月の條に、壬子秀吉入小田原城、以三北條所領伊豆相模武藏安房上野下野上總八州、悉授關東八州、而佐竹領常陸一國、不屬北條、故以伊豆相模武藏一州、神君亦依其舊制、とあるは據あるに似たり、慶長五年關ヶ原戰役後伊奈氏は關東郡代として甲斐駿河遠江信濃等を管領して、伊豆以西之通關東八州並に伊豆國村々へ可被三關關、とあるを見れば、後には伊豆を除き箱根以東を指したること明なり、蓋し保曆間記以後のものには、時に伊豆以西に及ぶものあるも、附屬の意にて、何れも狹義に用ひられ、坂東を誤りて關東と稱したるものなるべし、江戸時代俗に近江の井伊氏を關西の旗頭、伊勢の藤堂を關東旗頭と稱するは、三關を限りたる舊稱に従ひしものにて廣義に用ひたるものなるべし、守隨新座記寛文八年關老覺書に、東海道十五、東山道八、北陸道七、山陰道の内、丹波、丹後、但馬の三國を加へて、右三十三箇國、可用守隨產太郎評之旨、明

クワン

暦元年被三仰付之訖云々」と見えたり、山陰道三ヶ國を加へし理由詳ならずとも、單に日本全國を兩分して、東西の名稱を用ひしものか、地方凡例録内藤社史氏の徳川施政大意、安政紀事等によれば、参河以西を上方とし、遠江駿河以東を關東と稱したり、之を要するに、關東は法令によりて、定めたるものにあらずるを以て、初めは専ら三關以東を限りて稱せしが、後に關東二十八國内の一部分、即ち坂東八國、或は十國を稱し、或は遠江以東を稱し、或は箱根以東を稱して云へるにて、必ずしも一定したるものにあらざるべし、猶「アヤマ」「マントウ」を參看すべし。

クワントウケンダイ

關東郡代 關東の事を管する。江戸幕府の職名、關東に於ける徳川領地の事を管す。勘定奉行の下、吟味役の上に置き、伊奈氏の世職にして家臣の中に奉行、手代、下手代等の役員あり。徳川家康關東入國の時、伊奈氏をして關東の事を掌らしむ、爾後世襲せしが寛政四年伊奈氏罪を以て職を奪はれて後、勘定奉行をして兼せしめ、又代官をして分治せしむ、猶「ケンダイ」を見よ(官制沿革略史)。

クワントウクワンリヤウ

關東管領 室町幕府の職名、關東の事を總轄す。評定衆、引付頭人、引付衆、政所執事、問注所執事、侍所所司、越前奉行、評定奉行、御所奉行、陣奉行、社奉行、越前奉行、陣奉行、箱根奉行、御物使、造幣奉行、御物奉行、地帳奉行等の稱、舊記に關する、其設置の年紀、著名なるは各條に掲ぐ。建武二年、北條時行亂を鎌倉に起す、足利尊氏に討つてこれを討たしむ、尊氏征夷將軍となりて、關東八國國の將士を管領せんと請ふ、管領は許され、將軍の任は勤功に依るべしと命ぜらる、時行敗するに及び、自ら征夷將軍東國の管領と署し、有功を擢賞す、頼朝の舊に依り、府治を開置す、是關東管領の始めなり。頼朝の弟直義をして管領せしむ、尊氏叛するに及び、新田義貞の奏により、尊義親王を東國の管領とし下向せしむ、軍敗れて京に還る、直義亦上京するに及び、尊氏の長子義隆を以て東國を鎮せしむ、又管領と稱す、義隆、上杉民部大輔憲顯を以て鎌倉の執事とす、貞和五年、義隆歸京す、尊氏次子基氏を以てこれに代ふ、上杉憲顯、高師冬を執事とす、基氏より氏満、滿兼、持氏の三代を経て、世々鎌倉の主帥たり、威權將軍に亞ぎ、幕府に擬して諸職を置く、此時に至り、執事上杉氏、常に管領の稱を用ふ、爰に於て主帥を御所と稱し、又は公方と云ふ、持氏亡びて後、子成氏以來、只公方の名稱を存して、下總の古河に在り、管領は、貞治中より、上杉氏世襲す、憲顯の家を山内氏と云ひ、憲顯の兄の子憲隆の家を、大懸氏と云ふ、應永中、大懸氏亡び、山内氏獨稱を襲ふ、傳へて憲政に至り、北條氏の爲めに逐られ、越後に出奔し、長尾景虎に依る、景虎請うて義子と爲り、關東管領職を襲ひ、諸將を統令す、輝虎卒するに及びて、復其職を繼ぐ者なし(武家名目抄、官制沿革略史)。

クワントウウジフハチダンリン

關東十人檀林 江戸時代、關東に於ける淨土宗十八箇寺の檀林をいふ、江戸名所圖會に、十八檀林は、武蔵

クワントウウジフハチダンリン

關東十人檀林 江戸時代、關東に於ける淨土宗十八箇寺の檀林をいふ、江戸名所圖會に、十八檀林は、武蔵

クワントウウジフハチダンリン

關東十人檀林 江戸時代、關東に於ける淨土宗十八箇寺の檀林をいふ、江戸名所圖會に、十八檀林は、武蔵

クワン

依るべしと命ぜらる、時行敗するに及び、自ら征夷將軍東國の管領と署し、有功を擢賞す、頼朝の舊に依り、府治を開置す、是關東管領の始めなり。頼朝の弟直義をして管領せしむ、尊氏叛するに及び、新田義貞の奏により、尊義親王を東國の管領とし下向せしむ、軍敗れて京に還る、直義亦上京するに及び、尊氏の長子義隆を以て東國を鎮せしむ、又管領と稱す、義隆、上杉民部大輔憲顯を以て鎌倉の執事とす、貞和五年、義隆歸京す、尊氏次子基氏を以てこれに代ふ、上杉憲顯、高師冬を執事とす、基氏より氏満、滿兼、持氏の三代を経て、世々鎌倉の主帥たり、威權將軍に亞ぎ、幕府に擬して諸職を置く、此時に至り、執事上杉氏、常に管領の稱を用ふ、爰に於て主帥を御所と稱し、又は公方と云ふ、持氏亡びて後、子成氏以來、只公方の名稱を存して、下總の古河に在り、管領は、貞治中より、上杉氏世襲す、憲顯の家を山内氏と云ひ、憲顯の兄の子憲隆の家を、大懸氏と云ふ、應永中、大懸氏亡び、山内氏獨稱を襲ふ、傳へて憲政に至り、北條氏の爲めに逐られ、越後に出奔し、長尾景虎に依る、景虎請うて義子と爲り、關東管領職を襲ひ、諸將を統令す、輝虎卒するに及びて、復其職を繼ぐ者なし(武家名目抄、官制沿革略史)。

クワントウウジフハチダンリン

關東十人檀林 江戸時代、關東に於ける淨土宗十八箇寺の檀林をいふ、江戸名所圖會に、十八檀林は、武蔵

クワントウウジフハチダンリン

關東十人檀林 江戸時代、關東に於ける淨土宗十八箇寺の檀林をいふ、江戸名所圖會に、十八檀林は、武蔵

クワン

常野等に存在し、阿彌陀佛六八本願の中第十八を以て最勝とするに因み、徳川氏の稱號松平氏の松の字、木公に従ひ尙細に別つときは十八公なり、依て是を彌陀の十八願にかたり、精舎十八區を建て、永く檀檀林として多く英才を育し、法運無窮の謀を設け、子孫の永く安からんことを祈り、守護し奉る旨を表する爲に作るといふといへり、其寺院の名左の如し(和漢三才圖會)

クワントウウジフハチダンリン

關東十六渡津 江戸時代、關東筋に在る左の十六箇所の渡津をいふ、

クワントウウジフハチダンリン

關東十六渡津 江戸時代、關東筋に在る左の十六箇所の渡津をいふ、

クワン

縮出役 郡代(ケンダイ)の職員の様を見よ、クワントウハツシヤウ 關東八將 室町幕府の時、關東の豪族小山、里見、佐竹、小田、結城、宇都宮、那須の八家を云ふ、小山は上野に、里見は安房に、佐竹、小田は常陸に、結城は下總に、宇都宮、那須は下野に在りて、古河の足利成氏を襲殺せり、クワントウバンヤク 關東番役 鎌倉大番役(カマクラオホバンヤク)を見よ、クワントウヒヤウチャウデン 關東評定傳 一巻、詳書類從四十九、補任部、經濟雜記本第三輯に收む、嘉祿元年北條泰時以來、弘安七年北條時宗に至る迄、毎年の條下に鎌倉幕府の執權評定衆及び引付衆等の補任を記したるもの(未詳(關東評定傳))、クワントウヘイランキ 關東兵亂記 四巻、詳書類從三百八十四、合戦部、經濟雜記本第十三輯に收む、又相州兵亂記ともいふ、上巻は關東公方の由来、持氏憲實不和の事より、後北條氏勃興の事跡を説き、太田道灌後の事を記したるものなり、一は關東公方の由来、持氏憲實不和の事、二は兩上杉氏の不和及び後北條氏早雲の勃興の事、三は後北條氏綱三浦氏を亡ぼし、小弓御所義明と合戦する事、四は氏康の永祿四年に至る迄關東の戦亂を記したる(未詳(關東兵亂記))、クワントク 寛徳 後朱雀天皇御宇の年號、長久五年十一月二十四日改元、英早疾疫に依りてなり、二年を経て後冷泉天皇永承と改む、後漢書に、上下厭ん人懼、寛徳とあるに據る、文章博士平定親朝臣之を勅申す(元祿別録)、クワントクダウ 觀徳堂 大内親豐樂院九堂の一、次の兩堂ともいふ、豐樂院の東方、顯陽堂の

クワン

南、龍門を隔て、在り、長さ十九間、東西各五箇所の石階あり、明義堂と相對す、射禮及び節會の時、六位已下の座となす(拾芥抄、儀式、大内親圖考證)、クワントス井キヨシヤウ 官途推舉狀 武家の任官申狀を云ふ、今左に後醍醐天皇正平十一年北畠顯信官途推舉狀(陸中南部行義所藏)を示せば、其一斑を知るべし、(花押(顯信) 申 薩摩守 大炊助源信光 正平十一年十一月十九日)クワントフギヤウ 官途奉行 幕府の將士の任官は虚勢にて其職に備はらず、幕府より執奏し、成功錢を收めて拜任す、拜位も又執奏に依る、源頼朝の初政には、定れる吏を置かず、建長の頃に至りては、既に其所職を定めしと見えて、多くは清原満定此事を奉行せり、爾後弘安の頃より評定衆を以て此の奉行となす、蓋し稍其所職を重くし、不平人の異論を壓せられしならん、室町幕府に至り、應安中攝津掃部頭滿親を以て之に補せしを始めとす、爾來攝津家の世職となる(武家名目抄、官制沿革略史)、クワンナ 寛和 花山天皇御宇の年號、永觀三年四月二十七日改元、代始に依りてなり、二年を経て一條天皇永延と改む、未詳(元祿別録)、クワンニン 寛仁 後一條天皇御宇の年號、長和六年四月二十三日改元、代始に依りてなり、四年を経て治安と改む、會稽記に、寛仁祐云々とあるに據る、式部大輔廣業之を勅申す(元祿別録)

クワン

クワンニン 官人 院廳官を云ふ、クワンナヤクワンを見よ、クワンニン 願人 「クワンニンバウ」を見よ、クワンニンバウ 願人坊 江戸時代乞丐の一種、僧侶の妻を爲したる乞食にして、他人の代待、代婦などせしより此名あり、一説に、評定の爲江戸に來り滞在申貯盡きて乞食となりし故、願人坊主と云ふと云へるは非なり、起原詳かならず、或は云、徳川開府以前駿馬山に本願人と稱する者あり、また大阪陣の時願人妙教坊なる者多門天の札守を獻ることあり、慶長中より江戸に來り内訌に僧侶の探偵を爲したる者ありて目付の名目ありと、是によればもと僧より出でしが、慶安五年二月三日の町觸書に、願人十三人、道心者十四人云々と見え、又萬治元年八月十五日の令に、町宅の出来、山伏、願人坊主、名前帳面に仕立、町年寄へ可三差出之云云とあり、當時只米錢を乞ふのみなりしが、後には生活の薄さより、やゝ小細工ある者は種々の物品を作りて持歩き、聲音よき者は、歌、淨瑠璃をうたひ歩き、辯舌ある者は戯聞阿保院羅經などを誦じ、能藝ある者は舞踏鼓などして米錢を乞ふに至り、遂に釋迦願人、施餓鬼願人、穢願人、ヤットコセ(住吉踊

クワン

する願人を云ふ、此類は節毎にヤットコセと稱す故  
此名あり等の名目をつくるに至り、維新前迄は此  
徒市中を徘徊せし、明治に至りて全く絶えたり(殿  
考、遊遊笑覽、江戸歳時記)

クワンヌノツカサ

官奴司 官奴司 官奴司  
ツコノツカサと訓す、宮内省の被官にして官  
戸奴師の名籍及び口分田の事を掌る、正一人正  
六位上、佑一人從七位下、令史一人大初位上、使部十  
人、直丁一人、〔舊〕文武天皇の大寶元年設置、平  
城天皇大同元年主殿寮に併せらる(令義解、令集解)

クワンノリウ

官奏 太政官にて諸  
國の田の損失したる所々を目録にして、其地の租税  
の三分二を減せんことを奏請する儀式をいふ、又不  
塔加田奏と稱す、不塔加田とは作るに堪へざる義  
國より損田の坪付帳を進め、九月一日大辨に申し、五  
日大臣に申し、七日坪付帳解文を上奏す、勅して諸  
卿をして年來の言上敷に依り勘申せしむ、第二度は  
諸卿の勘申を奏す、是を不塔加田荒奏或は略して不  
塔荒奏と云ふ、勅して諸卿をして定め申せしむ、第三  
度は奏聞の後、日を定めて左大臣以下諸卿著陣して  
解文を召して議定す、是を不塔定と云ふ、是の決議を  
上奏す、是を不塔加田和奏或は略して不塔和奏と云  
ふ、勅して使を遣すを伴めて三分の二を免す、仍て勅  
により諸國に施行し租税を減免するなり、後世は二  
度となり、不塔解文を勘申するを不塔荒奏と云ひ、議  
定を奏するを不塔和奏と云ふ、猶委しき事は西宮記  
江次第を見よ(西宮記、江次第、年中行事、公事根  
源)

クワンノチャウ

官廳 太政官廳を云ふ、  
「クワンノチャウ」を見よ、

クワン

クワンノマツリゴト

官政 外記証の政を  
云ふ、西宮記七月の條に、一日有官政、此日上官著  
官結政二省遣三補任候外記並藏人所、藏人所結、出納  
等次第云々とあり、

クワンバイ

勸盃 人に酒を飲ますること  
いふ、古より「クワンバイ」と訓みならはせり、同條を  
見よ、

クワンパウツエ

冠帽圖會 一巻、  
故實書に收む、冠冠冠冠以下烏帽子等三  
十六冠帽の圖會、文化三年二月松岡長方の著、  
其子行義の跋あり、天保十一年六月の出版なり(冠帽  
圖會)

クワンパウノイン

關防印 書畫の右肩に  
押す印を云ふ、條記、條印、長印、長條印とも書す、  
引首と云ふは本なり、其形多くは長方形、此事何の爲  
めなるや詳かならず、一説には表裏のとき紙面を區  
劃する爲なりとも、又筆蹟の眞偽を證明する爲めな  
りとも云ふ、今體印令引首印條に、本邦の用此引首  
を關防と云誤る事久し、明制に條記關防と云事あ  
り、是は關所切手の條記印と見えたり、引首の義に  
は少しも當らざる也、然るに此引首近代用ふる所多  
くは條記なる故、その形によりて條記と云ふり云出  
せし事にや、若し條記と計云へば、長印と云ふこと  
も聞ゆべけれども、關防と計云へば一向わけなき事  
也、條記は古制にも有事なれども皆姓名の正式也云  
云と見え、五雜俎に、其非、掌印而給者謂之關防、  
印方而關防長、以此爲別耳、葛原詩話に曰く、關防  
とは表を防ぐと謂ふ義にて、大家の詩文、或は名家の  
墨蹟を狡猾の輩之を襲き取るあらんことを恐れ、其  
全幅なることを覆せんが爲めに、首に之を押す也、故  
に關防の印は、自己の手に押すべきものに非ず、然

クワン

れども近世之を押すの意は、必しも表を防ぐに限ら  
ず、只だ端初を認むる爲めなりと見えたり、

クワンバク

關白 天子を輔佐し、百官  
を總べて、萬機の政を行ふ、天下の萬機を關り白すの  
義、即ち一切の奏文を天覽に供する前に、此に關白す  
るなり、漢書宣帝紀に諸事皆先關白光、然後奏御  
とあるより出づ、多くは大臣を以て之に補す、中には  
大臣の職を去て後補せらるるもあり、凡て此職に昇  
れば、特に一座の宣旨を蒙り、官左右大臣と雖も、太  
政大臣の上に座す、因て一座又は一ノ上又は一ノ人と  
稱し、一ノ所とも稱す、禁中にては殿と稱し、衆庶  
は之を尊びて殿下と稱す、蓋し階級なり、猶委しく  
は各條を見るべし、又博陸とも云ふ、前關白を太關  
及び源關と稱す、またアブカリマウスとも訓す、

〔舊〕三代實錄に光孝天皇元慶八年六月五日、太政  
大臣藤原基經に下されし勅語に、自今日「官廳」坐  
就高政政行也、入輔朕躬、出總百官、兼之奏之  
事、必先啓奏、朕將垂拱仰成、坐御命止衆聞、宜之  
とあるに「關白」の語、政事要略に宇多天皇仁和三  
年十一月二十一日基經に下されし詔に、萬機巨細、百官總  
之、皆關白於太政大臣、然後奏下、一如舊事、こと  
あるは、關白の名の始めとす、朱雀天皇天慶四年藤原忠  
平攝政を辭す、特に詔して萬機巨細皆忠平に關白し、  
然る後奏下すること、仁和の故事の如くせしむ、爾來  
職名となれり、〔舊〕冷泉天皇の朝に實賴、關白天  
皇の朝に兼通關白となり、爾來、賴忠、道隆、道兼、相  
次で關白となり、道長以降は、其子孫のみ相傳へて  
藤原世襲し、一座の宣旨、内覽の宣旨、准后宣下、氏  
長者、隨身兵仗など賜ふ例となり、萬機關白の權内  
に歸し、天皇幼主なれば攝政、幼主ならざる時は關  
白となり、太政大臣、左右大臣は只空位を守るのみ、

クワン

後三條天皇の朝、政を親らし給ひ、教通は只關白の稱  
あるのみにして、その權昔日の如くならず、次で白  
河上皇院政を執り給ふに及び、攝政、關白、只その名  
のみとなり、後ち政權武門に歸し、皇威再び振はさ  
るも、公卿の威權尚ほ此一家に在りたり、鎌倉時代  
の中葉、近衛、九條、二條、一條、實司の五家に分立  
し、爾後代々、攝政關白となる、後醍醐天皇の朝  
豐臣秀吉秀次父子關白となる、此後他氏の關白とな  
りしものなく五攝家互に關白となり、明治維新まで  
傳ふ、今歴代關白となりたる者を示せば左表の如し  
(西宮記、政事要略、公卿補任、職原抄、百寮訓要抄、職  
官志)表中に印あるは、攝政に轉せし記號なり、

關白 同 師通 嘉保三、九  
鳥羽 同 忠實 長治三、廿五  
鳥羽 同 忠實 永久三、廿六  
崇徳 同 忠通 保安三、廿五  
崇徳 同 忠通 同四、廿六  
近衛 同 久安六、廿九  
近衛 同 久安六、廿九  
後白河 近衛基實 保元三、八十一  
後白河 近衛基實 永萬六、廿七  
高倉 藤原基房 承安三、廿七  
高倉 藤原基房 治承三、廿七  
安徳 近衛基通 治承三、廿七  
安徳 近衛基通 同四、廿七  
後鳥羽 九條兼實 建久三、廿七  
後鳥羽 九條兼實 建久七、廿七  
土御門 近衛家實 承久三、廿七  
土御門 近衛家實 承久三、廿七  
順徳 近衛家實 建久三、廿八  
順徳 近衛家實 承久三、廿七  
後堀河 九條道家 安貞三、廿六  
後堀河 九條道家 寛喜三、廿七  
後堀河 九條道家 寛喜三、廿七  
後堀河 九條道家 寛喜三、廿七  
四條 近衛兼經 仁治三、廿五  
四條 近衛兼經 仁治三、廿五  
四條 二條良實 仁治三、廿五  
四條 二條良實 寛元四、廿六  
後醍醐 一條實經 寛元四、廿六  
後醍醐 一條實經 寛元四、廿六  
後深草 藤原基平 建長六、廿三  
後深草 藤原基平 弘安八、廿一  
後宇多 近衛基平 文永四、廿九  
後宇多 近衛基平 文永五、廿九  
龜山 鷹司基忠 文永五、廿九  
龜山 鷹司基忠 文永五、廿九  
龜山 九條道家 文永五、廿九  
龜山 九條道家 文永五、廿九

後宇多 二條師忠 弘安八、廿一  
後宇多 二條師忠 正應三、廿五  
伏見 近衛家基 正應三、廿五  
伏見 近衛家基 永仁四、廿六  
伏見 九條兼教 正應四、廿七  
伏見 九條兼教 永仁五、廿七  
伏見 鷹司基忠 永仁七、廿九  
伏見 鷹司基忠 同八、廿九  
後伏見 二條兼基 正安三、廿六  
後伏見 二條兼基 高元三、廿三  
後二條 九條師教 高元三、廿三  
後二條 九條師教 延慶八、廿七  
花圓 鷹司冬平 應長三、廿五  
花圓 鷹司冬平 正和四、廿三  
花圓 近衛家平 正和四、廿三  
花圓 近衛家平 嘉曆三、廿九  
花圓 二條道平 正和五、廿三  
花圓 二條道平 文保三、廿九  
花圓 一條内經 文保三、廿九  
花圓 一條内經 元亨三、廿九  
後醍醐 九條房實 元亨三、廿九  
後醍醐 九條房實 正中三、廿七  
後醍醐 近衛經忠 元徳三、廿八  
後醍醐 近衛經忠 建武三、廿五  
後醍醐 鷹司冬教 延元四、廿五  
後醍醐 鷹司冬教 正平六、廿三  
光顯 近衛基綱 建武四、廿六  
光顯 近衛基綱 建武四、廿六  
光顯 一條經通 曆應元、廿九  
光顯 一條經通 康永九、廿九  
光顯 九條道家 康永九、廿九  
光顯 鷹司師平 康永九、廿九  
光顯 鷹司師平 貞和九、廿九  
光顯 二條良基 貞和九、廿九  
光顯 二條良基 延文三、廿九  
後光嚴 九條經教 延文三、廿九  
後光嚴 九條經教 康安九、廿九  
後光嚴 近衛道綱 康安九、廿九  
後光嚴 近衛道綱 貞治三、廿六  
後光嚴 鷹司冬通 貞治六、廿七  
後光嚴 鷹司冬通 應安六、廿七  
後光嚴 二條師良 應安六、廿七  
後光嚴 二條師良 永仁九、廿九

クワン

Table of names and dates for the 'クワン' section, including names like 後圓融, 後小松, 後松, etc., with corresponding dates and names.

クワン

クワンビヤウタイハウ

寛平大寶

此名あり... 銅にて造り、三種あり、一は徑六分強、重七分五厘、一は徑六分強、重五分、一は徑六分、重四分とす、錢文唐原道真書す。寛平元年五月鑄造し、醍醐天皇延喜七年に至りて改鑄、延喜通寶といふ(拾芥抄、泉貨、大日本貨幣史)

クワンビヤウホフワウ

寛平法皇

宇多天皇を稱す、ワダテンリツヲ見よ、

クワンフツ

官符 大政官符を云ふ、符(フ)を見よ

クワンフツ

灌佛會

四月八日釋迦降誕日に相當するを祝して行ふ法會、釋迦の立像を作りて、水または甘茶等を灌ぐを以て名付く、また佛生會、浴佛會、龍華會ともいふ。書紀推古天皇十四年四月の條に、於元興寺設灌佛會、自是每歲設と見えたるぞ、其起原なるべき、また清涼殿にて行ひし事は、類聚國史に、承和七年四月八日請律師靜安於清涼殿「始行」とあり、而して其朝廷における儀式は、公事根源に、神事にあたる日は行はれず、灌佛ある時は、九日より御神事を始めらる、御殿の母屋にて之を知るべし。

クワン

クワン

の御座を垂れて、日の御坐を撤して、そのあとに山かたをたてたる佛の生れ給ふけしきを作りて、いとにて、灑を落し、色々のつくりのあり、北の方に机を立て、鉢五ツに五色の水を入らるる、公卿參集りて殿上に候ふ、女房の布施ども、色々に結びたる華に附けて、風流などあるを、衣箱の蓋に入れて、蓋盤所よりいださるれば、藏人とりて、殿上の蓋盤の上におく、上達部わが布施の舟を持ちて、御殿のかけの上なる白木の机におきて、次第に坐につく、御師のふせはかみをおかる、不參の人の布施藏人おく、御導師の僧登りて、佛前の作法終りて、鉢の水を一に汲み合せて、先御導師灌佛す、公卿次第にす、みて笏をさし、膜行して、ひさこをとりて水を汲みて、灌佛して後禮佛す、導師布施給はりて退くとあるにて其大要を知るべきなり、下りて江戸時代に至りては諸宗の寺院一般に、諸の花を集めて小亭を飾る、之を花御堂と稱す、黄葉派の寺院殊に善美を盡したり、其堂内に釋迦の立像を置き、下に銅盆を設けて甘茶を注ぐ、參詣の諸人柄杓を以てこれを佛頂に灌ぐ、寺の境内には、薔おくび卯の花を薔ぐもの出づ、參詣人は、これを踏ひ踏りて佛前に備ふ、薔は蟲除の呪なりとて、糸にて行燈の中に結び、下げおく家多し、又甘茶を持ち歸りて瓶に注ぎ、手はよふる卯月八日は吉日よかみさけ蟲を成敗する」といふ歌かきて戸口へ貼り付けおくと時は蟲は之を避くといふ傳へたり、又八大龍王來とかきて天井へ貼る時は、雷の災を免ると信ぜられ之を貼りし家も少なからず、此日イタキといへる餅を造りて賣る、佛前へ供ふるが爲なり、形散りたる蓮花の一片のごとく、新朝につくり、中に餅を載せたるものにて、寺院の境内をはじめ、市内の菓子店等皆これを賣る、維新後は殆ど廢れて、僅に其

面影を存するのみ(灌佛會、東京雜事記)
クワンフツ 寛文 後西院天皇御宇の年號、後十年は寶元天皇に傷る、萬治四年四月二十五日改元、火災に依てなり、十二年を経て延寶と改元す(田代藩子に、節奏禮而文、生民寬而安、上文下安、功名之極也とあるに據る(國朝年號譜))
クワンベイチ 官幣使 官幣社(幣帛を奉り給ふ勅使を云ふ、官幣社(クワンベイチ)の條參看、)
クワンベイチヤ 官幣社 神祇官より、新年、月次、相嘗、新嘗の祭に幣帛を捧ぐる神社をいふ、大社小社の別あり、明治以後は單に神社の一資格となり、大中小別格の四等あり、まづ古制より説かんに、大社は案上の官幣に預る者なり、名神と名神ならざるあり、また月次、新年、相嘗、新嘗の四祭に預るものと、新年、月次、新嘗の三祭に預るものとあり、延喜式載する所の大小神社三千三百三十三座の中、新年、月次、新嘗の祭に預る大社七十一座、新年、月次、新嘗の祭に預る小社二百三十三座、又新年、月次、新嘗の祭に預る小社四百三十三座あり、而して明治の年神祇官の設置ありし間は、古制に従ひ、初て官より幣帛を捧げられども、其廢止以後は、只一の社格たるに過ぎずして、大中小別格の四等あり、而して此四級は社格の高下を表する而已なれば、中社よりして大社に陞進するを得る者なす、但別格官幣は社格を變動するを得ず、今現在における官幣社を擧ぐれば左表の如し(古今要覽稿、官幣社一覽、古事類苑神祇部)

Table of names and locations for the 'クワン' section, including names like 東山, 中山, 中御門, etc., with corresponding names and locations.

クワン

松尾神社	大山山命	山城葛野郡松尾村上山田
平野神社	今木、久度、古開、比咩の四神、袋田彦	同前衣笠村小北山
稻荷神社	倉稻魂神、袋田彦命、大宮女命	同前伊那深草村
賀茂別雷神社	別雷神	同前愛宕郡上賀茂村
賀茂御祖神社	玉依姫命、賀茂健甕命	同前京都府下鴨町
不安神社	桓武天皇	同前京都府同前町
八坂神社	素戔嗚命、稻田比賣命、八柱御子神	同前京都府清井町
大神神社	倭大物主神、額王命、大國魂、八千戈、御年の三神	同前和歌山郡三輪町
大和神社	倭大國魂、八千戈、御年の三神	同前奈良郡葛城郡和村
石上神社	布都御魂命、天兒	同前奈良郡春日野町
春日神社	天兒、天兒	同前奈良郡春日野町
廣瀬神社	若字進賢命	同前奈良郡春日野町
鹿田神社	天御社命	同前奈良郡春日野町
丹生川上神社	高麗神、阿奈女神	同前奈良郡春日野町
檜原神社	神武天皇、五十鈴姫皇后	同前奈良郡春日野町
吉野神社	後醍醐天皇	同前奈良郡春日野町
牧野神社	天兒、天兒、比賣	同前奈良郡春日野町
大島神社	大島連祖神	同前奈良郡春日野町
住吉神社	長命、中筒男	同前奈良郡春日野町
生國魂神社	長命、中筒男	同前奈良郡春日野町
廣田神社	生島神、足島神	同前奈良郡春日野町
熱田神社	草薙神	同前奈良郡春日野町
淺間神社	木花咲耶姬命	同前奈良郡春日野町

クワン

三島神社	玉鏡入彦彥之孫代主神	伊豆田方郡三島町
氷川神社	大己貴、稻	同前高島郡
日枝神社	大山山命	同前高島郡
明治神社	明治天皇	同前高島郡
安房神社	天太玉命	同前高島郡
香取神社	香主命	同前高島郡
鹿島神社	鹿島神	同前高島郡
日吉神社	大山山命	同前高島郡
多賀神社	伊那那岐、伊那那	同前高島郡
建部神社	日本武命	同前高島郡
諏訪神社	健甕名方富命	同前高島郡
月山神社	八坂刀賣命	同前高島郡
氣比神社	神功皇后外六神	同前高島郡
出雲大社	大國主命	同前高島郡
日前神社	日向大神	同前高島郡
國魂神社	國魂大神	同前高島郡
龜山神社	彦五瀬命	同前高島郡
熊野坐神社	家都御子神	同前高島郡
熊野速玉神社	熊野速玉神	同前高島郡
丹生都比賣神社	丹生都比賣神	同前高島郡
伊弉諾神社	伊弉諾神	同前高島郡
香推宮	仲良天皇	同前高島郡
宮崎宮	神功皇后	同前高島郡
宗像神社	多紀理姫、市井島	同前高島郡

クワン

宇佐神社	豐田別尊、比賣神、大帶姫命	豊前宇佐郡宇佐町
阿蘇神社	健甕命	同前阿蘇郡
宮崎神社	神日本尊余彦尊	日向宮崎郡大宮町
輪戸神社	輪戸草葺不合尊	日向宮崎郡輪戸村
鹿兒島神社	彦火瓊瓊杵尊	日向宮崎郡鹿兒島村
霧島神社	彦火瓊瓊杵尊	日向宮崎郡霧島村
札紙神社	大國魂神、大己貴	日向宮崎郡札紙村
神太神社	神、少彦名神	日向宮崎郡神太村
臺灣神社	大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	日向宮崎郡臺灣村
白峰宮	崇徳、淳仁兩天皇	山崎郡白峰町
梅宮神社	酒解、大君子、小	同前山崎郡
貴船神社	酒解、酒解子神	同前山崎郡
大原野神社	健甕命、主、天	同前山崎郡
吉田神社	健甕命、比賣神	同前山崎郡
北野神社	菅原道真朝臣	同前山崎郡
水無瀬宮	後鳥羽、土御門、	同前山崎郡
生田神社	順徳三天皇	同前山崎郡
長田神社	春日女神	同前山崎郡
井伊宮	宗良親王	同前山崎郡
鎌倉宮	良親王	同前山崎郡
金鏡神社	天照大神	同前山崎郡
御上神社	天之御影命	同前山崎郡
金崎宮	桓良親王、桓良親	同前山崎郡

クワン

海神社	底、中、上津綿津	播磨明石郡垂水村
赤間宮	安徳天皇	長門下関市阿彌陀寺町
嚴島神社	市杵島姫命	安藝佐伯郡嚴島町
住吉神社	表、中、底筒男	長門下関市阿彌陀寺町
伊太郡神社	大屋比古命	同前下関市阿彌陀寺町
熊野那智神社	天津御子神、熊野	同前下関市阿彌陀寺町
吉備津神社	遠王神、夫須美神	同前下関市阿彌陀寺町
太宰府神社	菅原道真朝臣	同前下関市阿彌陀寺町
美彦山神社	忍骨命	同前下関市阿彌陀寺町
八代宮	懷良親王	同前下関市阿彌陀寺町
大國魂神社	武藏大國魂神	同前下関市阿彌陀寺町
鹿門神社	玉依姫命	同前下関市阿彌陀寺町
住吉神社	底、中、表筒男	同前下関市阿彌陀寺町
波上宮	遠玉男尊、伊弉册尊、事州男尊	同前下関市阿彌陀寺町
【別格官幣社】		
豊國神社	豊臣秀吉	山城京都市下京區
護王神社	和氣清廣、廣虫	同前京都市上京區
建勳神社	織田信長	同前京都市北丹波町
梨木神社	三條實萬、實美	同前京都市北丹波町
談山神社	藤原鎌足	同前京都市北丹波町
四條堰神社	楠木正行	同前京都市北丹波町
淡川神社	楠木正成	同前京都市北丹波町

クワン

阿部野神社	北島親房、顯家	攝津東成郡住吉村
結城神社	結城宗廣	同前東成郡住吉村
東照宮	徳川家康	同前東成郡住吉村
靖國神社	明治維新前後殉國者	同前東成郡住吉村
小御門神社	藤原師賢	同前東成郡住吉村
常磐神社	徳川光圀、齊昭	同前東成郡住吉村
東照宮	徳川家康	同前東成郡住吉村
唐澤山神社	藤原秀郷	同前東成郡住吉村
靈山神社	北島親房、顯家、	同前東成郡住吉村
上杉神社	上杉謙信	同前東成郡住吉村
藤島神社	新田義貞	同前東成郡住吉村
尾山神社	前田利家	同前東成郡住吉村
名和神社	名和長年	同前東成郡住吉村
登茶神社	毛利元就	同前東成郡住吉村
野田神社	毛利敬親	同前東成郡住吉村
菊池神社	菊池武時、武重、	同前東成郡住吉村
照國神社	鳥津齊彬	同前東成郡住吉村

**クワン** (官幣大神宮傳記、豊前志)

**クワン水** 寛保 櫻町天皇御宇の年號、元文六年二月二十七日改元、三年を経て延享と改む

**クワンム** 官務 在大史を云ふ、サダイシを

**クワンムテンワウ** 桓武天皇 御名は山部、日本根子皇孫天皇又は桓原天皇とも稱す

天皇(光仁天皇の庶長子、母は高野新笠、第五十代の天皇)天平九年御降誕、寶龜元年親王となる、三年光仁天皇の皇太子他戸親王を廢するや、藤原百川の推挙によりて皇太子となり、天應元年四月禪を受けて位に即く、天皇深く東夷の叛伐常なきを憂ひ、之を討平するの志あり、延暦四年紀古佐美を征東大使として討たしめし功なりしかば、更に十六年坂上田村麿を以て征夷大將軍と爲して之に向はしむ、田村麿驍勇にして智略あり、能く其任を完くし蝦夷の地悉く王化に服し、東陸よりして靜かなるを得たり、天皇また平城の地の規模小にして大帝都たるに適せざるを以て、其地を求めて都を移さんと欲し、一時山城國乙訓郡長岡に定め給ひしも、延暦十二年に至り同國葛野郡宇太村の地を相して新都を經營し、翌年都を移す、平安城といふ、これを爾來一千有餘年間の帝都たりし今の京都と爲す、在位二十五年、年號を立つること一、延暦二十五年三月十七日崩す、壽七十、山城國紀伊郡柏原の陵に葬る(大日本史)

**クワンムヘイシ** 桓武平氏 皇別、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀正親王、仲野親王等より出づ(一)葛原親王の裔最も盛なり、葛原親王二子高棟王、高見王を生む、淳和天皇天

クワン



クワン

たるが故に、六角定頼、朝倉義景の輩も、此稱を襲へり(官制沿革略史)

クワンレキノガ

還暦賀 還暦(六十)の祝賀をいふ、一に本卦還の祝とも云ふ、生年の干支に還暦するを以て、生誕の日を祝ふ故に名づく、支那にて華甲、或は重達と稱す(起原)爲家集に、久しかれつゝも六十の一とせに今ゆくすゑの千代をかぞへて」とあるを初見とす、其儀聲卑によりて異なれりと雖も、概して當日は、親戚知友を會して詩歌を吟詠して之を祝し、後ち酒宴にうつる、後世は主人自ら赤頭巾、赤き衣服をつけて諸客に會するを例とせり、これぞ元の小兒に若かへりたるの儀なりと云ふ、江戸時代水戸西山公、儒臣人見卜齋の七十歳を賀し、壽酒及び杖、酒肴を賜ひて、其の諸侯これにならひ還暦の祝儀に行はれ、賀儀を強るに至れり(岡田耕筆、西山隨筆、世事百談、真丈雜記)

クワンロク

官祿 「ロク」を見よ、

クワンロク

古天皇十年十月貢し來る、學術あり、曆本及び天文地理方術の書を獻す、三十二年四月、沙門祖安を殺すものあり、朝廷初めて僧正を置き、僧尼を檢校す、勅選ばれて此任に當る(元亨釋史)

クワヤク

課役 人民より出さしむる調と役をいふ、後世單に人民を徵發して、公家の工事に使役せしむるをいふ、課、邦言オホス、人民をして買賦の類を負はしむる義、役、邦言エダチ、役發の義、凡そ道橋を修築し、池溝を開通し、宮殿を構造する等、皆丁夫を役使す、正丁は歳十日、其役に服せざる者は、庸物を出して以て之に代ふ、十日以外留役するを雜備と爲す(起原)上古未だ斯制あり

クワヤ

らす、意ふに、事に當て民人を役使したるなるべし、崇神天皇十二年に至りて、始めて人民を檢し、長幼の次第、課役の先後を知らしむ、爾來史筆に載る者愈々多し、然れども、未だ以て明徴すべからず、推古天皇十二年、制定の憲法十七條の内に、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり、故に冬月は開あり、以て民を使ふべし、春より秋に至るまでは農桑の節なり、民を使ふべからず云々と見えたり、文武天皇大寶令制定の時に及て其制備はる、賦役令に、凡正丁歳役十日、若須取庸者、布二丈六尺、一尺、二尺六寸、須留役者、滿三十日、租調俱免、少者、計見役日、折免、通正役、並不得過三十四日、次丁二人、同一正丁、中男、及京畿内、不在取庸之例、其丁赴役之日、長官親自點檢、並調衣服、周備然後發遣、云々又、凡春季附者、課役並免、夏季附者、免課役、秋季以後附者、課役俱免、其詐冒隱避、以免課役、不限附之早晚、皆徵發當年課役、逃亡者附亦同、とあり、爾後延喜式に至るまで大略之に據る、是より降りて其制漸く變じ、人夫物件に論なく、便宜之を課徴す、鎌倉以降課役と稱するもの、上世と總を異にし、即ち内裏社殿の造營、及び城池池邊橋堤防の構築、驛傳の運輸等、其事あるに臨み、費用を課して米錢を徵收し、又民人を役使するものを總稱す、初め段別に課して段錢といひ、後ち石高に賦して高掛米と稱す、吾妻鏡地方凡例錄等諸書を考ふるに、鎌倉幕府の時課役類繁にして、諸國段錢を對稱する者少からず、室町時代に至り、天下騷擾し、民或は米稻田宅、及び段錢の未進を償ふに至る、江戸時代課役多からざるにあらずと雖も、村役を課すれば則ち三役(サンヤク)を免じ、田島五分以上を損ずれば則ち諸役を除く等の定法を設け、以て慶應に至

クワヨ

れり、尙ほ、課役の免除につきては免課役(メンクワヤク)の條を見よ(大日本租稅志)

クワヨ

火災 送葬の時香典と共に棺の前後に附して中に燈明を點火するもの(喪儀類聚)左經記に、次火災(奥内立)小靈(居)油坏(於)其上(明火)駕丁二人布衣烏帽子、著(當)色(袴)云々と見えたり、ヨホロシ參看、

クワヨボロ

鑑丁 田丁をいふ、書紀安閑天皇元年十月の條に、諺爲(皇后)大紀(建)立屯倉之地、使(留)後代、令(顯)前途(中略)以(難)波屯倉與(每)郡(鑑)丁(給)殿室(授)以示(於)後、式觀(乎)昔(と)見えたり、ヨホロシ參看、

クワラ

掛絡 禪僧の用ふる袈裟の名、又掛子或は結子とも云ふ、釋氏要覽に、結子或呼掛子、蓋此先聖前創之、後僧效之、又云衣名、見掛絡在身、故因之稱也と見えたり、ケサ參看、

クワリン

果隣 弘法大師十哲の一、初め東大寺に居りて、賢首、慈恩の二教を學び、名聲あり、後ち弘法大師の道聲を聞き、往きて參謁す、大師兩部密法並に諸儀規を授け、高僧を主らしむ、天長の間、又同じく金剛峰寺に入りて、密法を精修す、大師の滅後、修禪寺に住す、後ち其終る所を知らず(東國高僧傳)

クワレウ

過料 江戸時代における庶人の間刑、錢貨を収めて罪を償はしむるをいふ(起原)過料の名は早く鎌倉時代より見せり、即ち過忘料の義にて、過忘として取むる料錢の意なりしが、江戸時代八代將軍吉宗の享保三年此刑を設く(種類及處分法)(一)過料、單に過料とも稱す、三貫文又は五貫文を徵收す、(二)重過料、十貫文乃至二十貫を徵收す、(三)身上に應じての過料、其分

け

限に應じ、三分一、三分二、或は四分一等を徵收す、(四)小間、應じての過料、家屋の開口の間敷に應じ、過料高を割り付けて徵收す、(五)村高に應じての過料、村高百石に付き、二貫文の割り合を有て徵收す、(六)連帶の過料、多人數連帶して責任を有する時、全體の人數に對して科するをいふ○王朝時代には贖銅、鎌倉室町時代には過當あり、就て見るべし(古事類苑法律部)、なほ御定書百ヶ條を按ずるに此刑に處せらるべき罪の種類を載せれば參考として左に掲ぐ、過料即ち輕過料に相當するものは欠落奉公人を尋出さる請人、素人宿にて十人餘請判致す者、請合人なき欠落者を圍置く者、離別狀を取らざる女を取持つ者、及び嫁付し女の親元、引取し男、三笠附致す者、博奕打者、取退無量致す者、盜物買に取り或は買取者、物を拾ひ訴出さる者、預け人を取逃者、知らずして追放者の請人或は店に置く者、新田地へ無断家作せし者、盜人の宿せしを知らざる、名主組頭五人組の者、隱藏砲玉藥賣る者、隱藏砲打者と親み鳥獸を商賣致す者、倒者並に槍物等あるを押隠す者等にして、重過料に相當するものは、欠落人を隠置く家守、隱藏砲所持の村方、他所より來り打ちし村方の名主組頭、隠船荷物出賣買せし者及賣買主、隱賣女の名主及び地主、三鳥派不受不施派に村方の歸依せるを知らざる名主、口論の上人殺に荷擔せし者、車にて人を殺せし者の車持主等なりとす、

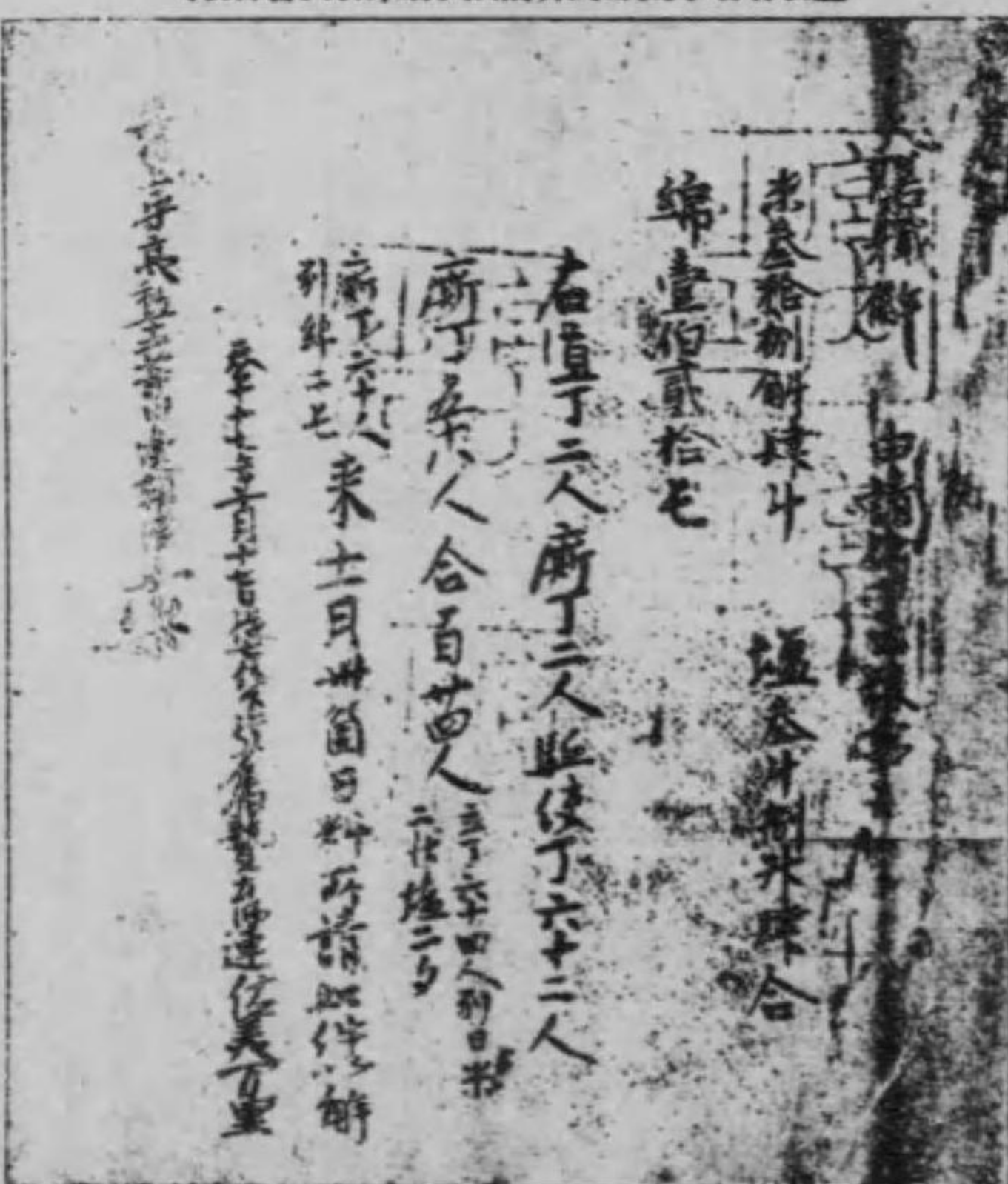
ケ

褻 なれて常とするを云ふ、晴又は公に對する調、ナレとも云ふ、假令は褻衣と云へば平常の衣服を云ひ、褻御所と云へば、上皇平常御住居の御所を云ふが如し、古今集に、朝にけに見へき君としたのまればおもひたる草枕なり(萬葉集)、おほよそにわれおもはば下にきて、なれにし衣をとりてきめやも、就草子に、むれつづる、物、けどころなるにて、ことに又いじりしからぬ人の聲聞つけたるは、後報法師が秋風ぞ吹白川の關とよみたらん(關をば、けなりにて、ひんふくためてはすきたまはん)そ、吉大記文治四年十二月十九日後白河法皇六條殿御移徙の條に、褻御所と見えたるは皆なれて常とする意なり、

ケ

偈 佛教の歌頌を云ふ、贊嘆の調、古くは四句偈なりしを以て四句と云ふ、梵語、偈陀(偈他)偈陀と云ふ、古譯偈作とす、偈陀の訛なり、又陀を略して單に偈と云ふ、支那に、頌又は偈頌と譯す、頌は美なり、歌なり、頌中の文句極めて美なるを以て之を歌頌する故に云ふ、即ち言語を美麗にし、音調を整へて讚歌するなり、或は偈頌とも云ふ、俱舍寶記に、偈陀偈名爲偈、此說略也、說、偈爲偈、又略、其陀、法華支論に、偈陀此云、不重頌、亦略云、偈耳、四句爲、頌如、此間詩頌、也とあり(積橋居士集、佛教

(較所書文古本日大)藏所氏郡太子名日後豐



す(令義解、黒板博士説)





ケイガ

備中国下道郡岡田宇池田 初め師範家の家塾に就き、文武の修業を爲し来りしに、藩主伊東長寛の時、重臣浦池左五郎に命じ、文武教場の創立を計り、遂に寛政六年七月、弓槍剣柔の演武場を落成し、尋で翌年十月教習館亦成る、依て學士佐野大介を教授とし、一藩の子弟を教導せしむ、明治維新に至りて廢す(日本教育史資料)

ケイガククワン

敬學館 藩主松澤の學校 備前國岩代國安達郡二本松町宇波 元禄中丹羽長次文武を尊崇し、始めて儒者古宮山休菴を聘し、士族一同に講釋を聽聞せしむるを始めて、寛延中高寛の代岩井田舍人(昨非と號す)を聘し、専ら藩士に學事を奨勵せしむ、並に至りて士族一同始めて學事の何物たるを知得すと云ふ、其子高廣父の遺志を繼ぎ、益々文武を勵まさんと、城内に於て講釋を開會する事を命じ、又文化十四年長富富先の遺志を繼ぎ、大に奮ひて敬學館武藝射的場手習所の四校を城下に設置す、爾後明治戊辰戰爭以前、藩主長國まで連續に行はる(日本教育史資料)

ケイガククワン

敬樂館 藩野澤の學校 備前國備前郡野澤町野澤大手門内 天保二年藩主松澤安重、風俗頹廢士氣不振を患へ始め、學校を設立す、五年七月落成、文武稽古所と稱し、九月開校の式を行ふ、十月始めて業に就く、後々學館を改め、また今の名に改む、安政三年安宅大に學事を振興し、書生家を設け、青年生徒を擧げ、入塾せしむ、卓絶の者を擧て三部、及び諸藩に遊學せしむるに公費を以てす、年々二十名を限となす、明治三年尙ほ又學政を改正すと雖も、大同小異別に記すべきなし、學派は朱學を宗とす(日本教育史資料)

ケイガクケウジユウシヨ

經學教授所

ケイガ ケイギ

藩石藩の學校 備前國津和野郡津和野石市ノ町 藩主松澤元忠、藩祖津和野十郎左衛門深く儒學を尊崇せしむるの遺風なきを以て詳かならず、文政中七世親足の時、學事稍々擴張に赴き、尋で近世承継の時漸次盛隆を來す、蓋し其藩立學校の名稱ありしは天保中におらんか、詳かならず(日本教育史資料)

ケイカフ



掛甲 大禮の時、近衛大將以下關東の上に著する甲を云ふ、カケコロヒともいふ、もとは兵仗にも用ひたりといふ、三代實録に、元慶八年二月二十一日、掛甲四百領、給左右近衛府各二百領とあり、衣服令に、兵衛者云々、會集日加掛甲、會集日加朱末頼挂集日加

ケイギガクハ

敬義學派 備前國山崎關西の主唱する學派、關西派ともいふ、敬義は關西の一名なり、程朱の學を主とすれども、多く取捨して自説を専ら唱へり、即ち文字章句の間に區々せず、浮文を削り實學を主とす、高治寛文の頃關西之を唱導し一時盛なりしも、古義復古の學行はるに及びて、復た振はざるに至れり、今其略を示せば左の如し(經學源流)

○谷時中 山崎關西

ケイギ

- 三宅尚書 菅野茶山 新井白蟻
山宮雲樓 村士玉水
淺見桐齋 山本俊齋 西伏成齋
若林寛齋
佐藤直方 稻葉辻齋
三輪執齋
遊佐木齋 佐久間洞齋

ケイギクワン

敬義館 藩山澤の學校 又立教局とも稱す 備前國安房郡安房郡山 明治二年、稻葉正巳、之を創設す、藩府備前佐野藩邸を聘して校長となし、學事の擴張を計る、明治三年廢藩の爲め樂半途にして止む(日本教育史資料)

ケイギクワン

敬誼館 藩山形澤の學校 立誠堂とも稱す 備前國山形澤城内 享和元年正月、水野忠厚備前國津和野の時、儒學を尊崇し治城に學を建て、文廟講堂等を結構し命じて經誼館と云ふ、水野元彰を以て學制部司と爲し學事を綜理せしめ、司馬彌を以て教授となし、司馬成章、吉松新を以て助教となし、其他教授六人、副教授十三人を置き、藩士卒の壯少者をして、悉く學に就かしむ、文化十四年忠邦の時、封を遠江國濱松に移せしより、益々一藩の士族卒をして文武の道を修めんと、を獎勵す、天保年間に至りて、更に城内の地を擴ふ、文武研究の場となし、文を講じ武を研ぐの館を新築し、又他より學士を聘し、益々藩士卒子弟たるもの、教

ケイキ ケイク

育の道を擴張す、弘化二年、忠緒襲封の時に當り封を羽前國山形に移されしより、城内假に文武研究の場を設け、藩士族卒教導の方法都て舊慣の如し、明治初年近江國朝日山に封を移し、舊名により之を稱す(日本教育史資料)

ケイキン

笑琴 樂器の一種、二絃あり、竹片を以て之を軋る、昔の管絃の作る所と傳ふ、體源抄に圓融院の御宇、天元四年六月二十九日御前に侍りて源正大御守清輝、習琴ことあり、習琴は、笑琴なるべし、其器傳はらざれば形狀詳かならず(拾芥抄、樂器考)

ケイクツ

馨屈 馨折(ケイセツ)を見よ、ケイクワイ 計會 一度に事のむちあひたるを云ふ、日記等に屢々見えたり、和漢朗詠集に、今日不知誰計會、春風春水一時來と見え、また續紀養老五年十月戊戌の條に、詔曰、汝獨房前、當作内臣一計、會内外准勅施行、輔翼帝業、永寧國家こと見えたるは整理の義なり、

ケイクワウヰン

慶光院 備前國伊勢國度會郡宇治町 神宗隆濟宗の尼寺、本寺なし云ふ、其系統詳かならず、十八歳の時剃髮して尼となり、紀伊熊野に居す、屢々神宮の地に往來して、宇治畑町の辨天堂の敷屋に勤行せりと云ふ、此の時に當りて、神宮の神領は武士に押領せられ、且つ内外宮相争ひ、干戈を動かすこと再三、爲めに神殿兵火に罹るに至る、是を以て神郡日を追うて衰へ、式年は永享六年に正遷宮ありしのみにて、殿舎朽損せり、明應四年洪水の爲め宇治橋を流す、神宮實なく架するを得ず、守悦之を見て慨歎し、諸國に勸進して造

ケイキ

遷す、二世智珪の弟子を清順と云ふ、清和源氏山本義定の裔義里の女なり、守悦の遺志を繼ぎ、辨天堂殿屋に宿し、神宮復興を企つ、天文十八年諸國に勸進して宇治橋を造替す、二十年後奈夏天皇其功を賞して倫旨を下し、居室に慶光院の號を賜はる上人號を賜はるは、是より歴代の僧侶は上人號を勅許せられ紫衣を賜はる、尋で外宮の長官松木備彦に説き、諸國を動化して、淺井、朝倉、武田、北條、齋藤、尼子等諸豪族より資を得、永祿六年九月外宮正遷宮を行ひたり、尋で内宮正遷宮をも行はんと企てしも、永祿九年四月病を以て宇治に寂せり、弟子周養其後を繼ぎ、神宮造替に力を盡す、元龜三年倫旨を下し假殿遷宮に力を致さしむ、故を以て周養諸國に勸進して、天正三年三月内宮假殿遷宮を行ふ、此の時に當りて、織田信長出で、近畿を平定し、尊王敬神の志厚く、皇室を復興すると共に、神宮をも復興したり、天正九年九月外宮假殿遷宮を行ひ、尋で三千貫を以て兩宮の正遷宮を行はしむ、而るに信長光秀の試に違ひしを以て果せず、豐臣秀吉其遺業を繼ぎ、十二年三月兩宮正遷宮料として、金子五百枚米千石を寄せ、外宮の権禰宜上部貞水周養をして之を受けしめ、周養又諸國に動化して造替を助く、十三年十月終に周養の執行により兩宮正遷宮を見るに至れり、故を以て明年十二月倫旨を下して、周養の功を賞し給へり、明治十八年十一月天皇陛下神宮に參拜あらせらるゝや、十八日特旨を以て、清順に従三位、守悦、周養に正四位を贈らせ給へり、かく兩宮遷宮を執行せしを以て、慶光院の神宮に於ける勢力は、宛然社僧の如くして、地位殆ど神官の上に出で、豐臣德川兩氏の朱印狀にも、祭主兩宮長官、上人(即ち慶光院)神主中と列るに至れり、又慶光院内には清順以來、大

ケイキ

神宮祠を建立して、神佛混淆の新説を爲し、朝野の尊敬を受け、朝廷よりは國家安全實許延長の新を命じ、後陽成天皇慶光院の匾額に宸筆を染め給ふに至れり、慶光院は淺井氏に關係あるを以て、淺井を経て、秀吉に親近し、淺井の妹は德川秀忠の夫人たるを以て德川氏の信仰をも得たり、故に豐臣德川兩氏の新説師たりしのみならず、加藤清正、福島正則の如きも之に歸依したり、慶長六年淺井、慶光院内に辨財天堂を造替せり、關ヶ原の戦後は德川氏造替料を充分に供せしを以て、動化を要せざりき、慶長十四年九月周養再び兩宮遷宮を執行し、爾來代々遷宮を行ひたり、寛永中に至り、周濟、周寶、德川家光の歸依を受け、參府の時、城中に上人居屋と稱する一室を給ひ、又丸の内に邸宅を賜はり、公武の間に隱然勢力を有したり、然るに正保慶安の頃山口延住出で、與故の學を唱へしより、神宮等皆復興に傾き、神宮に慶光院ありて遷宮の大權を委するは、舊儀に合はずとし、寛文九年兩宮正遷宮の舉あらんとするや、兩宮の神官事務に訴陳せしを以て、是より慶光院は遷宮を執行せざるに至れり、且つ事務の御師をも解除せられたり、然れども上人宣下及び天願を拜し、將軍に謁するは舊の如く、且つ内宮正遷宮には、必ず内院拜禮を行ひたりき、明和六年正遷宮の時、神官等、慶光院の内院參拜の非議を唱へて之を停めんとし、朝廷に請ひしを以て、明年五月拜禮を停められたり、慶光院事務に訴へ、再び内院拜禮を罷せられしも、文化六年以來陣を稱し、拜禮することなかりき、後々國學の興隆と共に神宮に尼姑あるを非議するもの多きを以て、元治元年朝廷周昌に諭して遷宮せしめんとせしが、歎願により遷宮を停めたり、慶應二年周昌寂し、嗣子幼なり、會々勤王の徒慶光院を廢して

ケイケ

唐王を再興せんと建議す、慶光院の後見泉主水上京... 神宮に奉仕せんことを請ひ、僅に慶寺の厄を免れた...

○守悦 智珪 清順 周養 周清 周寶 周長 周貞 周榮 周香 周典 周能

ケイケウウツウ

光院前右大臣 今出川晴季を云ふ、ケイケウウツウテンワウ 慶光天皇 典仁親王...

ケイケウツウ

冠 古代に行はれたる冠の一なり、此冠は、紗に漆ぬりて...



なして著て、手を以て覆よりうしろへなり、髪の前にて絞りよせて小冠にて括れば、髻の入りたる...

ケイケ

所今の巾子の如くなるなり(第一圖參看)燕尾其小組に付て有べし、後世の纏の垂柳の如くなる勢はなく...



只直に垂れ下るなり、書紀天武天皇十二年の條に、四月壬午朔丙戌詔曰、唯男子有、圭冠而著、括緒襪、云云と見えたり(歴世服飾考)

ケイケウツウ

冠 官職を辭することなく、後漢書に、蓬頭、字子慶、北海郡昌人、之長安、學...

ケイケウツウ

敬教室 喜大垣藩の學校、田氏藩の時學館を建て致道館と稱す、後世敬教室と改め、一藩子弟皆學に入らしむ、家宰戸田勝頼主唱...

ケイケ

敬業館 舊林田藩の學校、世建部政賢創立す、政賢に備學を尊榮し、生田直と云者を備官となし、小島晋吾等を擢んで共に本館設立の事に從事せしめ、以て本館を新築し、建學の規模を制定す、八世政隆、九世政和相繼で建學を獎勵す、而して藩主相續ひ學事最も隆盛に赴きしは安政以來に在りと云ふ(地坪凡三百坪、總建坪百七十四坪五合、内敬業館五十二坪(但六尺五寸坪下同)、正面舍三十七坪五合、西舍三十一坪二分五厘、同棟十五坪、西北舍十八坪七分五厘、北舍十七坪五合、南二坪五合(日本教育史資料))

ケイケフクワン

敬業館 江戶幕府領内の學校、備中國小田郡笠岡村字八幡道、寛政十一年幕府代官早川八良左衛門有志を募り、金にて之を築造し、兼て幕府に請ひ學舎敷地の租税を免じ、専ら人民を誘導し學事に就かしむるを始めて、是れより先寛政九年同氏美作久世に宰たる時、同所に學舎を興し興學館と名づく、嘉永三年代官藤方...

ケイケフクワン

敬業館 江戶幕府領内の學校、備中國小田郡笠岡村字八幡道、寛政十一年幕府代官早川八良左衛門有志を募り、金にて之を築造し、兼て幕府に請ひ學舎敷地の租税を免じ、専ら人民を誘導し學事に就かしむるを始めて、是れより先寛政九年同氏美作久世に宰たる時、同所に學舎を興し興學館と名づく、嘉永三年代官藤方...

ケイケ

彦一郎の命に依り一旦之を廢し、校舎敷地の租税を賦す故の如し、後ち慶應己丑の年克讓授し、學事地を掃ひ機に慶舎を在するのみ(日本教育史資料)

ケイケフクワン

敬業堂 舊峰山藩の學校、既に讀書手跡稽古場と稱し、十五間長屋と稱する所に在りしも、眞に緻々たるのみ、文政の末、京極高久敬業堂と名を稱せし頃は、稱々學舎の體を具へ、慶應年間より修學の規則を改正し、文筆各專門教師を置き漸く隆興の域に達せり(日本教育史資料)

ケイコウ

敬公 尾張家の始祖、徳川義直の私監、トクガハヨシナホを見よ、

ケイコウキフン

慶弘紀聞 十卷、附録三卷、後水尾天皇慶長五年より享明天皇弘化三年に至る間の事蹟を記したるもの、故にこの名あり、また天皇十三代のことを記せるが故に十三朝紀聞ともいふ、附録は、今日抄と稱し、弘化三年より文久二年に至れる事を記したり(安田照矩(慶弘紀聞))

ケイケ

積古館 舊秋月藩の學校、筑前國夜須郡秋月野島村ノ内往昔字新小路、文化三年より字杉ノ馬場、安永四年藩主黒田長堅始めて設く、積古亭と云ふ、天明四年再興して積古製と改む、文化三年焼失、六年再興し積古館と稱す、天保申武館を學校の三方に設け、弓馬槍劍兵學柔術等を研究す(地坪五段、建家二百四十坪(日本教育史資料))

ケイコクワン

積古館 舊島原藩の學校、肥前國南高來郡島原内字先魁、後に四島原村字柏野、寛政五年九月松平忠通、父忠恕の志を繼ぎ學舎を島原に設け、國老羽太伊孫を總裁

ケイコクワン

に任す、文化十三年十一月聖廟を館内に設け、翌年より釋奠を行ふ、天保五年四月忠候再建し堂舎を擴む、明治三年一月忠和更築して學校と稱す、同四年終に廢す(地坪五百六十坪、建坪百四十七坪、學校となり地坪二千四百四坪、建坪三百八十三坪(日本教育史資料))

ケイコクワン

積古館 舊弘前藩の學校、陸奥國津輕郡弘前城大手前(今の白銀町)城内三の郭、寛政八年之を創建す、其以前只藩儒を以て、毎月四書又は兵書の講義を開講せしめしのみ、九世津輕親綱の時、支族津輕永孚の建議に因り、藩儒山崎闇斎をして、諸國の學制を開申せしめ、其門人萬善太を林家に遣し、學校建築の事を諮問せしめ、寛政七年春工事に着手し、翌年落成し、士族目見以下の子弟を入學せしめ、六月開校式を行ひ、寛政九年二月、藩主親ら先師先聖に釋奠し、同年三月養老の禮を行ふ、爾來文化三年に至るまで、毎年一回釋奠す、同五年三の郭へ移し、武道の諸藝は各師範家にて教授し、學校は文學のみの教授となし、職員の如きは、単格兼役となり、釋奠全く廢せらる、文化七年萬善太の建議に因り、従来の古學を廢して朱子學を用ふ、安政初年承順(十一世主)生徒を江戸に出し、蘭學を學ばしめ、六年積古館に蘭學堂を置き、士族及び在町醫の子弟の入學を許す、慶應二年寄宿生を校内に置き、明治三年二月弘前藩王院に寄宿舎を置く、同四年四月十二世承昭寄寮を弘前最勝院へ移し敬業書院と稱す、更に又英學寄寮を青森藩心寺に置き、俊秀の子弟を撰拔し藩費を以て右兩所に於て(但弘前寄寮は漢英學なり)修業せしむ、また此時三の郭學校も漸く頹破に及ぶを以て、藩學校は之を重臣の宅に移す、同年八月寄宿生を廢し

ケイコクワン

積古館 舊彦根藩の學校、近江國犬上郡彦根城西内曲輪、現今金龜町、寛政八年七月、藩主井伊直中、家老庵原大學をして學校建築用掛となし、九年土木の工を起し十年春竣工に垂とするに當り、偶々故ありて果さず、爲めに遷延し十一年八月始めて成る、積古館と稱し、十一月開講式を行ふ、初め直中學校建築の志あり、備海量に命じ諸藩有名の學校を歴覽し、密に其景狀圖形を模寫し、制度を採問して之を擬せしむ、而して熊本の時習館特リ意に通ず、乃ち構造の規模施設の制度總て時習館に擬し、専ら文武兼修を旨とし、文武二神を講堂の中央南面に祀祭し、規則職制を定め、凡藩士の學齡者は戸主子弟を論ぜず必ず入學して文武を講修せしむ、同月二十七日令して、學費を藩士に賦課す、錄の多少に依り差あり、之を割合銀と稱し、總額凡銀四萬三百匁に上下す、年々七月其半額を納め、十二月境半額を納めしむ、天保

ケイコ

元年六月十三日、井伊直亮稽古館の稱を改め弘道館と稱す、弘化年中地師範塾左衛門、柳澤右源太に命じて伊豆五山の江川太郎左衛門に就き、西洋地術を學ばしむ、嘉永四年井伊直弼大に弘道館を整理し、文武を奨励す、安政四年八月十七日更に令して學制を整理し、従來用ひ來りし古學を變じて朱子學とす、文久二年七月十二日井伊直憲弘道館を閉鎖し、館中諸職を解く、同八月二日更に開館して職員を復し、事邊て舊制に従ふ、文久三年弘道館中に砲術射的場を設く、明治元年十一月二十八日更に文武を精勵せしむ、明治二年十月二十八日改めて文武館と稱し、従前の職員を廢し職名を改め、更に職員を置く、同三年四月二十日又學館と稱し、武場を練兵場に移す、同四月二十二日學館を改めて學校と稱す、同五年八月學制の頒布により廢せらる、歳を閉する、と七十四年なり、(日本教育史資料)

ケイコダウ

稽古堂 舊豊岡藩の學校

天保四年二月藩主京極高行創立す、是より先藩主文學を奨励すといへども、總べて各自の自由を任ぜり、弘化四年高厚益々儒を延き遊學の士を出し、校舍を廣大にして女學校を創め、小學校を興し、大に文教を奨励す、是に於て學事大に隆興するに至る、(第一藩主館内假稽古堂構造は瓦葺木造平屋、建物は其形體詳かならず、地坪は凡百五十坪、建坪は凡二十五坪、第二窪田町内東御庭新築稽古堂、構造は瓦葺木造平屋にして、地坪千七坪、建坪千七百七十坪餘、日本教育史資料)

ケイコ

ケイゴ

を推算する時は地坪一萬三千四百九十四坪とす(日本教育史資料)

ケイコデ

警固田 王朝時代太宰府にて、筑前國の刺田を割きて、警固の士の糧米に充つる田を云ふ、(清和天皇貞觀十五年十二月始めて置く、蓋し、此時外夷西邊に來る類々なりしを以て、太宰府及び鴻臚館に統領選士を分置し、警固せしめたるを以て、田一百町を割き置き、其費用に充つ、名づけて警固田と云ふ、其耕種して輸する所の地子は、年中の雜用に充て用ひたり(三代實錄、太宰府考)

ケイサン

鑿山 紹運(セウケン)を見よ、

ケイシ

家司 公家にては、親王攝關以下三位以上の家の家政を掌る者をいひ、武家にては、評定衆、引付衆、政所役人間注所寄人をいへり又(イハツカサ)とも云ふ、(公家のは、大實の制家令家扶家從家從等ありて家令(カレイ)を見よ)と稱したりしが、後には家令の外に別當を置き、是を家司又上家司と云ふ、少きも三人多きは七八人より十人に至る、家扶以下は總て知家事、家主、大小從、大小書吏を置く、是を下家司と云ふ、委しき事は政所(マンドコロ)を見よ、又廣き意味にて其家の所司の所役人即ち文殿、藏人所、侍所、膳、隨身所、雜色所各條參看)等の別當以下の職員を家司と云ふ、親王家には、勅別當、侍所、御監等の職員あり、近代に至りて親王大政治家に諸大夫、侍、雜掌あり、皆家司なり(令義解、中右記、江次第、玉葉、拾芥抄、故實拾遺)○又武家にては、源頼朝建久元年大納言大將に任ぜし後、政所を置き、家司別當令家主知家事等を補し、政務を辨せしむ、又別當令を帶せぬ評定衆引付衆政所間注所の兩寄人も皆公事を奉行する故に、これ又家司と稱

ケイシ

せり、室町幕府にても鎌倉の如く評定衆引付衆兩寄人も置き、是を家司と稱せり、義滿の頃より其名稱はや、絶えて大儀を行はる、時にのみ、評定衆の内、其儀を司る者を家司役と稱す、是れ蓋し義滿は見て、華美を好み大儀公家の式に准擬せられし故に、任大將の後、攝家大臣家の例にならび、豫め公家の官人を以て、更に家司に補せしより、評定引付の衆等は家司と稱せざるに至りしなるべし、義教義隆皆例を追ふ、然れどもこの家司は武家の政務を行はざるを以て、常に所役なし、只將軍拜賀等の儀式の時、公家の方にかゝれる事のみ執行し、武家の所役は、評定衆、奉行人等沙汰する事となり、室町幕府季世に至りては、大名諸家にも家務を攝する者を、簡稱して家司と稱するに至る(吾妻鏡、花營三代記、足利家官位記、武家名目抄)

ケイシグツ

履子履 足駄の類、和名抄に香付足駄とあり、枕草子枝あぶぎと云へる條に、高きけいしなをさへはきたればと見え、又祭の比と云へる末に、けいしぐつなどの綴りつけさせ、真をさせなど、もて履きてとあり、裝束抄に、けいしぐつとは履子とかけり、備名抄香の部、山機記等にも見えたり、是は漆のりのあしたをいふにや、古き賀茂まつりの圖にも見えたり、枝あぶぎといへる段に、高きけいしなをさへはきたればといへるも、これにてよく見えたり、といへり、

ケイシノヤク

家司役 室町幕府の職名、(ケイシ)を見よ、

ケイシン

桂心 菓子の名、唐菓子餅類の類をいふ、和名抄唐菓子八種の内に此名あり、菓木なる桂心(即ち肉桂)などを調合して製したるものならんか、建武年中行事に、晴の御膳四種以下八ばん供

ケイシ

心なれば、やがてわきの御膳を供す、云々、(保綱柱心などやうの物なり、保綱、素餅は目ちかきものなれば定めて人も覺束ながらじ、云々)と見えたり(建武年中行事略解、樂選)

ケイシヤウ

卿相 大臣、大中納言、參議を云ふ、太平記明院殿六波羅行幸條に、是を同召及で、院の法皇、東宮皇后提井の二品親王まで皆六波羅へと御幸なる間、供奉の卿相雲客軍勢の中に交て警陣の聲しきりなれば云々とあり、(ケイヤウ)を見よ、

ケイシヤウウイ

啓將 啓陳(ケイヤウ)を見よ、

ケイシヤウイ

覓裳羽衣 玉樹後庭花(キョクシユウイ)を見よ、

ケイシユ

稽首 拜の一種、古語マカブツと云ふ、類聚の意にて頭首を下げて座に至らしむるを云ふ、釋氏要覽に、稽首、謂風、頭至、地故、又稽首謂首至、地稽留少時也、此即周禮九拜之初拜也と見ゆ、古事記上卷に、稽首白、僕者自今以後爲汝命之畫夜守護人而仕奉とあり、また内裏式朝賀の條に、皇太子先再拜(今唯稽顙)延喜式に、凡御所及中宮東宮稽首、餘皆跪拜とあり、

ケイシユンテン

迎春殿 京都皇居内の御殿の名、常御殿より御涼所に赴く長廊の東に在り、孝明天皇の時、新に造營ありし小殿にして、十帖と四帖に廻り縁あり、東に向ふ、額に迎春の二字にて東軒に掲ぐ(平安通志)

ケイシヨウウイ

勤松院 廣幡伊光(ヒロハシロノミツ)をいふ、

ケイセイ

傾城 遊女を云ふ、支那にては凡て美人を云ふ、(神印篇に、暫夫成傾城、暫婦傾城、婦有長舌、惟風隨云々)又漢の李延年が武帝の前

ケイセ

に舞ひける歌に、北方有佳人、獨立絶世、一顧傾人城、再顧傾人國云々とあるより出づ、我邦にては古事記に、寛文頃より云ひ初むと云へり、貞丈雜記に、傾城といふも遊女也、今の世の如く一所にあつたり居らず、所々にあり、大名の家などへもめし寄せて、酒宴の興を催し、歌ひ舞ひ、酌などにも立てし也、傾城白拍子に純子の流し、折紙など遣機、馬など引き遣す機などの事書記に見えたり、唐にて傾城といふは遊女の事のみにかぎらず、すべて美女の事を云ふ、うつくしき女は人に城をもかたぶけさせ、國をもかたぶけせる物なりとて、傾城とも、傾國とも云ふ也、傾はかたぶくと云ふ字にてほるばす心也とあり、(イウヤウ)參看、

ケイセツ

聲折 立ながら腰を前へ折り風めて行ふ禮、又(ケイセツ)とも云ふ、(聲風)と云ふも同じ、禮記に、立則折腰、(註に、禮折如聲之背云云)、五車輿端折の註に、曲體揖之、如聲之形、(云)、逢幸故實抄家禮作事の條に、重盛朝服退深聲折云々、三中口傳抄に、逢幸相以下、時、備有職坊官聲風、侍障居云々、建武年中行事に、參議をめぐりて宣命を給ふ、參議内辨のうしろにすゝみて、けいせつしてたつ云々、なべては大臣のおきるには宰相けいせつするなりと見えたり、延喜式の制に朝堂に在りて、親王太政大臣を見るものは、皆聲折して立たり、

ケイセツカウ

鷄舌香 蕙香の一種、丁香をいふ、其形鷄舌に似たるを以て名づく、雌雄の二種あり、唯は大にして良好なり、俗に母丁香と名づく、(類聚山菜藜の如しと云ふ(五雜俎))

ケイセン

景川 宗慶(ソウケイ)を見よ、

ケイリクシ

鷄足寺 (西野)下野國足利郡

ケイセ

ケイリ

ケイシ

小俣村鷄足山の麓(佛手山)と號す、(眞言宗、意教派本寺の一、關東禪林の一、)朱書天皇の御祈願、本堂に不動明王、軍荼利明王、降三世明王、大威德明王、金剛夜叉明王の五大尊を安置せしが、天慶中平將門追討の時、調伏祈禱の本尊として其名高し、中興の關山を、高野山金剛三昧院の意教上人となす(下野國誌)

ケイタイテウ

繼體天皇 御名は男大迹、又彦太尊と稱す、(神代卷)神武天皇五世の孫、御父は彦主人王、御母は垂仁天皇七世の孫孫、第二十七代の天皇、(武烈天皇崩じて嗣なし、群臣議して天皇を越前に迎へ位に即かしむ、天皇都を山城の簡城に遷し又乙訓に遷し、二十五年二月餘命玉尊宮に崩す、在位二十五年、壽八十二、(攝津國三島郡三島村三島野陵に葬る(大日本史、陳事一覽))

ケイタクワン

敬道館 舊大山藩の學校、(尾張國丹羽郡元大山一字西古券三番地)天保十一年五月、藩主成瀬正住之を創立す、建坪百九十坪餘なり、爾後變遷なくして明治時代に至る(日本教育史資料)

ケイチン

啓陣 左右六衛府の人に、陣を啓てまゐるべき由を仰するを云ひ、其將を啓將と云ふ(名目抄注釋)

ケイチヤウ

慶長 後陽成天皇御宇の年號、末三年は後水尾天皇に係る、文祿五年十月二十七日改元、十九年を経て元和と改む、(國朝毛詩註疏に、文王功德深厚、故福慶延長とあるに據る、文章博士菅原爲經之を稱す(國朝年號譜))

ケイチヤウ

計帳 大概に同じ、(ケイチヤウ)を見よ、

ケイチヤウイチアキン

慶長一分金

ケイタ

ケイチ

ケイチ

江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年... 江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく。形は長方、縦五分五厘、横三分強、又縦六分強、横三分五厘、又縦五分五厘、横三分強の三品あり、面に桐草、一分の字、背に光次花押等あり、猶金銀圖録に、駿河産一分金、片本字一分金、兩本字一分金あり、駿河産は、前のものと同じ、片本字は、背の光次文字の頭傍に本一字を印し、兩本字は、本の二字を光次の頭傍に添極印したるものなりと云ふ、一分金十兩の價格は、慶長小判十兩に同じ、慶長小判(ケイチヤウコバン)の條を見よ、貨幣(クラヘイ)金銀貨(キンギンクラ)を參看(貨幣通考、大日本貨幣史)。

ケイチヤウオホバン

慶長大判

江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく。縦四寸八分五厘、横三寸零五厘、又は、縦四寸七分五厘、横二寸九分、又は、縦四寸八分、横二寸九分五厘の種あり、舊金銀貨幣價格表に據るれば、一枚の重さ四十四匁零分五厘強、内金二十九匁六分、銀十二匁九分五厘、雜一匁四分九厘とす、厚さ錢の如くにして薄圓、表面共に桐草あり、面には十兩後藤の四字並花押を墨にて書く。慶長六年始めて之を鑄造し元禄まで年鑄造し、元禄七年に至るまで通用を停止す、然るに又正徳四年より享保三年に至るまで比較法を以て再び通用す、貨幣(クラヘイ)、金銀貨(キンギンクラ)を參看(貨幣通考、大日本貨幣史)。

ケイチヤウコバン

慶長小判

江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく。江戸産(江戸にて鑄造)京都(京都にて鑄造)及び駿河産(駿河にて鑄造)小判の種あり、江戸産には、縦二寸二分五厘強、横一寸三分弱、

ケイチ

又縦二寸三分強、横一寸二分五厘弱、又縦二寸二分五厘弱、横一寸二分五厘、又縦二寸三分五厘、横一寸二分五厘の四品あり、京都は、縦二寸三分、横一寸二分五厘、駿河産は、縦二寸三分、横一寸二分五厘弱、兎座目甚だ密なり、其他萬兩頭小判とて、光次並花押を上下に極印したる小判あり、縦二寸三分五厘、横一寸二分強、重さ孰も四匁八分とす、舊金銀貨幣價格表に據るれば、小判十兩重四十七匁三分強、内金四十九匁五分強、銀六匁七分強、雜二厘強なり、面に桐草、及壹兩、光次押字を極印し、兎座目等あり、背に花押及び小鐵の二字を印す。慶長六年之を鑄造し、元禄まで鑄造の年限と爲し元禄七年に至るまで通用を停止す、又正徳四年より享保三年に至るまで比較法を以て再び通用す、貨幣(クラヘイ)、金銀貨(キンギンクラ)を參看(貨幣通考、大日本貨幣史)。

ケイチヤウチヤウキン

慶長丁銀

江戸時代に行はれたる銀貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく。形は海鼠の如し、前領の儘なるを以て大小輕重一ならず、大抵、縦二寸六分五厘、横一寸、重さ四十三匁内外、常是の字、寶字、及び大黒の像等を極印す、貨幣は、精確ならざれども、舊記録に據れば丁銀五匁共、百分中銀八十分、銅二十十分なりといふ。慶長六年五月之を鑄造し鑄造の總額百二十萬貫目なりと、元禄七年通用を停止す、又正徳四年より享保三年に至るまで比較法を以て再び通用す、貨幣(クラヘイ)を參看(貨幣通考、大日本貨幣史)。

ケイチヤウツウハウ

慶長通寶

江戸時代に行はれたる錢貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく。銀錢、銅錢の二種あり、銀錢は、徑

ケイチ

七分五厘弱、重一匁一分強、銅錢は、徑七分五厘、重六分二厘、泉貨監に、慶長通寶錢、大小二種あり、大は徑八分、重一匁一分、小は、徑七分五厘、重一匁八分といへり、面に、慶長通寶、背に文なし。慶長十一年鑄造し、永樂錢と共に行使はしむ、貨幣(クラヘイ)を參看(大日本貨幣史)。

ケイチヤウマメイタギン

慶長豆板銀

江戸時代に行はれたる銀貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく。俗に、小玉銀或は、千持銀と稱す。大小輕重一ならず、或は指頭の如く、或は菖菰の如く、率れ様圓にて縦六分強、横五分、重三匁五分、極印及び貨幣等は、慶長丁銀に同じ。慶長六年五月之を鑄造し、元禄七年通用を停止す、正徳四年より又比較法を以て之を用ひ、享保三年に至るまで通用す、貨幣(クラヘイ)を參看(貨幣通考、大日本貨幣史)。

ケイチユウ

契沖

日本姓下川氏、字は空心。下川元全の子。寛永十七年攝津國尾崎に生る、甫めて五歳の時、母同氏、百人一首の和歌を口授せしに、旬日にして能く記憶したりといへり、十一歳にして州の妙法寺に入り、定密師に就きて受學し、十三歳を滿りて高野山に登り、東室院左學頭快賢に講す、賢、意を加へて之に導き、以て法器と爲し、五部灌頂許可兩部大阿闍梨位を授け、寛文二年根越の請により、攝津生玉受禪院に住せしが、其城市に隣るを願ひ、和歌二首を壁間に懸して志を寓し、一笠一鉢意に隨つて周遊す、後和泉久井里に挂錫し、山水の幽奇なるを受して留る事數載に及ぶ、契沖三藏に諱く、悉曇に通じ、旁ら諸宗章疏を覽ひ、十三經史、及び文選、白氏文集に至りて、淹讀せざるはなし、名跡や、願はれ、從ひ學ぶ者日に多し、並

ケイツ

ケイツ井ハウ

輕追放

江戸時代の刑名、追放の一種、土は江戸十里四方、京、大阪、東海道諸路、日光山内、日光道中、及び犯罪國、住國以外に放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、之に犯罪地と住國とを加ふ、屬刑は、土庶通じて田島家屋敷を沒收し、もし年貢の未進あらば、家財をも沒收す、罪の重きは敲の附加あり、ツキハウを參看(御定書百ヶ條、御仕置類例集、徳川政史料)。

ケイドケテン

惺獨田

王朝時代官より孤獨の民を賑救する爲めに、設けたる田地をいふ、不輸租田なり。惺獨田、惺獨を省む爲めに奏請して始めて之を置く、嵯峨天皇弘仁三年八月勅して、攝津國に在る惺獨田一百五十町を國司に耕種せしめ、獲る所の苗子、官に申して後用ひしむ(田制篇、大日本租稅志)。

ケイバ

競馬

馬を馳せて、其速速の勝負を争ふことをいふ、古くは「クラヘウマ」、「コマクラヘ」、「キホロウマ」、「キノロウマ」とも云ひ、後世は字音に唱ふ、又走馬、競走馬、競馬とも云ふ。王朝時代朝廷に行はれたるは、寧ろ一の儀式として見るべく、其法先づ馬場の本に馬出あり、馬場の末に勝負の標棒あり、此間に於て左右二騎各々競走して、勝者に至り、以て勝負を決す、左右各々方入ありて、勝者に鞭頭を與ふ、番數は時によりて一様ならずれども大抵十番を以て程限となす、騎者は鉦鼓によりて進退し、一騎先づ出で、敵を待ち、一騎後より之を追ふ、前者の勝を勝と云ひ、後者の勝を追勝と云ふ、二騎速速なきを待と稱す、之れ一般の競馬法なり、此外、毎年五月武徳殿にて行はるもの、及び賀茂社にて行はるもの等には夫々一定の儀式あり、それは別に記するべし。見れば、見れば、見れば、文武天皇の大寶元年詔して五位以上に走馬を出さしめられしこと、權記に見えたり、もと支那にて行へる競渡にならひたるなりと云へども確ならず、中古以來公家にて専ら行はれたり、鎌倉以後朝廷衰弊するに至りて、又此技も行はれずなりて、賀茂社にのみ此技を傳へたり、賀茂競馬(カモノケイバ)、十列競馬(トツラノケイバ)等を參看すべし(江家次第、安多武久路、良文雜記)。

ケイト

ケイバ

ケイハイラク

傾盃樂

二十四曲中の一、一名醉舞日月樂、又無爲傾盃樂、或は傾盃醉舞樂と稱す、新樂にて中曲(破拍子十六、急拍子十六、四人舞にて答舞胡旋樂、唐樂、唐舞、唐宗の眞觀元年、内宴に帝長孫無忌に詔して、此曲を作らしむ、又一説に宣宗の自製ともいひ傳へ、文獻通考に、唐玄宗千秋節(誕生日)以三萬匹、盛飾、分左右、舞之、其曲謂之傾盃、とも見えたり、我邦傳來の時代詳かならず(禮樂志、歌舞音樂略史)。

ケイハウバウ

桂芳坊

大内親朝平門内の東方、内親の東方隔なる華芳坊の西に在り、廣さ七間二面、四方に廂あり、其用所定まらず、或は中宮皇子を産し給ふことあり、(延長四年六月)又は除目の行はれしことあり(天慶中)或は天曆四年より同八年まで皇太子の宮となることあり、また納所となりて御物を收むことあり、後に樂所となりしにや、和名抄に、今爲樂所是也と見え、兵衛記に、保元三年三月十日(石清水社臨時祭樂)自朝雨下、今夕可被始行調樂、云々、著樂所桂芳坊、其儀南面中央三四間、母屋庇放出、敷滿弘運、以底爲座、云々とあり(拾芥抄、扶桑略記、大内親朝考證)。

ケイバカウ

競馬香

香の一種、一、二、三、ハ(香の略字)との四種の香を各々三包づゝ十二包とし、別に各一包づゝの試香(試香の包の上に、一二三と記す、ハのみは試なきなり)を加へてこれを志野折の中に收む、而して先づ疊上十割の小板の上に騎馬人形二騎を配置し、香客は赤馬方、黒馬方の二派に分れて勝負を決するなり、次に板上に勝負木を立つ、これは人數に應じて、十五間又は二十間の所に立つるなり、次に試香を志野折より取り出だし、試香三色を銀盤の前に並べ、試用の銀葉を一々其上に

ケイハ

ケイバ

載す、次に本香十二包を打ち交ぜ、内二包を除きて十柱となす、次に試香三包を焼き試みる、次に香元より本香を焼き出だすれば、上客より順次に聞き、前の試香に比して其何れなるかを判別し、定の香札に串を刺して香爐と共に次第に燃す、次に香爐と共に、香札の香元に返り来れば、執筆は香包を開きて記録す、次に判別の當れる方は證者、其數に應じて馬を遣む、以上を一柱開と云ふ、十柱とも皆同様なり、其中に一人開にて一三の番を開き當てたる時には一同に二間を進め、一人開にて「ふ」を開き當てたる時は、三間を進むるなり、又何れの方にて、四間後れたる時には、落馬と稱し、人形を馬より下して歩行せしめ、進みて追ひ付きたる時には、再乗馬せしむるなどの式あり、カウシ参看(舊儀裝飾十六式圖説解説書)

ケイバツ

刑罰 【上代】太古の時犯罪あるものを罰するに、敷罪解除の法あり、素盞鳴尊を天照大神に得し時、千座置戸を科せ、其爪髪を抜きて罪を贖はしめ、天兒履根命をして解除の祝詞を宣して、根國に逐はしめらる、皇祖統一の後、天兒履根命の裔世々國民の犯せる罪を解除することを得、其罪名に天ツ罪、罪の稱あり、當時の俗、大抵恬靜質直にして盜竊せず、争訟少く、婦女は淫せず垢せず、罪の輕きは其妻子を没收し、重きは門戸を滅すのみ、然れども其許すべからざるものあるときは、關々刑を用ふる、ことあり、應明天皇の朝に墨刑あり、顯宗天皇の朝に懲役あり、雄略天皇の朝に左降、除名、逐放、禁殺等の刑あり、允恭天皇の朝に流刑あり、崇峻天皇の朝に梟刑あり、其争訟を断ずるには墨刑探湯あり、墨を釜中に沸騰せしめ手して探らしめて其曲直を決す、これ古來の慣法なり、然れども

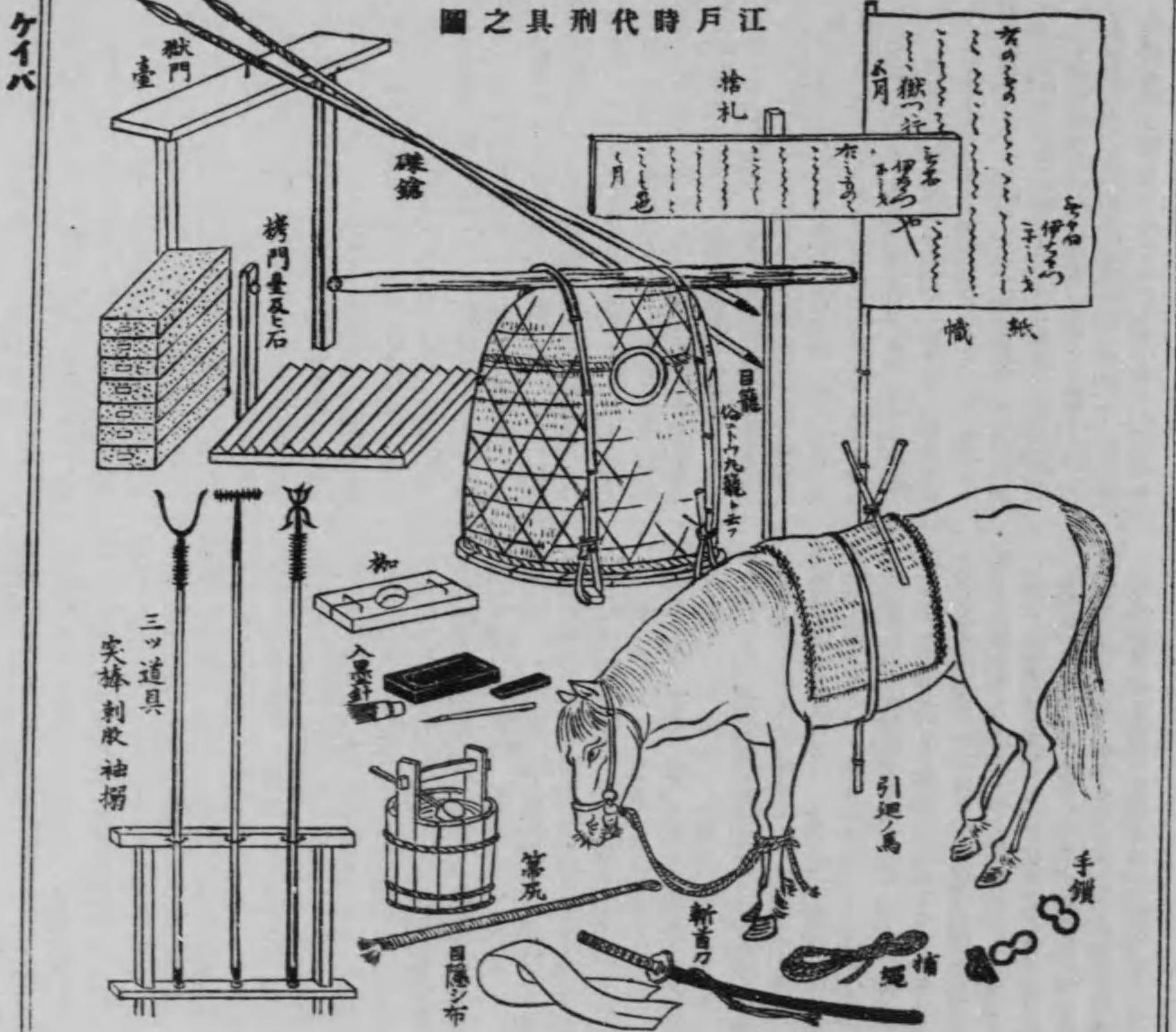
ケイバ

疑獄の時にあらざれば用ふる、ことなし、當時法律簡易、大抵殺人強盜最重すれば死罪、竊盜は贓物を計りて贖はしめ、財なければ身を没して奴となし、其他は輕重に従ひて、流罪杖罪の類に處するに過ぎず、推古天皇十二年、始めて憲法十七條を定め、二十八年制して曰く、君后に不忠に、考妣に不孝なるものあらば必告げよ、若し隠さば同じく其罪に處し重く刑法を科せむと、成文の法を立つること此に始まる、天智文武の兩朝を経て、文武天皇の朝大寶律を刊修するに至りて刑法備はる、其刑五あり、五刑といふ、凡二十等となす、(一)笞刑、十より五十まで五等あり、(二)杖刑、六十より百まで五等あり、(三)徒刑、一年より三年まで五等あり、(四)流刑、近中遠の三等あり、(五)死刑、絞斬の二等あり、又八虐あり、犯す者は常赦にも原さず、應議にも減せず、以て君臣父子の分を嚴にす、即ち(一)謀反、(二)謀大逆、(三)謀叛、(四)惡逆、(五)不道、(六)大不敬、(七)不孝、(八)不義、これなり、又諸請減贖の典あり、親故を親しむ老少を恤むの誼を著す、議とは(一)議親、(二)議故、(三)議賢、(四)議能、(五)議功、(六)議貴の六議をいふ、六議の人死罪を犯す時は、其罪状及び應議の由を條録して奏聞し、議定奏裁を待つことを得、應議者の祖父父母父母等、若くは五位及び、勳四等以上の死罪を犯す者は、此の如く決斷すべき由を上請す、是を請といふ、並に流罪以下一等を減することを得、七位勳六等以上、及び官位勳位得請者の祖父父母父母妻子孫の流罪以下を犯す者は、各一等を減することを得、これを減といふ、應議請減者、及び八位勳十二等の流罪以下を犯す者、又年七十以上十六以下、及び廢疾の者流罪以下を犯す者等は並に贖を聽さる、此を議請減贖の法といふ、又官當、免所居官、免官、除名の法あり、

ケイバ

官人を罷免し過失を原諒する所以なり、(一)官當、人私罪を犯し、官を以て徒に當つる時は、一罰以下三位以上は一官徒三年に當つ、五位以上は徒二年、六位以下は徒一年に當る、若公罪ならば各一年を加ふ、(二)免所居官、先居る所の一官を解くなり、官當、免所居官とも一年の後、先位に一等降して叙せらる、(三)免官、先居る所の官位勳位を解くなり、三年の後、先位に二等降して叙せらる、(四)除名、官位勳位悉く除き、課役本色に従ふ、六年の後、先位に二等降して叙せらる、降して「委實朝時代」聖武天皇の時に至り、神龜二年、詔して死者復生くべからざるを恤ませたまひ、死罪をば流に、流罪をば徒罪に爲しければ、此後大群の罪も大抵流罪に處せられ、且つ大赦常赦曲赦等の詔屢々下りしかば、寛典の流弊益々甚しくなりぬ、光仁天皇の寶龜以後は、刑法稍々峻厳にして放火盜賊をば兼中に格殺するに至り、死罪の中新に格殺の刑を増せり「平安朝時代」華山天皇の寛和中に至りて、又梟首の刑を増す、此時朝政漸く弛び、刑法嚴を加ふといへども亦行はれざる所あり、藤原伊周其弟隆家が華山上皇を射奉りしにも、其罪僅に流に止まり、兼もなく本位に復したるなどの事さへありしかば、叛亂の徒を制すべきやうもなく、武人は地方を横領し、盜賊は京師に横行し、朝權遂に武門に歸するに至れり「鎌倉時代」以後、武人權を執るに及びては、古律に出入して、時宜の斟酌あり、其刑を立つるに四種あり、(一)禁獄、獄に繋ぎ限滿ちて、放逐するもの、(二)追放、本籍を削りて、他方に放逐するもの、(三)流罪、近中遠の三等ある、こと古に同じ、(四)死罪、斬梟首、及び三族の差等あり、文臣には次の五罪あり、(一)召罷、官衛に拘留す、日限に差等あり、(二)召意狀、待罪書を徹し、家に居居せし

江戶時代刑具之圖



ケイバ

む、(三)勳勳、門限を鎖して、出入を許さず、(四)解官、本官或は兼官を免するものなり、(五)除籍、官位を滅奪して、庶人となすもの、武臣には又次の五罪あり、(一)召罷、文官の召罷の如し、(二)過意、祠寺橋梁等の修理料を出さしむるもの、(三)改易所職、解官の如し、(四)永不召仕、除籍の如し、(五)召放所領、所領の一所或は其幾分を奪ふ、庶人には別に罰あり、(一)割半鬘、鬘髮の一半を剃除するもの、(二)燒印、大印を面部に烙印するもの、(三)測所、田宅財産を官に没入するもの「江戸時代」に及びては、又沿革あり、(一)追放、所携、江戸携、江戸十里四方携、輕追放、中追放、重追放等あり、(二)追島、伊豆、七島、薩摩、五島、肥前、大草、薩摩等便宜放流す、其無籍の犯徒の尙再犯の嫌あるものは、佐渡及び相島に發遣して苦使せしむ、(四)死罪、斬、火、獄門、磔、絞、絞の五等あり、其屬罪には晒、入墨、開所、非人手下の四種あり、士人の罰刑には、五種あり、(一)通塞、遠慮、愼等の別あり、(二)閉門、五十日百日等の別あり、(三)監居、隱居、永隱居等の別あり、(四)改易、永く土籍を削るをいふ、(五)切腹、備徒には次の罰あり、(一)晒、(二)追院、(三)禿、一派禿、一宗禿の二等あり、婦女には次の罰あり、(一)剃髮、(二)獄、庶人には次の罰あり、(一)叱、(二)過料、(三)戸閉、(四)手錠「明治時代」明治の初、新律綱領を定められし時には、五刑の目を立て、笞、杖、徒、流、死とし、各贖金の法あり、其罰刑には、諸償、閉門、禁錮、遠戍、自裁の五つとし、官吏の公罪私罪を別り、備徒、婦女、老少、廢疾には別に其制あり、改定律例を敢するに及びては、正刑を懲役死刑となし、廢疾には別に贖罪の法を立てたり、其他官吏の公罪、備徒婦女の罰刑は尙



ケウシ—ケウセ

いふ、東に在る宜陽殿香典殿に對して西に在る故に安福殿と合せ稱して西殿とも稱す、左經記に教書殿に作る、大内親實殿の西、清涼殿の南、安福殿の北、廣き九間三面(拾芥抄七間二面)中央東西二間、南北六間を身舎とし、其南北各二間に塗籠あり、四方に廊あり、西廂を藏人所(北塗籠の西)及び出納小舎人の候所(身舎の西)とし、西廂の南を校書所(南塗籠の西)とし、東廂を右近衛陣とし、其北の土廂を孔雀間と爲し、其東北に弓場あり、東廂北第一間に御座を備へ、膳射を見給ふ所と爲す、御座は即ち身舎母屋にて、納殿とも稱し、累代の御物を之に納む、別當、預、執事を以て事を掌らしむ、西宮記に納所、累代御物納之、在宜陽殿、恒例御物納(申略)以藏人雑色、爲預、以藏人雑色出納小舎人、爲預人、遂三月癸ことあり、校書所は、廣き三間、校書殿の別當、預、執事の居所なり、西宮記に校書所、在、校書殿未申、有別當預執事官熱食、外侍在永安門外こと見えたり、藏人所は別條にあり就て見るべし(西宮記、拾芥抄、大内親實考證)○延喜圖書寮式に、凡校書、長功日六十紙、中功五十紙、短功四十紙、再校合各加初校十紙、注書長功日四十六紙、中功三十九紙、短功三十二紙、再功各加初校五紙こと見えたり、

ケウシヨドコロ

校書所「ケウシヨダン」を見よ、

ケウスサリウ

去水流 都安右衛門が創めたる銀術の流派○安右衛門は、淺田九郎兵衛の門人にて、新影、賣山の二流を合せて創めたるものなり、去水とは法の字をくづしたるものといふ(銀鏡叢書)

ケウセンクワン

教先館 書院部藩の學校  
丹波國船井郡關部縣段 其創設の時

ケウタ—ケウフ

代詳かならず、從來舊用屋鋪と云ふ所に、凡四十疊の學校あり、之を講堂と稱し、藩士の子弟に、四書五經の業讀、左國史漢等の講義を授け、降て文化年間始めて京師の儒者馬杉主一郎を儒臣とし、此校に教師とす、明治三年此學校を廢段と云ふ所に移し、武術演習場と合併し、更に教先館と稱す、四年十一月關部縣廢止の時共に廢絶す(日本教育史資料)

ケウタウ

教到 私人號、繼體天皇二十五年に相當し、凡五年間繼續す、續教訓抄に、安閑天皇御宇、教到六年の文見ゆ、海東諸國記に發倒に作る(古代年號、逸年號考)

ケウニヨ

教如 名は光善、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北院に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に遷移す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウネンホフシンワウ

堯然法親王

名は常嘉、慈恩院と號す、後醍醐後陽成天皇第六の皇子、母は勾當内侍藤原子(基綱の女)、長七歳に生る、十年親王二品に叙し、寛永十七年天台座主となる、寛文元年閏八月二十三日薨す、年六十、親王書畫を善くし、赤石州流の茶法を嗜めり(皇皇紹運録、茶人系統録、門跡傳)

ケウバン

稱番 藩宗にて與を濟ふ僕人を云ふ、稱は肩輿也、又稱從と云ふ(藤林集卷五)

ケウフシヤウ

教部省 明治政府の職名、宣教事務を掌る所と爲す、明治五年

ケウボ—ケウリ

三月、神祇省を廢するに際し、本省を建て、其一部の宣教事務を掌る、八年二月、章程を改正し、神佛各宗の教義、教則及び社寺院墓に關する一切の事務を管理し、神官教導職を統轄す、十年一月之を廢す、事務は内務省に屬す(明治政覽、法令全書)

ケウボク

梟木 獸門畫をいふ、梟首を懸くる木なるが故に名づく、利野(タイバツ)の捕圖、モクモンを參看、

ケウミヤウ

交名(夾名) 數多の人の名を連ね書きたるものをいふ、西宮記裏書に、諸司官人所執の未達は、其交名を言上し、暫く警務を停むべき由見えたり、類案名義考に、交は交互の意にや、後漢書七十五東夷傳の論に、若箕子之省、簡交條而用、信義云々とあり、交條は初箕子の朝鮮に對せられし時に作りし八條の教令を云ふなりと見えたり、

ケウヤウクワン

教養館 舊掛川藩の學校、然れど、之れ文武場中の總稱にして學校の稱を、徳造書院といふ、遠江國佐野郡掛川城内字北門、舊藩主太田道隆の時、享和二年(1812)の備者松崎惟堂を聘し教授とせしより、學事擴張す、學派は初め朱學、後ち漢唐注疏を參へ、折衷學と爲す、明治初年上總松尾へ移封の後、同國武射郡松尾字末廣に築き、舊稱を用ひ、明治五年八月之を廢す、掛川は、地坪千五百坪二分五厘、建物四百七十二坪、松尾は、地坪千二百七十一坪、建物四百六十四坪、餘○出版書籍を悉くし、書籍は開成石本十三經、孟子大戴記此は舊在倉澤と割合にて上梓す、其外海鏡碑、影宗本前編、五倫口解等あり(日本教育史資料)

ケウリンガクカウ

教倫學校 舊高宮藩の學校、關西美濃國山縣郡高宮村、弘化年

ケウリ

間藩主本庄道實、其子道美と共に、藩士を就學せしめんが爲め、江戸西丸下藩邸内に創立す、然れど一小藩にして人員僅少ななるに因り、藩政事務の餘暇を以て修學するに過ぎず、其子弟たる幼雅者と雖も、武技を兼修するが故に、専ら文學にのみ從事する能はず、從て本校關係ある著名の者あらず、嘉永の末年江戸麻布市兵衛町邸内に移し、後ち美濃國に轉す、凡そ長き五間三三間許の建物(日本教育史資料)

ケウリンクワン

教倫館 舊關宿藩の學校

下總國葛飾郡關宿字櫻町 文政年間、久世廣運の時、之を創立す、天保中廣周業を繼ぎて學館を施す、明治五年遂に廢す、地坪三百四十五坪、建坪七十一坪半(日本教育史資料)

ケウリンクワン

教倫館 舊名古屋藩の學校、美濃國厚見郡岐阜町、岐阜は、もと名古屋藩の所轄なりしが、定りたる學制なく、慶應の末、該藩より此地に學舎を設け、教倫館と稱す、而して教育の方法等定りたる規則なく、和漢學科を生徒の求に應じて教授す(日本教育史資料)

ケウリンシヤ

教倫舎 舊須坂藩の學校、後に立成館と改稱す、リツセイクワンを見よ、

ケウリンダウ

教倫堂 舊神戸藩の學校、伊勢國河曲郡神戸城内二ノ丸門前、學校の創立詳かならず、寛政中本多忠實の世、既に神戸城の南大手内字丸ノ内に學校と稱するものあり、儒者一人、學校世話役二人を置き教授を掌らしむ、文化九年十二月、忠升の世、學校を二ノ丸門前に移し、名づけて教倫堂と稱し、學制を改革し、教育を擴張す、明治初年忠實學制の改革を行ひ、諸則の改正を加へたり、四年十一月に至りて廢す○出版に、猶園

ケウワ—ゲキ

于三卷、荷蘭畫集十七卷、繪畫詩集一卷等あり(日本教育史資料)

ケウワウゴコケジ

教王護國寺 東堂ト

ゲガキ

夏書 夏行九十日の間安居して經文を書寫するを云ふ、アソシの條參看、

ゲガキヲサメ

夏書納 四月十六日より七月十六日に至る一夏九十日の間、安居して聖經及び名號題目を書寫し、七月十六日夏解の日、堂場伽藍に納め三界無量に廻向するを云ふ、アソシの條參看、

ゲガヘ

毛替 江戸時代、田にうゑべきものを畑に、畑にうゑべきものを田に替へて植るをいふ、光緒天皇天明四年八月、向後毛替を爲す分は、小前橋を檢し、享保二十年書畫に准じ取箇を付すべき旨を達せり(大日本租稅志)

ゲカレ

穢 穢穢(シタエ)を見よ、

ゲキ

外記 唐名外史○外記出仕して、大臣以下尋常の政務をとる所を外記職とも外記局とも云ふ、外記曹司職(續後紀)、太政官候職(三代實錄)、外記候職(延喜式)、外記局(本朝世紀)とも云ふ、大内裏建春門の東、職曹司の南、左兵衛府の西、西雅院の北に在り、本廳七間二面、東及び北に廊なし、母屋は七間にて東西各二間、皆壁なり、北面の正中及び東西第二間に戸ありて、其餘の間は壁を以てす、西南廊六間(但南北兩端造り合せり)にて方檜、東面の檜外壇上、廊の南端に接す、壇下に流あり、西面の南第三間に扉あり、軒廊北に行合て南廊の四第一間に接し、また南に行合て結政所の四第三間に接す、南には別に一室あり、結政所と云ふ、外記の政務に關する書類を「カキネナ

ゲキ

スより名づく、此の内に文版あり、文書筆硯等を納め置く、外記職にて年始、改元、殿柄等の後始めて政を行ふを外記政始と云ふ、ゲキマツリゴトハジメを參看、太政官の主典なり、詔勅及び奏文を勅遣し、或は公文を讀み、文案を附屬し、稽失を檢出する事を掌る、即ち恒例臨時公事除目叙位等を奉行す、大外記二人、正七位上を以て定員となす、配下に史生十人、使部四十三人あり、後世少納言局を擔當するに至り、上首を局務と稱す、職原抄外記の條に、太政官中有三局、左右辨官(左右大史掌、其局)外記是也、近代左大史掌、左右、此云官稱、外記上首此云局務、仍今稱三局也、外記恒例臨時公事、除目叙位等事、奉行之官也、尤爲三局、近代清中兩家任、其職ことあり、文武天皇大寶元年始めて此職を置く、桓武天皇延暦二年其官位を進めて大外記を正六位上となし、少外記を正七位上となす、後世中原清原の二家大外記を世職となすに至り、少外記又兩家の門弟中より器量拔群の人を以て任する事となりぬ、後ち崇徳天皇の保延以降位一級を進められ、大外記從五位下、少外記を從六位下となしたり、外記の五位になりたるを外記大夫と云ふ、文治三年十二月一人を増して六人とす(令義解、續日本紀、十訓抄、職原抄、伊呂波字類抄、清原中原氏系圖、大内親實考證)

ゲキ

外記 禪宗僧にて書記の別名、頭首侍司の文案を司る(藤林集卷五)

ゲキ

下器 紫宸殿調度物の一にて、臣下に下し賜はる食物を入れる器具をいふ、大内親實考證に、江家次第(二孟句)曰、清涼抄曰、云々、内膳下器、立第一間、又曰、御養盤一、立南廂西二間、其西立三入下物器(其體如舟)頭書云下器、治曆燒亡之後



ゲキキ

不立之、而久安、宇治左府、仰内膳司新造、令立之、其體如内藏察武舟云々○後竹林院左府記(旬次等)曰、大采女立酒器(注云)内膳下器、儲西階一、是近代例也、次可立下物器(注云)江云、采女立酒器於第二間、内膳下器、立第一間云々、而近例立之、雖近例、驗臨期立之、早立時、駿東司或波三召問(中略)次一獻、供御酒、給臣下、次下物、内膳波西受下物、運來給臣下、(注云)北山、就西階下受下物、運來給臣下、萬壽、内膳下部一人、開唐櫃、以箸盛之、天永件下物入幸櫃、在西階下、御膳所刀子、下堂上別之、或記、一盤炊饗(二盤饗、三茹物、四千調、堅魚、合盛云々)と見えたり、

ゲキキヨク

外記局「ゲキキ」を見よ、

ゲキケン

擊劍(ケンジュツ)を見よ、

ゲキシユ

鷄首 龍頭鷄首(リョウドウワダゲキ)を見よ、

ゲキタイ

鷄退(逆退) 藏人所(クラワラド)の條なる六位藏人を見よ、

ゲキノタイフ

外記大夫「ゲキ」を見よ、

ゲキノチヤウ

外記廳「ゲキ」を見よ、

ゲキノマツリゴトハジメ

外記政始

外記の廳の政事始を云ふ、古くは正月九日行ひしし、後には吉日を撰びて之を行ふ、師光年中行事、執柄年中行事に、十六日行ふとし、夕拜備急至要抄に、吉日を撰び十四日以後披露す見えたり、外記は臨時恒例の政を行ふ官なるによりて、正月には先づ當年の政を行ひ初むる意なりと云ふ、又廢朝改元等の後に始めて行ふをも外記政始と云ふ(關西國公事根源に、此日上欄以下位次の公卿ある折もあり、宰相廳につく、これよりさきに辨、少納言、外記史、結政にて事を行ふ、上欄召れば大辨も廳につく、かた

ゲキア

なしの事は、南の所にて勤王あり、いでたちとて出さまにおのゝ作法あり、事は、参内して左近の陣に著く云々と見えたり、(ゲキ)參看(政始次第、北山抄、公事根源、大内親王考證)

ゲキアシ

外記節 淨瑠璃節の一種、薩摩外記の創めたるによりて名付く、又下り薩摩とも云ふ、元禄以後江戸市中に流行す、此の節に段ものなく、一段づきの端ものなりといふ、外記幼名小大夫、二代目薩摩次郎右衛門につきてその藝を究め、遂に一派を始む、門人に源次郎、左源太、左平太、薩摩左内、薩内宮内、清五郎、平太夫等あり(聲曲類纂)

ゲキモン

檄文 兵を募るためにかきたる文、羽檄(ツグキ)參看、

ゲキヤウ

加行 佛教にて、資糧即ち修因の行に、尙行業を加増するを云ふ、修業の功を増加するの義、大藏法數に、同加行位菩薩由得神知寶藏、加功用行而入見道、住眞如性、是名加行位、後白河法皇文治二年八月四天王寺にて三井寺僧正公顯より、傳法灌頂を受け給ひし時、三七日の加行ありし事玉葉に委しく見え、又増鏡より千鳥の條、後宇多院御灌頂の段に、明る年の春八幡の御幸の御歸りさまに、東寺に三七日おはしまして、御灌頂御加行とぞ聞ゆる云々と見えたり、

ゲキヤウ

夏經 安居(アンゾ)を見よ、

ゲキヨ

懸魚 家屋の破風の拜下、又は左右に垂れたる飾板を云ふ、拜下のを「たも懸魚」左右のを「懸魚」とも懸魚とも云ふ、和名抄に、屋脊桁の端に懸くる板の名と云へり、もとは水に因つて魚尾の形に刻み、火災を避くる厭勝としたるものなるが、後に

ゲキリ

は飾となりて種々の形を爲すに至ると云ふ、形によりて切懸魚、三花懸魚、圓懸魚、貝頭懸魚、梅鉢懸魚、二重懸魚(二重の突出ある懸魚)又左右に懸ある場合には其形により雲懸魚、浪懸魚、若葉懸魚等あり、此



の外積目懸魚(猪目を附したる懸魚)あり、今茲に重なるものを圖にて示す(和名抄、家屋雜考、日本建築辭彙)

ゲキリウ

外記流 井上流(イノウエ)を

ゲキリ

ゲクワ

ゲキリン

逆鱗 天皇の怒り給ふこと、天皇を龍に象りて稱する詞なり、韓非子說難篇に、夫龍之爲靈也、柔可弭而騎也、然其喉下有逆鱗、尺若人有嬰之者、則必殺之、人主亦有逆鱗、說者能無以人主之逆鱗、則幾矣とあるに據れり、

ゲクウ

外宮 伊勢國豐受神宮をいふ、皇大神宮を内宮といふに對しての稱、

ゲクツ

毛沓 毛のある沓を云ふ、帶あり靴の帶の如し、公卿勅使及び始終扈從の人用ふ、又檢非違使以下は便に従ひて之を著用す(飾抄、西三條裝束抄)

ケグルマ

毛車 檣櫓毛車(ヒラウツガノクルマ)を云ふ、牛車(ギツシヤ)の挿圖參看、

ゲクワン

外官 王朝時代、令制にて地方を治するものをいふ、即ち地方官なり、京都の官人を内官と云ふに對しての稱、即ち左右京職、攝津職、國司、郡司、太宰府、鎮守府等の官を云ふ(令義解)

ゲクワン

解官 官人の官職を解くを云ふ、これに(一)犯罪により解官(二)考により解官(三)理を以てする解官の別あり、(一)は、本人に犯罪行為ある場合に官を解くものにして、また父子兄弟等の罪に連及して解くことあり、(二)は、式部省にて功過を考へ、私罪下中、下下、公罪下下に當るもの、官を解くをいふ、(三)は、致仕、考滿、廢官、省員、充侍、遺喪、悲解の七色あり、致仕とは、七十以上にして官を辭するをいひ、考滿とは、交替すべき年限の既に滿てるをいひ、廢官とは其官名の廢せらるるをいひ、省員とは、其廳の官員を減省するをいひ、充侍とは父母の老病を侍養するをいひ、遺喪とは、父母の喪に遭ふをいひ、悲解とは、疾病して百二十日を經るを以て解官す

ゲクワンノチモク

外官除目 縣召(アガタメシ)を見よ、

ゲケ

芥下 藁履をいふにや、平家物語に、馬にはのらで芥下をはきとみえ、また源平盛衰記に、佐殿の御座する處を黒履かき、うはけはきてと見えたるが、今いふ上草履のことなるべし、

ゲケ

解夏 安居(アンゾ)を見よ、

ゲコク

下國 (クニ)を見よ、

ゲコクシヤウ

下尅上 室町時代の通語、下より上を凌ぐ意、尅は剋と同じく削り殺す意、即ち剋上とは上を削るより起りし詞なり、是れ所謂戰國の時なるを以て門閥政治其弊を極めて、天子は將軍に制せられ、あれどもなきが如く、將軍は管領に制せられ、管領守護は亦各其重臣に制せられ、施設の事は皆名實相違し、交々私利を征り、朋黨をなし、陪臣其主を擁し、諸國の内亂沸起して、遂に群雄割據の基を爲すによりてなり(國史眼)

ケコシ

ケコシ

ケコシ

ケコシ

ケコシ

ケコシ

ゲコモ—ケサ

寺に正義、長明、明哲、義正、嚴智等、東大寺に其辨の弟子實忠、安寛等各相承弘通す。實忠の高足等定河内西林寺に住して宗を弘む。桓武天皇西林寺を修造し、東大寺を興隆し、華嚴を顯揚し、等定を東大寺別當となす。是に於て本宗大に興り、眞俗二門併立す。

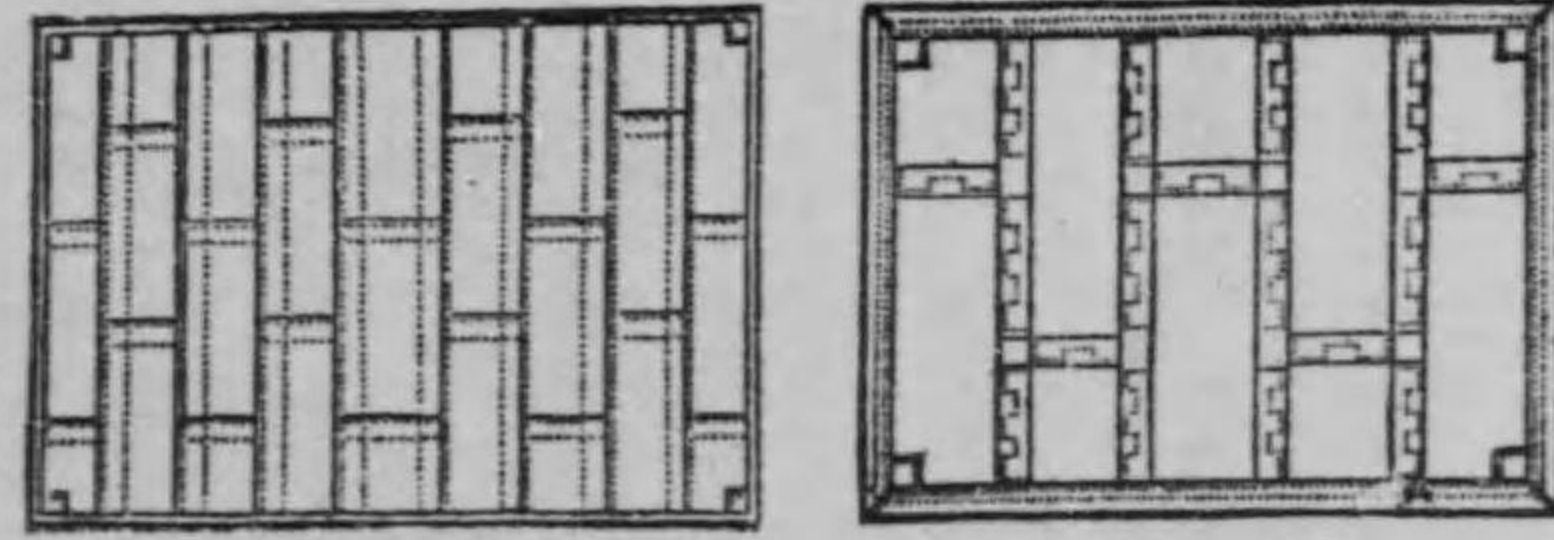
ゲコモリ

夏籠 安居(アノゴ)を見よ、ケサ 袈裟 僧侶の服の名、梵語、加羅

沙曳の略、緋衣(初譯の時、其色濁れるを以て名づく)染色衣(俗人白色の衣に異なる故に名づく)、方袍、方服ともいふ、原語は不正色、又は雑色の意にして、即ち色によりて名とす、又離塵服、消夏服、蓮華服、間色服、無垢衣、功徳衣、忍辱衣等と義譯す。猶、くは翻譯名義を參看すべし。大衣(梵語僧伽梨の義、僧伽梨は合とも重とも云ふ、割て合せ成すを云

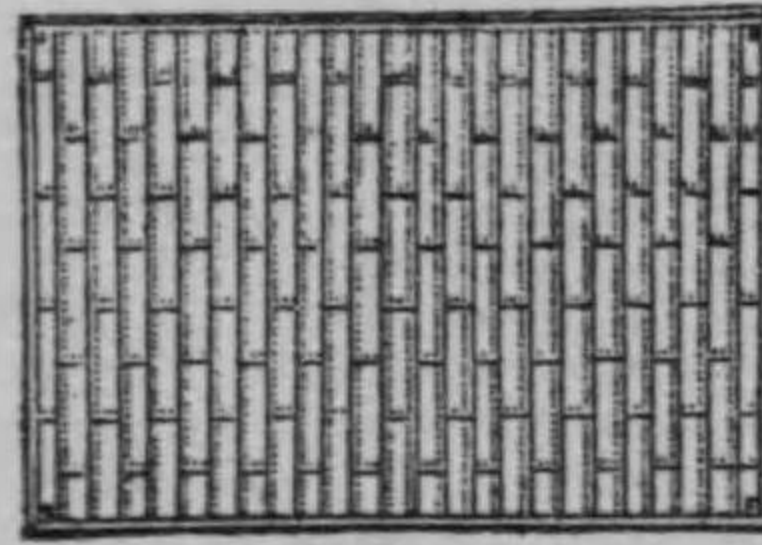
ケサ

ふ、又雜碎衣、衆集衣とも名づく、條數多ある故也、七條衣(梵語野多羅僧、上著衣、中價衣、覆左肩衣とも名づく)、五條衣(梵語安陀會、中著衣、中宿衣、下衣、裏衣とも云ふ、身に近く著住する故也等あり、大衣(九品あり、廿五條、廿三條、廿一條、並に四長一短、是

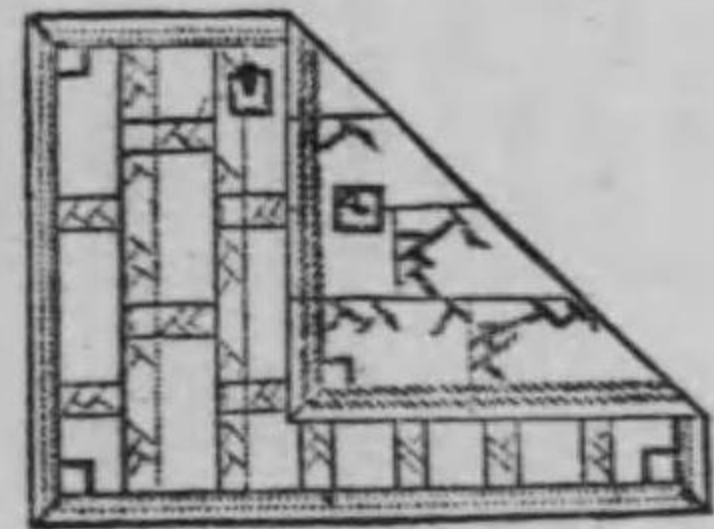


(條 九)

(條 五)



(條五十二)

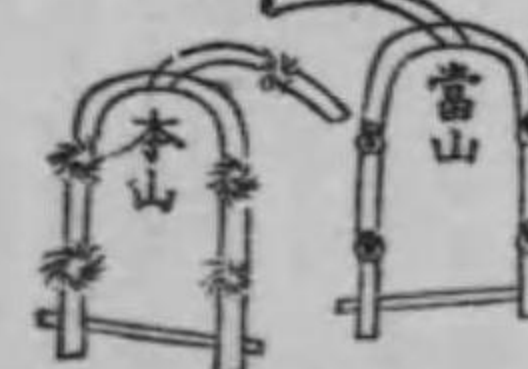


(條 七)

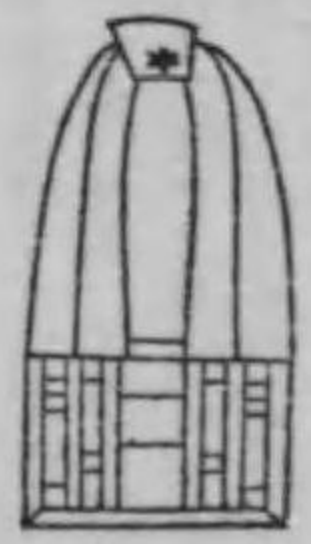
を上品となし、十九條、十七條、十五條並に三長一短、是を中品となし、十三條、十一條、九條並に兩長一短、是を下品となす。七條五條を三衣と云ふ、又三衣より轉じて、結子(即ち掛袴)咒字袈裟、輪袈裟等を製することになり、結子は禪宗淨土宗、咒字袈裟、輪袈裟は



(條五十二)



(條五十二)



(條 七)

を縫り合せて之を製し、諸弟子をして著せしめたり、然るに後世僧尼の風儀漸く變ずるに隨ひ、袈裟は却て彼等の美麗なる服章となるに至り、唐開元二十年波斯王僧及烈を唐に遣はす、勅して袈裟を購ふ、僧に袈裟を購ふ始めなり、本邦にては聖武天

ケサ

天台宗真宗等にて着用す、而して染色は、赤濁色を本義とし、木蘭樹、乾陀樹、菩提樹皮等を以て染めしが、是等の樹皮得難を以て諸果汁を以て染め、赤多黒少の色と爲す、或は黄赤、綠赤等となす。佛陀は、出家の形相を表示せんとし、殊に壞色の布片

ゲサイ—ケサイ

ゲサイノオカユ

解齋御粥 六月十二日、即ち神今食の翌日神事の齋をとかれし時に開齋す粥をいふ、江次第に、主水司自御膳宿方供御粥、

ケサイ—ケサウ

其儀采女二人昇御齋盤、立於齋御座、大床子之前如常、次藏人供御粥(堅粥也高、盛之)次又供和布汁物(以上主水司)次藏人付女房(供事由、次主上經朝餉)善御齋御座大床子上、次三著帯之、次入御手箱、新念給、立御齋粥上入御云々と見えたり、(ツシコンシキ)参看、

ゲサイノオテウツ

解齋御手水 神今食の翌日神事の齋をとかれし時に御手水をいふ、六月十二日禁中御手水の間に於て、江次第に云、平且主殿司自御湯殿方、供御手水、次齋儀著大床子、女房二人供奉御手水云々、其書云、陪膳以抄三度沃之、獻御中次、著御齋三歩向御齋行云々、建武年中行事、公事根源等にも見えたり、(ツシコンシキ)参看、

ケサウ

人の心にまかす、扱其祝言は、買ける人の、或は夫婦の語らひの事、或は商賈の事、又は物かく事、其外何にても望む事を、様々に目出度云ひつ付けて打とほる、いと面白く、賣りける詞やさしうき、えしを、時世のありさまおしうつされ、今は絶えけるにや、此頃の若き人は知りたるものなし、是は祝詞の大神人なりや、又は桂の里より出る男にや、其出る所を知らず云々と見え、また薩州府志に、其爲體半遊髮、不僧不俗、横太刀、常出入武間、賣弓矢、毎年正月上旬、身著赤布衣、頭戴白布巾、覆頭面、纒露二兩眼、而賣紙符於市中、是謂懸想文、想文新所懸念之事、或新其縁、或索富貴(中略)掛指四其所願、而口唱其事、則授其符、十四日夜與、藤竹同笑之、然則化令、願云とあり、以て其紐と懸想文との大要を知るべし、蓋し懸想文とは、懸文の意にはあらずして、岩瀬京傳が「懸想文」といへど、女文の機にかけるものにあらず、紙符を懸想文と名づけて、いまだ縁せざる女の良縁を祈りしものならむといへるがごとくなるべし、而してなほ上に擧げたる、曾呂利狂歌唯によれば、寛文の際既に其願れたること明なり、然るに文化十五年の正月に至りて再興し、此時に及びては、文人等古への歌書を學び、風流を主として文を認めるの風を生じたり、いま屋代弘賢の作りたる懸想文を左に掲げて其一斑を示す、

ケサウ

かけひの氷のとくるをたより山嶺のわらひ願もやと、なにはあしのみしかき筆をそめまゐらす、御くしは柳のいとゆらゆらとめてたく、雪のむらこの御もとゆひに、梅か香のうちかほり、もちあかひの重れき玉へる御あつきの白さに、松のみとりに紅の霞の衣のひきあはせを、春風のふきなひかし、しとけなき御物こそ、常よりも忍

ゲサ

皇靈龜二年僧支助入唐して學ぶ、唐帝昉を尊び三位に准じて袈裟を著せしむ、是より後、我國袈裟を著けしむ、後には僧官僧位、又は法會等によりて袈衣(トツイ)、横皮、甲袈裟(カフケ)を見よ、又は平袈裟等を著す、海人藤芥に、紫袈裟は、醍醐方の若僧制用之、仁和寺には坊官、僧制用之、開城寺(一本三井寺に作る)同前、無袈裟をば叙三綱法橋等一後用之、近比用三有袈、聖有之、過分之至不可然也」と見えたり、法衣(ハフエ)参看、(釋氏要覽、釋譯名義集、古服圖儀、法中袈裟抄、法體袈裟抄)

ゲサ

下座 貴人に對し禮を行ふ時、座より下り離座ふことを云ふ、殿居蓋に、番所より諸門下座定の次第、御三方、並御續子方、御慶中方、御三卿方、同御續子方、御慶中方、日光御門主、公家衆、並御門主、御老中、所司代、御側御用人、大阪御城代、若年寄、右總下座、御側衆御留守居、大目付、御目付、右不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>下座、行儀條直の拍子木一ツ打候事、御三方御三卿方日光御門主には番士一同湯膝下座を放れ平伏、三ツ拍子木押下座、二ツ拍子木下座、但御張出下座書に中下座と申筋無<sub>レ</sub>之、總下座膝直計也、中下座は御門番私懸意縁邊、或は老若の續子致候下座也、御三方は夜中の無<sub>レ</sub>差別、及<sub>レ</sub>下座、其外は行燈出候得ば不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>下座、御老中御名代の節は、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>格別、候事〇六ツ時御太鼓承り候て相越、其節都て下座請之候、歸り候節者下座請不<sub>レ</sub>致候事」とあるにて之を知るべし、なほ殿氏は路頭に於て貴人に遭遇したる時、地上に離座して敬意を表するの事あり、之を土下座と稱す、

ケサウ

懸想文 「ケサウアマツリ」を見よ、ケサウアマハセ 懸想文合 懸書合に同じ、(エンショアハセ)を見よ、ケサウアマツリ 懸想文賣 京都に於て、毎年正月のはじめに、懸想文を賣り歩く者といふ、(起原詳かならざれども、文治建久の頃懸想文のありし事、左京大夫信實が遺草子に見え、下りて江戸時代に至りては最も流行を極めたり、而して其出でたる及び懸想文につきては、曾呂利狂歌唯前編の下巻(寛文十二年刊本)京都桂の里の事を記せる條に、往昔正月元日の朝より十五日まで、年毎に假粧文として賣りけり、其出立は赤き布衣に袴の裾高くとり、尙夫れより前には烏帽子を著せりと云々、中比は編笠を被り覆面して、都の町々を賣りけり、是を買人あれば、ほそき疊紙の中に洗米二三粒入れたるを假粧書と名付けて渡す、一錢より百錢まで、代は

ゲサミ

ひかたたくて、下もえ初る若草の、れいげに点くの葉のあしまでも見まほしけれ、袴弓ひかはらんの御返事もあらは、あすの日の日は、ともに千世もと祝ひよかし、

春たつ日こそその層とふるされし身のうし松よけさあら玉るおとらさまある  
されどこは文人間一時の戯たるに過ぎずして、維新前まで一般に行はれたるは、文には定まりたる辭あるにあらず、また年々によりて異りたるものにて、多くは新玉の壽など目出度事のみかき連れたり、而して其装は宮川舎漫筆に、赤き布衣に烏帽子を冠り、文は梅の枝に結びわけて、肩に擔ひ、大晦日の夜より元日の朝まで、懸想文召せしと呼びあるき、人の求むるまゝに與ふと見ゆ、これを賣ふものも賣る者も、何の爲といふこともなければ、恰も江戸の寶船に於けるが如く、宮家の若き子弟の戯なれば、其歸るまに、祇園等の狹斜の地を示すを樂しむと爲す、故に懸想文賣は、鴨河の東に多くして其他は少なかりき、維新の際に至りて全く絶えたり(懸想文賣考、風俗叢書)

ゲサミ

下座見 江戸の城郭門、其他番所の下座に在て、三家及び老中若年寄兩目付等の出入を報告する者ないふ、ゲサミと云ふ、

ケサン

計算 紙を鎮する具の名、又歴尺、書尺、卦算とも書く、文鎮と同じく銅、鐵、石を以て作る、こと常なり、其形状長短一ならず、或は二尺或は三尺等のものあり、又玉を以て作るものありと云ふ(運歩色葉集、節用集大全、和漢三才圖會、雜遊漫錄)

ゲサン

見參 「ゲサン」を見よ、

ゲシ

下司 もとシムツカサとも云ひて尋き官人を云ひしが、後には専ら庄園の役人にのみ唱へたり、

ゲシニ

ケシヤウ 假班間 大内裡外記關結政所の西北に在り、東西一丈、南北二丈、屋制片廂、西は東面の片廂に注ぎて北屏に連なり、北屏二間なり、又

ゲシニ

解死人 江戸時代に、下主人(ゲシニ)を誑いて、へる詞、同條を見よ、

ケシノカ

芥子香 護摩供に芥子を燒く其香をいふ、冤怨などを降伏するには白芥子など用ふといへり、源氏物語に、御衣なども、たゞ芥子の香に染みかへりたまへり」と見え、蜻蛉日記に「げしやき」とも見ゆ(後撰集)

ゲシヤウ

解狀 解を云ふ、ゲシと云ふ、又鎌倉室町の兩時代に、訴訟の時、原告と被告とより幕府に差出す訴陳兩狀をいふ、尙ほ目安(メヤス)を見よ(古事類苑法律部)

ケシヤウノイタ

化粧板 鏡(ヨロヒ)の名所を見よ、

ケシヤウノマ

假班間 大内裡外記關結政所の西北に在り、東西一丈、南北二丈、屋制片廂、西は東面の片廂に注ぎて北屏に連なり、北屏二間なり、又

ケシヤ

假班間の西北に屏あり、東西一丈餘に及ぶ(年中行事書)  
ケシヤウバカマ 化粧袴 四幅袴を云ふ、江戸時代化粧袴の一名、「スツホツ」又は「フンゴミ」など云ふは四幅とは別なり、「ヨノバカマ」參看(貞丈雜記)

ゲシヤクバラ

外借腹(外戚腹) 妾腹の子をいふ、語林類聚に、今俗妾腹の子をいふは、内戚は父方、外戚は母方なればこそ歌にもおやのやどちとよみて、嫡妻の子をいふなれ、外戚は妾腹の意ならぬを、いかゞ心得て外戚腹といひて妾腹の事とはなしけん、おぼつかなし、恐くは正字なたらぬもの、下借腹などいふて字せしよりのひが、うつらえにや、源氏物語玉津抄外戚腹なればと也、うつほ物語に、ないしやくにも、げしやくにも、女といふものなど、もしく侍る、増鏡に、御このかみにて、ものし給へと、御けさくのよわきは、今も昔もかゝるこそ云々」と見えたり、

ゲシユ

化主 禪宗の僧にて、市麩街坊を勤化し、檀越の施與を得るもの、又街坊化主とも、街坊とも云ふ、又供養主とも云ふ(釋林叢書)

ゲシユニ

下主人(解死人) 江戸時代に於て、(一)手を下して人を殺したる者の稱、(二)庶民を斬首する刑を云ふ、唯、口論其他不慮に人を殺したるものに通用す、又別に死罪あり、盜賊追落、巧事等、罪の性質重むべきものを處したり、されば死罪も下主人も等しく庶民を斬首する刑なれど、犯罪の性質により、其名を異にせるものと知るべし(刑) 刑は牢屋敷内の切場にて行ふ、其法まづ囚人を牢屋より呼びだし、牢屋改番所に掛りの諸役人一

ゲシヨウ

同並立し、其本人に相違なきや否やを確めたる上、檢使宣旨文を讀み聞かせ、畢りて斬首場に誘引し、入り口にて目隠しを爲す、牛紙二つ折、細き繩繩もて頭の後に結ぶ、かくて打役四人先行し、非人三人に引かれて出づ、檢役四人の名を問ひ答を得て、直に斬首場に居へ、繩の上に座せしめ、手傳人足所持の小刀にて、切繩の首結目より繩の下へ上げ、咽喉輪切捨て、著服を引き下げ、兩肩を袒にし、手を垂へ首を延させ、首討役たる町同心これを打つ、又討役同心と相對にて、平川町の山田淺右衛門が執刀することありき、斬首場は地面を凹め、上に繩を敷く、此内へ首を斬りて、死骸は手傳人足兩足を引き、血を凹内へ落すなり、而して死罪には、その死骸をば繩繩に用ひ、かつ本人の田畑、家屋敷、家財等を欠所に處せども、下手人には一切其事なし、要するに、死罪に比し一段輕きものといふべし、死刑シケイ、死罪シザイ、參看(御定書百ヶ條、刑罪大略、徳川時代御仕度、徳川政史料)

ゲシヨウ

下乗 馬及び駕籠、輿車等の乗物より下ることいふ、貴人に對して行ふの禮、また神社佛閣、其他の境内へ乗車馬にて入ることを禁する所に、下乗或は下馬との文字を記したる制札を建つるあり(起り詳かならず、續紀文武天皇大寶二年七月の條に、有勅斷親王乘馬入宮門と見えたるは、下馬の制、史に見えたる始めなるべし、儀制令に、下馬拜禮の制を定め、違ふ者は普四十罪に處すべきこと見えたるが、是長者に對する禮なり、制札を建つること鎌倉時代より始まりたるが如し、吾妻鏡仁治二年十一月二十九日の條に、未廻、若宮大路下下馬橋邊騒動、是三浦一族與小山之輩、有喧嘩、また寛元四年五月二十四日の條に、鎌倉中

ゲシヨ

民不靜、資財器具運送東西云々、已被固辻々、澁谷一族等左親衛、令警固中下馬橋とあり、其所に下馬するが故に下馬橋と名づけたるなるべし、或はいふ、下馬札に菅家の筆、或は小野道風の筆、或は大師の筆などありといふ者あり、或は高橋の下乗碑に、正安三年十月日造立之、權大僧都實論敬白と題せしものあれば、石榜のものもありしなり、眞丈雜記に、下馬札立つる事は、退凡下乗の卒都婆にならひて立始めける事歟、是れもたしかに定めがたし、古事談に云く、昔も公家御新被行入講けるに、退凡下乗の卒都婆の鎧をかき書きたると聞ひたりければ、金輪聖王天皇地久御願願と、書ききたれと答へけれ云々(横川後法橋願意阿闍梨之答也、後鳥羽法皇御登山の時の事なり)、つれづれ草に云く、退凡下乗の卒都婆、外なるは下乗、内なるは退凡なり云々(山の内に立るは、退凡の目じるしの卒都婆なり、退凡とは、是より内へ凡人を退けて入れぬなり、山の内外に立るは、乘りたる輿車より下る目じるしの卒都婆なり、つれづれ草の、善命院抄に西域記を引きて、天竺國靈鷲山にて釋迦如來說法の時、の卒都婆を立てし由見えたり、下馬札は、もし此の退凡下乗の卒都婆を學びて立始めたる歟、いつ頃より始りたるか詳ならず、古より禁裏の御門外に、下馬札立つる事無ければ、國史舊記に下馬札の事みえず、青蓮院殿に、世々下馬札の筆法を傳へられしとかや、みだりに書けば、其の所にわざはひありと云ひ傳へたる事も有るにや、かの筆法はいつ頃より何方に立てし古法を傳へられしやと見ゆ、江戸幕府に至りて其制また定る、江戸城門外の橋々、即ち大手門外堀端の左右、内堀門外左右、西九大寺門外、平川口外、坂下門外、矢來門外等に下馬の制札

ケセノ

を建つ、而して下乗の場所は、武家聖堂に、攝家親王方は支願橋南、但打物御白洲まで、芝方丈は支願前、御三家、公家衆中尺、加州百人外番所上の方まで、諸大名、大手の方百人番所捨柱限り、桔梗の方、武者走り石角限り、但衆物棟先、西丸は、御三家方公家衆中御門、加州大手棟先まで、諸大名同所限り、此方より七木目柱限り棟先、但平常は腰掛三間より上は内下乗の分、右間合にて外殘供殘す、御三輪方は平川登城御風呂屋口まで御乘曳、同所まで御道具一本持込む、下馬下乗腰掛駕籠に乗物置く分は、源語老中京都所司代、大阪城代、御側用人、若年寄、御側衆、と見えたり、

ケセノコホリ

氣仙郡 陸前國陸奥郡、陸奥天皇の弘仁元年十月に始めて見えたり(延喜式、ケセンと訓す、和名抄に、氣仙(ケセ)大島(オホシマ)氣仙等の郷あり、後世南境を割て本吉郡に屬す、郡名考以後又ケセンと稱し、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ゲリウ

下僧 下法師を云ふ、

ケリク

華足 箱、机、臺等の足を花形に彫りたるを云ふ、源氏物語、紫式部日記等に見えたり(儀訓考)○紫式部に、大臣辭表有勅答、第一表以近衛將返給、二度以不加花足と見えたり、

ケソロヘ

毛捕 檢見(ケミ)を見よ、

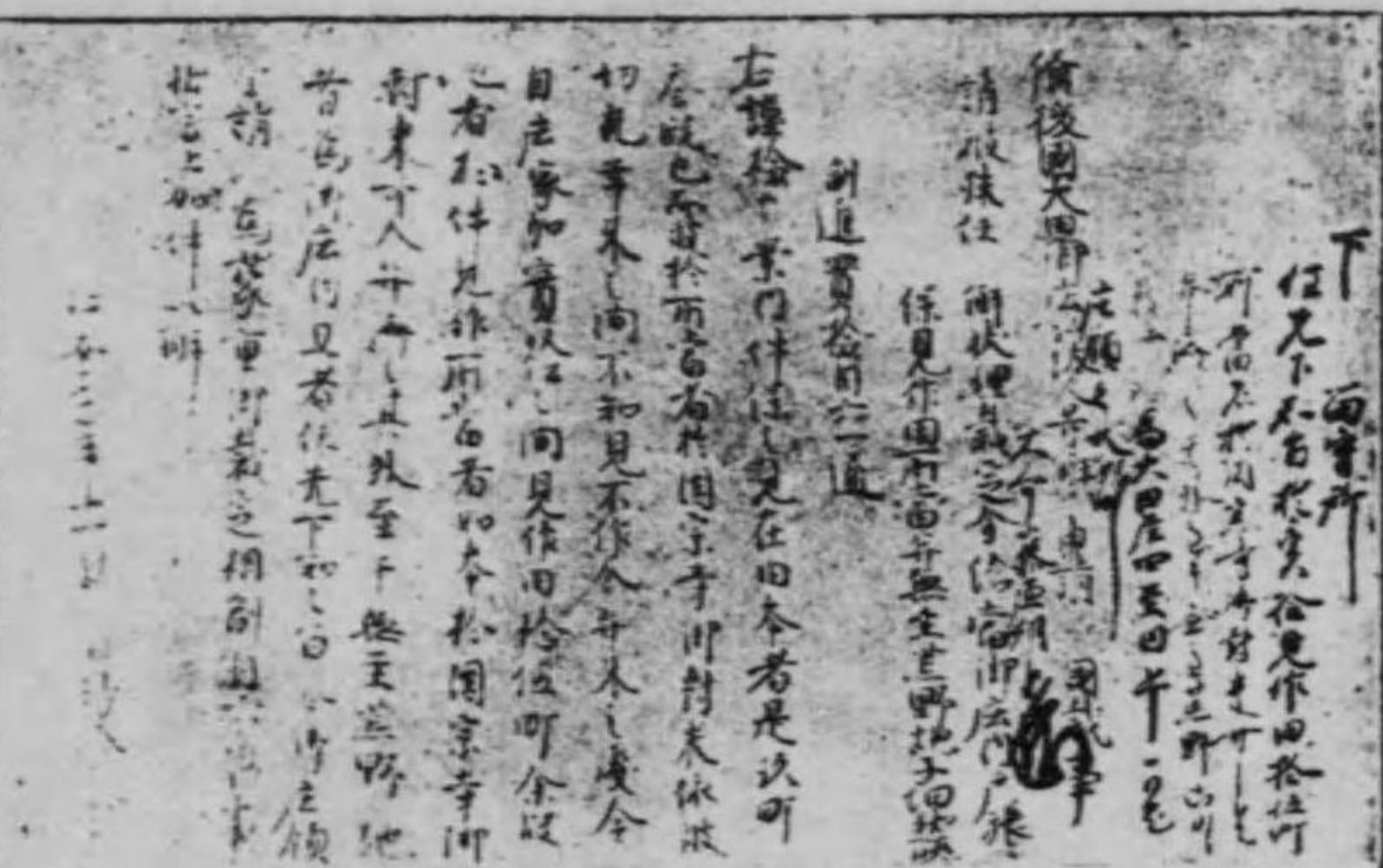
ゲダイ

外題 書物の名を表紙の上に記せるもの、題簽とも云ふ、後轉じて標題に云ふ、又題簽とも云ふ、歌草子類は端に書き、物語類は凡て中に書くを故實なりと云ふ、佛書は天台宗延曆寺の中に、三井寺は端に書くと云ふ(應永撰書抄、夜稿編訓抄、東野州問書、入木道書式、安齋隨筆)

ケダイ

外題 下より解狀を奉りて、裁許を

精ひし時、直に其解状の端に書したる裁決文を云ふ、土地を安堵したるものを外題安堵と云ふ、アンド(参看(黒板博士説))



(收所集簡實)題外司國附文解人汰沙莊田大

ゲタイアンド 外題安堵 外題(ゲタイ)及び安堵(アンド)を見よ、  
ゲタチ 夏断 安居(アング)を見よ、  
ゲタツ 解脫 貞慶(ゲヤウケイ)を見よ、  
ケタノコホリ 氣多郡 附置 但馬國(起原附置)桓武天皇紀延暦三年十二月に始めて見えたり、延喜式又氣多に作る、今之に従ふ、和名抄に、

ケタノコホリ 氣多郡 附置 因幡國 古事記氣多之前あり、蓋此郡の海濱を云ふ、延喜式又氣多に作る、以後同じ、和名抄に、大原(オホハラ)坂本(サカモト)口沼(クシノマ)跡見(カツミ)大坂(オホサカ)日沼(ヒノキ)勝部(カツベ)等の郷あり、郡の東北隅末常保の地、後に高草郡に入る、明治二十九年高草郡と合して氣高郡と爲る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)  
ケタノジンジャ 氣多神社 附置 能登國羽咋郡一宮村一ノ宮寺家〇一に氣多大神宮と稱す、能登國の一宮、現今國幣大社能登大己貴命(起原附置)創建詳ならず、神代より鎮座し、崇神天皇の時、勅して建立すと、ヘリ、天武天皇の時造營、稱徳天皇天智神護元年神封三十戸を充奉り、神護景雲二年十月封二十戸田二町を寄せ、桓武天皇延暦三年三月正三位を授け、後ち勳一等を加ふ、文徳天皇の時、正二位に叙され、仁壽三年八月封十畑位田二町を加ふ、清和天皇貞觀元年正月正一位を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、白河天皇承暦四年六月御卜に氣多神の神事を禱せる樂あるを以て、使を遣して社司に中祓を科す、後醍醐天皇建武中、勅して國中租稅十分一を以て社頭悉く造立せしめ、後土御門天皇應仁文明の頃、兵亂の爲めに社殿等破壊せらる、永祿の年造營あり、天正の頃また上杉氏の爲めに傾敗に及び、十二年諸堂造營、爾後屢々修理經營あり、明暦の時、社領三百五十石を有す、明治の

ケタノ

ケチエーゲチシ

代に至り國幣中社に列し、大正四年大社に昇格す、祭祀には、二月初神幸祭あり、十一月中巳日又祭を行ふ、本社に仕ふる者宮司禰宜祝等あり(能登名跡志、神祇志料、官國幣社一覽)  
ケチエン 結縁 佛教にて佛道にちなみを結ぶを云ふ、即ち因縁を創むるなり、大藏法數に、結縁業者、曰結縁法因縁之業也、蓋由過去根淺、三慧不生現世、雖見佛聞法、而不能獲利益、但作未來得度因縁也と見えたり、  
ケチグワン 結願 日數を定めて佛に立願修法したる終の日を云ふ、御室相承記に、後高野御室(遺法)御修法事、愛染王法、建久元年四月廿一日、甲辰、院御新於六條殿被行行之、同廿七日辛戌結願、吉部禰調抄に、建久元五廿八經房死去、今日最勝講結願也と見えたり、  
ゲチサツ 下知札 制札に同じ、經井日記信長公勢從三河口一亂入の條に、大將宗長一々御覽あられ、小野木左兵衛谷民部を始として、一機運黨の頭人分だも首を百二十餘首札たしかに付て獄門に掛ならべ、御下知札立られて候云々とあり、  
ゲチジャウ 下知狀 鎌倉幕府以來公事奉行入、將軍の仰を奉じて下知する文書にして、もと下文より轉じたるものなり、吾妻鏡には、既に治承四年十月十八日の條に、此様式あるを見る、されば始めは下文といへり、後ち下文と併行はるゝや、下文は庄園または其住人に下し、下知狀は、御家人以下の地頭等に下し、北條氏これに連署せり、この内鎌倉より出するものを關東下知狀といひ、六波羅より出するものを六波羅下知狀といふ、裁許の如き多くは下知狀なりき、簡體記に、之を奉書ともいふとあるは、室町時代の事にて、足利氏將軍となりて後は、下

知狀、御教書等の様式相混同して、更に奉書なる文書を生じ、下知狀奉書共に、同じ様式のものとなり、下知狀の整文なると對して、奉書は折紙に書するの差あるのみ(黒板博士説)猶奉書(オホシヨ)下文(タマシヨ)と參看すべし、今左に一列を示す、可早守御旨沙汰備後國大田庄新兩條事一可、停止爲三惣追捕使三頭庄民事、右寄三惣惣追捕使之沙汰、撰云頭庄民之由、有其訴、所行之旨、尤以不便、自今以後可停止其煩、一可、令庄官兼光家等勤、仕内裏大番事、右依件役不可致三庄家煩、守次第先充可動、其役、然者此外更不可云煩、以前兩條、依三前右大將殿仰下知知件、建久六年六月五日 平 (花押) 前右京進(花押) 前因幡守(花押)

ゲツアン 月庵 宗光(ツウクラウ)を見よ、  
ケツクワク 關書 天皇の諱を避けて其文字の字畫を省くを云ふ、支那中古以來の制、假令李唐の代には、太祖の諱を避けて唐と書き、高祖の諱を避けて、太宗の諱世民を甘且とし、今の清にては、世祖の諱風を避けて、清と書き、高祖の諱弘を避けて、我國にては古來、リ諱を避けたれども、其國のみにて文字を忌む事なし、寶永の頃新井君美幕府の制度を變更せし時、支那に倣ひて天皇の諱を關書する事となし、公私の文書に少な之を用ひしめしめり、遂に習俗となれり、明治元年十月關書の制を定めて、萬統の三字は諱に付き、專許諱としたりしが、同五年正月二十七日左院の奏議によりて合して關書の制を廢したり、左院の奏議は關書の一般を知るに足るを以て左に擧げて參考に供す(圖書寮記録、圖書撰頭、平出氏、關字考) 御諱ヲ書スル節、關書ノ體ヲ相用候儀、何レノ時代ヨリ相始リ候事哉、漢土ノ例ヲ因襲致シ候事ト相見エ候得共、漢土ニ於テモ古代其例無之、季世ノ風習ト相見エ候ニ付、以來關書ノ儀、御廢シニ相成可然ト存候事、  
ケツクワンノチャウ 關官帳 官の關員を外記方にて記したる帳を云ふ、江次第に、關官帳有三卷、正官權官也、取當時内外官之關也、最先奏此帳者、爲主上令知其關、給而後任人也、長二尺五六寸、家藏用此式二尺三寸一尺七八寸此外有説云々と見えたり、  
ゲツクワモン 月華門(月花) 大内裡の門、安福、校書兩殿の間に在り、南殿の前の大庭の西向の門なり、右近衛の陣と號す、日花門と相對す、江次第(新嘗會裝束)に、自三月華門内、南殿部上、南

ゲチシーゲチヨ

ゲツアーゲツク

ゲツクーゲツケ

行、張同帳一條云々と見えたり(大内裏抄、大内裡圖考)  
ゲツクワモン井ン 月華門院 子孫傳後醍醐天皇第一皇女、母は大宮院、治元年十一月一日内親王と爲り、弘長三年七月二十日准三宮、同日院號、文永六年三月一日薨す、年二十三(女院小傳)  
ケツケ 結解 勅定を爲す事を云ふ、結は算を入て數を置くと云ひ、解は算用終りて其理を達するを云ふなり、貞永式目に、諸國地頭令仰留年貢所當事、右仰留年貢之由、有本所之訴訟者、召差結解可證勅定ことあり、  
ケツケ 結夏 安居(アング)を見よ、  
ケツケ 毛付 陸奥交易御馬御覽の時、一々馬の毛付を書きとむる役を云ふ、樂抄抄に、上欄運實子一候毛付也とあり、  
ケツケ 毛付 軍陣の時、主なる敵を求め出し、同敵と競争して打取ることをいふ(續錄)  
ゲツケイ 月卿 公卿を云ふ、禁中を天になぞらへ、天皇を日になぞらへしに對し、公卿を月になぞらへ、唱ふるの稱、尙書洪範に、王者惟歲、卿士惟月、師尹惟日と見えたり、歌には月の林とよめるもあり、六代勝事記に、月卿かげをまじへて、杉山にのぼり云々、太平記實朝後基關東下向の條に、たましく上臥したる月卿雲客も何となく世の中の亂れ云々と見ゆ、ケヤヤウと見えたり、  
ゲツケイシ 月桂寺 所在武藏國東京市牛込區市ヶ谷河田町〇正覺山と號す、臨濟宗、鎌倉開覺寺派〇本尊釋迦如來(起原附置)法江通玄院徽密の創立、喜連川家の香華院なり、文祿年間の基立にして雪山和尚を開山とす、初め圓桂山平安寺と

ケツコ

稱す、明暦元年喜連川頼純の嫡女月桂院を葬りてよ  
り寺號を改む、是より柳澤氏の菩提寺たり（江戸名  
所圖會）

ケツコク

關國 國司の關けたる國をいふ  
（羽倉考）

ケツコン

結婚 婚禮（コンレイ）を見よ、

ケツジ

關字 文章の中に、帝王高貴の人に  
係る稱號の出たるとき、敬ひて其上に一字或は二  
字記すべき程の關を明けおくこと云ふ、此事支那  
中古の制にて、我國にては文武天皇大寶令制定の時  
これに倣ひて制定したり、公式令によれば、大社、陵  
號、樂典、車駕、勅旨、明詔、聖化、天恩、慈恩、中  
宮、御（謂斥至尊）關廷、朝廷、東宮、皇太子、殿下の  
類皆關字なり、但し是等は上書奏事等の表立たる文  
書のみにて、御記録以下私家の日記等には必しも拘  
はらざりしなるべし、そは書紀古事記等の正史に關  
字を用ひざるにて知るべし、文德實錄以下始めて關  
字を用ひたり、明治五年八月七日式部寮にて記録等  
に關字の書式を用ひざることを定む、今沿革を知る  
に便なるを以て、左院の答辭を左に示す（令義釋明  
治史要）

別紙明法案ヨリ何出候稱號頭平出關字等ノ儀然  
關勅辨仕候關字平出ノ例ハ、支那六朝以前ニハ  
見及バズ、隋唐代ヨリ初テ著令トナリシ本邦之  
ニ換置シテ、大寶令ニモ著サレシ也、サレド會  
人親王ノ日本書紀太安履ノ古事記共ニ此例ヲ用ヒ  
ス（六國史中文實錄以下始メテ平關アリ）二書  
ハ大寶後ノ著ナレドモ關カクノ如シ、然ラバ令文  
ハ遺設ニテ世間通用ニ非ザリシヲ知ルベシ、水戸  
藩大日本史ヲ編ムニ及テ、平關ノ例ヲ除キシハ紀  
記ノ體ニ基キシト云フ、夫レ平關ハ臣子トテ敬ス  
治史要）

ケツシ

ルノ意ヨリ出ダレバ、必シモ禁ズルニハ及バズ、但  
コレヲ定令トスルキハ、誤テ犯スモノハ不敬ニ  
陷ル、若シ一々其誤犯ヲ正サバ事務ノ障害ヲ生ズ  
ベシ、古語ニモ禮文不諱ト云ヘリ、且ツ文字ハ言  
語ヲ寫スモノナラズヤ、言語ニ平關ナケレバ、文  
字ニ限リ平關スルノ理ナシ、況ヤ和漢共ニ中古以  
前ニコレ無ク、全ク後世ノ繁文縟禮ヨリ起リシ事  
ナレバ、自今此例ヲ除テ、古體ノ簡易ニ復シ候方  
可レ然ト存候事、

ケツシウ

月舟 宗胡（ソウコ）を見よ、

ケツシヨ

關所 領主の關けたる土地、室  
町時代より桃山時代にかけての用語、罪科及び其他  
の事情により幕府に没收せられたる土地等皆關所な  
り、鎌倉時代に没官領と云ふに似て同じ、建武以來  
追加に、諸關所事（應永十五、十一、三）諸人此  
望申ニ雖被三先行、或稱三本主、或稱三新給、帶三證文ニ申  
之聖業多也、因テ按察差之沙汰出來之條、不可レ然、  
所登於三向後、關所之段、土質之員數、租守守護、  
就三左右可有其二沙汰云々、關所證人（長祿四、九、  
五）右關所出來之時被三證人注進被三恩賜者、古今  
之例也云々と見えたり、江戸時代に轉じて、領地  
を沒收する刑名となれり、次項參看、

ケツシヨ

關所 江戸時代に於ける、士  
庶を通じての附加刑、動産及び不動産を沒收するを  
いふ、死刑、遠島、追放等に關する（關所證人）關所の  
名は早く室町時代より見出し、もとは主なき地の職  
なりしを、後には轉じて所領を沒收するの意に用ひ  
たり、江戸時代に至り、はじめに刑名となる（關所  
輕重によりて差あり、最重きは田畑、家屋敷、家財を、  
次は田畑、家屋敷を、輕きは田畑のみを沒收す、又身  
代半額の關所あり、財産の半を關所するをいへり、

ケツリ

し、國に報せざるべからず、西人之を稱して血稅  
といふ、其生血を以て國に報するの謂なり、且國  
家に災害あれば、人々其災害の一分を受ざるを得  
ず、是故に人々心を盡し國家の災害を防ぐは、則  
ち自己の災害を防ぐの基たるを知るべし、云々、  
かくて血稅の文字に連はされ、白川の天草、秋田の  
平鹿郡民等暴動を起すに至れり（明治政覽、法令全  
書）

ケツセイジヨ

結政所 「カマナシドコロ」  
を見よ、

ケツリウ

月奏 上日を調査し、毎月一日に  
奏聞するをいふ、公卿、少納言、外記等は外記  
り奏し、辨官は史よりこれを奏す、なほ上日の條を  
見るべし（官職雜錄）

ケツタンシヨ

關斷所 雜訴決斷所（ザツソ  
ケツタンシヨ）を見よ、

ケツテキノハウ

關腋袍 禮（アチ）を見  
よ、

ケツパン

結番 願書を定めて事務を執るを  
いふ、武家時代には何番などいへる番の字の付きた  
る職名は、みな結番するより起りたる名稱にして、鎌  
倉時代には問見結番などいへるもありき、モンガ  
ンザンケツパンの條參看、

ケツリカケ

削掛 削花（ケツリバナ）を見  
よ、

ケツリバナ

削花 （一）作り花をいふ、木を  
削りて作りたるが故に名付く、（二）門戸に挿みて兎  
になすべく木の棒を削り掛けて其まゝになしたるも  
のをいふ、また削掛、祝木等の名あり、（三）は、延喜  
式御佛名の條に、「菊ノ削花二枚」と見え、古今集に  
「めでにけづりばなさせりけるを、廣秀、花の水にあ

ケツセ

ケツセ 削花（ケツリバナ）を見  
よ、

ケツシ

○王朝時代には没官、鎌倉室町の兩時代には沒收あ  
り、飲きて見るべし（建武以來追加、舊記拾遺集、近  
世物之本、古事類苑法律部）

ケツシヨキン

關所金 江戸時代、關所（ケ  
ツシヨ）參看）に處したるもの、貨財、及び田地を賣  
りたる價金をいふ（大日本租稅志）

ケツシヨモノアギヤウ

關所物奉行 關所物奉行  
江戸幕府の職名、没官の物を收めて之を賣却するを  
掌る、凡そ大名、旗本、罪有りて其家を沒收すれば、地  
は普請奉行に收め、家作は作事奉行に附し、諸調度  
は、目附監督して、關所物奉行に附するを例とす、二  
人あり、百俵高にて御禮代席に列し、大目附の所管  
たり、各手代八人之以て隸屬す（官中職掌、官御指掌略  
史）

ケツズン

關巡 朝廷にて酒宴を群臣に賜は  
り、盃運流のかり、關座の人ある時、其来るをま  
ちて、連飲して關を補はしむるをいふ、江次第に、三  
獻、上關仰三請、令召侍從三、三請仰三、最末少納言、出  
自三花門召之、侍從參入分著、四獻、最末參議降  
座、傳三至侍從座、計三度數、飲三關巡、二見え、同  
關抄抄に、飲三關巡、今案、四獻、召侍從三請酒之時、  
以前三獻分令三飲也、故三關巡也、一巡之時不三飲  
之關也」と見えたり、また建武年中行事にも、  
のたびさかづきたりて、けつずんのまじむ」と  
あり、後世俗に、今入り三獻といふは、即ち此儀よ  
り轉化したるものなりといへど、俄に信じがたし、

ケツセイ

血稅 徵兵の勇稱、明治五年十一  
月、徵兵令を制定せらるる時、太政官官告諭中に其文  
あり、因て名づく、其文左の如し、  
凡天地の間、一事一物として稅あらざるはなし、以  
て國用に充つ、然らば入たるもの固より心力を盡

ケツリ

ちざらめども咲にけり、ふり  
にしこのみなるときもがな、  
また新舊古今集に「ひえの山  
に、かたわきて、けづりばなし  
ける事侍るに、かたきのうた  
にをみなべしを作りたりけ  
る」といふ端書あり、（二）は  
江戸時代正月十四日に飾り繩  
を取り拂ひたる後、軒端及び門に挿むものにして、  
多くは柳を用ひ、また庭床をも用ひたり、江戸にては  
専ら削掛と稱し、地方にては削花と稱したるもあり  
（圖一第）



(圖一第)



(圖二第)



(圖三第)

ケツリヒ

削氷 氷の削りたるものをいふ、王  
朝時代夏時の宴宴に用ひ、又は高貴の人を食す、江  
次第新任大任大寶の條に、「蓋ニ肴物、暑月削氷甘瓜  
等」と見え、同首書に、粉熟又加削氷、列見延引、及  
暑月二時用之」とあり、なほ又榮花物語にも、「はか  
なまくたものもきこしめさで、きえり／＼せさせ  
給へば、けづりひばかりをこそんにおきて、たえず  
すいめさせける」と見えたり、

ゲナンガシラ

下男頭 江戸幕府にて、下  
男を指揮する役、十五俵三人扶持を給す、女中部屋

ケツリ

ケツリ 削花（ケツリバナ）を見  
よ、

ケツシ

並に諸部屋毎に下男一人宛ありて、職役に差ふ（明眞  
帶錄）

ケニン

家人 令制の殿民、主家に臣  
從し、勞役に服する人を云ふ、即ち上古の部曲民な  
り、唐令に我家人とある處を部曲とし、天武紀にも民  
部家部を部曲と記せるを見て、知るべし（關所證人）  
上代にいへゆる諸氏に隸屬したる部曲民部にして、  
大化改新の時、收めて公民となさんとし、皇太子中大  
兄率先して、其入部五百餘口を獻せられしかど、宿  
弊一朝にして改まらず、天智天皇三年二月民部家部  
を定めて諸氏に給へり、天武天皇三年二月詔して後  
これを廢せられしも行はれず、文武天皇律令制定の時、  
是等私家の殿民を認めて家人とせり、雄略天皇紀  
九年五月、采女大海其親室兒麻呂弟麻呂御倉小倉  
針六口を大伴室屋大連に贈りて恩を謝せし條に、吉  
備上道數島田邑家人部是也」とあるは、家人の名の國  
史に見えし初めなり（史學雜錄、古代政民制）

ケニン

家人 武家の臣下を云ふ、ゴケニン  
を見よ、

ケニン

外任 王朝時代地方官を云ふ、外官  
に同じ「ゲケラン」參看、

ケニンソウ

外任奏 元日及び  
白鳥節會等の節會に諸國司の、いまだ任符を賜はら  
ざる者、又は任符を賜はりしも、いまだ任國に赴か  
ざる者、もしくは權政を濟さんが爲めに、當時入京  
したる者の姓名を錄して奏上するをいふ（關所證人）  
年中行事元日節會の條に、「其儀小朝拜はてれば、内  
侍の大臣陣の座につきて事を行ふ（中略）陣の座をは  
かりて、藏人を招きて外記の奏を奏す、藏人内侍に  
つけて奏聞す、これを御覽じて返し給ふ云々と見え  
たるにて一斑を知るべし、また其奏の書き様は左の

ケニン

ケニン 削花（ケツリバナ）を見  
よ、



ケビ井

を行ひし故に、後には其權威強く、朝廷にて其任を重じ、別當の下符を別當宣とも稱宣とも稱して、勅宣に准ぜられ、違ふ者は違勅罪を以て處刑するに至る、其様式左の如し、

檢非使廳下 泉涌寺別院二階方丈

七條町以下四箇處田地事

右別當宣、如新可令存知之狀、下知如件

曆二年四月十二日

大判事兼明法博士左衛門大尉坂上宿禰(花押)

(京都泉涌寺所藏)

故を以て衛門府の追捕、彈正春の亂、利部の裁斷、京職の訴訟等皆使廳に歸し、其勢天下に振ふ、後世武士等使の宣旨を蒙むるを以て最も面目としたりき、源頼朝兵權を握るに及びて、京都に守護をおき、北條氏の時兩六波羅の設置あるに際しては、權力自ら、これに移り、使廳は只儀に空名を存するに過ぎざるに至れり、(一)地方檢非使は、文德天皇の齊衡二年大和の檢非使伊勢諸國見えれば、是より先既にありしなるべし、是の後漸次各地方に及びて、毎國一員を補す、下りて清和天皇貞觀三年に至り、武藏國盜賊多きを以て每郡に檢非使を置て捕せしめし、とあり、宇多天皇寛平六年九月勅して、自今以後元位の人を補するを停め、並に六年を以て一秩となす、後世武士専ら之に補せらる、鳥羽天皇元永中以後、千葉氏は世々下總の檢非使に補し、又大藏藤原爲房加賀守たりし時、平正盛を檢非使所に補し、文治二年四月、源賴朝長谷部信連を安藝國檢非使所に、文治五年高西清重を平泉郡内檢非使所に補せし事、吾妻鏡源平盛衰記等に見えたり、また使の下に書生を置き、實檢使に遣したる事古事談、十訓抄に、又小目代のありし事吾妻鏡に見えたり、後鎌倉幕府の

ケヒジ

開設を見るに及びては、なほ盜賊等を追捕せしことなきにあらざれども、大事は守護地頭の手に歸し、其權遂に衰ふ、又伊勢鹿島等の大社にもあり(古事類苑官位部)

ケヒジシグウ

氣比神宮

現今官幣大社

賀郡敦賀町字曙の本國一ノ宮、現今官幣大社、伊勢沙別命、日本武尊、帶中津彦命、息長帶姫命、譽田別命、豐玉姫命、武内宿禰の七座、息長帶姫命、韓國を平服し給ひて後、太子譽田別命をして伊香沙別の大神を拜し奉らしむ、武内宿禰因て太子を率ゐて角鹿に假宮を造て鎮せしむ、持統天皇六年九月白蛾を郡中浦上の濱に獲たるを以て、神封を増て二十戸を奉り、文武天皇大寶二年今の所に遷座して本宮とし、其後又別に四社を造て東殿に日本武尊、西殿に武内宿禰、總社に息長帶姫命、譽田別命、平殿に豐玉姫命を祭る、聖武天皇天平三年二百戸を充て、稱徳天皇天平神護元年九月四十四戸を奉り、光仁天皇寶龜七年九月始めて神宮司を置き、仁明天皇承和六年八月神祇副大中臣磯守中臣朝臣神守をして幣帛を奉て、遣唐使の船差ながら人事を祈らしむ、十二月二日二位を授け、清和天皇貞觀元年正月一位に進め、七月神祇大納言大朝臣朝臣豐雄を遣して神寶幣帛を奉り、陽成天皇八年九月神宮の封租穀を神庫に納めて祭祀の費に充て、國宰官司共に出納を掌り、又神戶百姓を國役に充る事を停めしむ、其後大神に正一位勳一等を加へ、醍醐天皇延喜の制七座並に各神大社に列らしめ、後一條天皇寛仁元年十月一代一度大奉幣使を遣して、紫穗の蓋、野野馬前鏡鏡麻呂柱等の神寶を奉り、白河天皇承暦四年六月御體御卜に、社司神事を禱す樂あるを以て、中祝を仰せ給ひき、凡其祠官に神宮司祝禰宜あり、其神宮司は世々中

ケフカケフツ

臣氏を以て之に補さる、明治四年國幣中社、同廿八年官社に選列し、尋て神社を宮儀に改稱す(神祇志料、官制附社一覽、古事類苑神祇部)

ケフカク

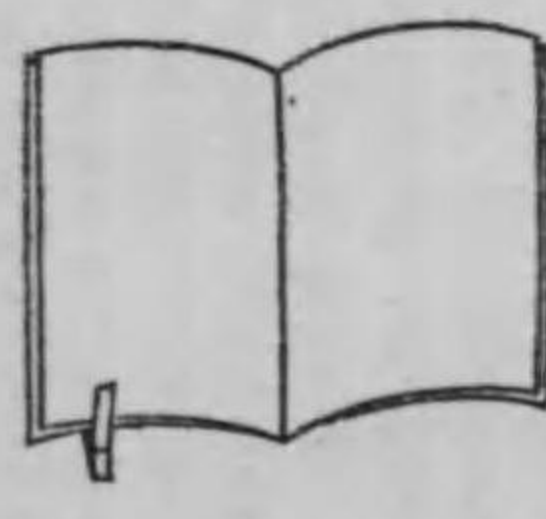
狹客

江戸時代男達をいふ、コタテを見よ

ケフサン

夾竿(夾算)

竹或は木の長さ三寸、幅五分許なるを薄く削り、凡そ三分の一迄削り、其處に紙又は紙塗を覆ひて製せざる様になし、巻本或は冊子の紙に挟み以て檢出の用に供し、及び讀過(讀みかけの所)の記となす具をいふ、枕の草子に「御さうしにけうさんして」と云ふこと見え、



江次第直物の條に夾竿以、紙結之と見えたり、江次第、大等、松落葉、牙籤考、安齋、國華を見よ、

ケフジノホサツ

脇士菩薩

本菩薩の左右に侍る菩薩を云ふ、俗に脇立の菩薩なり、ワキシルとも云ふ、日本紀に、狹持菩薩、鳥葉集に脇持、庭訓往來に脇仕に作れり、源氏物語に、阿彌陀佛、けふちの菩薩、おの(びやくだん)としてつくり奉りたる、こまかにうつくしげなり」と見えたり、小乗の釋迦は阿彌陀葉、大乘の釋迦は文殊菩薩、彌陀は觀音勢至、不動は觀世音菩薩、佛大士は普賢菩薩等を脇士と爲せるが如し(佛調葉)

ケフリク

脇息(脇足)

座前に置きて臂をかけ、身を寄せて休むる器具をいふ、和名オシマヅキと訓み、本居宣長は、押座凡の義なるべしといへ

ケフタウ

脇堂

總持八幡宮の社僧の名、雜務を取扱ふ、脇堂に居する故に名づく、建保四年八月定曉の時脇堂を立つ(鶴岡八幡宮社務帳次第)

ケフノホリヌ

希婦細布

陸奥國希婦といふ所より織出す布、希婦細布ともいふ、地書淺筆に、「散木集の歌に、山かづのはつきにさらすけふとよみしは、希婦の細布といふより事おこりて、必ず希婦の里よりお出せし布ならずとも、白布の事にいへるなり、後頼朝御上巻には、鳥毛にてお出たる布也とあり、希婦は陸奥國の名所にて、狭布を出せり云々、倭調葉にいへる説は「うけられず」といへり、此布何年頃より作り始めしものなるか明ならざれども、大同五年の官符に、陸奥國浮浪人准士一人「輪布事」と見え、延喜式にも此事見ゆ、なほ吾妻鏡陸奥秀衡が佛師運送に物を贈りたる品目に、希婦細布二千端云々、袖中抄に、みちのくの、けふのはそのの、ほととせびみ、むれあひがたきこひもするかな」とあり、

ケフン

外文

外印を捺したる公文書を云ふ、印章(インシヤカ)を見よ、

ケホクメン

下北面

六位の北面をいふ、院北面(キソノホクメン)を見よ、

ケマン

華鬘

佛前の飾具、和名「ハナカツラ」と云ふ、生花を用ふれども、多くは金銀の花鬘を綴

りて垂る、もと西域の風俗なり、真俗佛事編に、西域の風俗賣鬘男女ともに蘇摩羅華を多く纏結び、貫之、或は首、或は身を飾る、此を華鬘と云ふ、これによつて、種々の飾物華を束め結んで鬘となし、佛前を莊嚴し供養す云々、と見えたり、猶委しくは西域記、觀音名義集、摩訶薩婆抄等に就て見るべし、



ケマリ 蹴鞠 蹴鞠を蹴る遊戯を云ふ

蹴鞠の場所を蹴鞠と云ふ、四方を蹴壇にて圍める中にて、懸の木を四本植う、蹴壇は本式七間半四方なれども、場所の廣狭によりて三間四方まであり、入口は東に堂上の入口あれば、南は地下の入口にて四は掃除口なるが大凡の定なり、懸の木と蹴壇との間を野と稱す、懸の木は、松柳櫻楓の四本なれど、時には雜木とて梅椿など時候のものをおふる事あり、懸、仙洞、皇族、將軍家、並に家元は松のみ四本なり、臨時に設くる時は、枝又は竹を用ふ、是を切立といふ、懸の木は、古は八本にて一本の木毎に入八の者立ちたりしが、近代は四本となれり、鞠は革にて徑七八寸に作る、蹴鞠を始むるには、先つ下馬の者、第四の木の下より斜に進み、中央より三歩許の所にて跪き、爪先にて進みて、鞠を中央に置く、而して一座中家元あらば、第一は家元に譲り、第二又は第三と上席の人より順次に起座して懸に入り木の下に立つ、(若し高貴の人あらば第一に立ち、家元第二とす)祭裏、仙洞などに、御前なれば、悉く踏居し、他の家元れば、堂上は立ち、地下は踏居す、人皆揃へば、第一より立ち始め、皆立ち終れば、第八中央に進み、次に第七へ向へば第八鞠を蹴渡す、さて第七より第一

ケマリ

ケマリ

第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八まで一順蹴渡し畢れば、更に第八より第一に渡す、第一上鞠す、これは高く蹴るなり、これより懸念に蹴るなり、一人三足が普通にて(一は受け鞠、二は自分の鞠、三は渡す鞠)凡二十分許にて止む、次に上鞠をせし鞠、鞠を取り、右手にて中央に轉がし、其止まるを見て目視して退けば、順次に懸を退きて復座す(原調葉)支那より渡來せしかど、其年代詳かならず、皇極天皇の時、中大兄皇子(天智天皇)の法興寺の四なる櫻の樹の下にて蹴鞠せられしは、史に見えたる始めなり、仁明天皇の時、忠貞親王朝諱して共に蹴鞠せられし事あり、されば奈良朝より平安朝にかけて、此の技の玩ばれし事明なり、延喜天曆の頃に至り、漸く盛となり、蹴鞠に狩袴を穿ちし事は、延喜二年五月八日仁壽殿にての御會を始めならん、當時温明殿蹴鞠殿などの前庭にて御會を時々行はれたりき、されば承元二年の上表文に、起於延喜一盛于天曆二と記されたるならん、爾後青年の人々の蹴たりし事は、源氏、狭衣などの物語に見えたり、延久承保の頃、既に懸木の沙汰ありて、藤原朝進、藤原忠實など此道に優れたる人々もありしが、鳥羽崇徳天皇の時、藤原成通出づるに及び、益々盛になりぬ、成通は其美妙を極め、斯道の鼻祖たり、後白河天皇深く斯道を好ませ、親しく鞠庭に立たせ給へり、保元三年正月、加茂景忠に仰せて、切立を召されければ、柳櫻松楓を奉り、正調宣家平、これを弘敷殿の東庭に立てたり、これ切立の事、並に四季木の事の見えたる始めなり、後鳥羽、順徳天皇亦其道に達せらる、成通の門より出て、堪能の開えありし、頼朝の孫に、宗長雅經の二人出て、共に精妙を極めたり、宗長の孫は藤波家にて、雅經の孫は飛鳥井家なり、兩家の蹴鞠を家傳と

ケマリ

せるは此兩端に始まり、此外藤原爲家も亦堪能に  
して、柳子左流の職稱の祖なり、鎌倉にて、源頼  
家これを好みて、雅經を幕府に迎へて教を受けたり、  
當時極盛の時期に達し、斯道の法式も大方は、此頃  
に定まり、承元二年四月十三日、後鳥羽上皇、大炊  
御門頼實の第に幸し、御會を行はせ給ひ、八入つ、  
上中下の三品に分ちて職稱ありき、後世禁裏、仙洞  
などにて行はれる時の御會は、當時の式を模範と  
せられしなるべし、後醍醐天皇より後伏見天皇まで  
歴朝此道に優れさせ給ひ、此道衰へず、南北朝以後  
も足利將軍家代々斯道を好みければ、室町第に行幸  
ありての御會も、朝廷にての時の御會も、屢々あり  
しが、享徳二年三月の時の御會より後は、應仁の戰  
亂始まりしかば、之を遊ぶもの少かりし、天正十七  
年五月十六日豊臣秀吉より飛鳥井家に送りし文書に  
絹上、指袴、色々葛袴、無文紫革、無文煙革にて袴を  
贈る事などの名目見え、慶長十三年八月六日徳川  
家康よりの文書に、紅上、香上、紫上、金紗、色葛袴な  
どの名目見えたり、元來職稱に著用する裝束は、享徳  
の御會までは衣冠直衣などを著用したりしを、天正  
までの間に、後世に袖裝束と云ふものを用ひ始めし  
なり、斯くて世の泰平に從ひ再斯道も盛に行はれた  
れば、飛鳥井離波の兩家、職稱道の家元を掌り來ける  
が、明治維新後は衰へて今日の姿となれり○職稱に、  
堂上稱、地下稱と稱する事あり、實貯備記正安四年  
二月十一日御稱の條に、地下輩として經久忠久等の  
名見えたり、是等の人は加茂神社の神主にして、昇  
殿を許されざる者なるを以て地下と稱せしなり、初  
めは別に何等の區別なかりしが、應永より享徳の頃  
には、柳子左家、離波家の流中絶せしかば、飛鳥井家  
のみ掌りて、其門に入らざれば職稱せしめざりき、然

ケミ

るを賀茂の氏人中、松下氏等私に教へし事ありけれ  
ば、飛鳥井家より將軍家に訴へて松下氏の教授する  
事を禁制する令を出さしめし事數度に及びし、慶  
長の頃まで此争絶えざりき、されば飛鳥井家にて、職  
裝束の制を作りて、堂上地下の差別を立てたるなら  
んか、尙、別に一種の地下職起り、外其右近とい  
ふ者職稱に巧妙なりしかば、美濃守成高が文治五年  
の初、少納言入道卜信法印に受けし法式にて、離波飛  
鳥井御子左三家のとは異なりしものなるを、門人に  
傳へたりしが、正保四年六月職道法令違背者として  
流罪に處せられたり(舊儀裝飾十六式圖譜解説書)  
ケミ 檢見 室町時代以來徵稅法の一、  
穀物の作柄を檢視し、豐凶を見て其年の年貢を定む  
るを云ふ、即ち田地一坪宛の稻、數箇所の稻を刈採  
り、量量を檢し、之を標準として、全部の租額を定  
めて徵收するなり、之を檢見取と云ふ、又毛見とも  
云ふ、田地に栽培する植物を毛と稱す、穀稈傳に、見  
地所、生謂之毛ことあり、物を見分るを謂ふ、云ふ、毛  
見とは其年の立毛を見て豐凶を定むるを謂ふ、公文  
には渾て檢見の字を用ふるを例とす、蓋し檢見は只  
に量量を檢するのみにあらず、本年の豐凶、村民の  
貧富、田畑自由作の有無、耕耘の勤否、餘業の種類、  
特産物の有無、肥料の難易、運輸の便否、用水の潤  
缺、水害旱損の有無、賦稅費の多寡等、百般の村況  
を視察し、尙前年來の租額をも参照し、偏輕に流れ  
ず、無私公平に檢定するを主眼とす(室町時代  
の方法は詳かならず、今江戸時代のを示せば、檢見  
の法は大抵村吏田主相會して内見を爲し、内見差を  
作り、又田毎に標準を建てしめ、先づ小檢見を差し  
て右の標準と相比し、差違なきときは一村内三  
四箇所許り坪刈香法を爲し、次第を以て實檢し、復

ケミ

大檢見にて之を定むるなり、圖を見て其一般を知る  
べし、其法に、内見、坪刈、香法、割畝歩、假仕出、付出  
額、刈出額、種刈等あり、是等檢見の方法稱呼、要具等  
舊幕府治要略に見えれば次に示す○坪刈 方六尺  
一分とす、古檢地の國郡は舊慣に依り、六尺五寸若  
くは六尺三寸、六尺六寸等を用ふる所あり○早入  
稻草の種並に隨ひ根株に密接し、先づ二方に棒を据  
へ、竿を入るゝを例とす、然れども種並の都合に依  
り、三方付けと爲すことあり○早刈 晚稻多く、早  
稻少なく、再度の檢見を要せざるもの、如きは、總  
段別十分一を極度とし、請願に依り之を許可す、又  
之を十分一刈、或は時刈とも云ふ、但時刈に添ふ三  
尺を存置せしめ、又は畦畔側のみを刈採らせ、全部  
の刈採を許さず○刈採 苗代踏田及び餅米を作付け  
たる田地を刈採するものとす○干減 田面に生熟する  
稻禾を刈採り、直に種を採りて種となす、故に乾燥  
の後減縮するものを謂り、概ね二割を減するを例と  
す○概摺 概一升を摺立て、分得する米の歩を五合  
とし、即ち五合摺を法とす○五合五民、收穫の内十  
分の五を公納し、殘る五を民收とするを云ひ、定法  
とす、甲斐國に限り、從前の慣行に依り、十分の五  
五、又六、又は四五を公納する村落あり○鎌止 檢  
見以前獵に稻禾の刈採を禁するを云ふ○勝手作 人  
民の自由により、田地に畑作物を栽培するを云ふ  
勝手作は、内見合毛付には、必ず位の等級に編入せ  
しむ(以上定法)○毛付段別、田段別の内見租地を控  
除せし段段別、即ち檢見の上、全く納租すべきもの  
を云ふ○立毛 稻禾等栽培せし作物を云ふ○内見  
村民に於て熟稻の優劣を檢し、田面毎筆の等級を定  
むるを云ふ○合毛附 内見のとき、合毛の量量を以  
て、毎筆の等級を定むるを云ふ○毛揃 内見合毛附

ケミ



見川之圖



見卷之法圖



見掛之圖





ケン

新湯 新潟市、東蒲原、西蒲原、中蒲原、南蒲原、三島、北蒲原、古志、北魚沼、中魚沼、南魚沼、刈羽、岩船、東頸城、中頸城、西頸城、佐渡(雄太、加茂、羽茂)

長野 長野市、南佐久、北佐久、小縣、諏訪、上伊那、下伊那、西筑摩、東筑摩、南安曇、北安曇、更級、埴科、上高井、下高井、上水内、下水内

山梨 甲府市、東山梨、西山梨、東八代、西八代、南巨摩、中巨摩、北巨摩、南都留、北都留

静岡 静岡市、駿東、富士、庵原、安倍(安倍、有渡)、志太(志太、金津)、藤原、小笠(佐野、城東)、周智(磐田、山名、濱名、長上、敷知)の各大部、豊田の一部、引佐(引佐、鹿玉及敷知の一部)

愛知 碧海、幡豆、額田、東加茂、西加茂、南設楽、北設楽、東春井、西春井、日井、丹羽、東春日井、西春日井、知多

岐阜 岐阜市、稲葉(厚見、各務、及方)の一部、羽島(羽栗、中島)、養老(多勢、上石津)、海津(海西、下石津及安八の一部)、不破、安八(安八の大部)、梅斐(池田及大野の大部)、本巢(本巢、麻田及方野の各一部)、武儀(山縣、山縣及方野の一部)、郡上、加茂、可兒、土岐、恵那、吉城

美濃 美濃市、御津、津高、赤磐、岡山市、御津、津高、赤磐、赤坂、磐梨、上道、色久、和氣、兒

備前 尾道市、御調、世羅、深安(深津、安那)、沼隈、豊田(品治、神石、甲斐、三三、三三、比婆)双可、三上、基山

備後 廣島市、安藝、佐伯、安佐、沼田、高宮、山縣、高田、賀茂、豊田

山口 大島、玖波、熊毛、都濃、佐波、下ノ関市、厚狭、豊浦、美禰、大津、阿武

香川 高松市、丸龜市、大川(大内、寒川)小豆、木田(三木、山田)、香川、綾歌(阿野、鶴足)、仲多度(那珂多度、三豊)、三野、豊田

愛媛 松山市、宇摩、新居、周桑(周布、桑村)、越智(越智野間)、喜多、温泉(温泉、久米、風早、和氣)、下浮穴、浮穴及伊豫の大部、上浮穴、東宇和、西宇和、南宇和、北宇和

ケン

高知 高知市、安藝、香美、長岡、土佐、高知、高岡、幡豆

四国 以上四国、四縣四國四十一郡五市

福岡 福岡市、糟屋、宗像、遠賀、鞍手、嘉穂(嘉穂、糟屋)、朝倉(上坐、下坐、衣須、筑紫、御笠、那珂、席田)、糸島(怡土、志摩)、早良

久留米市、浮羽(竹野、生葉の大部)、八女(上妻、下妻、生葉の大部)、三井(御井、御原、山水)、三浦、山門、三池

門司市、小倉市、企鵝、田川、京都(京都、仲津)、築上(築城、上毛)、下毛、宇佐

大分 大分市、大野、直入、玖珠、日田、南海部

佐賀 佐賀市、佐賀、神埼、三養基(基津、三養、三根)、小城、杵島、藤津、東松浦、西松浦

長崎 長崎市、佐世保市、西彼杵、東彼杵、北高来、南高来、北松浦、南松浦、壱岐、壱岐、石田

熊本 熊本市、熊託(飽田、託麻)、鹿本(山鹿、山本、菊池、菊池、合志、宇土、玉名、阿蘇、上益城、下益城、八代、茶臼山、天草)

宮崎 宮崎市、北那珂、南那珂、北諸、西諸、東諸、児湯、東臼杵、西臼杵

ケン

大分 大分市、四城、東成(東成、住吉)、三島(島上、島下)、豊能、豊後、能勢

和歌山 和歌山市、白旗、八上、古市、安芸部、丹南、志紀の一部、中河内(丹北、大縣、高安、河内、若江、淡河、志紀の一部)、北河内(茨田、交野、置良)

奈良 奈良市、添上、生駒(添下、平群)、山邊、宇陀、磯城(式上、式下、十市、高市、北磯城、廣瀬、島下)、南磯城(島上、忍海)、宇智、吉野、阿山(阿拜、山田)、名賀(名賀、伊賀)

三重 津市、四日市市、桑名、員辨、三重(朝明、三重)、鈴鹿、河内(河内、安濃)、志、飯南、飯高、飯野、多氣、度會

志摩 志摩(志摩、英虞)

和歌山 和歌山市、海草(海草、名草)、那智、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁

鳥取 鳥取市、岩美(色美、法美、岩井)、八頭(八上、八東、知頭)、氣高(高草、氣多)

島根 松江市、八束(島根、杜鹿、意子)、能義、鏡川(出雲、備前、神門)、仁多、大原、飯石

福井 福井市、越前、美加、美濃、鹿

石見 石見市、津和野、美濃、美濃、鹿

大分 大分市、四城、東成(東成、住吉)、三島(島上、島下)、豊能、豊後、能勢

和歌山 和歌山市、白旗、八上、古市、安芸部、丹南、志紀の一部、中河内(丹北、大縣、高安、河内、若江、淡河、志紀の一部)、北河内(茨田、交野、置良)

奈良 奈良市、添上、生駒(添下、平群)、山邊、宇陀、磯城(式上、式下、十市、高市、北磯城、廣瀬、島下)、南磯城(島上、忍海)、宇智、吉野、阿山(阿拜、山田)、名賀(名賀、伊賀)

三重 津市、四日市市、桑名、員辨、三重(朝明、三重)、鈴鹿、河内(河内、安濃)、志、飯南、飯高、飯野、多氣、度會

志摩 志摩(志摩、英虞)

和歌山 和歌山市、海草(海草、名草)、那智、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁

鳥取 鳥取市、岩美(色美、法美、岩井)、八頭(八上、八東、知頭)、氣高(高草、氣多)

島根 松江市、八束(島根、杜鹿、意子)、能義、鏡川(出雲、備前、神門)、仁多、大原、飯石

福井 福井市、越前、美加、美濃、鹿

石見 石見市、津和野、美濃、美濃、鹿

ケン

新潟市、東蒲原、西蒲原、中蒲原、南蒲原、三島、北蒲原、古志、北魚沼、中魚沼、南魚沼、刈羽、岩船、東頸城、中頸城、西頸城、佐渡(雄太、加茂、羽茂)

長野 長野市、南佐久、北佐久、小縣、諏訪、上伊那、下伊那、西筑摩、東筑摩、南安曇、北安曇、更級、埴科、上高井、下高井、上水内、下水内

山梨 甲府市、東山梨、西山梨、東八代、西八代、南巨摩、中巨摩、北巨摩、南都留、北都留

静岡 静岡市、駿東、富士、庵原、安倍(安倍、有渡)、志太(志太、金津)、藤原、小笠(佐野、城東)、周智(磐田、山名、濱名、長上、敷知)の各大部、豊田の一部、引佐(引佐、鹿玉及敷知の一部)

愛知 碧海、幡豆、額田、東加茂、西加茂、南設楽、北設楽、東春井、西春井、日井、丹羽、東春日井、西春日井、知多

岐阜 岐阜市、稲葉(厚見、各務、及方)の一部、羽島(羽栗、中島)、養老(多勢、上石津)、海津(海西、下石津及安八の一部)、不破、安八(安八の大部)、梅斐(池田及大野の大部)、本巢(本巢、麻田及方野の各一部)、武儀(山縣、山縣及方野の一部)、郡上、加茂、可兒、土岐、恵那、吉城

美濃 美濃市、御津、津高、赤磐、岡山市、御津、津高、赤磐、赤坂、磐梨、上道、色久、和氣、兒

備前 尾道市、御調、世羅、深安(深津、安那)、沼隈、豊田(品治、神石、甲斐、三三、三三、比婆)双可、三上、基山

備後 廣島市、安藝、佐伯、安佐、沼田、高宮、山縣、高田、賀茂、豊田

山口 大島、玖波、熊毛、都濃、佐波、下ノ関市、厚狭、豊浦、美禰、大津、阿武

香川 高松市、丸龜市、大川(大内、寒川)小豆、木田(三木、山田)、香川、綾歌(阿野、鶴足)、仲多度(那珂多度、三豊)、三野、豊田

愛媛 松山市、宇摩、新居、周桑(周布、桑村)、越智(越智野間)、喜多、温泉(温泉、久米、風早、和氣)、下浮穴、浮穴及伊豫の大部、上浮穴、東宇和、西宇和、南宇和、北宇和

ケン

富山 富山市、高岡市、上新川、中新川(以上二郡はしと上新川の一郡)、下新川、婦負、射水、氷見(以上二郡はしと射水の一部)、東礪波、西礪波(以上二郡はしと礪波の一部)

石川 金澤市、江沼、能美、石川、河北(鳳玉、珠洲、羽咋、鹿島)

福井 福井市、足羽、吉田、坂井、大野、南條、今立、丹生、敦賀、三方、速岐、大飯

滋賀 大津市、滋賀、栗太、野洲、甲賀、蒲生、大上、神崎(一部は愛智に入る)、愛智、神崎の一部(加ふ)、坂田、東浅井、高島、伊香、伊香、四浅井)

京都 京都市、愛宕、葛野、紀伊、乙訓、宇治、久世、綴喜、相楽、加佐、與謝、中竹野、熊野

兵庫 加西、加古、印南、飾磨(飾磨、飾磨、神崎)、神崎(神崎、神崎、揖保)、揖保、揖保、赤穂、佐用、兵庫、津名、三原

神戶市、武庫(武庫、八部、菟原)、河邊、有馬

ケン

大分 大分市、四城、東成(東成、住吉)、三島(島上、島下)、豊能、豊後、能勢

和歌山 和歌山市、白旗、八上、古市、安芸部、丹南、志紀の一部、中河内(丹北、大縣、高安、河内、若江、淡河、志紀の一部)、北河内(茨田、交野、置良)

奈良 奈良市、添上、生駒(添下、平群)、山邊、宇陀、磯城(式上、式下、十市、高市、北磯城、廣瀬、島下)、南磯城(島上、忍海)、宇智、吉野、阿山(阿拜、山田)、名賀(名賀、伊賀)

三重 津市、四日市市、桑名、員辨、三重(朝明、三重)、鈴鹿、河内(河内、安濃)、志、飯南、飯高、飯野、多氣、度會

志摩 志摩(志摩、英虞)

和歌山 和歌山市、海草(海草、名草)、那智、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁

鳥取 鳥取市、岩美(色美、法美、岩井)、八頭(八上、八東、知頭)、氣高(高草、氣多)

島根 松江市、八束(島根、杜鹿、意子)、能義、鏡川(出雲、備前、神門)、仁多、大原、飯石

福井 福井市、越前、美加、美濃、鹿

石見 石見市、津和野、美濃、美濃、鹿



ケンキ

兵衛佐の宿所、並に左右將曹佐の宿所、左(東方)右(西方)に在り、又安喜、徽安の二廂門あり○上古は宮女日中此門を出入し、男子は勅許ある者にあらざれば通するを許さずと、然れど後には然らざるに至れり(大内親國考)

ケンキモン

玄輝門院

子、法名自性智、左大臣實雄の二女、母は大納言隆房の女藤原藏子、後深草天皇の妃、伏見天皇の御母、弘安三年正月八日從三位に叙せられ、正應十年二月十六日准三宮、同日院號、同四年八月二十五日尼と爲り、元徳元年八月三十日薨す(女院小傳)

ケンギヨ

源空

年正月に圓光大師、寶永八年に東漸大師、純圓天皇は慧成大師、光格天皇は弘覺大師、孝明天皇は慧教大師の號を賜ふ、其父は美作國久米押領使淡間時國、母は泰氏、浄土宗の開祖、長承二年四月七日生る、十五歳にして、功徳院の皇園に從つて、三年台教を學び、又墨谷の空に從つて、密乘及び大乘を學び、三藏の聖教を講譯す、晚年源信法師の往生要集を見て大に喜び、遂に所習を棄て、専ら淨業を修す、洛東の吉水に遷りて、盛に圓修及び大乘の戒法を説く、高倉天皇詔して大内に入り或を説かしむ、後白河、後鳥羽、土御門の諸帝崇信淺からず、關白藤原實淨業を請問するによりて、選擇木願念佛集を著して之を授く、専修の徒以て師要となす、建永二年二月、讃岐に寓せられ、居ること五歳、歸するもの益々多し、空曰く、我運滿に因らざるんば、安んぞ能く化海濱に及ばんやと、建永元年京都に還る、二年正月二十五日入滅す、世壽八十、法臘都に還る、二年正月二十五日入滅す、世壽八十、法臘

ケンク

ケンクワウ

元光

六十六(元亨釋書、東國高僧傳、佛教各宗綱要)て圓應禪師と號す、其父は藤原、永源寺開山、幼にして京師に入り、東福寺無爲元に従ひて出世の法を學ぶ、十五にして慈覺受戒し、辭し去りて遊方し、約籍に參し、一日豁然として大悟す、又東里、一山、東明の三大老に參謁す、元應二年、可禪、鈍菴等と海に航して元に入り、天目山中峯等諸尊宿に歷參す、嘉祥元年歸來す、備後永福寺を創して之に居る、歸隱すること二十五年、攝津の福嚴、近江の往生、美濃の東禪、甲斐の樓雲に居る、延文五年、七十一歳、佐々木氏頼、雷路に瑞石山永源寺を創建して光を請す、稱子福禪す、康安貞治の間、東歸、建長、萬壽、天龍等の招請あれども、皆辭して就かず、貞治六年九月朔化す、壽七十八、法臘六十三、語録兩帙あり(本朝高僧傳、扶桑釋林僧實傳、佛教各宗綱要)

ケンクワン

權管

權管、禪宗にて監寺を云ふ、カシラを見よ、

ケンクワン

顯官

本官の外に兼れたる官をいふ、又兼任とも兼帯とも云ふ、例へば、大臣にて大將を兼ね、大納言にて大將を兼ね、參議にて國守を兼ねる類なり、東學指南に、併官別職、曰兼、選叙令に、凡任兩官以上者、一爲正、餘皆爲兼、官職並抄に、中將至于中納言、兼任之例、自眞相公、參議兼帶能授、人しあり、

ケンケ

に任する官なれども、節會の次なれば、大臣と一つにのせらるゝ也、其外の官を其日任する除目を兼官除目と申也とあるにて知るべし、

ケンクワリヤウセイバイ

喧嘩兩成敗

闘争する者は、其是非の如何を問はず兩方ともに罪科に處するをいふ、成敗とは所判の意なり、甲陽軍鑑に、喧嘩は兩方共に成敗、但し穿鑿のさた有て道理非を分け振をこさすべき事と見えたるが、戰國時代より起りたるものなるべし、後訓業に、時宗の時より起りといへどもいかにあらん、

ケンケイ

券契

地券或は手形、割符などないふ、十訓抄に、富家の領をば券契をかきて九條殿に奉りにけりといふ見えたり、

ケンケイコウ

源敬公

維川義直(トケガハ)をシナホを見よ、

ケンケウ

檢校

一山の事を監督する職、寺官抄に、事務を檢校量する義、編流に在ては寺務に異ならず、皇華兩族共に交任すとい見え、僧侶官位志に、檢校の字據る所を考へず、字義を按するに、檢とは物を一ツツに手に取て吟味する事、校とは物を見觀し事なり、此職は一山の上首にして兼僧を檢校すると云ふ意なり、金石華編に、按檢校二字、其初不通、點檢與校之意、隨處三音風俗、語、明檢校得、孝養、此檢校之緣起也、其用以入術、則始於唐初とあり、拾芥子訓に、高野山又熊野山之頭是云、檢校、熊野山檢校職者、聖護院殿也とい見えたり、又檢校、修理檢校とも云ふ、(原)初例抄に、八幡檢校寛平八年東寺長者信信を補せしを始めとす、二仲歴に、櫻殿檢校慈惠大僧正以下、常

ケンク

ケンクワウ

元光

六十六(元亨釋書、東國高僧傳、佛教各宗綱要)て圓應禪師と號す、其父は藤原、永源寺開山、幼にして京師に入り、東福寺無爲元に従ひて出世の法を學ぶ、十五にして慈覺受戒し、辭し去りて遊方し、約籍に參し、一日豁然として大悟す、又東里、一山、東明の三大老に參謁す、元應二年、可禪、鈍菴等と海に航して元に入り、天目山中峯等諸尊宿に歷參す、嘉祥元年歸來す、備後永福寺を創して之に居る、歸隱すること二十五年、攝津の福嚴、近江の往生、美濃の東禪、甲斐の樓雲に居る、延文五年、七十一歳、佐々木氏頼、雷路に瑞石山永源寺を創建して光を請す、稱子福禪す、康安貞治の間、東歸、建長、萬壽、天龍等の招請あれども、皆辭して就かず、貞治六年九月朔化す、壽七十八、法臘六十三、語録兩帙あり(本朝高僧傳、扶桑釋林僧實傳、佛教各宗綱要)

ケンクワン

權管

權管、禪宗にて監寺を云ふ、カシラを見よ、

ケンクワン

顯官

本官の外に兼れたる官をいふ、又兼任とも兼帯とも云ふ、例へば、大臣にて大將を兼ね、大納言にて大將を兼ね、參議にて國守を兼ねる類なり、東學指南に、併官別職、曰兼、選叙令に、凡任兩官以上者、一爲正、餘皆爲兼、官職並抄に、中將至于中納言、兼任之例、自眞相公、參議兼帶能授、人しあり、

ケンクワン

顯官

本官の外に兼れたる官をいふ、又兼任とも兼帯とも云ふ、例へば、大臣にて大將を兼ね、大納言にて大將を兼ね、參議にて國守を兼ねる類なり、東學指南に、併官別職、曰兼、選叙令に、凡任兩官以上者、一爲正、餘皆爲兼、官職並抄に、中將至于中納言、兼任之例、自眞相公、參議兼帶能授、人しあり、

ケンゲ

住兼學の人次第補任の由見え、僧官補任に、熊野三山檢校は寛治四年増養を始めて補せし由見え、高野山金剛峰寺にては村上天皇の世推檢校に補せしを始めて、爾來今日に至るまで補せらる、其他親王家系門跡傳に、無動寺御影堂平等院新熊野金峰山等檢校の事見えたり、又釋家官班記に、八幡、春日、大原野、日吉、祇園、北野、熊野、栗田宮等の神社の檢校を記せり(石清水八幡宮略補任、僧官位考)

ケンゲウ

檢校

一人の官名、また建築とかく、二水記に、一建築と見え、鹽尻に、建築とは師匠或は先生といふが如く、その業の成就したるをいふ家言なりといひ、藝苑日涉に、建築(即建築)古揚州之地、東隣、汴梁、其風俗或相似、疑は建築人所未傳、故呼爲建築耶といへり、されど看聞御記既に檢校の名見ゆれば、建築は音通にてかきしものなるべし、と僧侶の職名なりしが、室町時代より僧官に擬して檢校と稱し、盲人の極官となすに至れるなり、傳に、光孝天皇仁和二年僧者に檢校勾當の二官を宣下せらるといへど、如何あるべきか、室町時代明石覺一と云者、平家琵琶の妙に達し、光嚴崇光兩帝の叔祖に預り、檢校別當勾當座頭の四官を十六階に別ち、之をまた七十三刻と爲し、覺一を總檢校と爲して總職せしむ、是れ檢校の始めなりといふ、後小松天皇の御宇竹水檢校一始めて紫衣着用の永宣官を受け、爾後總檢校たる者之を著す、檢校系圖に據れば、井口檢校正一總檢校となりてより、奥田檢校、久一に至るまで二百七年の間二十一人の總檢校あり、奥田檢校寛永十一年二月職を奪はれて不座となり、小池檢校凡一之に代はる、同年三月從來德川家康の定めたる法令六條を改めて式目百六條を制定す、元祿の年杉

ケンゲ

山檢校和、一總檢校となり、江戸に居住し、關東の盲人を支配す、此より京都に住する者を御職檢校と稱し、關西三十三箇國の盲人を支配す、尋て五年四月和一檢校、式目百六條を改めて百五十八條と爲し、新式目と稱す、享保十一年京都の總檢校を廢せしを以て、江戸の總檢校を總檢校と稱す○當道の官途に四階、十六官、七十三の小刻あり、四階とは檢校、別當、勾當、座頭、十六官とは、座頭、一度二度三度四度、勾當に過錢、送物、掛引、立寄、召物、始の大座、後の大座、別當に權別當、正別當、總別當、檢校に、權檢校、正檢校、總檢校あるを云ふ、七十三の小刻とは、(一)半打掛(裝束縮布色淺黄或藤黄、城某又は某一名兼)官金四兩、(二)丸打掛、同三兩二分(三)過錢打掛(袴の組白練を用ひ)同二分(四)彩色衆分(白平絹無紋の長絹を著、城某座頭又は某一座頭といふ)同四兩(五)一度の上衆引(袷と云)同四兩(六)一度の中老引、同四兩(七)一度の晴、同二十兩(八)二度の上衆引、同六兩(九)二度の中老引、同六兩(一〇)二度の晴、同三十兩(一一)三度の上衆引、同四兩(一二)三度の中老引、同四兩(一三)三度の晴、同二十兩(一四)四度の上衆引(白練絹を著す、某座頭と云、在名也)同二十二兩(一五)四度の送物引、同六兩(一六)四度の大座引、同三兩(一七)四度の中老引、同六兩(一八)四度の晴、同二十五兩(一九)過錢勾當(一七)兩、猶長絹を著す)同三兩(二〇)過錢上衆引、同十七兩(二一)過錢晴、同十兩(二二)送物の百引(二度、墨素絹白袴)同十兩(二三)送物の三老引(二度)同一分(二六)掛引の五老引、同一分(二七)掛引の十老引、同二分(二八)掛引の上衆引、同六兩(二九)掛引の晴、同五兩(三〇)立寄の五十引(四度)、同五兩(三一)立寄の上衆引、同五兩(三二)立寄

ケンゲ

の晴、同五兩(三三)召物の三老引(五度)、同一分(三三)召物の五老引、同一分(三五)召物の十老引、同一分(三六)召物の上老引、同四兩(三七)召物の中老引、同五兩(三八)召物の晴、同二十五兩(三九)初大座の三老引(六度)、同一分(四〇)初大座の五老引、同一分(四一)初大座の十老引、同一兩(四二)初大座の上老引、同八兩(四三)初大座の中老引、同十兩(四四)同晴、同四十兩(四五)後大座の三老引(七度)、同一分(四六)同五老引、同一分(四七)同十老引、同一兩(四八)同上老引、同八兩(四九)同中老引、同十兩(五〇)同晴、同四十兩(五一)權勾當上老引(八度)、同十兩(五二)同中老引、同十兩(五三)同晴、同三十兩(五四)權別當上老引、同十兩(五五)同中老引、同十兩(五六)同晴、同三十兩(五七)正別當上老引、同十兩(五八)同中老引、同十兩(五九)同晴、同三十兩(六〇)權別當(燕尾紫衣を著、狼狽色)、同二十兩(六一)同上老引、同十兩(六二)同中老引、同十兩(六三)同晴、同三十兩(六四)權檢校(紫素絹白長袴、淺黄小柳紋袴)同四十五兩(六五)同上老引、同十兩(六六)同中老引、同十兩(六七)同晴、同三十兩(六八)半打掛前より是に至るまで金七百十九兩以上六十七刻なり、此後正檢校を、六老、五老、四老、三老、二老の五に刻み、老職を總檢校といふ、總計七十三刻なり(當道要集、當道新式目)

ケンゲウシ

檢校司 臨時の官 元正天皇養老二年造器司と共に設置して釋典の器具を造らしめ、大膳職大炊寮に充てしむ(續紀)

ケンゲウヒヤウゴシヤウケン

檢校兵 庫將軍 朝廷の職員、兵庫を檢校し、不虞を守る、臨時の職なり、和銅四年九月勅して諸國役民道郡に勞れ、宮垣成らず、防守備らず、權に軍警を立て、兵庫を護守せしめ、因て石上豐庭紀男 粟田必登等を將

ケンゲーケンコ

軍となす、是れ濠陽なり、神護景雲二年十一月弓削御淨清人を檢校兵庫將軍、藤原雄田麻呂を副將軍、紀船守池田真枝を軍監と爲し、六位軍監二人、軍曹四人を置く(續紀)

ケンゲン

乾元 後醍醐天皇御宇の年號、正安四年十一月二十一日改元、代始に依てなり、一年を経て嘉元と改む(國朝年號譜)

ケンケンクワン

乾元館 喜福本藩の學校、播磨國神崎郡福本(國朝年號譜)創建年代詳ならず、初め學問所と稱し、大名町に在り、安政二年中ノ町に移し乾元館と改稱す、明治二年、また大名町に轉じ、時習館と改め、總學執事を置き、文武の藝術合一の學校とし、韓非を初め百家及び兵書にて、七書國史類都て百餘の書籍を沈澁し涉獵する事を許す、珠算學の科を置き、翻譯書なる西洋事情、泰西史略等の類、逐次に屬せらる、漢學は勿論英佛學同醫學練兵學領地學等の學生を校中より撰拔する事を規定す(日本教育史資料)

ケンケンツウハク

乾元通寶 錢貨の一種、開元二年造り、二種あり、一は、徑六分、重七分、一は、徑六分、重五分、錢文は、阿保德之書なり、(續紀)村上天皇天德二年三月延喜通寶を改鑄して之を行はしむ、康保二年に及て此錢のみ通用し、舊錢を廢す、爾後天正中に至る六百年間錢貨の有無詳ならず(大日本實幣史)

ケンコウ

元弘 後醍醐天皇御宇の年號、元德三年八月九日改元、一年を経て光嚴天皇正慶と改む(國朝年號譜)藝文類聚に、老人星體色光明、嘉占元吉、弘無量之祐とあるに據る、文章博士在淳、在成の兩人、舊勳文中より勅申す(國朝年號譜)

ケンコウジ

建興寺 豐浦寺(トヨウテラ)を

ケンコウノヘン

元弘變 龜山天皇以來英主相繼ぎ、歴代學問の衰へたるを興し、文武英才の臣を擧用し、諸道の學起る、持明院統は伏見後伏見花園の天皇共に文學才藝ありと雖も、兩統の趨向毎に相反し、大覺寺は改革を主とし、持明院は舊章を守る、後醍醐天皇元應元年位に即き給ふや政を親らし、銳意治を圖り、後鳥羽天皇以來の遺志を承け、畫を見て事府を驚さんとし、此時に當て北條高時執權となり、昏愚奢侈を好み、長崎高資權を専らし、怨讒大に起る、既にして太子邦仁親王薨じ、兩統儲位を争ふ、北條高時後伏見上皇の皇子量仁親王を立つ、時に後醍醐天皇は皇子尊良世良二親王の中を立んとし、致て禪位を行はす、後伏見上皇憤懣して石清水に禱る、兩宮の間水火の如し、是を以て臣下また二ツに分る、大覺寺統には二條道平、近衛經忠、花山院師賢、萬里小路定房、吉田宣房、北畠親房等天皇に信任せられ、定房は尊良親王を、親房は世良親王を敬養す、持明院統には靈司冬教、今出川兼季、西園寺實衡、日野實名、勸修寺經顯等上皇に信用せらる、是に於て天皇遂に事府を倒さんと欲し、皇子尊良(大塔宮)尊澄(妙法院宮)兩法親王を天台座主とし、延曆寺宗賢及び禪僧を延ぎ、無禮譁に誘ひて隣に謀を爲す、日野實基島丸成輔等其密旨を承く、尋で又世良親王の謀により、宗賢親山に行幸して僧徒の心を獲す、既にして事府朝廷の志を疑ひ、元弘元年五月高時廢立を謀り、先づ備前國、日野俊基等を捕へて鎌倉に致す、天皇大に怒り兵を徵す、延曆寺の僧徒等之に應ず、八月に至り事府の兵四上の舉あり、天皇之を豫知して叡山に幸し、尋で笠置に移り給ひ、尊靈

ケンコ

尊澄兩法親王は南に逃れ、尋で楠木正成の赤坂城に據る、既にして六波羅の兵笠置を圍み、高時また變を聞き、使を遣して持明院に奏し、高時の例により太子の踐跡を行ひ、且つ大佛貞直足利尊氏金澤貞冬を遣して京都を護衛し近畿を攻めしむ、未だ至らずして笠置既に入る、天皇即ち尊澄親王と共に還れ、有王山に至りて東兵追及し、侍臣花山院師賢北畠具行萬里小路藤房等皆捕へられ、尊良親王また赤坂城下に執はる、高時因りて天皇を六波羅に幽し、新主創置を得て位に即く、是を光嚴天皇とす、花園上皇院政を罷き、元を正慶と改む、貞直貞冬近畿の餘黨を撃つ、既にして赤坂城陥り、尊澄法親王、四條隆實、楠木正成皆逃る、二年三月後醍醐天皇を廢岐に、尊良親王を土佐に、尊澄親王を讃岐に遷し、實朝、俊基、成輔、具行を殺し、師賢、藤房等を配す、之を元弘の變と云ふ(梅松論、太平記、國史原)

ケンコンツウハク

乾坤通寶 錢貨の一種、開元二年造り、二種あり、一は、徑六分、重七分、一は、徑六分、重五分、錢文は、阿保德之書なり、(續紀)村上天皇天德二年三月延喜通寶を改鑄して之を行はしむ、康保二年に及て此錢のみ通用し、舊錢を廢す、爾後天正中に至る六百年間錢貨の有無詳ならず(大日本實幣史)

ケンサ

かたのおこ、なひもすてわすれて侍るを、いかでかかうおはしましつらん」と見えたり、委しくは修驗道(シユケンダウ)を見よ、  
間棹 江戸時代田地を檢査する時、間敷を計るに用ふる竿の名、即ち檢地竿なり、(續紀)鎌倉時代、檢地には、繩を以て之を計る、豊臣時代に至り、初めて六尺三寸、或は、六尺、或は六尺五寸を用ふる竿を用ひて一步と定め、三十歩を一畝と爲す、而して當時豊後國に支藩者、法印竿あり、肥後國に井筒竿あり、土佐國に長筒我部の尺杖あり、徳川氏に至り、六尺一分を以て間竿と定め、便宜に依り一丈二尺二分の竿及び管繩を用ふ、享保以後改更する所なし、尙檢地(ケンサ)を參看、長一丈二尺二分にして、銅を以て其兩端を包み、牛に一間の記印を刻す、六寸を一分とし、一分毎に記印す、六寸以下は否せず、一分に滿たざれば之を捨るが故なり(田制篇、大日本租稅志)

ケンサキブネ

劍鋒舟 舟の一種、長さ四丈餘にして平田舟に似て薄く、其船尖、銀の鋒の如くなるを以て名づく、凡そ五六寸の淺き川をも能く通行し得べきなり、大阪より大和川に至るに之を用ふといふ(和漢三才圖會)

ケンサン

見參 人の前へ参りて對面する、こをいふ、(サザン)ともいふ、また物を人に見する、こをいふ、見參に入るといふ(貞丈雜記)安齋隱筆に「榮花物語に、寛弘五年五月十一日中宮(後に上東門院と號す)御産の事十五日御うぶやしなひの事書きたる條に、勸學院の衆どもあゆみて参れり、けさんの文ともいふ、又十六日内の御うぶやしなひの條にも同

ケンサ

文あり、けさんの文とは見參文なり、勸學院の衆あまたつれ立ちて、御よる、こびに参る故、各の名を一紙にかきつられたる文なり、見參は、あらはれまゐるといふなり、彼の人々の中、今日参らぬ人もある故、今日あらはれて参る人の名のみ書きたる故、見參の文と云ふ也、此條に限らず、見參の人々などいふも、當日其席へまゐる人の事なり」と見えたり、  
ケンサンノイタ 見參板 清涼殿の鳴板をいふ、建曆御記に、清涼殿弘南切妻板不打釘、是號三鳴板、又號見參板ことあり、ナルイタの條參看、  
ケンサンミ 源三位 源賴政(ミナモトノミマサ)を見よ、  
ケンサンヤキ 乾山燒 京都愛宕山下鳴瀬にて製する京燒の一種なる陶器、(國朝年號譜)元祿年間尾形光琳の弟深雪なる者、本阿彌光悅の法に倣ひ一種の陶器を製出す、之を乾山燒といふ、乾山は號より取れる名なり、其造る所器種を以てするものあり、又手頭を以て捏造するものあり、共に樂燒に類す、紫翠乾山、紫翠深雪の落款あり、深雪の役後此法傳ふる者なし、燒物(ヤキモノ)、ヲサヤケンザン(參看(工藝志料))  
ケンシ 檢使 事實を見届くる爲めに使用する者、士以上切腹の時に遣はさるゝあり、又檢地の時などに派出するあり、詳しくは、セツブク、ケンシ等の條參看、  
ケンシ 檢屍 江戸時代、殺傷ある毎に、其死屍及び負傷者の狀を檢査する者、或は自殺、行刺等凡て變死に關して之を檢使す、享保集成檢屍錄享保四年に云、檢使指遣候事、首級、自害人、行刺もの相果候分、夜に入候は、翌朝訴出可申候、自害人口論





ケンジ

も精妙を加ふるに至れり【至町時代】の末より某流と稱して之を教授すること始まれり、下總の人飯篠山城守家直入道長威は撃劍を善くし、頗る精妙に詣り其流を天眞正傳神道流と號す、其術は鹿島香取の兩神より受くる所なりと傳稱せり、長威より後關東には撃劍家常に多し、塚原土佐守は常陸の人にして長威の門人なり、土佐守の子をト傳といふ、始め長威の傳を得しが、後に上野の上泉伊勢守信綱に従ひ新陰流を得て別にト傳流を開く、是より先、愛洲惟孝といふものあり、撃劍の名手にして愛洲陰流を起し、其手法支那に傳はれり、而して新陰流は、信綱が愛洲陰流に工風を加へ、頗る潤色して立つる所なりといふ、ト傳の劍術を以て諸國に遊歴するや、從者をして三箇の大鷹を臂にし、副馬二頭を牽かしめ、從ふもの八十人の多きに達し、到る處の諸侯伯より士人に至るまで、皆之を崇敬し、榮を受くるもの甚だ多し【江戸時代】には島田流、中條流等種々生じたれども、就中柳生但馬守宗嚴の開きたる柳生流、宮本武藏正名の開きたる二刀正名流を以て、最隆盛なるものとす、宗嚴は、上泉伊勢守の門人にして織田信長に仕へ、其子宗矩は德川家康、秀忠、家光の三代に仕へ、子孫世々將軍家の師範役なり、また田宮對馬守長勝は居谷の妙を得て、紀伊頼宣に仕へたり、其法は林崎甚助重信より出づ、重信はじめて長柄刀の利を知り之を佩びしが、當時の人争ひて傲習したり、即ち居合の祖とす、長勝の父平兵衛重正は重信の門人なりき【左の如し、

- 正天狗流 當流 王義明致流 戸田流
機迅流 無外流 天眞正傳神道流
一羽流 神影流 ト傳流 有馬流
天道流 中條流 富田流

ケンシ

一放流 長谷川流 新陰流 正田陰流
心貫流 柳生流 庄田流 小田流
神明無想東流 無明流 鐘捲流
一刀流 忠也流 小野派 梶流
天心獨名流 涼天覺清流 念流 東軍流
丹石流 自源流 貫心流 二刀流
二天流 二刀藏人流 將監鞍馬流 吉岡流
愛洲陰流 順流 諏訪流 京流
源流 田宮流 淺山一傳流 一宮流
伯耆流 克己流 直心陰流 三和流
心形刀流 無海流 無眼流 大東流
小田屋變流 眞陰流 神道無念流 無形流
弘流 甲源一刀流 無帶體心流 鈴木流
大平眞鏡流 天然理心流 神道一心流 無念流
鏡新明知流 玉影流 柳剛流

ケンジュツ

幻術 邪術を用ひて人目をかすめ惑はす術、一に妖術と云ひ、俗に之を遣ふ者を、魔法道、外魔法道、イブツツカヒ、など云ふ、唐にては仙術と號し、道士と云ふものを行ふ、貞丈雜記に、妖術者と云ふは、魔法道ひの事也、此の術も、天竺より傳はり來りたる也、今時外法つかひといふも、(け)はつかひと云ふは、正法にあらざる、外の法を行ふ故、外法つかひといふなり、外道と云ふも同じ事なり、説に、げほう、あたまのかしらを切りて土にうづめ置きて、そのしやれかうべを懷中して法をおこなふ故、げほうつかひといふといへり、此の説非なり、幻術をまぼろしと云ふ也、まぼろし、ぼろしはぼろぼろなり、人のめをぼろぼろす也、人の目をまぼろはかして、色々さままのあやしき事を見るゆゑ、

ケンシ

まぼろしと云ふなり」といへり【源朝】起原詳かならず、敏達天皇紀に、渡來僧司馬達等佛舍利を賣食中に得、蘇我馬子に獻す、馬子試に鐵錘にて打てども碎けず、水に投するに浮沈心のまじりたり、茲に於ていよ／＼佛法を確信すとあるぞ、幻術に類したるもの初めなるべきか、降て平安朝安倍晴明が式神を遣ひたる事大鏡に見え、今昔物語、宇治拾遺物語等にも往往見たり、此時代如何なる者を使役したりしか知る能はざるも、近世に至りては主に狐を遣ひたる由云ひ傳へたり、司馬江漢の記に云、魔法は女狐を圍房に養ひ、之と通じて生みたる子皆狐なり、然りと雖も人なり、此事或人の話にきけり、故に人の言を能く辨するものなり、古の傳教、慈覺、弘法の如き、此術をなしたるか云々、今も民間にては、日蓮宗僧、山伏、口寄、など此法を傳へたり【安齋隱筆、春波樓日記、醒睡隨筆、鹽尻】

ケンシユンモン

建春門 大内親外郭門の一、外記門ともいふ、又左衛門陣といふ、拾芥抄に、建春門、或左衛門陣、一云外記門、謂之宮東御仗門、と見えたり【内親の東、正面に位し、内郭の宣陽門に相對す】建春門、桓武天皇宮城經營の時、遠江國之を作る、大さ三間にて、一、二間、瓦屋兩下圍棧、壇は條石の石版を以て之を圍む、東面石階二級、東面に三間の土庇あり、方棧に楡皮屋なり、築壇、南四十二間五尺、北五十四間五尺、門外に、南舎、北舎、後廳、左宿等の舎あり、北山抄(大嘗會御覽)に、節下大臣先出自春門、就(標)、少納言外記、相從(中略)承平出御自建春門、侍從所北殿、去三許丈、立(床子)とあり【大内親國考】

ケンシユンモン

建春門院 平滋子(藤原)兵部少輔平時信の女、母は民部卿顯頼

ケンジ

の女【源朝】後白河天皇の女御、高倉天皇の御母、仁安元年十月廿一日從三位に叙せられ、二年正月二日女御と爲り、三年三月廿日皇太后と爲り、嘉應元年四月十二日院號、安元二年七月八日崩す(女院小傳)
ケンシヨ 還昇 「ケンシヨ」とも訓す、藏人所(クラウダトコロ)の條六位藏人を見よ、
ケンジリ 劍尻 藏の名、ヤツリの條を見よ
ケンズ井 硯水 諸職人に、三時の食物の外に勞を慰むる爲め、酒餅の類を與ふるをいふ、其字義詳かならず、梅園日記に、硯水は玄水の假字にて、酒をいへるならん、玄水を酒といへば、もと工匠等に酒を飲ませて慰めたるを、後に他の食物をも工匠に與ふるをば硯水とよべるならんといへり、證類本草に、夏禹神仙經、萬福湯切、令三日乾者三斤、以和麩盛之、玄水一斛清者、玄水者、酒也云々と見えたり、開田耕筆に、或は硯の乾きたるに水をうつすが如く、乾れたるものに酒漿を與へて是を慰め用を爲す義にやといへるは如何ならん、

ケンス井カイトイシ

檢水害堤使 王朝時代に於ける臨時の官、洪水によりて堤防などが破壊せし時、之を任命す、文德天皇の朝、此職を置かる、判官主典各々一人あり(日本紀略、三代實錄)

ケンセイ

賢棧 私年號、敏達天皇五年に相當し、凡五年間繼續す、水鏡、二中歴、年代記、皇代記等賢稱に、諸國記實接を作る(遠年號考)

ケンセイ

元政 名は日政、又日峰、妙子と號す、又不可思議、空子、幻子の號あり、世に深草の元政と稱す【源朝】姓は菅原、石井氏【京師】の人、歳十三、彦根侯井伊直孝に仕ふ、二十六歳にして故ありて致仕し、妙顯寺日豐上人に事へ制度す、居を深草に占め、瑞光寺と稱す、持律甚だ嚴、博學強記、學

ケンシ

疑はざるなし、兼れて詞章を善くし、傍ら國學に通ず、好みて和歌を作り、又茶法に通ず、熊澤了介と友とし善し、寛文八年二月十八日化す、年四十六

ケンセイ

檢稅使 王朝時代に於ける臨時の官、五畿七道に出張して國司の財政を點檢する事を掌る、毎道使一人判官主典各々一人を以て定員となす【源朝】光仁天皇寶龜七年、大伴宿禰深足、石上朝臣家成等を以て檢稅使となし、七道に分遣して國司の財政を整理せしむ【續紀】

ケンセウ

源照派 琵琶法師當道六派の一、竹永檢校總一の創めたる流派にて、竹永の法名源照と號するを以て名づく○竹永は室町時代の人、足田檢校仙一の弟子にして琵琶を彈する、元祖性佛及び開山覺一總檢校にも劣らず、呂の調律の、

ケンシ

妙を極め兼に秀でしかば、後小松院常召にして之を開給ひ、觀感の餘り後花園天皇に奏進して總一に紫衣を賜ひ、自今檢校に昇る者は必ず紫衣を着する、と定めらる、職に在ること八年【當道要集】

ケンセン

元選 無文と號す【源朝】後醍醐天皇の皇子、元亨三年生る、年十八建仁寺明憲監和尙を禮して禪染す、可謂然、雪村梅、無隱庵に參謁す、海に航して元に入り、至正七年福州大覺寺古梅友禪師に參し、伏膺すること久しく、遂に密契を得、又子有子、楚石琦、了華欲等に見ゆ、觀應元年歸朝す、至德元年遠江美山に至り茅を結びて居る、遂に精舎となし、方廣寺と名く、靈納埋集す、又美濃椿洞に了義寺を開く、康應二年閏三月二十二日寂す、世齡七十八、法臘四十九、語錄あり、世に行はる【本朝高僧傳、扶桑釋林僧寶傳、龍門夜話】

ケンセン

兼宜旨 大臣に任すべき人に、兼日に何の日大臣に任じ給ふべき由の宣旨を賜はるを云ふ、平家物語卷の一に、おなじき十一月九日の日兼宣旨をかうぶらせ給ひて、同十四日太政大臣におがらせ給ふ云々、公卿補任大臣の條に常見ゆ、さて當日に至りて任大臣の節會を行はれ宣旨をよみて大臣に任ぜらるなり【貞丈雜記】

ケンソウテンノウ

顯宗天皇 名は弘計王、又は來目稚子、或は石葉別天皇とも稱す【源朝】中興天皇の孫、市邊押羽皇子の皇子、御母は嵯臣の女夷姫、第二十四代の皇孫、市邊皇子の嫡、嵯天皇の爲に殺さるゝや弘計王、兄俊計王(仁賢天皇)と共に逃がれ、播磨石部郡給見屯倉首の許に隱る、清寧天皇二年國司伊與來目部小楠此地に至る、弘計王酒宴ある時に起て舞ひ、市邊皇子の子なる由を唱ふ、小楠驚き清寧天皇に報す、天皇に子なし遂に宮に

ケンセ

大臣に任すべき人に、兼日に何の日大臣に任じ給ふべき由の宣旨を賜はるを云ふ、平家物語卷の一に、おなじき十一月九日の日兼宣旨をかうぶらせ給ひて、同十四日太政大臣におがらせ給ふ云々、公卿補任大臣の條に常見ゆ、さて當日に至りて任大臣の節會を行はれ宣旨をよみて大臣に任ぜらるなり【貞丈雜記】

ケンシ

疑はざるなし、兼れて詞章を善くし、傍ら國學に通ず、好みて和歌を作り、又茶法に通ず、熊澤了介と友とし善し、寛文八年二月十八日化す、年四十六



ケンリ

ケンリ 入れて太子とす、清寧天皇の崩御に及び、兄弟相讓つて位に即かず、此に於て皇姉飯豐姫暫く政を攝す、而して億計王副く辭して從はざるを以て、天皇遂に位に即き、大和近津明日香八約宮に宮居す、在位三年にして四月崩す、壽三十八、大和國北葛城郡下田村大字北今市傍岳盤坂丘南陵に葬る、天皇久く民間に在りて百姓の疾苦を知られ、専ら心を政事に留め、孤寡を賑給し、徭役を省き給ふ、數年ならずして百姓殷富、穀斛銀錢一文に當るといふ(大日本史、陵墓一覽)
ケンリウノクギヤウ 見證公卿 晴の職の時、善惡を見る證據の人、吏學指南見證の注に、謂ふ知見事端之人也、既遊に左旁知狀謂之見證とあり、又願證とも書き、著き事願はる事に用ひたり、

ケンリンデンシ

ケンリンデンシ 檢損田使 王朝時代における臨時の官、風水或は地震などの災害にて田地を損せし時、出張して之を調査す、文德天皇の朝、此職を置かる、判官主典各々一人隷屬す(扶桑略記、日本紀略、三代實錄)
ケンタイ 兼帯 兼官(ケンタラン)を見よ、

ケンタイ

ケンタイ 兼題 和歌俳句等の會を催す時、其以前に豫め示しておく題、即ち之によりて詠吟して當日持參する爲なり、兼日の題の時、當座の題に對しての稱、後醍醐院内相府記に、應永十九年三月二十日和歌會也、頭右大辨清真朝臣奉三行之、題兼庭花芳(民部卿爲尹爲題者)兼風情可令兼參之由、兼日兼相兼事とあり、續歌(ウタ)の條參看、

ケンタイ

ケンタイ 見臺 書見に便せんが爲め、書籍を載せおく臺、書見臺の義、また書架ともいふ、書言字考節用集に、見臺、本名檟架、起自魏武帝と見ゆ、本朝にては、古きものに、此名見えざれば、室町時代

ケンタ

ケンタ の中頃より行はれしものなるべし、安居院聖覺法印源氏供養誦讀文之記に「僧部せもんを召て經机けんだい取よせ、此女房御經色紙なるおむすむらむと見るに、一の巻より次第に取出して併べ置たり」とあり、室町殿日記に唐木にて見臺を作りし事見え、又茶式湖月抄に桑見臺の製、委しく見えたり、

ケンダイシヨウ

ケンダイシヨウ 減大升 令の大升をいふ、令以前に用ふる大升より小なり、其種二十寸一分二厘強、其一斛を二千七百二十寸有奇とす、和銅以來用ふる大升は、積三十九寸零六厘強、其一斛を三千九百零六寸有奇とす(大日本租稅志)

ケンダウクワン

ケンダウクワン 顯道館 舊三草藩の學校屋内に移す(肥前藩)藩内學校天正年間創立する所なり、其後享保年間、藩主丹羽氏福、文武を好み、學事を興隆す、已降代々の藩主其遺志を繼ぐ、明治維新後江戸より藩地に移し、五年に至て之を毀つ(日本教育史資料)

ケンタウシ

ケンタウシ 遣唐使 支那唐朝の時、我邦より其朝へ遣はしたる公使を云ふ(其目的は佛敎の傳授、内政の改革、社會の改良等に資すべき必要なる制度文物の輸入に在りしが如し)航路は難波三津崎より乘船して、博多に寄港し、風信を待て支那に赴く、其道二あり、一は三韓を通過して北路を迂迴し、渤海灣に入り、山東角に上陸して、唐都長安に至る、一は直ちに揚子江に至り長安に至る、前者は初期遣唐使、後者は文武天皇以後の遣唐使の通路なるが如し(肥前藩)臨時の官なるを以て一定せず、初は大使副使各一人又は二人あり、押使其上在り、譯語之に隨行せり、文武天皇の時に執節大使副使各一人、判官録事あり、聖武天皇に及びて判官録事各四人

ケンタ

と定めたり、其後副使は二人三人の時ありしが、大使は常に一人なり、即ち文武天皇以後は大使、副使、判官、録事、譯語は一定せるもの如し、此外留學生、學問僧以下水手火夫等ありて、少きも二百人、多きは六百人を超過せしことあり、而して元正天皇以來は大使は四位、副使は五位より多く任命したり(肥前藩)聖德天皇白雉四年小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使となし、唐に遣はす、是遣唐使の始めなり、爾來天皇の御代一同、齊明天皇の御代一同、天智天皇の御代三回發遣したり、天武持統兩朝派遣なし、文武天皇大寶元年再興して、遣唐使を發遣し、爾後桓武天皇に至るまで元明稱徳の二代を除きて、毎朝發遣せり、淳和天皇の御代疫病流行し、五穀餘らず、國用足らざるを以て派遣を停めたり、仁明天皇承和元年正月參議藤原常嗣を大使に、小野黨を副使として派遣せしむ、その後唐の内亂により、國勢益々衰へしを以て、文德、清和、關成、光孝の四代派遣のことなし、宇多天皇寬平六年七月再び遣唐使を派せんとの議ありて、參議菅原道真を大使に、右少辨紀長谷雄を副使に任じたり、是より先在唐の館中譯書を寄せて擾亂の由を報じて遣唐使を停めんを請へり、朝議許さず、終に是の任命ありしなり、時に道真任命の翌月を以て上表して行路難を陳べ、公卿群臣をして之を停止せんと請ふ、其表に曰く、臣等伏檢、舊記、度々使等、或有渡海不帰命者、或有遭賊途亡亡身者、唯未見至唐、有難阻航路之難、如中唐所申報、未然之事推而可知、臣等伏願以中唐事不獨爲身、且陳狀試、朝廷議して其行を止む、是より永く遣唐使なし(書紀、續紀、續後紀、扶桑略記、實家傳記、遣唐使考)

ケンタ

ケンタガウフキヌ 源太産衣 源氏重代相傳の鏡の名、京師本平治物語内裏勢揃條に、兵衛佐頼朝生年十三歳、ちやうけんの直垂に、源太がうぶぎぬと云ふ鏡を着る、八幡殿の坊名をばげむ太とぞ云ひける、二歳のとき院よりまゐらせし、御覽せらるべしと仰をかうぶつていそぎ鏡を感させ、そてにげんだをすみてげんざんに入れば、源太がうぶぎぬとは名けたり、胸板に天照大神正八幡宮を願はしまゐらせ、左右の袖には藤の花のまつと、かりたるやうなをたされけりと見えたり、

ケンタサツ

ケンタサツ 檢断沙汰 鎌倉時代における刑事上の裁判をいふ、謀叛、夜討、強盜、竊盜、山賊、海賊、殺害、刃傷、放火、打擲、謀刺、大殺、強強盜、路次、強奪、追落、女捕、刈田、刈島等の事を裁判するなり、鎌倉にては侍所、京都にては檢断頭人之を沙汰す(沙汰未練書)

ケンタシヨ

ケンタシヨ 檢断所 雜訴決断所(ザツツケツダシヨ)を見よ、

ケンタシヨク

ケンタシヨク 檢断職 室町幕府の職名、山海二賊、田圃侵掠、鬭争割殺の類を禁断し、及び關津、舟船、估價、借貸の事を掌る(肥前藩)檢断は原來侍所の所司代、小所司代の職掌なりしを、文明以後、争亂相續き、侍所の所司、皆分散して國に就き、其職を闕く、因て侍所の關關、所司代の事を兼ね行ふ、然れども盜犯庶務は、一人の能く堪ふる所にあらざるにより、義晴將軍の時、兩檢断職を置き、都下近畿の雜事を奉行せしむ(肥前藩)天文九年、工商業を失ひ、實財流盡し、貧民流離し、公役に供すること能はず、之を檢断所に訴ふ、檢断上聞に達し、將軍の命を以て徳政を行ひ、借銭、借米、買物、家賃等、本券に據り、本限の十分一を取て、白晝典主に還すべき旨を令

ケンチ

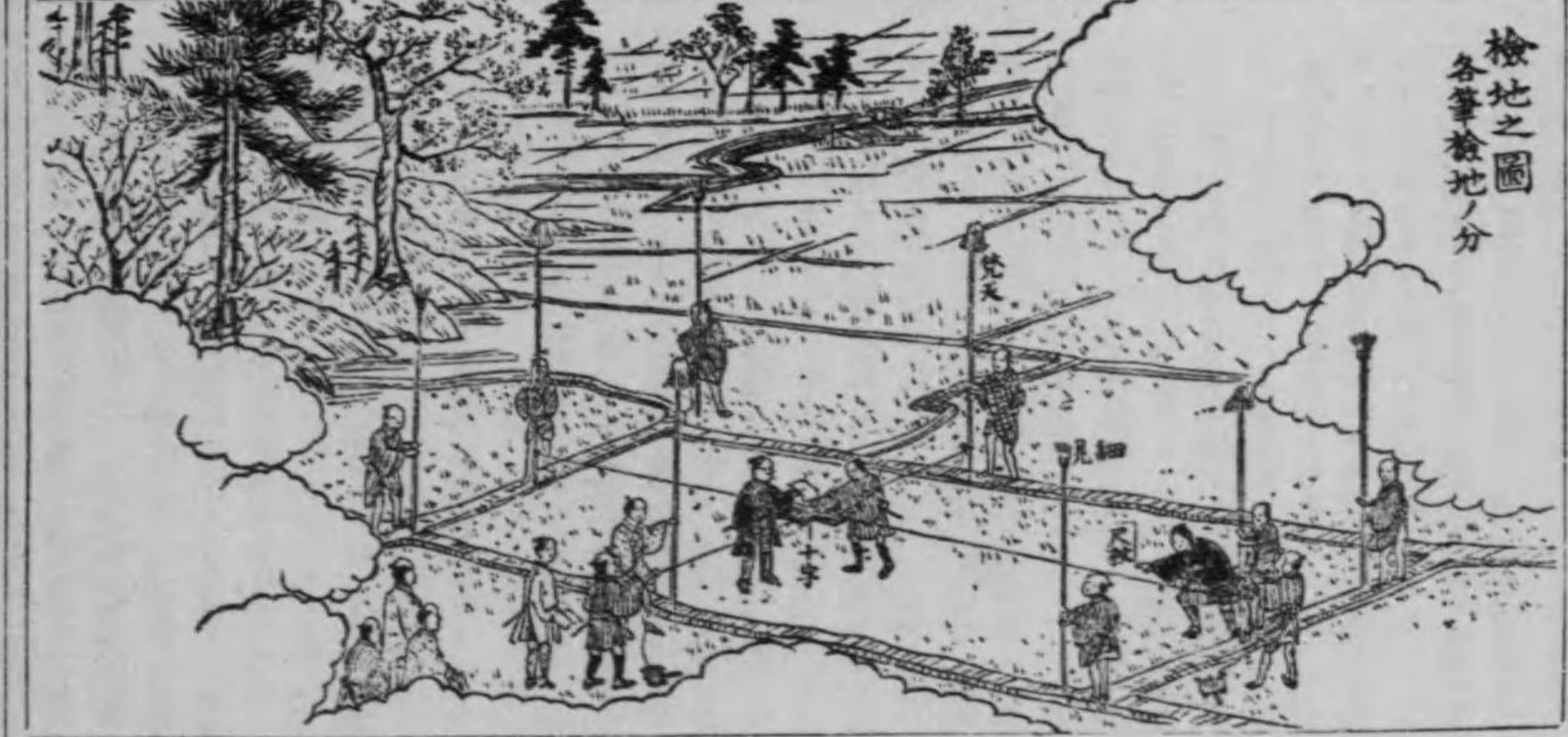
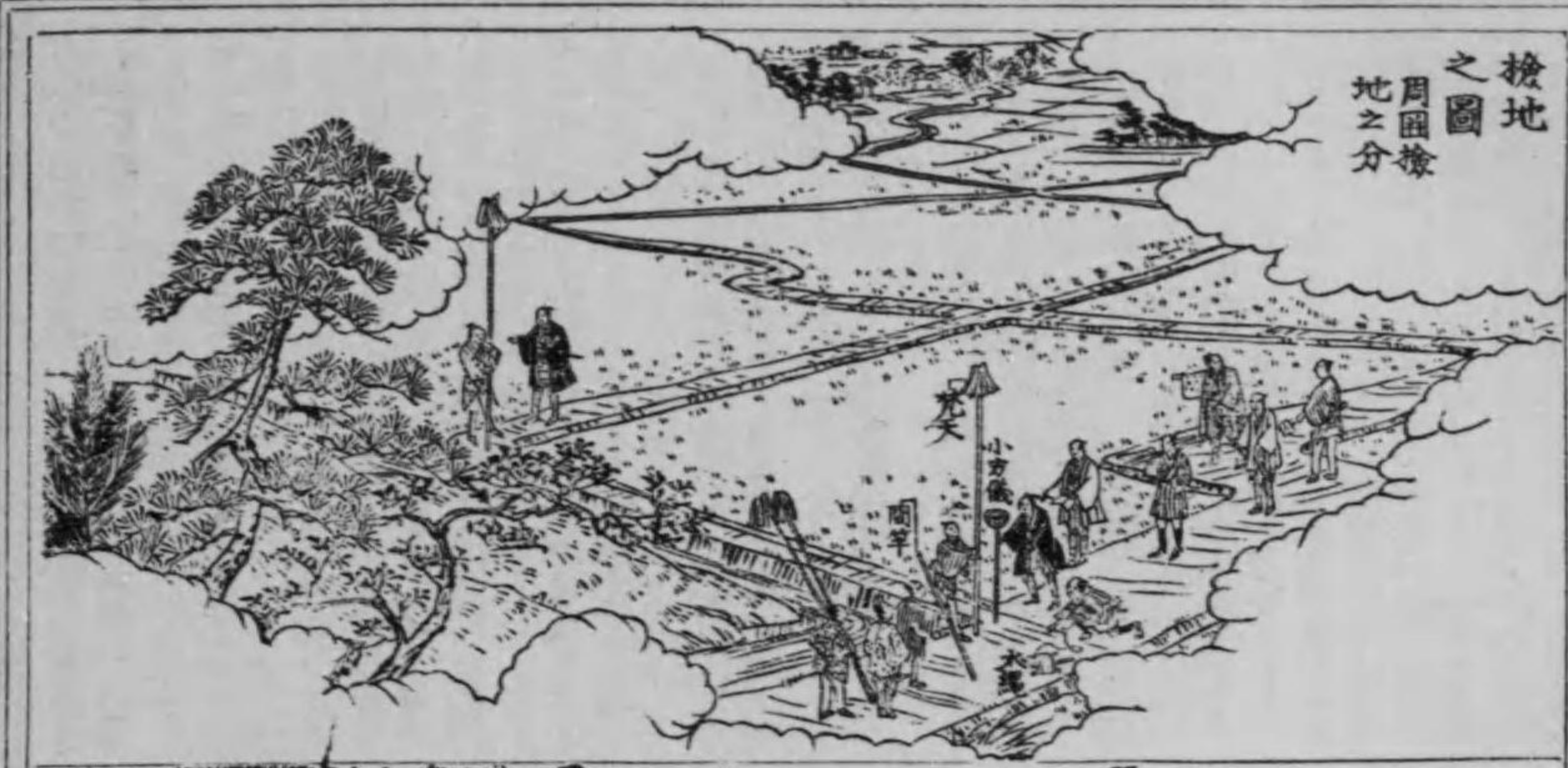
ケンチ 檢地 土地の境界を釐正し、其廢棄を測量し、段別を定め、品位を正すを云ふ、即ち耕地の肥瘠、屋敷の階級に照じて石高を査定し、一町村の總地籍及び總石高等を檢定するなり、江戸時代は俗に竿入と云ふ(肥前藩)檢地の方法は昔時のこと詳かならず、今専ら江戸時代に就きて述べ、先づ檢地せんとするに、勘定所より檢地奉行を任じ、手代一人(或二人)下役人一人、竿取二人、問數呼次二人(百姓より取る)地引案内者一人(或二人交代す)合帳を付くるもの一人(或二人、一人之を監する)ことあり(之)を定め、各村へ割引地引案内帳を出させ、一筆限に番付を肩書にし、一枚毎に札を建て、番付の順に従ひて檢するものにて、竿を入る、前、奉行其地形を考へ、出入を察し、竿の入様を見計ひて整竿を打たしめ、次に横竿を打たしむるなり、整竿横竿兩人に、竿取百姓各一人を之に付けて數を讀み合はしむ、猶檢地に關する慣例、方法、要具、帳簿等のこと、委しく舊幕府治要略に見えれば左に示す、

ケンチ

【方法】周圍量地、檢地者手の初、一村周圍の廻り檢地を爲して、各筆の田畝に及ぶ、之を廻り檢地と云ふ、廻り檢地は土地の形狀を知るに要するものなれば、繩たるみ端尺切捨等の取捨を用ひず(寺社領地、御朱印地除地無年貢等の寺社領地は、檢地せざるを法とすと雖も、寺社領の争には檢す)再檢の無地高、從前の無地高は再檢地に於て之を除く(起返り難き荒地、將來起返の見込なき荒地は、從前高内に在るも、再檢地の際を除く)田畑反對の檢定、現在畑なるも水田の地況を存するものは、直に水田に檢定せしむ(村中同名者、一村内に同名者あるときは、上の誰、下の誰と區分を付せしむ)他村の入作者、他村の者に於て、本村に名受地を有するときは、何村より入作と肩書を冠せしむ(種多非人持地、種多非人に土地の所有を許さずと雖も、舊來所有し來りたる分は、普通の例に依て檢地す)檢地の期節、春秋兩季麥稻の刈入後たるべし、春檢地は其年より秋檢地は翌年より高入とし租稅を徵す(檢地要具)小方儀、耕地全部の周圍を測量するに用ひ(分度、針(數本を要す每針柄を附く)規(圓形を圍する器)短(曲尺)定木(界線を畫くもの)以上測量製圖に用ひ)細見竹、四本を要す、竿頭に束藁を付し、每一筆の耕地を丈量するときは、四隅に建て目標とし、風曲の内外坪數を取捨し、平均を取るに用ひ、此平均を折を見ると云ふ(筧天竹、亦四本を要す、竿頭に剪紙を付し、細見竹の中央に建て、前後三竿を見通し、内外坪數の取捨、及び縱横十字に繩を張るの目標に用ひ)十字、横等木理堅密にして、反覆を生ぜざるものを稱ふ、縱横共に長一尺二寸、乃至五寸を十字形に切組、中心に水繩を容る、四隅を刻み、田面中央十字に緊張せる水繩に當て、角度を量定するに用ひ、水繩は量繩なり(間竿、一間を六尺一分とし、長二間のもの一本、一間のもの二本を要す、但每一尺五寸六尺の間に緊張を施し、尺目を標識す)尺杖、六々の數に合

ケンチ

ケンチ



ケンチ

ケンチ

せ、長三尺若くは三尺六寸とし、毎六寸に墨線を付す、乃ち端尺を切るに要し、地位を定むる爲、土質及び土地の厚薄を檢する等に併用す、檢地下役帳附各携帶す〇水繩、麻繩に漆汁を塗り、緊張以て伸縮を防ぐ、繩首五六尺を力繩と唱へ、挽代として之を除き、最初の本要を付し、以下一間二間と順次同札を付す、水繩は檢地に際し、一日三回づつ、檢査するを法とす、其檢査は、間竿を以てし、伸縮あれば之を更正す、之が更正を爲すには竹串を以てするを便なりとす〔丈量に關する例規〕端尺切捨、每筆丈量の際、間數の端尺は、一間六尺の歩合を以て、總て六々の數に合せ、之に及ばざる端數は切捨るものとす、假令ば一分を六寸二分を一尺二寸三分を一尺八寸とするが如し〇繩たるか、每筆丈量の際、水繩を強く張らしむるも、尙ほ多少の垂下を免れざるを以て、之を預定し、總間數の幾分を除く、繩たるかの寸尺は檢地奉行の意見に任すと雖も、前例等に依り、概れ五間迄、繩たるかを算せず、六間より十間迄五寸引、十一間より廿間迄二尺引、二十一間より三十間迄五尺引、三十一間より四十間迄九尺引、四十一間より五十間迄一丈二尺引とするを普通とす〇繩心、丈量するに石高を多くし租税を賦課するには收納を増すを功とするは、當該官吏の常情なるを以て、勢賤密に流るゝを以て、民の苦を増す憂あり、故にこれ等の苦痛を償ふ爲めに實測間數の内より幾分かを割引して除くを例とす、是を繩心と云ひ、又餘歩とも云ふ、繩心は檢地奉行の意見に任すとす、新檢地は長九、横八、即ち長間は一割引、横間は一割引を通用とす〇朱間、田畝每筆實測せし、長横の間數を手帳より野帳に移記し、繩心を以て計算せし間數を朱書副記す、之を朱間を切ると云ふ〇標し歩、檢地を施行すべき村落の隣村にして、

ケンチ

檢地以降依然地形を變ぜず、四方他人所有の土地を撰み、上中下三段の内、二箇所を丈量し、舊來の繩心を算出し、参照に供する者〇時際引、時幅一尺、時際左右一尺づつを除去するを法とす〇應引、耕地に際を爲す樹立ありて、作物に害あるもの、一村内なれば一間通伐拂ふものとす、故に應引に及ばざるもの多しと雖も、往還並木の類にして止むなきものに對し、應引を興ふるを法とす〇四壁引、屋敷の四圍に餘地を興ふるを云ふ、又四方引とも云ふ、三畝歩以下の屋敷は、四面各一尺より二尺迄、三畝歩以上は一間通を除去す〇竿除き、間數のみを丈量し、檢地帳の外書に揭記すべき地所、即ち小社寺地、高札場、溜池、墓地、覽馬捨場の類を云ふ〇領地、一人持一枚の田畑を、二筆三筆にも分割檢地するを云ふ、近世一段歩以内を一筆とす、以上大畝歩なるときは、尙後切畝歩と爲すの恐あるを以てなり〇切畝歩、一筆の田畑等を分割し、切畝歩となすは制禁たりと雖も、檢地の際年古く切畝歩とし、二人三人にて所有するを發見するものは、其儘各自に分割丈量す〇雜事畑、屋敷内の畑を云ふ、屋敷は總て上畑の地位とすべきものなるが故に、大畝歩の畑を含有するときは、一般に納税を重くするを以て、地位を低下せしむる爲め、屋敷四壁引等を檢したる上、更に雜事畑を再測し一筆中の内書とす〇うたひもの、傍地稱呼なり、土地の實況を見易くし、且將來紛擾ならしめん爲め、一筆限に目標と成るべき接續の道細、其他を副書するを云ふ、又脇書とも云ふ、檢地は概れ當村の東南より打始め、西北に終るを以て、うたひものに便利とす〇折、田畑畦畔の風曲なるを一直線に見通し、内外出入の坪數を平均し、丈量するを折を見るを云ふ、折半するの意なり〇小地竿打、少畝歩の耕地は、間竿のみを以て丈量す、

ケンチ

然れども長的一方は、概れ繩を入るを得べし、若横の間數無少時際引の餘地なきものは、長間の方に於て差略し除去することあり〇扱歩、一枚の田畑中大石などの類見在せる部分を除き、檢地するを云ふ〇入歩、野道などを隔て、同人持同等の小地にして、別に一筆と爲す程にも非ざるものを、一筆中へ併入するを云ふ〇拾歩、山間などの畑田數枚を一筆に綜合するを云ふ〇石高、耕地及び屋敷地の地位を撰み、之に對照する石高を定むるを云ふ、即ち土地に石高を盛り付くるの謂なり、又斗代とも云ふ、檢地に關する書類、地引帳、檢地すべき田畑、其他の土地を一筆限り、字番號地目地種持主等詳細記し、檢地奉行へ提出せしむる帳簿〇地引繪圖、地引帳に添付する圖面、田畑其他一筆限並山川道路隣地村界の實形を擧げ、尙地引帳と同く畝步其他詳細を記入す〇耕地繪圖、全地の概況を通覽するに要す〇手帳、現場に臨み、之を實測するに従ひ、錄載するに要す、本帳は中紙四つ折、表紙を除き、三十枚を一冊とす、數冊に渉るものは表紙に番號を付す〇野帳、手帳の淨書、朱間を切りて畝歩を確定するに要す、別に合野帳即ち控帳を製し、朱間を記入せず、豫備とし、若調査の都合に依り朱間の割引を増減する場合を生じたる時の用に供す〇清野帳、野帳確定したるとき、長横間數畝歩共朱間の方を採り、本帳を調製し、檢地帳の基礎とす、但石高は石盛經同の未裁可を得て之を記入す〇本帳は用紙八寸紙横折袋綴とし、牛面三筆づつを記入す、縦目及び長横間數畝歩の數字は、檢地奉行悉捺印す、本帳は村方へ貸與し、熱覽せしめ、相違有無を諮問す、村方は本帳を寫取、相違なきときは證書を發す、之を野帳並見證文と云ふ、此の外檢地帳あり、これ全村地籍の基礎にして檢地に於て最貴重のもの

ケンチ

とす、別項に詳しく述べたり〇國古檢、新檢、居檢地、遺檢地、地神檢地、春檢地、秋檢地、石見檢地、備前檢地等、應永天皇大化元年の詔に、校田畝、其間池水陸之利與百姓俱と見え、又於後國六縣被遣使者、宜遣戶籍並校田畝とあり、註に、謂檢地並田畝及民戶口年紀と見えれば、此時より檢地ありしものなるべし、其後朝廷より檢地せしこと正史に見えざれども、私領の庄園に在りては檢地の行はれしこと各檢注の存するに明なり、鎌倉幕府の初め、武藏國の田文を召して其地を檢し、貞應二年に至り、北條泰時諸國に命じて土地を檢して、太田文を出さしめたり、文中永中に至り、諸國太田文の損亡焼失せしものあるを以て、再び命じて、地を檢して太田文を出さしめたり、然れども其方法詳かならざれども、曲尺を用ひ、方六尺を一步とせしが如し、室町時代に至り、一部庄園の檢地は依然行はれしも、全體に渡りて行はれしこと明ならず、江源武鑑に足利義輝天文二十二年諸國に命じて檢地せしめ、之を世に天文繩と稱する、と見えれば、探るに足らず、豐臣氏に至りて檢地を行ふ、天正十七年檢田に著手し、文祿四年に至りて、殆ど其功を竣へたり、此時六尺三寸の竿を用ひ、時には六尺或は六尺五寸竿を用ひ、五六の數を以て土地を改め、三百歩を以て一段とす、世に太開檢地と云ひ、又天正の石直、文祿の檢地とも云へり、慶長元和の頃よりは、方六尺を以て一步とし、六尺一分の檢地竿を用ひ、其三百歩を以て一段とす、文祿の制に比すれば、一段の實積稍々減少せり、慶長以後の檢地竿は、曲尺にて一丈二尺二分あり、即ち二間竿にて一間に一分の有餘を加へたるなり、この一分を加へたるは六尺一步の法を以て檢地すといふことを寸尺の一分と誤りたるなり、

ケンチ

慶長の地に石見地、備前地の稱あり、大久保石見守長安、伊奈備前守忠次の地たるを以て名づくるなり、この後寛文延寶の頃、稲葉美濃守正則執政の時より天和貞享に至り、逐次に諸國を檢地し、元禄中飛騨國檢地の時に、其規定條目略備はれり、これを古檢といふ、享保十一年關東諸國大和國檢地の時に、古法を取捨して條目を定む、これを新檢といふ、條目は載せて經治要略に在り、この後は幕府領私領とも、すべてこの法に據りて檢地することとなれり(地方凡例録、田園類説、農政座石、田制篇大日本租稅志)

ケンチ

ケンチ 建治 後宇多天皇御宇の年號、文永十二年四月二十五日改元、代始に依てなり、三年を経て弘安と改む、開國四週に、以治、建國之學政とあるに據る、文章博士菅原匡勳申す(元祿別錄)

ケンチ

ケンチ 元治 孝明天皇御宇の年號、文久四年二月廿日改元、一年にして慶應と改む、

ケンチ

ケンチ 建築 【上代】太古の家屋は簡單なる小屋に過ぎずして、前後に木片を合掌に交又し、其上に棟を架し、之れと並行に母屋を以て合掌を連結し、其上に茅茨を葺きたりしが、漸次發達して一種の樓式を爲し、柱を立て床を作り、完全なる方法を以て屋蓋を葺くに至り、終に宮殿建築を現出す、之れを唯一神明造と名づく、其樓式は後代神社の建築に存したり、伊勢の大宮宮、及び熱田神宮を以て其全般を知るを得べし、即ち其「プラン」は長方形にして、柱は圓く獨立、千木は高く聳え、葛緒木は棟上に斜列し、屋蓋は、直線形より成れるを見れば、最古の形式を想起せしむるに足る、唯一神明造の稍々變化せるものを神明造と稱す、其形式は屋蓋の直線形より成ると、千木、葛緒木を葺くるとを以て特色とし、各部の手法の

ケンチ

種々破格なるものあるに由りて、前者と區分す、又別到大社造、住吉造等の形式あり、皆神明造の種類に屬す、但し彼は常に「平」を以て正面とし、此は「妻」を以て正面とする、サテ「平」亦互に少異あり、妻を以て正面とするは、推理上「平」を以て正面とするよりも、古きものなるを以て、殊に大社造の形式最も古かるべし、三韓交通後韓土建築の影響鮮かならざれども、多少本邦固有の形式を變ぜしめ、和韓混合の形式となりしもの、如し然れども雄略天皇が磯城縣主の人臣として其屋に葛緒木を上げたを、借越なりとし、之を責め給ひし事實に徴すれば、當時の宮殿は彼の千木葛緒木を冠せしめたる直線形の輪廓を具へたる建築なりしや明なるを以て、和韓混合様式と共に、上代よりの唯一神明造ありしこと確かなり、之を要するに此頃の建築は、宮殿と神社との間に著き區別なく、兩者共に其起源を小屋に發し、進化して黒木(樹木の皮を去らざるもの)の神明造となり、更に進化して白木(樹皮を去り方圓の形に造れるもの)の神明造となるものなり、然れども其材料多くは精巧なる工作を加へざるものにして、色彩彫刻の裝飾なく、其輪廓は常に直線形に成りて、毫も曲線を混用せず、屋蓋は茅、藁若くは木皮等を以て葺きたる、極めて簡單なるものに過ぎず、欽明天皇十三年佛敎渡來するや、蘇我稻目之を崇信し、別業を淨治して向原寺となす、之を本邦佛敎の始めとす、然れども是れ單に在來の建築に佛像を納れて寺號を與へたるものにして、未だ韓式の建築といふべからず、而して蘇我馬子が大野の丘に建てし寶塔を以て本邦佛敎建築の嚆矢と爲すべし、次で厩戸皇子四天王寺以下數多の伽藍を作るに及びて七堂伽藍の制定備し、丹波磐坂美を盡くして、我が建築界に一大變動を興ふるに干

ケンチ

りたり、當時の伽藍は所謂學問寺にして、通例南面し四方に門あり、其中に東西兩塔若くは一基の塔あり、別に廻廊を以て方形の一廓を造り、正面に中門、後面の中央に金堂、後に講堂食堂等列し、鼓樓鐘樓其左右に在り、更に東西北の三面僧房ありて外方に立つ、金堂は通例二層作りにして土壇の上に立ち、床は傾盤を以て布き、屋は多く四注なり、塔は三重乃至七重のもの多く、稀に九重及び十三重のものを見る、中門及び南大門は多く重層にして、其何れの方にか力士を安置するを例とせり、又浴室、東西兩金堂あることあり、其他正倉院以下種々の附屬建築あり、宮殿建築に關しては詳かならざれども皇極天皇紀に大極殿に關する記録、又宮城十二門の文字見え、人をして當時唐制に換せる内裏建築の存在を想はしむ、されど皇極天皇は板蓋の宮を造營し、齊明天皇は瓦葺の宮殿を作らんとし、果し給はざりしことあり、以て當時の宮殿は古來の茅葺なりしを、兩帝の時之れを改瓦せんとし給ひしを知るに足るべし、故に是の時に當りて内裏の制行はれ、大極殿以下の建築完備せしことば、殆ど信じ難き所なり、之れを要するに推古天皇の時代は佛敎建築旺盛の時代に如く、其樓式も亦百濟式と名づくべきものなるが如し、現今存するものは、大和に法隆寺伽藍及び法輪寺の塔、法起寺の塔等なり、法隆寺は七堂悉く具備せる伽藍にして、金堂、塔婆、中門の三字は依然として推古天皇時代の樓式を今日に傳ふるものなり、今其特徴を略言すれば、柱は「エンシス」なる曲線より成ること、彌蓋殿式に於けるが如く、雲形肘木及び雲形斗を常用して普通の組物を用ひず、高欄に記形の組子を用ひ、其内に棟を設けず、軒は「ト軒」にして、垂木割柱放たに

ケンチ

全體の形狀極めて莊重、且つ奇抜の觀を呈せり、藝術家之を推古式と稱す、法輪法起兩寺の三重塔、攝津の四天王寺又此樓式を存せり、天智天皇の御宇に至りては推古式を受けて益々發達せり、蓋し推古式は古拙の風ありて、莊重と奇抜との性質を發揮したれども、當代は大に精巧を加へたり、伽藍制度は奈良六宗を通じて同一の型あり、毫も前期と異なる所なしと雖も、細部の手法に於ては正に一期の差異を生ぜり、當代著名の佛寺は崇福寺、園城寺、興福寺、當麻寺、觀音寺等なれども皆廢れて、獨り大和國藥師寺の東塔を存するのみ、藥師寺の建築は一種特殊の形式を有せしものにして、東塔も三重にして雲階あり、其輪廓極めて珍奇なり、其組物式は法隆寺の雲肘木式より一轉化したる者にして、將に次期に於て完成せる三手先きの式に進まんとする中間に在り、法隆寺に缺けたる小天井は之を備ふと雖も、次期に生ぜざる支輪は之れを缺き、肘木の下面には法隆寺の雲肘木の痕跡と認めべき彫刻あり、其他高欄の制、軒の制、九輪の制皆全く新斬の意匠に成れり、藝術家之を天智式或は飛鳥式と稱す(奈良朝時代)聖武天皇の時に及びて益々發達して、終に圓滿なる成果を見るに至れり、伽藍建築の制度は前期と異なる所なきも、一般に規模壯大にして往々規矩を超え、手法は前期より一步を進めて完全の域に達したり、即ち組物は完全なる三手先きの構築法、又は小天井、支輪の用法を生じ、虹梁の形漸く生じ來り、一般に木割壯大にして雄健堅實の相を備ふ、建築内外の裝飾は前期と方法を均すと雖も、模様には自ら一種特殊の性質あり、又當末期に於ては色彩に高次の間色を用ふものあるに至れり、宮殿建築は元明天皇平城遷都に當りて大内裏の制を布き給ひしを以て、大に發達の機を得

ケンチ

たるが如きも、規模未だ完備せるものに非ざりしが如し、尋て聖武天皇の時、五位以上及び庶民の實力あるものは、瓦を以て屋を葺き、丹塗を以て之れを塗らしめたるより瓦の應用廣く行はれたり、かの奈良唐招提寺の講堂が、大内裏の朝集堂を稱はりしものなりと傳へたるが如きも、或は事實なるべし、この時代の樓式を藝術家「平式」と稱す(平安朝時代)桓武天皇都を平安に定めて、大内裏の制を布き給ふや、其制を唐に取り、周圍に十二門を開き、中に皇居、八省院、豐樂院、武藏院、太政官及び諸省あり、就中建築の優秀を極めたるものは八省院なり、八省院内主なる建築物を太極殿と稱し、其他蒼龍白虎の二樓、龍尾壇、十二の堂舎及び諸門迴廊等あり、皆丹塗にして碧瓦を葺き、床は傾盤を布き、棟上に鴟尾を上げ、屋蓋多くは四注なり、豐樂院の建築亦殆ど之れに類似せり、要するに八省院豐樂院等の規模は、豪壯にして本邦無比と稱せらる、是即ち唐土樓式の直寫にして、彼の官衙建築の制度なり、皇居即ち内裡は又周圍に十二門を開き、内に紫宸殿以下十七殿及び七舎あり、各宇皆單獨に立ち、之れを連結するに廊を以てす、これ又純然たる支那式にして、後世の殿殿造と謂ふもの亦實に起源を爰に有せり、神社建築は當代に於て著しく變更せり、是より先本地垂迹の論起りて神佛混淆の端を生じ、空海最澄の時に至りて全く之れを成就せるを以て、神社の規模及び形式も、亦大に伽藍に類似するに至れり、春日神社の「プラン」の如き其例にして一見伽藍の配置に似、入口には三間の樓門あり、是れ南大門に當る、更に進めば一廓あり、廻廊を以て之を繞らし、正面に樓門あり、是れ即ち中門に相當す、廓の内部には四字の殿堂あり、即ち是れ金堂と相應すべきものなり、其形式は所謂春日造と稱す

ケンチ

るものにして、起源は神明造りの要入りなるものに向拜を加へ、屋蓋を曲線形にせるもの内外ならず、今若し神明造りを平入りとし、之れに向拜を附加して屋蓋を曲線形ならしむれば、即ち流れ造を得べし、又平野神社は春日造の二字を連結せし者にして、祇園社は全く佛敎と同式なり、流れ造の標品は山城の加茂神社、松尾神社等とす、なほ佛敎は當代に於て新一面を開きて大に莊嚴を極め、空海は金剛峰寺を高野山上に、最澄は延暦寺を比叡山嶺に建立せり、是より先奈良朝の伽藍制度は常に南面に立ち、其配置は常に嚴正なる「シメトリ」を保ち、多く平地にして山に倚らざりしが、天台眞言の伽藍に至りては、多く森林鬱蒼たる深山の嶺に建築し、其配置も亦從つて嚴正なる「シメトリ」を保つ事を得ざりき、而して建築の形式及び手法等は、前期に比して著しき差違を見されども、其裝飾模様等に於て顯著なる區別を有したり、此時代の建築にして現存せるものは室生寺五重塔のみ要するに當時代に記憶すべき建築界の新事項は(一)唐式の宮城建築を創めし事(二)天台眞言兩宗の伽藍を生ぜる事(三)神社建築に各種の樓式を生ぜる事是なり、降りて藤原氏攝關時代に於ては先代の後を受けて、完全なる發達を遂げたり、此の時に當りて天台眞言の宗派最も盛に行はれ、寺院の建立また頗る多く、其裝飾孰れも皆華美を盡し、末葉に至りては益々甚しきを見る、而して當時佛敎の建築は二種に分つことを得べし、一は七堂伽藍の具備したる巨刹にして、形式は全く前代のものを用ひせり、法成寺、法勝寺の如きは、最も壯大なるものなりき、二は當時精神の邸宅を捨て、寺院とせる者にして、七堂完備の伽藍の形式をなさず、堂宇又純然たる佛殿にあらずして、多少宮殿の趣味を混和せり、宇治

ケンチ

の風風堂、日野の薬師堂、大原の極樂院、京都市の愛宕念佛寺等に屬す。此の種の建築は規模常に中庸を得て、曾て大雄偉の觀を呈せざるを常とせり。また佛寺内部の裝飾は當代に於て最も華美を極めたるも、意匠の外は甚だ簡素にして、多くは丹を以て塗抹せるに過す。而して其形式は全體の「プロポーション」を寧ろ甚だ低く、屋蓋若し入母屋なれば其妻甚だ深く、屋蓋の傾斜は寧ろ緩にして、曲線亦峻峭の意なく、全體に就て優美の趣味を發揮せるもの多し。燈檠、欄干等は要するに過大ならず、繪畫及び彫刻の類は全然之を欠けり。宮殿建築は大内裏、大極樂殿に據りて屢々改築せられ、改築せらるゝ毎に規模に異同を生じたが如し。大内裏と並びて又里内裡の建築起り、其中規模の最も整備せしは、閑院、富小路、土御門等にして、大内裏と擬殿作りとの混合物なり。擬殿作りは、當時に於ける結構の邸宅として用ひられたる建築形式とす。詳しくは其條に就きて見るべし。要するに當代建築界の創意に關するは(一)擬殿作りを大成せし事(二)宮城建築と擬殿作りとの混合建築を生ぜし事(三)擬殿佛堂を生ぜし事(四)建築裝飾に螺鈿及び蒔繪等を用ひし事を生ぜし事(鎌倉時代)當代に於ける佛堂建築は二種あり、一は前代の後を承けて其様式を保ち、當代の中期に及ぶ、山城知恩院の勢至堂、蓮華王院の本堂(三十三間堂)、海住山寺の五重塔の如き是れなり、こゝに新に宋朝の影響を蒙りて勃興せる禪刹伽藍の建築なり、其遺物は鎌倉圓覺寺の舍利殿に於て見ることを得、これは室町時代に大成せる禪刹建築の根源をなすものにして、當代の初年より起り、全期を通じて漸次に進歩したるものなるが如し、また藤原氏攝關時代の系統を承けたる一派は、眞言天台の諸派に行はれ、當代の中期より

ケンチ

降に至りて漸く變化の徴候を萌し、末年に及びては著く禪刹一派の趣味を混じ、温和優美を以て勝りし前代の特徴は變じて、雄健奇抜の性質を帯び、手法縱横時に或は常規の外に逸するものあり、河内の觀心寺金堂、近江の西明寺及び金剛輪寺(俗に松尾寺といふ)本堂、奈良の東大寺鐘樓、山城の上醍醐の經藏等の類なり、而してまた別に幕府の所在地なる鎌倉に於て、武家造りなる一様式を生じたり、規模居室等は略々擬殿作りに類似すと雖も、當時封建の制度によりて武士を蓄ふべき必要と、自ら一城廓を形するべき當時の制度とに由りて、「プラン」の形亦自ら一定の式をなし、其形式は最も簡樸を極む、即ち外廓は土板を以て圍み、門は土門あり、櫓門あり、門を入れば傍に遠待あり、又式臺あり、屋蓋は悉く板を以て葺き、曾て瓦を用ひず、鎌倉五山と唱へらるゝ禪宗の五大伽藍すらも、亦板或は茅葺を以て葺かれたるなり、以て鎌倉に於ては粗野素朴の武家造り行はれたる、京都に於ては猶秀麗優美なる擬殿作り盛に行はれたる、之を察知すべし、之を要するに苦むと雖も、大抵分て二となす、甲は藤原氏攝關時代の優美より、室町時代の簡樸に至るの變遷を示すものなり、乙は全然新様の様式を宋より輸入したるものなり、甲者は大體の形狀に論なく、内外の裝飾は前代の餘風を存するもの多しと雖も、細部に於ては漸くに變動を生じて乙者と相融せり、乙者其組物に所謂唐様の者を用ひたり、唐様とは前時代の所謂和様と相對して之を名づく、又華鼻虹梁以下各所に單純なる繪畫と彫刻とを適用するに至りたるは、我が建築界に最も重大なる變化を與へたる所以なり、故に當代の建築界に著名なる事項は(一)禪刹伽藍を創めたる事(二)武

ケンチ

家造りを創めたる事(三)佛寺建築の形式は古來の法規を脱して、自在に經營せられし事(四)繪畫彫刻の適用の端緒を開きし事なりと云ふべし(室町時代)當代は禪宗全盛の時代なりしを以て亦禪宗伽藍の建築盛なりき、之が規模は通例南面し、三門佛殿法堂方丈順次に並び、別に經樓藏經閣山堂浴室等數多の堂宇之に附屬して、おのづから一種の形式を大成せり、其三門は彼所謂奈良朝及び平安朝時代の形狀異同なきが如きにあらずして、茲に一定の規模を確定し、以後の模範となせり、佛殿及び法堂は共に同一の形狀を有し、全く當代の創作にかゝる、其二重兩打屋根なる、床の簾を布ける、天井の鏡板を張りて多くは之に簾を畫ける、組物の一種の唐様と稱するものなる、上層の軒の扇垂木を用ひたる、其他微細の點に亘りて、幾多の禪刹皆同一の手法を守りたり、内外の裝飾亦其教義に準じ、極めて簡潔にして、外部は曾て色彩を施すことなく、内外の莊嚴も全く金碧の輝爛たるものあらざるなり、禪刹規模の整備して今日に存するもの、京都に大徳寺及び妙心寺あり、鎌倉には建長寺最も整備せり、宮城建築は屢々火災に罹り屢々改築せられしが、別に形式上著しき變化なし、邸宅は擬殿作り復興せられたれども、純然たる古制にはあらずして、武家作りの體裁を備へたる者なるが如し、彼の有名な足利義滿の作りたる室町の第の如きは、擬殿作りと鎌倉以來の武家作りとの混合せるなり、應仁亂以降書院造といふ一種の様式を生じ、縮紳多くは之れを作れり、蓋し書院の名は已に前期に於て存在せし書院造りと云ふ一種の作法の完成せしは當代の末に屬せり、其規模の主要なる特色は芝園床欄及び書院の存在、張蓋の附加、天井の制度、建具類の整備等に在り、又茶室建築も當代の末期より

ケンチ

り起れり、其主要とする所は幽靜閑雅に在りて、兼れて趣味を加へたり、禪刹と邸宅との融和より別一種の建築を生ぜり、鹿苑寺の金閣、慈照寺の銀閣及び東求堂の如きは其一例なり、之を要するに當代の建築は其如何なる種類を問はず、凡て簡樸淡泊の要素を含有せざる事なし、一言をいへば、禪刹の性質を有すといふべし、當代に於ける建築學上の新事實と見るべきは、(一)禪刹伽藍の形式を大成せし事、(二)書院造りを創成し、兼て茶室建築の起源を作りし事、(三)宮殿と禪刹の折衷建築を創成せし事(四)古代建築を再建又は大に修繕し、間々古式を變換せし事はなり(桃山時代)當代に於ける建築は主として宮殿に於て發達し、伽藍寺院は寧ろ破綻時代なりしが如し、この時代の建築は京都西本願寺を以て好標品とすべし、方廣寺大佛殿は最も有名なる大作なりき、而して一般當代の建築形式は前期の漸く進化したるものなりと雖も、裝飾等は明朝の影響を蒙りしこと大なり、其繪畫の漸く發達し來りたる、其種々な彫刻物を以て裝飾する方法を取りたる、隨處に極彩色を用ひ、或は障壁に繪畫を加ふる等、裝飾的方面に於て急激なる變動を致せり、宮殿建築は當時に於て最も大なる發達を致せり、前期に於て發明せられたる書院造りは、當期に於て完全なる發達を遂げ、殊に彫刻繪畫を適用せる裝飾的方法を見るに足る、本邦の彫刻繪畫が建築と相提携し、相共に進退するの現象は、實に當期に於て初めて之れを見る、其書院作りは、幾字の建築駢列して、規模雄大豪壯、其棟杉戸等に於ける繪畫や、雄健絶倫、其天井等に於ける彩色や、金碧輝爛、其欄干等に於ける彫刻や、強勁巧妙を極め、内外の設備悉く之れに協ひ、豪華の氣韻は洋溢として、到る處に充滿せり、

ケンチ

又この時代特に勃興せるものは城壁建築とす、前期に於ける城壁は単に土壘と木柵とよりなり、目的は主に矢を防ぐにありしが、銃砲の應用起るに及びて、構造一變し、城の周圍に深き溝を掘らし、溝は時として數重なることあり、溝の内部には高く石垣を積み、其上に多門を建てたり、隅角には數層の櫓を築き、門には釘貫門、渡櫓を備へ、城内には宏壯偉大なる書院造りの宮殿あり、又偉觀を添へ且つ遠く四邊を望見する目的により、天主閣を作れり、其規模の雄偉實に空前と稱すべし、我が建築界に於てか一種の新光彩を添ふるに至る、大阪城、伏見城の如き、築築邸の如きは其通例なり、かくのごとく一方に於ては彼の家室建築の起りしにも拘らず、他の一方に於ては彼の茶室建築益々發達して幽雅の極を致し、終に之れに宮殿の趣味を加へ、之れに林泉を配合して、一種の様式を大成せり、桂離宮、修學院、本願寺の飛雲閣の如きは其例なり、神社の建築は豐國神社を以て標品と爲すべく、其の規模亦頗る宏大なるものなりき、凡て當期神社の形式は神佛混淆にして、規模は略々伽藍の制に類し、盛に彫刻と繪畫とを以て之れを飾り、北野神社の如きは其一例なり、本殿と拜殿とを連絡するに石の間を以てし、拜殿の左右に奏樂所、神饌所を附加し、所謂八ツ棧造りといふ形式を得たり、且其樓門、中門(三光門)と稱す、廻廊の割の如き、大に伽藍に類似せり、而して西本願寺唐門、其他大徳寺の唐門、豐國神社の唐門、醍醐三寶院の唐門等は、皆當代の遺物にして、其形式互に少差ありと雖も、要するに皆彫刻、繪畫の豪華なる裝飾を備へたり、蓋し唐門の制は早く鎌倉時代に於て生ぜしものなるが如しと雖も、其形式甚だ簡單なるものなりしが如し、當期に至りては其形式漸く複雑に入

ケンチ

り、終に江戸時代に至りて、四方唐破風に加ふるに、千鳥破風の附加を以てするが如きに至りたり、蓋し本邦の門制は古來甚だ發達せり、思ふにこれ原と印度、支那及び東洋一般の風にして、泰西に於ては嘗て其例を見ざる所なり、なほ當時代に於て特筆すべき一事は耶穌教會堂の建築とす、この建築は織田氏の時各所に起り、其様式は純然たる歐式なりしが如し、然れども幾干もなかりて悉く破綻せられ、全く其痕跡を今日に残さず、之を要するに當期の建築は前期と、全然其方針を異にせり、彼れは簡潔を主とし、之は奢美を主としたればなり、當代に於ける建築界の新事項として見るべきものは、(一)宮殿建築の規模を大にし、兼て彫刻繪畫の適用をなせり、(二)宮殿的建築の建築法を起せり、(三)城壁建築を創建せり、(四)各種の建築の外形に就きて多くの變態を創建せり(江戸時代)當代の建築は前期の様式を承けて、之に精緻纖巧の技を加へたるものといふべく、其大體の「プロポーション」は寧ろ等閑にし、却つて其細部に於て頗る經營の周到緻密なるものを見る、然れども手法は不幸にして概れ皆窮に中らず、彫刻は往々建築的の性質を失ひ、繪畫は間々裝飾的の意味を失ひ、各所に於ける曲線の多くは柔弱にして、毫も奇抜の觀を具へず、洵に是れ本邦の「ロココ」派なりと云ふも過言にあらざるなり、佛寺建築は徳川家光及び桂昌院等に由りて多く再建せられたり、然れども其創建として當代の意匠を表示するが如き大作に至りては極めて稀なり、神社の形式は多く權現造と云ふものにして、往々遠雜なる彫刻と繪畫とを施し、建築の輪廓及び細部の各所に亘るべき曲線を濫用せり、また別に廟所の建築あり、全體の規模は佛寺の如く、建造物の個々に就きては神社の如





ケンチ

黨を結び、放火を企てしが、事願は六月上杉能登を  
して殿密に乱明せしむ、十月鎌倉五山住持職の補任  
は、舊に因て京都より沙汰し、其他は自今鎌倉管領の  
進退たらしめ、且つ住持兩班改替の年紀等を定め、至  
徳三年八月京鎌倉五山の座位を定めし時に、當寺と、  
天龍寺とを第一位とす、應永二十一年十二月二十八  
日の夜、門前の民家より出火し、其餘燼飛で塔上に延  
燒し、遂に堂宇寮舎佛具等悉く灰燼となる、永正十二  
年二月北條氏綱諸公役を免除す、天文四年九月、北條  
氏綱の祈願として、敵上杉朝興追伐の祈禱を鶴岡の  
社前にて圓覺寺の僧侶と共に大般若經を轉讀す、九  
年八月暴風大に起りて總門倒壊し、塔頭正統庵、寶泉  
庵、向上庵等破壊す、十一年四月北條氏康先規の如  
く、諸公役を免除せしむ、天正十二年十月氏直又免除  
す、十八年四月、豐臣秀吉小田原征伐の時、軍勢狼藉  
禁止の制札を立つ、八月秀吉寺領安堵並に諸役免除  
の朱印を授け、十九年十一月徳川家康寺領九十五貫  
九百文を寄附す、其後諸堂年々荒廢するもの多し、  
然れども今猶山門佛殿以下の堂宇廣大なるもの十數  
字あり○外門二あり、東門は海東法窟、西門は天下  
禪林の額を掲げ、共に朝鮮人竹西の筆なり、總門に巨  
福山の額あり、此門を入れば山門あり、山門は總門の  
内に在り、永應年間の建築と云ふ建長興國禪寺の額  
あり、宋の子益の筆なりと云ふ○佛殿、祈禱の牌を掲  
ぐ、建長五年十一月造營す、木尊を濟田地蔵となす、  
北條時頼梁牌の銘を記す、今の佛殿は久能山御宮拜  
殿再建の時其舊殿を賜ふと云ふ、或は云ふ崇源院殿  
御靈屋の拜殿を賜はりしなりと、製尊常の寺院に異  
なり、唐戸彫物の彩色なり、今は多く剥落す、殿内地  
敷にて堂の中央に太常元、左に掌簿判官、右に監應使  
者を安す、其餘章款天聖徳太子の像あり、又時頼の木

ケンチ

像あり、國寶に屬す、祖師堂に建曆百丈開山圓基の像  
を設く○方丈、龍王殿と號す、書院を龍松軒と名づ  
く、其庭の池を龍岩池と稱す、又庭中に銅碑あり、元  
祿五年五月一場武助忠重が建る所○塔頭重なるもの  
は、西來庵、開山塔のある所、佛殿の東に在り、臨堂に  
開山自作の像を安す、圓覺の額あり、堂内に開山所持  
の鏡あり、圓覺と號す、其形鼎の如し、表に觀音像あ  
り、開山塔は臨堂の後嵩山の下に在り、傍に佛光の  
塔あり、弘安九年道隆寂後此所に葬り、侍真容を改め  
正徳庵と號す、延慶以後幕府より屢々地を寄す、元弘  
三年後醍醐天皇院領を安堵す、建武二年塔を圓覺寺  
に建て、勅して舍利殿を開山塔とするに及びて、當院  
も彼山に移る○正宗庵、六世道隆の塔所○玉雲庵、一  
寧の塔所、寧始め塔を圓覺寺に建てしが、嘉元中北  
條貞時、こに移し庵を設く○天源庵、紹明の塔所、普  
光(後字多天皇の宸筆と云ふ)の額を掲ぐ○寶珠庵、  
素安の塔所、庵中に啓書記の舊跡あり、寶樂齋と號す  
○寶物に開山の墨跡、啓書記等の觀音畫像、當寺指圖  
等あり最も優等の者なり、此の外歴史上の參考とな  
るべき古文書、什器多し○左に歴代を示す(新編相模  
國風土記、國寶目錄)  
○道隆(開漢)一啓寧(九菴)一正念(大休)一道仁(義翁)  
○祖元(無學)一道然(素航)一覺圓(鏡堂)一空性(痴鈍)  
○桑田(道海)一蒙一山(于曇西潤)一鳳範(無學)  
○紹明(南浦)一顯日(高峰)一徳俊(約翁)一徳惠(東里)  
○世源(太古)一惠日(東明)一道隆(龜山)一士雲(南山)  
○徳慶(玉山)一正澄(清拙)一徳俊(明極)一巧安(唯謙)  
○祖輝(獨照)一崇泰(白雲)一居中(嵩山)一開悟(肯山)

ケンチ

覺仙(竺仙)一妙慶(福翁)一禪慶(象外)一水境(東隱)  
士雲(乾峰)一正因(明岩)一素安(了堂)一聰秀(寶壽)  
可什(物外)一印元(古先)一慧永(青山)一法忻(大喜)  
宏潤(天澤)一圓月(中岩)一善吹(石室)一友丘(東林)  
士啓(東傳)一光一(歸山)一元圭(方崖)一普在(在菴)  
祖龍(大拙)一是英(傑翁)一林芳(草堂)一妙悅(可翁)  
全快(鈍夫)一妙葩(春屋)一慶芳(少室)一法顯(中山)  
開善(古天)一慶圓(月心)一周應(魯芳)一徳俊(伯英)  
妙快(古劍)一應世(宗遠)一存圓(天鑑)一興伊(大圓)  
元勝(老仙)一僧海(東暉)一性珍(藏海)一等益(友峰)  
法方(中圓)一希微(心源)一文是(東岳)一得賢(愚溪)  
曾可(久菴)一保嬰(徳岩)一興忻(悅岩)一開光(象初)  
圓方(無外)一禪能(南宗)一素大(大雲)一中泰(春江)  
歸整(大綱)一應嘉(瑞翁)一如春(少林)一妙年(覺峰)  
令聞(心聞)一淨林(大茂)一法慶(大安)一方圓(一溪)  
法朝(日峰)一等海(東暉)一元禮(雁仲)一資善(慶堂)  
全用(大舟)一昌護(無言)一國禪(龜堂)一真弘(大道)  
梵耳(高古)一中英(若隱)一元陳(古岩)一長會(建宗)  
等敬(照中)一孝貞(松嶽)一中甲(東苑)一有貞(松崖)  
曾顯(道菴)一曾尹(靜隱)一善彰(澤隱)一善順(大願)

ケンチ

清隱(和華)一中季(東英)一歷符(契翁)一諱顯(東海)  
妙龍(劍江)一禪三(益仲)一元統(一源)一尊陸(中和)  
等擇(木禪)一貞察(審中)一啓瑞(直菴)一周傳(別宗)  
中訥(笑岩)一自嚴(竹隱)一巨體(大建)一周壯(松堂)  
心榮(華宗)一自欽(唱岩)一永旭(東生)一守哲(古仲)  
曾妙(玄海)一寶榮(楚材)一芳純(萬宗)一等梵(應西)  
開爾(汝仲)一中曇(一瑞)一本雄(仲英)一法永(明湖)  
梵淳(朴中)一阿由(義海)一歸才(學海)一要賢(仁菴)  
士呈(龍岩)一充察(智海)一心正(仲明)一統三(清河)  
心林(一華)一得光(觀堂)一用尊(謙谷)一徳瑛(伯温)  
徳永(宇江)一世澤(無通)一中勳(節翁)一妙喜(大見)  
宗殿(毅中)一統悟(星岩)一顯正(中叟)一蓋一(以濟)  
存松(大樹)一妙繁(大陸)一得么(子純)一顯朝(天初)  
景祐(天助)一顯慶(竺雲)一徳閑(香林)一英瑛(玉隱)  
梵壽(叔彭)一全了(性雲)一元微(心江)一惠棟(有村)  
乾鐘(鳴谷)一昌忠(貞芳)一玄澄(龍江)一祖祥(麟仲)  
顯村(用林)一祖台(雲英)一備勳(九成)一禪又(後叟)  
宗祐(天叟)一禪珠(龍派)一慶順(瑞岩)一元良(最岳)  
碩寬(大年)一祖徳(明徹)一碩珉(高巖)一玄康(頑室)  
惠祥(萬源)一碩東(天溪)一崇寛(剛室)一徳湛(龍室)  
道吳(東陽)一玄嚴(龍山)一禪珪(玉鳳)一僧安(長山)

ケンチ

玄珠(玉岡)一慧通(龍壽)一玄彭(松堂)一碩信(義天)  
元東(海門)一僧俊(秀岩)一慧然(天瑞)一正徹(大龜)  
碩諒(萬拙)一禪無(大雲)一惠超(龍門)一徳祥(瑞應)  
碩跋(雲果)一惠英(果峯)一子滴(曹源)一民(舜道)  
徳均(平原)一元康(碩石)一顯周(鼎山)一徳閑(修山)  
禪提(開宗)一碩才(良途)一玄實(拙菴)一宗和(實巖)  
碩英(雄邦)一元苗(眞淨)一法演(泉河)一存嵐(龍潭)  
元勳(拙堂)一惠樞(即門)一子牧(箕山)一元志(碩翁)  
石敬(碩敬)一元云(等隱)一惠築(定溪)一惠聖(親海)  
玄易(復菴)一自開(香山)一碩文(梅巖)  
碩靜(壽應)一元柱(文圖)一周一(貫道)一免宮(月鑑)  
雪庭 讓山 維船 舜洲 源鶴 景猷  
風拙 宏山 環洲 通翁 劍閣 藍田  
壽山 城山 宋洲 修道 玉圓  
岷山 碩應 彭澤 維明 龍淵 福尊  
文教 仁宗 徳山 弘道 容道 虎岳  
海仙

ケンチ

ケンチヤウジハ 建長寺派 臨濟宗の一  
派、道隆開漢を祖とす、道隆(タウリウ)禪宗(センシ  
ユウ)臨濟宗(リンザイシユウ)を見よ、  
ケンチユウ 元中 南朝後龜山天皇御宇の年  
號、弘和四年(北朝の永徳四年)四月二十八日改元、九  
年を経て南北合一す、  
檢注使 鎌倉室町時代に  
田地を檢點して、町段の數を改正する爲め、守護地頭  
より遣はす使、後世の編打、平入など云へる所役の  
類なり、注とは、町段の多少又は割田の有無をも、注  
記する意なる(し、武家名目抄に、鎌倉殿室町段の兩  
代、いづれも諸國一圓に檢田せし事なく、公家にて設  
置れし法制に準じて、兵糧米をもめされし故に、國毎  
に檢注を遣はされし事聞えず、大かたは守護地頭な  
どより、檢田の爲に遣はすものを檢注使と呼びしと  
見えたり、(中略)足利殿の季世に至りて、大名諸家私  
に檢田する時に、檢地の奉行など云ひしもの、即ちこ  
の流なりと云へり、吾妻鏡建保六年三月二十三日の  
條に、檢注使以三新儀可入三勸寺領之由發行云々  
とあるを初見とす、  
ケンチヨ 玄猪 猪子親(キノコノイハヒ)を  
見よ、  
ケントク 建徳 南朝後龜山天皇御宇  
の年號、正平二十五年(北朝の應安三年)七月二十四  
日改元す、二年を経て文中と改む、(開國文選に、建  
至徳、以創洪業とあるに據る、文章博士大江有元  
勸申す(元祿別錄)  
ケントクコウ 元徳 後醍醐天皇御宇の年  
號、嘉曆四年八月二十九日改元、二年を経て元弘と改  
む、(開國文選に、乾元亨利貞、正義云、元者善之長、謂  
天之元徳、始生萬物とあるに據る、文章博士行氏  
朝臣勸申す(元祿別錄)  
ケンナ 元和 後水尾天皇御宇の年號、  
慶長二十年七月十三日改元、九年を経て寛永と改む

ケンナ

開創唐憲宗の年號に據る、菅原爲經勅申す(改元部類、元祕別録)

ケンナシヨハツト 元和諸法度 後水尾天皇元和元年七月、徳川家康、僧崇傳及び林道春をして草せし法度書をいふ、武家法度(アケハツト)、公家法度(クダハツト)、僧家法度(ソウケハツト)の三法度あり、詳しくは各條を見よ、

ケンナツウハウ 元和通寶 江戶時代に行はれたる錢貨の一種、元和の年作りたるを以て名づく、銀錢、銅錢の二種あり、銀錢は、未詳なれど、泉貨鑑に、徑八分、重一匁二分と見えたり、銅錢は、徑七分五厘強、重九分(泉貨鑑に、徑八分、重一匁一分、背穿の下に一の字ありと見ゆ)背に文なし

ケンニチ 顯日 高峯と號す、勅して佛國應供廣濟國師と號す、仁治二年城西の龍宮(龍翔寺)に生る、年十六にして聖一國師に從ひて落髮受戒し、參究證悟す、後下野那須山に入り茅を縛して隱棲す、檀越爲めに伽藍を創す、幾くならずして大寶坊となる、東山の雲巖寺是なり、時に佛光禪師巨福山に住す、日々參謁す、佛光衣法を付、久しく雲巖寺に住す、大に支化を闡く、時に大應國師筑の崇福寺に住す、時人雲巖、崇福を指して二甘露門となす、正安二年、年六十、相の淨妙寺を重す、嘉元の初萬壽寺に住す、三年淨智寺に移り、後建長寺を主る、兩歲にして東山に歸る、正和五年十月二十日遷化す、壽七十六、僧臘六十一、語録あり(扶桑釋林僧寶傳、本朝高僧傳)

ケンニン

建仁 名國土御門天皇御宇の年號、正治三年二月十三日改元、革命に依てなり、三年を経て元久と改む、開創文運に、鳩智附賢者、必

ケンニ

建仁三ことあるに據る、文章博士宗業勅申す(元祕別録)

ケンニン 兼任 兼官(ケンケンクワン)を見よ、ケンニン 元仁 後堀河天皇御宇の年號、貞應三年十一月二十日改元、天變に依て也、一年を経て嘉祿と改む、開創周忌に元亨利貞、正義云、元仁也とあるに據る、式部大輔爲長勅申す(元祕別録)

ケンニン 現任(見任) 當官即ち現在其人の帶したる官をいふ、職原抄に、太政大臣以下參議以上を見任公卿と號すと云へり、ケンニン 還任 解官せる者再びもとの官に復するを云ふ、還叙令に、死侍還、喪患解者、侍終服滿及患損之日、還令上本司、また公卿補任治承二年の條に、前中納言正二位源實資四月五日還任とあり、

ケンニジ

建仁寺 所屬山城國京都下京區小松町、建仁寺町、四條の南、臨濟宗建仁寺派の本山、京都五山の第一本山、本尊像二尺許の釋迦如來、建仁二年、源賴家僧榮西に歸依し、榮して禪刹を京都に建つ、京都最初の禪刹なり、其規模宋國百丈山の寺規に倣ひて經營す、元久二年に至て成る、榮西を開基とす、大覺禪師に至り唯一の禪刹となせり、源氏北條氏相承け領地を附し、至徳三年足利義滿京師五山を定むるに及び、第三位とし、其塔頭子院五十三寺の多きに至れり、其後幾回同様に福り、萬々造營ありしが、天文二十一年十一月、細川兼光を五條に放つや、伽藍塔頭大抵燒亡し、全寺荒廢に歸す、天正年間に至り、安國寺裏境名刹の荒廢を傷み、其住持たる安國安國寺の方丈を移し、以て本寺の方丈とす、此より漸次建修積々舊觀に復すと雖も、山門は未だ再興するに至らず、今の佛殿は東福寺より方

ケンニ

丈は安國安國寺より移せしものなり、舊寺地五萬四千七百七十九坪、今二萬三千四百七十七坪九合となり、寺領は足利氏以前は詳かならず、豐臣氏より八百二十餘石を領し、以て明治に及べり、○堂宇の配置は宋國禪刹の規制によりて定む、三堂中に相並び、廡廊之を繞り、僧堂西に、方丈北に在り、支關は客殿の門戸にして兩扉門なり、瓦を以て葺き、門内は客殿を敷き、以て殿に接す、佛殿は、南向にして、本尊釋迦像、脇士は迦葉阿難二像、○方丈は佛殿の北に在り、東福門院寄附の觀音像あり、○興隆護國院は佛殿の東北に在り、榮西の塔所、華嚴世界の額は後土御門天皇の宸翰、塔銘は明國上天竺講寺沙門加闍の撰とし、影堂に榮西の像あり、堂前に菩提樹二株あり宋より持來る所と云ふ、○西廡は佛殿の西に在り、鐘は嘉應中鐃る所、其後破壊したるより永享中改鐃す、○東廡は佛殿の東に在り、無銘、獨結の形を麗りたる大鐘を懸く、傳へ云ふ初め河原左大臣六條河原別業を捨て、寺としたりし時の鐘なりしが、後賀茂川に沈みしを榮西請ひて引上げ本寺に懸る所なりと、昔時夜中に九十聲、晨に十八聲合せて百八聲を、陀羅尼經を誦しつゝ、撞きしより、百八聲陀羅尼鐘と稱し、洛東の一名物なり、○中門は南向に立つ、世に矢立門と云ふ、舊は門扉宰相平教盛の第門にして、彈に軍衛の痕跡あるより名付く、今特別保護建造物たり、○古來より塔頭支院極めて多し、知足菴、也足軒、常樂菴、大龍菴、禪居菴等名ものなり、末寺五十七寺あり、○左に歴代を示す(建仁寺住持位階、扶桑五山記、平安通志、京華要誌)

○榮西(明菴) 行夏退耕 道要三請勝 支參 興隆 嚴琳(蓮實勝) 顯琳(一乘勝) 禮教(濟翁)

ケンニ

了心(大猷) 辨圓(圓辨) 道慶(蘭溪) 紹仁(義翁) 祐圓(蓮菴) 空性(痴鈍) 圓範(無隱) 覺圓(鏡堂) 德倫(約齋) 宗鑑(明窓) 巧安(嶺巖) 道生(鐵菴) 風輝(獨頭) 仁恭(石梁) 正澄(清拙) 楚俊(明極) 居申(雲山) 慈照(高山) 竺源(東海) 宗然(可壽) 智明(崇山) 友梅(雪村) 妙胤(別傳) 元暉(無隱) 光林(放牛) 祖麟(足菴) 德見(龍山) 善育(大林) 義天(無雲) 妙在此山 仁治(無涯) 元曉(月窓) 靈教(天境) 圓月(中巖) 慈水(青山) 圓旨(別源) 良曉(閑溪) 圓見(月蓮) 周澤(龍嶽) 普在(在菴) 清閑(中山) 仁球(石麟) 良通(道林) 曇生(頑石) 運方(桂巖) 良芳(蘭州) 周信(義堂) 慶圓(月心) 宗任(大用) 妙快(古劍) 良水(相山) 祖裔(空芳) 如金(玉岡) 周教(大義) 宗古(靈岳) 周怡(物先) 清瑤(温中) 周巳(心巖) 一麟(一菴) 祥登(大年) 中巖(中山) 宗澄(龍潭) 善益(大中) 梵雲(祥菴) 德基(大業) 梵英(明寶) 宗新(秀峯) 清牧(東溪) 明麟(聖徒) 梵芳(玉碗) 妙夫(一關) 周曇(竺菴) 圓伊(仲方) 一光(日巖) 周初(極先) 一大(遠芳) 梵超(泉先) 中令(行中) 良楷(南堂) 通恕(惟忠)

ケンニ

曇伊(耕菴) 真支(太白) 崇開(巨關) 祖運(大關) 梵師(仲安) 光開(明溪) 草珍(南洲) 建輔(南宗) 全喜(福菴) 周印(古菴) 宗琢(玉華) 繁彦(竺菴) 梵苑(子春) 周仲(叔芳) 元理(子瑜) 妙澤(雲溪) 周蒙(文明) 良云(少雲) 清正(春澤) 叔茂(宗擇) 仁遠(東叟) 梵棟(惟秀) 妙可(悅堂) 性同(大猷) 妙曇(秀芳) 全曉(了中) 能秀(台岩) 承廣(無外) 阿菊(古芳) 禮忍(梅嶺) 妙孫(季英) 梵雲(文成) 性智(大愚) 清勇(健中) 本矩(方中) 法開(笑岩) 宗茂(材用) 中兌(虎溪) 正論(番文) 有明(文齋) 大緣(竹菴) 梵傑(惟方) 西慶(諸菴) 梵芳(梅菴) 清消(約文) 周勤(遊叟) 弘榮(大寧) 竺翁 壽部(文林) 妙河(東溪) 聖曼(勉之) 等覺(德中) 有諸(大有) 宗桂(靈遠) 清輝(伯元) 崇瑛(藍田) 寶助(逸天) 乾景(德仲) 周慶(喜泉) 永喜(笑雲) 如憲(周章) 彦洞(明叟) 建崇(惟岳) 祖禮(伯師) 風淳(朴堂) 龍溪(江西) 妙守(元節) 景緒(性天) 清擇(心田) 周慶(東沼) 法興(文瑛) 友南(陽谷) 中嘉(瑞雲) 青岩 聖才(文瀾) 伯文 松茂 良曇(元華) 性天 雲庭 水閣(泰和) 中怡(悅林) 仲建(瑞巖) 至廣(章航) 太初

ケンニ

清開(古道) 德慶(雲莊) 正英(都中) 契賢(墨谷) 珠岡(呂菴) 樂白 泉田(大珠) 國庸 曇種(菊菴) 源松(觀菴) 良安(默叟) 古心 宗价(大圭) 龍溪(九淵) 宗憲(泰斗) 惟正 水嵩(雲巖) 清啓(天興) 宗水(宗江) 圓月(月巖) 景菊(存中) 周敷(笑鳴) 良伊(正仲) 圓善(香) 宗殊(勝菴) 光照(舜徒) 菊 莊隱 眞要(文叔) 集遠(魯菴) 等章(文苑) 圓珠(珠溪) 正茂(秋柏) 秀瑛(自成) 心泉 宗泉(寶洲) 中興(始慶) 以成(九峰) 梵同(大慶) 水豐(鐘阜) 曇都(文紀) 原韶(春江) 元暉(龍章) 口峻(東巖) 龍統(正宗) 龍澤(天隱) 清那(子才) 清聖(密溪) 源慶(大梅) 祖光(廷瑞) 宗顯(考叔) 喜足 永察(合浦) 元端(登瀛) 龍嶺(叔幹) 季壽(松年) 斯立 聖壽(仁甫) 德昌(桂林) 宗亨(乾仲) 知奇(慈源) 龍緣(未了) 宗寧(清源) 衛敏(秀峯) 集雅(茂叔) 春宵 明圓(東牧) 祖慶(慈菴) 集樹(茂叔) 宗純(温仲) 弘瓊(古桂) 利珪(龜叔) 永理(雲嶽) 壽桂(月舟) 宗林 慶甫 集大成 宗幹(貞岳) 清光(月甫) 口觀(顯菴) 先融(月谷)



水達(東嶺) 延伊(字峰) 如泉(廉甫) 克禮(秀岩)  
 藍口(湖心) 國柔(秀春) 英倫(華伯) 祖發(文翰)  
 龍溪(常華) 清祐(自天) 慈光(月江) 光恩(仁岳)  
 東念(悅岩) 貞口(松巖) 眞慶(一麟) 瑞運(英英)  
 瑞承(有自) 宗森(希三) 眞隆(汝興) 永果(東輝)  
 洞丹(功甫) 祖淵(河清) 賢昌(文仲) 瑞登(友雲)  
 宗賢(明甫) 靈瀟(鶴雪) 惠賢(玉之) 秉彭(長松)  
 周玉(洞甫) 洞仙(雲巢) 壽儀(繼天) 永淳(古岳)  
 光賢(廷秀) 永恩(香澤) 景秀(鐵叟) 永忠(文漢)  
 聖慶(三餘) 東道(梅仙) 永廷(英甫) 宗時(明賢)  
 慈種(古淵) 紹登(友竹) 正精(進月) 東鏡(利峰)  
 玄繼(筠溪) 元乘(一宗) 中達(九慶) 元賓(建中)  
 永洪(鈞天) 紹柏(茂源) 紹善(三峰) 祖祀(草天)  
 通憲(顯令) 正鏡(心傳) 玄瑞(義天) 東規(以成)  
 東竺(靈外) 宗植(松堂) 慈峰(黃巖) 慈萬(實傳)  
 紹的(傳宗) 永集(雲巖) 紹慶(洪基) 宗微(江峰)  
 頌祐(天柱) 彥勳(全寶) 東養(烈華) 慈慶(大簡)  
 紹育(香山) 正瑄(玉泉) 中巧(雲巖) 紹訊(振宗)  
 覺沅(東明) 道賢(北朝) 彦柱(銀舟) 覺應(天岸)  
 頌孝(永明) 竺津(白堂) 慈種(在溪) 紹萬(聚山)  
 中管(風洲) 東峻(高峰) 覺運(海山) 玄覺(仙巖)

ケンバ

慈保(正殿) 彦端(友堂) 玄妻(大有) 玄護(環中)  
 中倫(粹漢) 紹辨(介壽) 東攝(嗣堂) 玄珠(鶴岸)  
 玄賦(文吏) 進銓(則堂) 慈保(全寶) 紹衍(月潭)  
 玄曉(雲窓) 中規(宏道) 東政(荆叟) 紹顯(萬樹)  
 慈櫻(了堂) 宗珩(清漢) 東璋(圭洲) 慈英(天章)  
**ケンニシハ** 建仁寺派 臨濟宗の一派、  
 榮西師を祖とす、榮西(エイサイ)及び禪宗(センシュウ)  
 (ウ)臨濟宗(リンゼイシュウ)を見よ。  
**ケンニヨ** 顯如 名は光佐、本願寺本願  
 寺第十世光教の男、母は庭田重親の女、天文十  
 二年正月八日大坂石山に生る、同三十三年秋得度す、  
 弘治元年極大僧都に任ぜられ、本願寺第十一世を繼  
 ぐ、永祿元年僧正に任じ、翌  
 年十二月勅して世襲門跡とな  
 す、元龜元年屢々織田信長と  
 戦ひ、天正八年に至りて和議  
 始めて成る、同十一年七月和  
 泉貝塚に轉じ、同十三年八月攝津天滿に移り、十九  
 年正月復京師堀川に寺地を開き、文祿元年十一月祖  
 堂成る、是れ今の本願寺なり、此月示寂す、壽五十  
 歳(本願寺門跡傳、本山寺誌)



(押花如顯)

と見えたり、委しき事は江次第釋奠の儀、東宮御元服  
 部類等に就て見るべし。  
**ケンバウ** 玄昉 俗姓阿刀氏、出家  
 家の後、義淵に從うて唯識を學び、靈龜二年八月入  
 唐の命を拜し、養老元年遣唐使に附隨して西航し、機  
 關の智周法師に謁して、法相の蘊奥を極む、留まる  
 事十有八年、玄宗皇帝召見して其學才を愛し、三品  
 に叙し、紫雲袈を賜ふ、天平七年遣唐使多治比廣成  
 と共に歸朝し、傳來する所の經論彙編五千餘卷、及  
 び扶翼童子八人を賜ひ、九年僧正に任じ、紫雲袈  
 を賜ふ、皇朝賜紫の恩典ある、實に玄昉にはじまる  
 之より内道場に在りて龍眷を獲にす、加之其學藝才  
 能を恃みて政治に參與し、素行また修らざらずして世人  
 の憎惡する所となる、後藤原廣嗣と隙あり、故に  
 廣嗣の復するや、玄昉と古備真備を除くを以て名と  
 なしたり、天平十七年十一月筑紫觀世寺造營の監  
 督を名として太宰府に逐はれ、尋て悉く其封物を收  
 めらる、翌年六月太宰府に在りて寂す、世或は玄昉が  
 光明皇后と好したりと説くものあり、大日本史の如  
 きこれなり、然れどもそれは續日本紀の文を誤解せ  
 る結果なること、田口博士、佐藤博士の明確なる史  
 論によりて分明となり、且僧養球が同皇后の皇子に  
 して、實は玄昉の生ましむる所なりといへる説も、兩  
 博士の説によりて抹殺する事を得べし、要するに玄  
 昉は才學世に秀でたるには相違なしと雖も、性格下  
 等にして、屢々沙門の行に背ける事多く、遂に世の  
 同情を失ひて失敗したるなり(續紀、元亨釋書、佛家  
 人名辭書、史海)  
**ケンバフ** 憲法 一國の國體及び政體  
 の組織編制を規定する法文、英語にて、コンスタテュー

ケンニ

ケンバ

イションといひ、周禮に、職、法示、人口、憲法といひ、  
 一十七箇條を作り、國家の制法を定めらる、然れどもこ  
 れ名は憲法なりと雖も、實は各人の則るべき道德律  
 を示したるに過ぎざりしが、明治二十二年二月十一  
 日紀元節の日、今上陛下、はじめて歐米の制を參取し  
 て嚴正なる意味に於ての憲法を發布せらる、憲法は  
 七章七十六條より成り、第一章には天皇の大權、第  
 二章に臣民の權利義務、第三章に帝國議會、第四章  
 に國務大臣及樞密顧問官、第五章に司法、第六章に  
 會計、第七章に補則を規定せられ、同時に皇室典範  
 (クワウシツタンパン)の條參看、議院法、議員選舉  
 法、會計法、貴族院令を定めて公布せらる、是より先  
 明治十三年國會開設の聖勅を下され、其が準備と  
 して、同十八年伊藤博文等歐洲諸國に赴きて制度を  
 稽查し、我國情に適切なる憲法を制定し、終に其發布  
 を見るに至り、翌二十三年帝國議會を開設す、  
**ケンバフリウ** 憲法流 古國流に同じ、ヨ  
 シチカリヲを見よ。  
**ケンバレウ** 玄蕃寮 官名、ホフシマラウ  
 ドノツカサといふ、玄は佛教、蕃は外蕃を云ふ、唐  
 名鴻臚寺、治部省の被官、佛寺僧尼の名稱、供  
 齋、及び蕃客の辭見、禮贊、送迎、及び在京の夷狄、館  
 舍を監督することを知る、開闢頭一人從五位上、後  
 世地下の諸大夫諸道の聖之に任ず、助一人正六位下、  
 大允一人正七位下、少允一人從七位上、大周一人從  
 八位上、少周一人從八位下、史生四人、使部二十人、  
 直丁二人、文武天皇大寶元年始めて設置す  
 貞觀中寮掌一人を置き、後世次官に權官を設く(令  
 義解、三代實錄、延喜式、職原抄)  
**ケンビンヤキ** 元寶燒 尾張國瀬戸

ケンバ

ケンビ

ケンフ

村に於て、陳元寶の製出せる陶器を云ふ、  
 萬治二年支那人陳元寶、朱丹水、李梅溪、僧心慈の數  
 人因亂を避けて、我が肥前國長崎に來りて歸化す、繼  
 川家綱將軍諸侯に命じて陳元寶等を其國に居住せし  
 む、陳元寶は尾張國名古屋に居り、好て自ら陶器を  
 製す、其實は瀬戸の法にして其形貌は舶來の安南と  
 稱する陶器を藍ひて製し、自ら番書を描す、世人稱  
 して元寶燒と云ふ、又瀬戸とも云ふ、其地の工人  
 之に倣ひて製作し、其業を傳へて今に至る(古今陶  
 藝考、工藝志料)  
**ケンビヤウ** 硯屏 硯頭に立て置きて塵を避  
 くる器具、硯屏風の意にて、形狀小さき衝立の如し、  
 金石、青磁、銅漆、漆金等にて製す、もと支那より  
 渡來したるものなり、東坡集に、紫翠屏とあるもの  
 即ち是也、足利氏以來世に行はれ、書院の飾に用ひ  
 らる、御飾記に、書院の飾り様一番に硯屏(中略)硯  
 ばかりは硯屏を置問前へよるべし云々と見えたり  
 (書言字考節用集、雅遊漫錄、調度口傳)  
**ケンフク** 元服 男子始めて頭首に冠  
 を加へ、大人の服を著け、成人となる禮を云ふ、元  
 とは頭首を云ひ、服とは冠をさす、始冠(ワヒカワア  
 リ)冠禮、ナトコニナルとも云ひ、又首服、首飾、初  
 冠とも書す、加冠せし人を冠者と云ふ、眞丈雜記に、  
 「元はハジメ、服はキモノとよみ、幼き者成長して始  
 めておとなの衣服を著るを云ふ」と云へり、  
 賈に依り時代によりて異る、天皇(王朝時代の儀によ  
 れば)には加冠、理髮、能冠あり、加冠は冠を加ふ  
 る者、又引入と稱し、最も其人を重んず、太政大臣  
 之に當り、太政大臣なき時は特に其人を擔任する例  
 なり、加冠の時祝詞を陳べ、訖りて後、又祝詞を陳  
 べ、香と體とを進む、香體は天皇の親祭したまふも



(紙所書繪事行中年)

吉日を擇び、宴を群臣に賜ひ、位階を進め、物を饗  
 ひ、教を行ふ等の事あり、是に於て攝政の任を解き  
 天皇始めて親政したまふ、皇太子には、能冠なく、體  
 を祭ることなく、親王以下は黒帽、祝詞なし、加冠  
 理髮は皇太子以下之を具す、加冠には傳を用ひ、理  
 髮には大夫權大夫を用ひ、親王以下の加冠には德望  
 ある人を選ぶ、納言參議等の子、攝關等貴族の人の

ゲンダ

加冠を求むる時、其第に往きて之を行ふ、攝關の子は殿上にて元服し、天皇親ら冠を授け給ひしことあり、又武士には神社に詣りて行ひし事あり、室町幕府の末、備前家管領を奉ること能はざるものありて、或は家僕を加冠理髪と爲し、或は祖父と父にて之を行へり、鎌倉將軍の元服には、北條氏加冠、足利將軍には管領加冠と爲り、徳川將軍は井伊掃部頭加冠、松平肥後守理髪たり、又一般の冠禮には、冠者、加冠、理髪の間に三獻の式ありて、加冠は冠を戴かしむる時に、微音にて之を祝し更に宴を張る也、○年餘は古來一定せず、概ね天皇は十一歳より十五歳まで、皇太子親王は、十一歳より十七歳まで、臣下は五六歳より二十歳まで、又父祖の例により年餘にて行ひたりき、邦康親王が四十歳、足利義政が三十六歳にて行ひしは、運俗の人なるに由りてなり、○月日は天皇は正月一日より五日、諸臣以下も亦正月に行ひし例多し、又天皇の外は初は夜中にのみ行ひて、白晝には稀なりしが、徳川氏の時に至りては、多く白晝に多くして夜中には極めて稀になれり、而して日時を吉凶を卜ひ定むることは古今一機也、民間にては多く鬼宿日を用ひたり、○神代より見えたるは、後人の異説あり、推古天皇の朝に起れりといふは外國人の説、因より憑信するに足らず、冠禮の書冊に見えたるは、聖德太子傳に、太子が十九歳、崇峻天皇の朝に冠し給ひしを以て始めとすれども、後人の書なれば信難し、蓋し推古天皇の朝には冠を以て位次を定めしことあれば、必ず冠禮と云ふこともありならん、然れども國史に見えたるは、元明天皇和銅七年、聖武天皇皇太子にして元服を加へ給ひしを始めとす、○中世以來皇室陵夷し古例に従ふ

ゲンナ

こと能はず僅に其大體を存するのみなりしが、南北朝以後は四海大に亂れ朝儀廢絶し、皇太子を立つる禮も行ふことを得ざりしが、靈元天皇の朝に至り、初めて朝仁親王を立て、皇太子と爲し、冠禮稍舊典に復せり、其以後近代に至るまで、多少の沿革なきにあらずと雖も、粗此時の式を以て準的と爲せり、而して公卿殿上人の子の元服には、朝廷より御衣御冠を賜ふ習慣なりしが、後世に至りては、唯大臣の子のみ賜ふ事と爲れり、○又近世武士の元服と稱するは、前髪を剃去するを謂ふ、蓋し前髪を剃去すること、足利氏の末、兵士其風の逆上を防ぎしが遂に、武家一般の風となりしと云ふ、故に當時は前髪を剃るを成人の禮として、元服と稱せしなり、然れども、前髪を剃るは専ら兵士のみにて、貴人は猶ほ總髮なりしが、徳川氏の中葉には將軍も亦前髪を剃り、且つ元服の日に烏帽子を用ふる人も平常露頂なるは、從前に異なり、七八歳にして元服するは、前髪を剃るは其後に行ひたり、額直は一に半元服とも稱し、額の角の髮を剃り去るを云ふ、市人も之を行へり、猶留は小袖の脇を塞ぐものにて、亦成人たるを表するなり(古事類苑禮式部)

ゲンバ

をも奉行と云ふ、家を定むることなし(官制沿革略史)

ゲンフ

江戶時代に行はれたる金貨の一種、元文の年作りたるを以て此名あり、○縦五分強横三分強、十兩の價格、元文小判十兩に同じ、○元文小判に同じ、○ゲンアンコパンを見よ(大日本貨幣史)

ゲンフ

江戶時代に行はれたる銀貨の一種、元文の年作りたるを以て名づく、○縦二寸五分強、横一寸五分強、及び縦二寸一分五厘、横一寸一分五厘の品あり、形状常の小判に同じ、裏に文の字の極印を添ふ、品位劣等、小判を折て二分を造りたるに同じといふ、舊金銀貨幣價格表に據れば、十兩の重、三十四兩七分四厘四、内金二十二兩六分九厘八、銀十一兩九分九厘七、餘、雜五厘二、餘とす、○元文元年五月、正徳の改造より世の金銀の數、半を減じ通用に不足なるより改鑄し、同年より文政元年まで、鑄造の年限とす、小判一分金の總鑄造額千七百四十三萬五千七百一十一兩一分、後年之を改鑄したる額千四百二十七萬八千二百五十一兩一分といふ、貨幣(ツラ)へイ(參看)貨幣通考、大日本貨幣史)

ゲンフ

江戶時代に行はれたる銀貨の一種、元文の年作りたるを以て名づく、○縦二寸九分五厘、横一寸五分五厘、

ゲンフ

原、重四十一匁、貨率は凡百分中、銀四十六分、銅五十四分なり、○元文元年五月之を鑄造す、鑄造の地額五十二萬五千四百六十五貫九百目、後年之を改鑄したる額四十九萬千三百貫目なりといふ、同年より文政元年までを鑄造の年限とす、貨幣(ツラ)へイ(參看)大日本貨幣史)

ゲンバ

かた／＼本書の晚出を證するに足れり云々、源平開争記四書範圍に在り、蓋し源平盛衰記の異本にして頗る古體なり、又参考源平盛衰記(四十八卷)あり、參考すべき書なり、近時、史籍集覽本に收む、○源平盛衰記大納言時長とする説普通なれど確證なく、種々の説ありて一定せず(源平盛衰記、群書一覽、源平盛衰記考、國史學)

ケンム

天智天皇の第四皇女、母は蘇我山田石川麻呂の女蘇我額、草壁皇太子の妃にして、文武元正兩天皇の母たり、第四十三代天皇、○齊明天皇七年御降誕、慶雲四年六月文武天皇の崩すや、皇子(聖武天皇)は幼なるを以て、遺詔によりて即位す、はじめ藤原宮に在り、和銅元年に至り平城遷都の策を決し、九月遷平城宮司をおき、三年經營や其緒に付きしがゆゑに、三月遷幸あり、爾來光仁天皇に至るまで七代間の都たりし平城城即ちこれなり、是より先き元年、武藏國より和銅を獻じ、諸國往々にして銅を出す、天皇大に喜び、銅を改めて和銅と稱し、命じて銅錢を鑄造せしめ、和銅開珍と名づく、四年太安慶に詔し、神田阿禮の記誦せる舊辭を撰録せしむ、五年に至りて成る、名付けて古事記といふ、六年また諸國をして風土記を獻せしむ、其今日に存するものは、播磨、出雲、豊後の三國に過ぎず、七年位は皇女元正天皇に譲り、養老五年十二月四日崩す、壽六十一、大和國奈良市大字奈具阪奈保山東陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽、古事類苑帝王部)

ケンム

建武 後醍醐天皇御宇の年號、元弘四年(光嚴天皇正慶三年)正月廿九日改元、二年を経て延元と改む、○後醍醐天皇光武皇帝の年號にて、王壽を諱し、漢室を再興せし年なるを以て年號と爲す、前左大臣在登之を勅申す(勅文部類)

ケンム

建武式目 建武三年に備是國等足利尊氏の諸問に答へたる意見書にして、篇目十七條あり、後世武家の法律として貞永式目と併稱せらる、群書類從武家部四百一巻、經濟雜誌社本第十四輯に收む、又古代法典に收む、最も完全せり、建武式目よ、建武式目はもと貞永の撰の如き者にあらず、唯鎌倉評定衆の遺老二階堂道昭(法名是圓)

ケム

等が、尊氏の下間に對して、政要の一二を答へたる見書に過ぎざるのみ、或は可被撰三近習者事と云ひ、可被撰三近習者事と云ふ如き、皆臣下啓沃の詞にして、曾て音論執達の文にあらず、その自跋にも諸論を蒙り、和漢古今の訓讀を披ひ、粗言上書とあるをや、さて愈々式目法律にあらざるを知る、要するに一篇の封事にして、式目法律の體にあらざる、然るに京都將軍家譜に、延元元年十一月定建武式目十七ヶ條と記し、又大日本史にも尊氏傳に、命三僧是圓玄、定憲令十七條、謂之建武式目、など記したるより、近來の學者も、大抵建武式目を以て、尊氏が將士の爲めに下したる憲令とせるは、いかにぞや、又建武以來追加に、式目式目と云へる所あれど、皆貞永式目を指すものなり、建武式目の名稱に至りては、當時の書には嘗て見えたる事なし、よし其名はありともその式目を作りしは、建武三年十月後醍醐天皇御山より遷幸ありしを尊氏の計らひにて花山院に押し籠め奉りし翌月の事にて、尊氏等の専ら武家の世に復すべき計畫中の所爲なりしなり、倫約強盜土倉賄賂禮節守護等のことにて記せり、大内家聖書に、諸人郎從受領並諸司助事、築山殿御代已來、聖武停止之處、近年假令任條、太以不可然也、那從任官事、建武式目分明也、雖然當時都鄙不及其沙汰之間、不能御禁制也とありて、所謂式目の追加を直に何年式目とも云へる如く、建武年中の追加をいへる者也、この十七條の建武式目は、曾て世に頒行せしものにあらず、されば法制にもあらず、刑典にもあらず、宜しく降して足利尊氏の傳記中の一史料となすべき性質のもの也と云へり、

ケムチウコウ

建武中興 元弘二年三月後醍醐天皇北條氏を圍らんとて成らず、高時

ケム

の爲めに隠岐に遷され給ふと雖も、護良親王は吉野に起り、楠木正成赤坂城を復し、近畿義兵大に起る、冬畿内の義兵山崎に至る、三年二月鎌倉の大軍西上し、阿曾治時河内に至る、大佛高直は和和に、名越宗教は紀伊に向ふ、時に四條隆良及び正成等播磨津波邊に屯し、尋て赤松圓心は播磨に、河野の族得能通綱、土居通増は伊豫に起り、山陽南海風動す、而して尊良親王また土佐を過る、閏二月下旬天皇侍臣六條忠顯と俱に隠岐を脱して、伯耆船上山に幸して名和長年による、諸國傳聞して勤王の軍並び起り、長門の警固北條時直伊豫より敗れ還る、備西には菊池武時阿蘇惟直探題館を襲ふて克たず、武時戦死す、肥前の人尊良親王を奉じて彼奔に起り、松浦兼之に應じ、鍋田風動す、天皇軍制を授けて京師に入らしむ、五月忠顯男山に、圓心山崎に屯す、時に六波羅兵軍し、鎌倉名越高直高直高直二將を遣す、未だ至らざるに、陸奥結城宗茂を奉じて白河關に起る、既にして高家高氏攝津丹波の關路より進ましむ、高家鳥羽に敗死し、高氏俄に歸順し、八日總軍六波羅を陥る、北條仲時益新主兩上皇を奉じて近江に走り自殺す、高氏六波羅に入り、奉行所を設けて諸國の兵を召す、官軍新主兩上皇を擁して京に歸り、治時高直等降と合して、赤松守時を敗り、守時自殺す、二十二日高時自殺し北條氏滅ぶ、小貳貞經大友貞宗島津貞久兵を合せて探題館を攻む、赤松英時自殺し、北條時直降る、是に於て諸國悉く平く、天皇二條道平近衛経忠を左右大臣とし京師の政を委任し、新主の官爵を削り、尊良親王藤原等を流所より召し還す、六月五日天皇京師に還御す、重祚の儀を用ひず、護良親王の如し、護良親王を征夷大將軍に任じ、義良親

ケム

王を陸奥に、成良親王を鎌倉に遣はし、東北を鎮撫せしむ、北條一族の色を没收し、諸國の亂に乗じて土地を侵領する者を禁じ、記録所、難決斷所を置き、公卿を頭人とし、公武の人を寄人とし訴訟を裁決し、田邑の事を處分せしむ、大事には天皇親ら之に臨み給ふ、又六波羅奉行を停め、侍所所武所を置き、新田義貞を武所頭人とし、分番宿衛し、二條師基を太宰權帥とし、公武の功臣を國守に任じ、以て守護の權を殺ぐ、朝廷復國白を置かず、吉田定房破格を以て内大臣となし、大納言高里小路官房と大政を佐け、八省卿の任を重くす、尋て建武と改元し、年中行事を撰し、武臣衣冠の制を定め、幣幣を制して用度なを贖し、鑄錢司を復して乾坤通寶を鑄る、將に大内を遣營せんとし、諸國に課し、莊園保の地頭以下より、收入二十分一を出さしむ、天下の政盡く京師に聚る、是を建武中興とす、然れども其後の施政宜を得ず、僅に三年にして足利尊氏叛し、國內大に亂れ南北分立を見るに至れり(國史史)

ケムネチウキヤウジ

建武年中行事 三卷、詳書類從卷八十五、經濟雜誌社本第五輯に收む、正月元日の四方拜を始め、十二月晦の追儺に至るまで、一年中朝廷にて行ふ恒例、公事を國文にて記したるものなり、もとは先皇御沙汰抄、後醍醐院御抄、或は御抄抄と稱し、一定の體裁なかりしが、江戸時代以後建武年中行事と定まれば、蓋し建武帝年中行事の意ならん、建武元年(應永三年)の奥書に、此年中行事者、後醍醐天皇製作也と見え、文明十七年の奥書にも、後醍醐天皇製作也と見えたり、享祿五年の奥書には、此一帖北畠准后著作也と記し、蓋し義知略解の序には、建武年中行事者、後醍醐前帝制作、而北畠一位源准后入道、奉後

ケンモ

王輪命、今惟撰一焉、而採官府之故事、據諸書之遺例、審察用捨、尚古今、已書成畢、實可備予公事政要之龜鑑之書也とありて、或は親房卿の撰とし、或は其取捨校定をへたるものといへり、されど、他に確證もなく、本書の序にも、しきのうち、はたとせの春秋をおくりむかへてとあるは、臣下の筆にあらず、かつ白馬館會親族拜の註に、今のよは、みなたつなり云々、石清水臨時祭の註に、今の代にぞ行はれけるとあるは、臣下ならば、今の御代とかきめべきな、今の代とかいせ給へるを併せ考ふれば、親房卿の撰とせるは、誤傳なるべし、其率、後王輪命、今惟撰一焉、といへるは、蓋し正平七年の奥書に、親房卿勅命を奉じて、此の書を消書せられし事の見えたるに依りて、思ひ誤れるならん(建武年中行事詳解)

ケンモツ

監物 中務省(ナカツカサシヤウ)を見よ、

ケンヤウダウ

顯陽堂 大内親實樂院九堂の一、大書會、五節會、射禮、講義、讀歌の儀此前に於て行はる、開門外東堂ともいふ、豊樂殿の東南、栖雲樓の南、長三十九間、横二間、東西に各五箇所の三級の石階あり、承觀堂と相對す、元日節會の時、不昇殿者の席とし、若蕃客あらば其席をこの堂に設く、七日節會には、四位五位の席とし、射禮の時、諸大夫の座を之に設く、拾芥抄、大内親實考證)

ケンヤヤキ

乾也燒 三浦乾也の創製したる陶器、樂燒の一種、天保年間三浦乾也始めて之を作る、乾也は京師の人、江戸に移住して樂燒を事とす、尾形乾山の陶法を撰して製す、初め元禄年間樂燒工破笠といふものあり、好て樂燒の草花小蟲等を手製し、之を漆器中に嵌して塗りたる

ケンユ

もの著名なり、乾也之に倣ひ樂燒を以て動植物を細少に製造す、甚だ真に逼る、一時世に行はる(古今陶藝考、工藝志料)

ケンユ

見輪 王朝時代現在に課役を輸すをいふ、課戸(クツコ)を參看、

ケンヨ

源譽 名は存應、普光親和國師の號を賜ふ、俗姓は由木氏、武藏由木の

ケンラウウシ

元老院 明治政府の職制、議院にして凡そ新法の制定、舊法の改正を議定することを掌る所、また立法に關する建白書を受理す、正副議長、議員、幹事、正權大少書記官、大少書記官あり、明治八年四月、左右兩院を廢して本院を創置し、院を太政官代中、元老院に置き、七月開院式を行ふ、初め維新の際、左院を置き、議院とし、右院を置き、法案の起草を爲さしむ、是に至て廢す、天皇御詔旨あるを例とす、爾後屢々職制及び官制等の改訂あり、明治二十三年議會開設に付き廢院となる(法令全書、明治政史)

ケンリンカク

乾臨閣 大内親實泉苑正殿の名、三代實錄に乾臨殿に作る、天皇臨御の正殿にして、所在儀違等詳かならず、然れども、御座及び、皇太子親王大臣以下參議以上の座を設くるが故に、宏大なるを見るべし、又屋上に瓊尾あり、軒外に欄檻あり、前に石階あり、左右別に欄あり(拾芥抄、大内親實考證、平安通志)又豐樂殿の舊名、アラクテンを見よ、

ケンリヤク

建曆 順德天皇御宇の年號、承元五年三月九日改元、代始に依てなり、二年を経て建保と改む、尚書考證に、天地開闢、元曆記名、月首甲子冬至、日月如懸盤、五星若綴珠、とあるに據る、文章博士兼讀史藤原光範之を勅申す(元祿別錄)

ケンレイモン

建禮門 大内親實樂院の門、律令の所謂宮門の内にて、青馬陣ともいふ、青馬陣會を此門前にて行ひし故に名づく、又射禮及び相撲も此門前に於て行はる、又奉幣も行はれしといふ、内裡の南に在る故に南端門と云ひ、外廓に在る故に外門とも云ふ、拾芥抄に、建禮門、云々、内裡の南に在る故に南端門と見えたり、内裡の南、正面に在り、内郭の承明門に相對し、相去ること十丈、桓武天皇延暦十三年宮城經營の時、伯耆國之を作る、大さ五間、戸三間、瓦屋兩下、方樓粉壁、壇は圓に、鏡石の石版を以てし、石階三級、南面に五間の出廊あり、東西の築塙各三十九間、其兩端に、春華、修明の二門あり、門外の東西に伏舍を設け、會前に炬火を燒き、左右の兵衛之を警護す、伏舍、年中行事書に、朝觀行幸、及射禮、建禮門外、四伏舍圖、東西二間、南北三間、于午建之、檜皮屋方樓、東面中間裏戸左右間、上壁檜子、下粉壁、三面壁粉壁、東散之とあり(大内親實考證)

ケンレイモン

建禮門院 平

ケンレイモン

建禮門院 平

ゲンロ

は贈左大臣時信の女時子、後白河天皇の猶子... 高倉天皇の皇后、安徳天皇の御母、承安元年十二月二日従三位に叙せられ、同廿六日女御と爲り、同二年二月十日中宮と爲り、養和元年十一月廿五日院號、壽永二年七月四海に赴き、元暦三年五月一日尼と爲り、文治元年四月歸京吉田に著し、此夜直に出家す、建保元年十二月十三日薨す、年五十九山城國愛宕郡大原村大原西陵に葬る(女院小傳、陸奥一覽)

ゲンロク

元祿 東山天皇御宇の年號、貞享五年九月卅日改元、代始を以てなり、十六年を経て寶水と改む(國朝通志)、以仁守位、以孝奉先、新編通志、下、佑神昭徳、嘉祿三聖元、聖德皇極、天孫無疆、靈林尤絶、萬葉其昌、とあるに據る、文章博士菅原長顯之を勅申す(國朝年號誌)

ゲンロクイチフキン

元祿一分金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、形は長方、縦五分、横三分五厘、凡て慶長一分金に同じきと雖も、背に元の字の添極印あり、一分金十兩の價格は、元祿小判十兩に同じ、凡て元祿小判に同じ、ゲンロクイチフキンを凡て見よ(大日本貨幣史)

ゲンロクオホバン

元祿大判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく、又元祿金ともいふ、縦五寸強、横三寸一分五厘、貨幣通考に、金には銀を和し、銀には銅を和し、金銀の本質は、其半分にして、程色粗悪なり、然れど其重は元の如しといへり、舊金銀貨幣價格表に據れば、一枚の重さ四十三匁九分五厘強、内金二十二匁九分強、銀十九匁七分強、雜一匁三分四厘強とす(貨幣誌)、重さ四十四匁一分、正金二十六匁六分一釐五毛四糸、銀十六匁二分五釐三毛九絲、

ゲンロ

銅一匁二分三釐七糸、位八十四匁餘、吹立高二萬二千三百枚と見え、金銀通考に、重さ四十四匁二分と見ゆ、形状及び面は慶長大判に同じく、背に元の字の添極印あり、元祿八年九月通貨の品格を改めて之を鑄造し、八年より十一年まで之を鑄る、其鑄造の總額三萬七千九百五十五枚、享保十年十二月に通用を停む、貨幣(クラ)へ參看(大日本貨幣史)

ゲンロクキンギン

元祿金銀 江戸時代に行はれたる金銀貨の一種、元祿年間鑄造す、元祿新金銀ともいふ(大日本貨幣史)

ゲンロクコバン

元祿小判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、又元字金ともいふ、江戸座(江戸にて鑄造)、京都(京都にて鑄造)小判の二種あり、江戸座は、縦二寸三分五厘強、横一寸二分五厘、京都座は、縦二寸三分強、横一寸二分五厘、舊金銀貨幣價格表に據れば、小判十兩、重さ四十七匁二分九厘強、内金二十六匁六分八厘強、銀二十匁四分二厘強、雜一分八厘強とす、形状及び面は、慶長大判に同じ、只背に元の字の添極印あるの差のみ、元祿八年九月月之を鑄造す、同年より寶永七年まで、小判及び一分判鑄造の年限となす、小判一分金、二朱金の鑄造高總額千三百九十三萬六千二百二十兩一分、後ち之を改鑄したる額千三百二十一萬三千九百四十三兩三分二朱なりといふ、享保三十年十月に至り、小判及び一分金の通用を停む、凡て二十四年間通用せり、貨幣(クラ)へ參看(大日本貨幣史)

ゲンロクチャウギン

元祿丁銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、形状等凡て慶長大判に同じ、只だ元の字の添極印あるの差のみ、縦二寸五分五厘、

ゲンロ

風、横一寸強、重三十四匁六分、貨率は凡百分中銀六十四分、銅三十六分なり、元祿八年九月月之を鑄造す、同年より寶永三年まで之を鑄造し、其鑄造の總額四十萬五千八百五十匁目あり、貨幣(クラ)へ參看(大日本貨幣史)

ゲンロクニシユキン

元祿二朱金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、形状等一朱金に同じく、長方なり、縦四分、横二分五厘、價は一分金の半に當つ、而して其價格は十兩と、元祿小判十兩と同じ、元祿十年六月晦日之を新鑄す、鑄造の總額二十萬兩、元祿十年より寶永七年までを鑄造の年限となし、寶永七年四月通用を停む、舊記に據れば、是より以前甲斐に於て、既に二朱金を鑄造せりといふ、貨幣(クラ)へ參看(大日本貨幣史)

ゲンロクマメイタギン

元祿豆板銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、慶長大判に同じ、凡て縦八分、横八分、重六匁三分、元祿八年に鑄造す、凡て元祿丁銀に同じ、ゲンロクチャウギンを見よ(大日本貨幣史)

ゲユ

解由 解由(ゲユ)を見よ、ゲユジャウ 解由狀 後醍醐天皇御代内、任期充ちて其交替の際に、任官中公事の取扱上毒末も憚念なりし由を請して、新任の人より、前司に渡す書付の名、又略して單に解由とも云ひ、又「トタルヨシ」とも云ふ、史上に多く見ゆるは國司解なれば専ら之に就て述べし、解由狀交付の期限は新任官の裝束及び行程の日數を除き、官符下りてより百二十日以内とし、之を更に六分して、四分を付領の期(舊記)を云ふ、一分を所執、一分を辨寫印

ゲユジ

の期とす、此期限内に新司は、前司に付きて諸帳簿の檢査を爲し、任中の調庸雜米より其他の缺負未納を辨濟し、官舎の修理、公解の出舉等憚念なきを見、且倉廩の丈尺と、容納の物質とを准量し、筆法によりて一番の相違なきを知り、然る後に前司に解由狀を與ふ、若し之に未納憚念の事あれば、不與解由狀を與ふ、國司の交替には事務引繼をなすべからざれば、大化に國司を制定せる頃より在りしならんも、明文の訓詳かならず、書に見えたるは、延暦交替式の天平五年四月五日の官符に、交替官人付解由狀一事とあるを始めとす、和銅靈龜の頃より、漸く國司の制亂れ、天應延暦の頃に至りては、國司の地利を食り、官物を掠むる事甚だしく、從て調庸雜物の缺負未納年々多きを加へ、交替の日に當りても、其期限内に缺負未納を辨濟する事能はざるもの、續々出で來り、新司より前司に對して、解由を與ふる事能はざるに至りしを以て、解由狀の替りに、缺負未納あるを以て解由狀を與ふる能はず云々と書付を作り、前後の兩國司とも之に連署し、右記載の件々相違なきを證明し、以て前司に渡す、前司之を携へて入京し官に收む、之を不與解由狀、若くは不與前司解由狀と云ふ、この狀なくば前司入京するを得ず、この事の書に見えたるは三代格大同二年四月の官符に、前後國司共署不與解由狀事とあるを始めとす、是より先き解由狀授受につきて不正あるを以て、延暦の頃より勸解由使(カゲユシ)を見よ、を發して之を檢せしめられたり、大同以後には交替の際、解由、不與解由狀につきて紛争を生じたり、故に大同二年弘仁二年四年天長元年寛平六年等に屢々之に關する制を出せり、寛平七年新司任に赴くも、直に解由狀を與へず、期限満るに及びて前司に示すを

ケライ

以て、前司之を檢査するに日程なく、遂に其署を進めず、爲めに紛争を起す、こと多きを以て、交替期を六分とし、四分を付領の期、一分を所執の期、一分を辨寫印の期と定め、然るに猶前司若し新司疾病事故により、交替延期を願ふもの再三に止らざりしを以て、延喜二年制して一度の外許さず、十六年國司解由狀を進めざるも、宣旨によりて任符に請印する事を許す、天曆三年に合して解由狀三通を納めしむ、然れども、國司等交替延期を請ふて解由狀を出さず、藤氏權を得てより、多くは族人を以て、諸國の國司に任せしより、種々の弊を生じ、解由の制も行はれざるに至り、(續紀、交替式、延喜式、三代格、大森金五郎氏)解由狀不制也

ケライ

家禮 始めは公卿等の攝政家の禮式を用ひる人を云ふ、後世は家來又家類と書して從者を云ふ、貞丈雜記に家禮と書き、家の禮とも云ひ、五攝家の家より分れ出たる公家來、其外家柄繼ぎ公卿來、攝家へたやすく出入して、禁裏の政事の故責を習ひ申す爲に、其家を頼みて、出入する人を家禮と申す也、今家來又は家類と書くは共に家禮の誤したるなり」と云ひ、南留別志には家類は家類なりと云へり、

ケライ

下臈(下郎) 臈を積む事の短きもの、即ち身分の卑き者をいふ、臈とは階級か安居を一臈として功を積みたる年を數ふる語なりしか、移りて一般に用ひらるゝに至れり(繪本フアラフ參看すべし)即ち其人の地位階級等によりて下臈女房、下臈藏人、下臈御隨身、下臈法師等(其他類推せよ)の名あり、下臈女房は即ち身分の卑き女房にて、源氏物語に「こなたの對の北面にすゝみける下臈女房の、このさうじは、とみの事にて、あけなからおりけるを」

ケライ

鼓 征戰に用ふる具の名、皮鼓を云ふ、喧を鎮むるなり、神功皇后三韓征伐の時之用ふ、後世には戰陣に大鼓を用ふ、木曾義仲北國合戦の時大鼓を用ひ、義經宇治の戦下知の聞えざる故に平等院の御堂より大鼓取り寄せ、失倉の下にて打ちし、と源平盛衰記に見えたり(和名抄、軍用器)

ケライ

戸 大賣令、戸籍編成上、戸主と其他の家口とを包含せる家を云ふ、戸主は又戸頭とも云ひ、即ち家長なり、戸令に、凡戸主以家長爲之とあるもの是なり、家口又は戸口は、一戸内に於ける戸主及び家族を云ふ、戸内に課口あれば課戸、課口なきを不課戸と云ふ、又一戸内に二家以上を包含する場合に、全戸を郷戸、別家を房戸と云ふ、續紀、クラコ、「クラコ」を參看すべし(大日本古書)

ゴ

御 婦人を尊稱していふ詞、御前の略とし、或は御息女の略なりとも云ふ、本朝文粹(慰小男女詩)に、徒跣彈琴者、圓卷稱三辨御(俗謂貴女爲御、蓋取三夫人女御之義也、藤相公兼辨官、故稱其女也)と見え、大和物語に、弘徽殿のかへに、伊勢の御のかきつけけるしまた、承香殿にありけるいよごなけさうしけりなど見え、河海抄に、古後御達(白氏文集、日本紀)後漢書註鄭玄註禮記云、后之言後、言在夫之後、故以女謂後達と見えたり。

ゴア

臥亞(五和) 印度國西海岸の一國、西は亞拉比亞海、北は俄奴兒、東は坎巴夷、南は柯枝に接す、葡萄牙の所領に屬す、慶長十六年(一六〇九)に來り、貿易を營む、此年九月、徳川家康朱印を賜うて曰はく、五和使者、黒船を來朝せしめんと欲す、敢て異なるなし、商賈以下敢て前規に違はざれと、爾後時々來朝したれども、元和七年以後に至りて中絶したり(采覽異言、五事略、野史、萬國地誌)。

ゴアゲ

小揚 江戸時代、年貢米を藏納の時、陸揚げ、或は運使の米を量り、或は使配り等を爲す者をいふ。

ゴアチシフ

小蔭集 古今和歌集をいふ、コキンワカシフを見よ。

ゴアツカリ

小預 御厨子の役名、ミツシドコロを見よ。

ゴイ

五衣 イツ、キヌを見よ。

ゴイシ

御椅子 「イシ」と訓み、「イス」とも、儀式等の時群臣の拜を受け給ふ時に天皇の著御し給ふ椅子、是を「ゴイシ」と云ふ、當は紫宸殿と清涼殿との殿上の間に設けらる、清涼殿なるは紫宸、紫宸殿なるは黒檜にて、懸掛あり、大鏡に、御椅子として、殿上のおくさかみに、たてられ侍るなり、

ゴイシ

したんにてつくられ侍るなるを、むかし字多のみかど王侍從などきこえて殿上人にておはしましける時、殿上のごいし(御椅子)の前にて、業平の中將と相とらせ給ひける程に、御椅子に打ちかけられて、勾欄折れにけりしと見えたり、毎夜藏人御椅子に覆を爲す、之を椅子覆と云ふ、塵よけの爲めなり、蘇芳色の練絹にて、夜は椅子におほひをかけ、晝は撤して、神間の竹垣に掛け置きなり、朝夕出納の掌所なり○微古圖録に、南殿御椅子、綿地朱漆、金物金流金、麝香草毛彫、菊花は散し也、腰のすかし青塗、間毎に九本づゝ立る、御坐雲、行事官調遣、殿上御椅子、黒塗寸法一回り大也、出納調遣と見えたり(後名抄、樂部抄、同指抄、釋義禁殿抄、大内裏圖考證)。



ゴイシカハモン

小石川門 關原江戶城郭門の一、今の砲兵工廠の前に在り、正保御國繪圖には、小石川口とあり、寛政四年七月焼失後渡槽の遺蹟なく崩壊門となる○江戸志に、此橋づめに、永樂引換所ありしより永樂門といふよし(へど、他に見えざれば疑はし○門衝は、萬石以下三千石高勳番、三箇年、番士三人羽織着、武器は、鐵砲五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く(御府内備考、殿居書)。

ゴイシカハヤクエンアギヤウ

小石川藥園奉行 江戸幕府の職名、ヤクエンアギヤウ

ゴイシ

見よ、  
ゴイシキン 碁石金 古金の名目、小き金塊になりたるものをいふ、金丸の類ならんか、キンノマルカセ(金銀圖録)  
ゴイシハラヤキ 小石原焼 中野焼(ナカノヤキ)を見よ、  
ゴイタカ 小以高 小計部ち小をいふ、全體の總合計に對し其内の一部分の高、以は物を集め止たる義、内にて小く集るといふ義、則小以集高の省略なり、地方凡例録に、假令高三百石の村、上田高八百八十石中田下田八百二十石、都合合三百石の處、幾口も合計して八百八十石に成りしを、小以高八百八十石と認め、中田下田も同様にて、都合にて合高三百石と認め、都て内の小を小高といふ、勿論高に限らず、米金其外諸品も有るを内にて立たる所を小以と書き、小といふことなりといへり、

ゴイタジキ

小板敷 禁裏南面の小庭より殿に昇る處に、版を敷きたる處をいふ、清涼殿南庭の殿上、東方の南に在り、紫壇の疊を敷き、職事の侍ふ所とす(アンジャツノマ)参看、中右記に、大治五年十月九日、頭中將宗能拜賀、於射廳、奏事由、拜舞の後、給海船御寄、隨身、昇從、小板敷、渡殿上、著典座大盤(中略)是下官、藏人頭時作法也(上高頭作法、如此類)民部卿忠教卿、一日被、談云、予成藏人頭之時、故俊明卿、被、教云、藏人頭、不論上下、初參、並三々日參時、昇、從、香祝、可著、端座、頭座程也、申吉書、時、昇、小板敷、或著典座、者、此就最可、用也、但去承徳二年、予成藏人頭時作法、著典座了、仍今日只知我作法也と見えたり(大内裏圖考證)。

ゴイタタキノモチ

子戴餅 産後七夜の祝に産婦に供する五色の餅をいふ、貞丈雜記に、子戴餅(貞丈按)に、粉いたゞきを如此云歟、四條流歌方口傳書云、産立の祝産養とも云也、産神棚(備へ置産婦へ七夜に祝はせ申也、折五合に五色の餅を盛五合備也、略義には折二合なり、其外に置産置島も備る也、餅のかい敷には、松の葉根盤を用ゆ、餅の上にも何も蟻を作訪る也、五色の餅は白は米の粉、黄は豆の粉、青は油の葉の粉、黒は胡麻、赤は小豆の粉也、是にて五色也、折二合に盛時は、五色を盛合也、産婦へ五色の餅を一獻(一五度)に居る、段々引替る也、勿論餅子も一獻(一六度)に内納出七獻目に薦煎り是を式の着と申也、又折二合にする時の祝には、初獻引渡二獻の時二合の折、三獻目に餅の物出る也、此餅を子戴の餅とも申也、貞丈云粉いたゞき也、五色の餅をいたゞきなりと見えたり、

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

ゴイチ

の餅(貞丈按)に、粉いたゞきを如此云歟、四條流歌方口傳書云、産立の祝産養とも云也、産神棚(備へ置産婦へ七夜に祝はせ申也、折五合に五色の餅を盛五合備也、略義には折二合なり、其外に置産置島も備る也、餅のかい敷には、松の葉根盤を用ゆ、餅の上にも何も蟻を作訪る也、五色の餅は白は米の粉、黄は豆の粉、青は油の葉の粉、黒は胡麻、赤は小豆の粉也、是にて五色也、折二合に盛時は、五色を盛合也、産婦へ五色の餅を一獻(一五度)に居る、段々引替る也、勿論餅子も一獻(一六度)に内納出七獻目に薦煎り是を式の着と申也、又折二合にする時の祝には、初獻引渡二獻の時二合の折、三獻目に餅の物出る也、此餅を子戴の餅とも申也、貞丈云粉いたゞき也、五色の餅をいたゞきなりと見えたり、

を以て専横甚だし、天皇在位二十年、改元四、長元九年四月十七日崩御、御壽二十九、火葬して京都市上京區吉田町菩提樹院に葬る、天皇廟の文藻あり、大江學周につき學べる、在位中民を勞ひ給ふ、葬るに及び役夫相語て曰く、二十年間我府を息はすもの今力を效さるべけんやと(紹運錄、大日本史、陸奥一覽)。

ゴイチデウドノ 後一條院 藤原爲光(フナハラノタメミツ)をいふ、  
ゴイチテウノサタイジン 小一條左大臣 藤原尹(フナハラノヨシタカ)をいふ、  
ゴイチフギン 古一分銀 天保一分銀(テノゴイチフギン)を見よ、  
ゴイチヤ 濃茶 染色の名、茶色の、こきものをいふ、  
ゴイツキ 小一投 一向宗一機(イツカワシユツノイツキ)を見よ、  
ゴイチテウチ 小出氏(丹波國郡) 姓は藤原、小出吉政の二男吉親より出づ、慶長十八年兄大和守吉英、封を分ちて但馬國出石三萬石を吉親に分與す、元和元年大坂の役、兄と共に東軍に従ひ首六十七を切る、五年十二月兄吉英出石に移るを以て、吉親もまた封を丹波國郡に移さる、寛文七年六月三石を義子十郎右衛門吉直に、二十石を次子百助吉忠に分封す、八年三月、修理亮吉重各二十石を次弟健股介及び三弟宮内、千石を四弟主殿に分封す、寶永二年四月大學英貞千石を次子十郎英治に分封す、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

秀政 吉政 吉親 英知 英利 英貞 英持 英常 英筠 英發 英教 英尙 英延

ゴイチテウチ 小出氏 姓は藤原、二階堂家の支流、二階堂山城守行政九世左衛門尉時氏、信濃伊奈郡小井手莊に住せるを以て小出氏を稱す、其玄孫小出左衛門太郎新重尾張愛智郡中村に移住す、其嫡孫小出甚左衛門秀政といふ、幼年より豊太閤に仕

コイテ

へ一字を賜ひて秀政と名づく、天正十三年和泉國岸和田城を賜ひ三萬石を領し、從五位下播磨守となる、秀政四子あり、長子大和守吉政、文祿四年但馬國出石城を賜ひて二萬石を領し、秀吉の薨後、關ヶ原の役二男遠江守秀家を遣して徳川家康の軍に従はしめ、吉政は父秀政と共に石田三成に與し、丹後の細川氏を攻む、蓋し豊臣氏に對する情誼上、坐視するに忍びざるによる也、戰後秀家の功により、父兄の本領を安堵す、吉政の嫡男吉英、秀政の死後但馬出石城に在り、慶長十七年二月大和守に任じ、吉政の卒後繼で岸和田城に移る、十九年冬大阪の役に従ひ功あり、元和元年夏役に首を切る百十七級、五年十二月出石城に移封し五萬石を有す、其孫英増元祿九年十月二十三日病で卒す、嗣子なきを以て除封す、秀家の後は秀政の三男大隅守三尹嗣ぎ、家康に仕へ、和泉國一萬石を領す、有宗、有重、重繼を経て、重守に至り元祿六年六月卒し、嗣子なきを以て家統絶つ、藩論、武藏、徳川加除封録、

コイテヒデマサ

左衛門、法名本光院隆雲日政といふ、關原政重の子、關原尾張國中村の人、豊臣秀吉と同郷たるの故を以て、深く親昵せられ、和泉國岸和田城を賜うて三萬石を食み、播磨守と稱す、秀吉秀頼を生むに及び、秀政並に片桐且元の二人を以て其傳たらしめ、既にして秀吉病革るに際し秀政且元の二人を召し、遺囑するに、徳川氏に信賴して、豊家の無事を圖るべきを以てせりとはいへり、歳子もなくして庚子の亂起り、



(押花 政秀)

人なを以て其傳たらしめ、既にして秀吉病革るに際し秀政且元の二人を召し、遺囑するに、徳川氏に信賴して、豊家の無事を圖るべきを以てせりとはいへり、歳子もなくして庚子の亂起り、

コイト

徳川家康の東征の途に就くに際し、秀政會々老病に臥せるを以て、二男秀家に兵を附して之に従はしむ、尋て石田三成の細川廣實を田邊城に攻むるや、秀政に促すに出兵の事を以てす、秀政、豊臣氏に對する名分の上に於て辭するを得ず、長子吉政を出して之に應ず、亂平々の後秀家の軍功によりて、其罪を宥免せられ、本領を安堵し、慶長九年三月卒す、年六十六(藩論、野史)

コイトメ

小糸目 江戸時代金銭を量る名、糸目の中をいふ、イトメを見よ、

コイネズミ

濃鼠 染色の名、れずみ色の、さしのをいふ、ネズミを見よ、

ゴ井ノクラウド

五位藏人 藏人所(クラウド)コロの職員の條を見よ、

コイハナイロ

濃花色 染色の名、はないろの、さしのをいふ、ハナイロを見よ、

コイハナダ

濃縹 染色の名、はなだ色の、さしのをいふ、ハナダを見よ、

コ井

後院 天皇御在位中に、御讓位後の御在所に宛んが爲め、豫め定め置き給へる御所をいふ、即ち天皇御代毎に離宮の内を撰びて、御讓位後の本所と定めたる處を、御在位中のみ稱するものなり、即ち御在位の間は後院、御讓位後は仙洞となるものなり、今左に後院の重なるものを示す、

Table with 2 columns: 院名, 所 在 天 皇. Lists various imperial residences like 冷泉院, 河内院, etc.

コウ

堀河院 京都二條南、堀河東 四條、一條大 京都一條南、大宮東 一條、後一條、鳥羽殿 山城國紀伊郡鳥羽 後一條、五條後 京都五條坊門南、五 條北、大宮東、堀河東 不明、石原院 不明、仙洞下 京都堀河(土御門殿 御所) 正觀町より孝明迄

後院を置かれしは、嵯峨天皇を始めとす、拾芥抄に「冷泉院、大炊御門南、堀河西、嵯峨天皇御宇、此院累代後院、弘仁亭、本名冷然院云々、而依天災、改三松字、爲、泉、天曆御記者、改冷然爲冷泉也」とあり、此の文は簡單に過ぎて、充分に意味通ぜぬが、嵯峨天皇の御宇に冷泉院を後院に定められ、一名を弘仁亭と云ひしとの義なるべし、又類聚國史に、弘仁八年四月冷然院に幸すること見え、其後屢々行幸せられし等より考ふれば、弘仁中遷營せられ、後院と定め給ひしものならん、蓋し嵯峨天皇は、桓武天皇の第二皇子なるが、皇兄平城天皇の勳により、天位に登り給ひしを以て、大同四年四月平城天皇の皇子高岳親王を立て、皇太子とし給ひしが、弘仁元年藤原子の亂により、高岳親王は廢せられたり、然れども、皇兄の恩に對して憐れしと見え、皇子を立てさせられず、皇弟中務卿大伴親王を皇太子となされたり、故を以て天皇は夙に位を讓らせ給ふ御意志あらせしを以て、御在位中に離宮を造營せられ、後の隱居所を定めたまへるものなるべし、後院の名の正史に見えたるは、類聚國史に、仁明天皇承和二年三月癸丑、以備前國野郡空閑地百町爲後院勅旨田ことあるを初めとす、朱雀院も同じく此の際に造營し給

コ井

ひしものなるべし、爾來兩院は引續き累代の後院となりしが、藤原氏權を專にするに及び、自己を利せんが爲めに、自分の第宅を宏大壯麗に築きては獻上して後院とし、後院領等をも左右し、權力と實力とを併せ有するに至り、後院の數も自然に右表の如く多くなれり、白河天皇は後三條天皇の意志を繼ぎ、御讓位後院中に在りて政を行ひ、院宣院下文は宣旨官符よりも重ぜらるゝに及びて、後院の制一變して、上皇院中に在りて政務を御覽せらるゝ間は、後院を置き給はざるに至れり、即ち堀河、鳥羽、崇徳、近衛四天皇は、白河鳥羽兩上皇の院政中なりしを以て後院を置かれず、後白河天皇は御親政なりしを以て、保元元年十月後院を置き別宮を補し、二條、六條、高倉天皇は後白河上皇の院政なりしを以て、後院を置かず、治承三年十一月平清盛法皇を鳥羽離宮に幽するや、直に後院を置き、治承四年二月後白河法皇再び政務を執り給ふや、安徳天皇及び後鳥羽天皇の初年は置かれず、建久三年三月後白河法皇崩じ、政を親らし給ふや、後院を置かれたるが如し、以後皆此の例にて御親政の時にのみ置くことなれり、院司ありて後院の事を掌る、後には上皇崩御の御送葬御佛事等のことを與るに至れり、別當二人若しくは三人、公卿一人若しくは二人、四位五位のうち一人を補す、預二人、三分以上の人を補す、應藏人三人、二分の人を補す、又寄人仕丁等あり、寄人は専ら公文を掌る、後世は別當六七人の多きに及び、預は三人又は一人、藏人は二人又は一人の場合あり、古くは後院司は御讓位後は多く院司に補せられしが、後世は全く反對となりて、院司を以て後院司に補せらるるに至れり、何れも宣旨を以て補す、仁孝天皇以後は職制大に變じて後院北向來、後院藏人、後院侍等

コイン

を置きたり、人數は一定せざるが如し、御所御在位中にも時に供御を奉り、行幸には警備を備へ、院庭始に樂を進め、御讓位には御服料所且つは、御費用等を助くる爲め、所領を後院に寄せられたり、仁明天皇承和二年三月癸丑、備前國御野郡空閑地百町を後院勅旨田とし、これより漸次美濃、河内、大和、近江、攝津、尾張等の地を寄せられ、後一條天皇の後院領處分狀には、朱雀院冷泉院石原院五條院福地御牧會賀御庄、神崎御庄、廣見御庄等を後朱雀天皇後院領としたること、平範國記に見えたり、後白河天皇保元二年三月には、宇治賴長以下の所領四十餘箇を後院領とし、建久三年九月には後白河法皇の御領城與寺を後院領としたり、今文書記録等に見えたるものを計るに、二郡、十院、三箇寺、五十餘箇庄の外に二千町許の地あり、これ僅に余輩の見に觸れたるものなるべし、此等御領は昔時は天皇皇上にのみ傳へられて、皇子皇女は御分與なかりしと見え、大鏡には代々の渡領とさへ記るされたり、御領の外に後院には錢貨圖籍文書御服等の財寶より、鷹御馬等頗る多くありしが如し(後院考)

コウ

天皇の時、多資忠最も此曲を能くせしが、事を以て山村正實の爲めに殺されしかば、天皇其曲の絶えんことを恐れ資忠の幼子忠方を召して、源雅實について此曲を習はしむ、後ち雅實又之を忠方の子、忠時に傳ふと云へり(歌舞品目、禮樂志、歌舞音樂略史)

コウ

天皇の時、多資忠最も此曲を能くせしが、事を以て山村正實の爲めに殺されしかば、天皇其曲の絶えんことを恐れ資忠の幼子忠方を召して、源雅實について此曲を習はしむ、後ち雅實又之を忠方の子、忠時に傳ふと云へり(歌舞品目、禮樂志、歌舞音樂略史)

コウア

運り、之を王に獻す、尋で俘虜を還す、九月高麗又蒙古の爲めに其臣金有成高柔等を遣はし、國書及び蒙古中書省の牒を奏す、七年正月朝廷返廉を草して、鎌倉に下す、幕府蒙古の傲慢無禮を憤り、返廉を仰へて之を遣はさず、(伏敵編に此の返廉を以て文永三年の國牒に答ふるものとなす誤なり)八年九月幕府鎮西の將士に命じて海防を嚴にせしむ、十月蒙古船一百餘人を載せ、筑紫に來る、警吏之を報す、太宰小貳武藤實能、兵を聚て之を拒んとす、既にして其軍艦にあらざるを以て、兵を撤して之を待つ、蒙古使使秘書監趙良弼、書狀官張輝等、高麗使康允紹を以て先導と爲し、今津に到り、直に京都に入りて國書を奉らんとす、太宰府之を聽さず、問難數日真彌竟に副本を進め、十一月を期して答書せん、ことを乞ふ、太宰府之を鎌倉に呈す、十月幕府朝廷に獻す、延應答書せん、幕府又仰へて報せず、之を放逐す、十二月權中納言藤原公守をして、再び蒙古の難を伊勢神宮に告げしむ、九年五月蒙古張輝高麗の書を持し來る、又之を卻く、十年六月蒙古復た趙良弼を遣はす、太宰府又之を放逐す、十一月宣命を宣旨八幡に獻じて、海内の安寧を祈る、十一月十月蒙古部元帥忽都魯、元帥洪茶丘等、船艦九百餘艘、蒙漢軍二萬五千、高麗兵八千を帥り來て、對馬佐須浦に寇す、守護代右馬允宗助國其族を以て之を禦す、射て賊の一將を斃す、然れども衆寡敵せず、助國以下悉く戰死し、賊入て對馬に屯す、家士小太郎等逃れて博多に至り急を告ぐ、府之を六波羅に報す、尋で賊將じて豐岐に寇す、守護代平景隆力戰して之に死す、賊二島に據て掠奪を縱にし、男子少長となく之を殺し、或は婦女の從はざる者を執へ、掌を穿ち之を柱に縛す、慘毒至らざる所なし、既にして肥前松浦を侵し、

コウア

十九日進で太宰府に還り、質崎副を燒き、今津佐原を劫掠す、太宰少貳景實鎮西の兵を督して苦戰して其一將を獲し、我兵利あらす、二十日夜、大風雨、賊船漂没する者二百餘艘、溺死者一萬三千五百餘人、餘賊皆遁る、黎明鎮西の兵之を追撃し、賊艦一艘を奪ひ、二百二十餘人を生獲し、之を水城に斬る、十一月幣幣を諸大社に奉り、國安を禱らしむ、幕府令して中國要衝の地を防禦せしむ、後宇多天皇建治元年四月元主忽必烈、其臣禮部侍郎杜世忠、兵部侍郎何文著、計議官繼都魯丁等、國書を齎し太宰府に來り重て修好を望み、高麗譯語郎將徐贊等之に従ふ、九月北條時宗召て之を鎌倉に盤致し、其無禮を詰り、世忠等五人を靦口に斬る、公私の費用を減省し、權りに京都の大番兵を停め、武勇の士を選り鎮西に分遣し、沿海諸州の防備を嚴にす、十一月北條實政を鎮西に遣はして、外寇に備ふると同時に、外征の事を掌らしむ、十二月太宰少貳に令して、明年三月を期して高麗を征するを以て戰艦及び遠征の士を調へしめ、又安藝守武田信時に此旨を傳へて、部内の地頭家人及び一般の地より舟師舵手を備へて、幕府の徵發に應ぜしめたり、四年三月には鎮西奉行大友頼泰幕府の旨を奉じて、鎮西將士の所領の田數、領内の船船船員の人名年數を届出さしめ、船船船員は來月中旬までに博多に選送せしめ、出征に引奉る人員姓名年數武器等を注進せしめたり、又諸豪族に課して、石壘を博多沿岸に築かしむ、然るに元再舉の企あるを察し、兵を分て遠征するの不利なるを知り、之を中止し、一意防禦に力を盡したり、且つ諸社寺をして祈禱せしめたり、即ち元年十二月には幣幣を相原の山陵に奉じ、二年閏三月仁和寺に孔雀經法を修めて元寇を禱はしむ、三年正月又使を諸社に遣り、元寇を弭

コウア

んを祈る、八月幕府山陽南海の兵を徵して、長門の誓固に充つ、弘安二年(宋帝昀祥興二年)六月元將貴范文虎等、其部將周福編譯語陳光及び僧靈果をして書を持し、太宰府に來り、通文の利害を説しむ、書辭無禮なり、時宗又府司に令して之を博多に斬る、十月時宗關東の將士を募り、又鎮西の成を増す、四年忽必烈我其使を利するを聞て怒に禁へず、兵力を以て壓せん、五月其將范文虎折部洪茶丘を遣はし入寇す、兵凡十餘萬、高麗の將金芳慶等兵二萬五千糧十萬石、俱に船艦數千艘海を蔽て來る、太宰府之を壹岐對馬に防ぐ、利あらす、益々兵を諸道に徵し、鎮西に會せしむ、既にして敗聞鎮西に京師に到る、延應二上皇(後深草龜山)を鎌倉に奉じ、東兵をして京師を護らしめんとす、龜山上皇深く之を憂ひ、親ら石清水宮に祈り、尋で春日及び日吉社に幸し、又手書願文を伊勢神宮に呈し、身を以て國難に代らんと祈る、時に各道的神祠佛刹大小となく、戰勝を禱らざるなし、六月賊五龍山及び能古、志賀二島に據り平戸に漕る、鎮西の將少貳實賴兵を督して、場を海岸に築き、延應數百町、高き丈餘、弓手を布置し、賊に臨て之を守る、賊敢て近く者なし、我勇士草野七郎夜襲て賊船一艘を燒きて、外に二十餘人を殺す、賊鐵鎧を以て巨艦を聯れ、弩を外に設けて守備を戒む、我軍是を攻れども、船皆脆弱、機石に撞破せられ、死傷甚多し、河野通有輕騎を以て挺前す、弓弩亂發部下多く死し、身も亦左肩に傷つくと雖も、益々勇を勵して進む、賊艦高くして攀べからず、僅ら櫓を倒して之に架し、一躍して登り、賊數十人を殺し、其一將を虜にする、少貳實能、大友良親、島津久經、秋月種宗、菊池武房、竹崎季長相繼で進み、海上及び沿岸に殊死血戰して各種の所多し、元の都督阿剌罕、遠

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日風浪俄に西北より起り、海水溢溢し、船艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千獨鷹島に在り、艘船を精修し將に逃歸せん、少貳實能等鎮西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、折都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將り來て、軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし幣幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監御史金有成等を遣はし、我深民を太宰府に護送し、又和睦の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙譯書總統補院僧一寧に命じて、釋子益と併に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其備たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反藤せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征する企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘鎮西の島島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之に防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延應元年元の成祖崩し、子海山(武宗)位に即き、高麗王謀亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

對す、讓に狩野宗仙の筆なる繪に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年普通出來の時、狩野重川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戸城(エドヅヤウ)の挿圖參看(殿裏之圖)

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日風浪俄に西北より起り、海水溢溢し、船艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千獨鷹島に在り、艘船を精修し將に逃歸せん、少貳實能等鎮西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、折都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將り來て、軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし幣幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監御史金有成等を遣はし、我深民を太宰府に護送し、又和睦の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙譯書總統補院僧一寧に命じて、釋子益と併に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其備たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反藤せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征する企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘鎮西の島島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之に防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延應元年元の成祖崩し、子海山(武宗)位に即き、高麗王謀亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

對す、讓に狩野宗仙の筆なる繪に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年普通出來の時、狩野重川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戸城(エドヅヤウ)の挿圖參看(殿裏之圖)

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日風浪俄に西北より起り、海水溢溢し、船艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千獨鷹島に在り、艘船を精修し將に逃歸せん、少貳實能等鎮西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、折都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將り來て、軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし幣幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監御史金有成等を遣はし、我深民を太宰府に護送し、又和睦の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙譯書總統補院僧一寧に命じて、釋子益と併に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其備たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反藤せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征する企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘鎮西の島島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之に防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延應元年元の成祖崩し、子海山(武宗)位に即き、高麗王謀亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

對す、讓に狩野宗仙の筆なる繪に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年普通出來の時、狩野重川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戸城(エドヅヤウ)の挿圖參看(殿裏之圖)

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日風浪俄に西北より起り、海水溢溢し、船艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千獨鷹島に在り、艘船を精修し將に逃歸せん、少貳實能等鎮西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、折都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將り來て、軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし幣幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監御史金有成等を遣はし、我深民を太宰府に護送し、又和睦の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙譯書總統補院僧一寧に命じて、釋子益と併に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其備たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反藤せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征する企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘鎮西の島島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之に防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延應元年元の成祖崩し、子海山(武宗)位に即き、高麗王謀亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

對す、讓に狩野宗仙の筆なる繪に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年普通出來の時、狩野重川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戸城(エドヅヤウ)の挿圖參看(殿裏之圖)

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日風浪俄に西北より起り、海水溢溢し、船艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千獨鷹島に在り、艘船を精修し將に逃歸せん、少貳實能等鎮西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、折都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將り來て、軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし幣幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監御史金有成等を遣はし、我深民を太宰府に護送し、又和睦の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙譯書總統補院僧一寧に命じて、釋子益と併に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其備たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反藤せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征する企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘鎮西の島島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之に防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延應元年元の成祖崩し、子海山(武宗)位に即き、高麗王謀亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

對す、讓に狩野宗仙の筆なる繪に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年普通出來の時、狩野重川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戸城(エドヅヤウ)の挿圖參看(殿裏之圖)

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日風浪俄に西北より起り、海水溢溢し、船艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千獨鷹島に在り、艘船を精修し將に逃歸せん、少貳實能等鎮西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、折都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將り來て、軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし幣幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監御史金有成等を遣はし、我深民を太宰府に護送し、又和睦の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙譯書總統補院僧一寧に命じて、釋子益と併に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其備たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反藤せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征する企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘鎮西の島島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之に防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延應元年元の成祖崩し、子海山(武宗)位に即き、高麗王謀亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

對す、讓に狩野宗仙の筆なる繪に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年普通出來の時、狩野重川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戸城(エドヅヤウ)の挿圖參看(殿裏之圖)

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日風浪俄に西北より起り、海水溢溢し、船艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千獨鷹島に在り、艘船を精修し將に逃歸せん、少貳實能等鎮西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、折都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將り來て、軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし幣幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監御史金有成等を遣はし、我深民を太宰府に護送し、又和睦の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙譯書總統補院僧一寧に命じて、釋子益と併に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其備たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反藤せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征する企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘鎮西の島島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之に防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延應元年元の成祖崩し、子海山(武宗)位に即き、高麗王謀亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

對す、讓に狩野宗仙の筆なる繪に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年普通出來の時、狩野重川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戸城(エドヅヤウ)の挿圖參看(殿裏之圖)

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日風浪俄に西北より起り、海水溢溢し、船艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千獨鷹島に在り、艘船を精修し將に逃歸せん、少貳實能等鎮西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、折都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將り來て、軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし幣幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監御史金有成等を遣はし、我深民を太宰府に護送し、又和睦の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙譯書總統補院僧一寧に命じて、釋子益と併に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其備たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反藤せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征する企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘鎮西の島島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之に防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延應元年元の成祖崩し、子海山(武宗)位に即き、高麗王謀亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

對す、讓に狩野宗仙の筆なる繪に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年普通出來の時、狩野重川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戸城(エドヅヤウ)の挿圖參看(殿裏之圖)

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上軸艦相衝し、我軍防戦怠らず、招使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高

コウキ

の數三百七十六人、官吏には四等官以上の者一人宛出席せしめ、各府縣よりは之を徵收し、奥羽諸藩よりは執政參政の中より一人を選び出さしめ、また諸學校より一人宛出さしむ、同二年七月廢して其事務を集議院に併す、シフキヤン(參事)法令令書

コウキニシ

より貢士を出ださしめ、朝命を奉じ藩情を達するこゝとを旨とする者、明治元年五月貢士を罷め、公務人を設け、同八月公議人と改む、同十二月従来の規則を改め、各藩の執政參政の内より一人宛差出す事となせり、同三年九月之を廢し、正權大參事一人を以て集議院議員と爲し、四年一月を以て上京せしむ(法令令書)

コウグマイキ

後愚昧記 寫本五卷 應安四年より同七年に至る間の事蹟を記したるものなり、卷一、應安四年正月より九月に至る間の記録(八月缺く)、此卷の奥書に云、後愚昧記九冊以正親町亞相實綱本、今書寫、加校合、寛文第十一辛亥神無月下旬從二位權大納言右大將花押、卷二、應安四年除目、奥書に云、道七勝華山家以本令書寫、時天文第二曆季春下、權大納言藤原經一廿七歳、卷三、應安五年正月より四月に至る、同年九月十月十一月、第四、應安六年九月より十二月に至る、卷五、應安七年正月より九月に至る、後光嚴院崩御御中陰御佛事等の記録あり、(清和後押小路内大臣公忠(後愚昧記、詳書一覽))

コウクワ

弘化 仁孝天皇御宇の年號、天保十五年十二月二日改元、四年を経て孝明天皇嘉永と改む、(尚書に、二公弘化實亮、天地獨予一人ことあるに據る、)

コウクワワンノヘン

紅華漫變

コウケ

明治八年八月、我が海軍少佐井上良馨、軍艦雲揚號に乗じて朝鮮近海を測量し、清國牛莊に赴かんとして、途朝鮮京城の川口江華灣に寄り薪水を求め、忽ち砲臺より我が軍艦に向て發砲す、我兵之に應戦して砲臺を破り、永宗城を燒き、韓兵三十餘人を殺して歸朝す、(明治九年一月參議黒田清隆を全權辦理大臣に、議官井上馨を副使となし、朝鮮に遣はして江華灣砲臺の事を議し、且つ條交和親の條約を求めしむ、) 清國江華府に至り、朝鮮國の判中樞府事申儀、部總府副總管尹滋慶と論議し二月漸く議より、條約を交換し、且つ議政府の謝状を取りて江華灣の事件落著す(明治政史)

コウケウタイシ

興教大師 覺饒(カクパ)

コウケシナイ

江家次第 二一 卷、十九本、刊本第十六卷の脱漏せしを第十七卷を二卷に分ちて十六卷に充て、二十一卷と爲す、(年中恒例臨時の政事、大小の儀式等を詳かに記せる者なり、匡房後二條關白師通の命に依て作れるを以てかく名づくといふ、今刊本の目錄をしるせば、第一、二、三、四、正月次第、第五、二月、第六、三月、四月、第七、五月、六月、第八、七月、八月、第九、九月、十月、第十、十一月、第十一、十二月、第十二、神事、第十三、佛事、第十四、第十五、踐許上下、第十六、行幸、第十七、御元服、御書始、立后、立太子、東宮御書、同御元服、同御書始、同御書始、當代親王宣旨、第十八、勅書、詔書、御書、改元、陳申文、陳覽内文、同次位記請印、陳定、軒廊御下、外記政、官給政、覽覽内文、續結請印、第十九、弓場殿、殿上膳弓、臨時親馬、御覽覽交易御馬、院儀魂祭、御幸、御賀、一院雜事、第二十、關白四方拜、賀茂詣、勸學院歩、太政官賀賀執柄算儀、任太政大臣、任大

コウケシナイ

のを之に補する制とせしむ、徒に節目を増して、政途に益なきを以て、天長四年俊士を廢して、天平の舊例に復す、延喜式の制、文章生は別に學生若しくは文章生を春秋二季大學寮にて試験して之を取る、之を寮試と云ふ、當時文章生を直に進士と呼ぶに至れり、故を以て對策及第に、進士の文章得業生即ち秀才となるものと、文章得業生の更に方略の宣言を蒙りて後、對策するものと二に分れたり、方略は文章を試み、文章生は詩賦を試み、弓馬殿試、行幸試、放鳥試等の試あり、試験の場所によりて名づく(令義解、大日本通史、古事類苑文學部)

コウコク

興國 南朝後村上天皇御宇の年號、延元五年(北朝の曆應三年)四月廿八日改元、六年を経て正平と改む、

コウコクジ

興國寺 紀伊國日高郡(舊海部郡)由良村大字門前(舊峰山)と號す、(舊)臨濟宗、妙心寺末法燈派、本尊釋迦牟尼佛、(舊)源實朝、近臣葛山景倫をして入宋せしめんとす、景倫博多に至る、時に實朝公曉に試せらる、景倫鎌倉に歸らず剃髮して願性と稱し、高野山に登り實朝の冥福を祈る、二位尼(これを聞き、由良庄地頭職を興ふ、承久三年始めて來り、安貞元年一寺を建立し、四方寺と號し、地頭職を高野山金剛三昧院と四方寺とに分與す、願性兼て覺心(高野山に在る願性と師資の約を爲す)入宋の志あるを知り、實朝の分骨を應藩山に納めんことを託す、師之を諾して實治三年此地を發し、宋國に到り徑山に寓止し、一堂を建て、將軍の遺骨を、等身製音の胎内に安す、又無門に禪を學び六年を経て歸朝す、正嘉二年願性、覺心を招き開山住持となす、性、師と共に力を合せて大伽藍を建立し、紫峰興國寺と號し、實朝の冥福を祈る、又由

コウゲ

臣、新任大臣實、大將實、一人子元服、同書始、諸家子元服、執事、帥君大貳赴任、路頭禮節、第二十一、御書會、御國忌、御錫給、諒問御幸、同政始、院宮等崩奏違令儀、皇后崩、女御即位、復任、流人(舊)關東大江匡房(江家次第、詳書一覽)

コウゲジャク

紅牙尺 泉牙尺(ザウガク)

コウケファンコ

江家文庫 大江匡房の書庫、京都二條高倉に在り、仁平の頃焼失す、續古事談に、江家の書籍は、昔よりやけうせす、匡房崩二條高倉にくらを作りて、ふみともを置けるを、京中大災おそるべしと、人申ければ、江帥云ける、日本國うせすべし、この文うすべからず、朝家うすべし朝きたらば、この文うすべし、大災をおそるべからずと、仁平のころかのふみ皆やけにけり、おそらくは其後朝家なきがごとしと見えたり、

コウケンシヨク

後見職 後見(ウシロミ)を見よ、

コウコ

貢舉 大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出ずるを舉人、國學より出たすを貢人と云ふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試と云ふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略二條を書き取らしむ)、(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)、(三)進士(六時務

コウコ

策二條を書かしめ、讀書を誦誦せしむること、文選の上條に七ヶ所、爾雅に三ヶ所なり、(四)明法(律七條、令三條を試問す)の四つにして何れも試験の當日は、明時(今の午前七時)に紙筆を渡し、其日の中に終らしむ、當日式部の官人立ち合て之を監試す、而して十餘の内八以上に通する者及第と定め、式部卿の前にて其等差を定め、位に叙する左の如し、

秀才

上上第 正八位上

秀才

上中第 正八位下

明經

上上第 正八位下

明經

上中第 從八位上

進士

甲第 從八位下

進士

乙第 大初位上

明法

甲第 大初位上

明法

乙第 大初位下

上下、中、上は落第にあらざれども、位には叙せず、式部省に留め置きて、他日の選を待つ、之を省留といふ、秀才明經にて上中以上のもの、蔭及び孝悌にて表顯せらるべきものは、本位本第に一階を加へ叙す、明經二經に通じし外、更に幾經にも通じたるものある時は、一經毎に一等を加ふるなり、然れども其試験甚だ難きを以て、之に應ずるもの少し、故に試験の方法を改めし、慶雲より承平に至る二百餘年の間僅に六十五人を出し、に過ぎず、進士の如きも、神龜五年に至りて始めて行ひしもの、如し、勢既に斯くの如くなるを以て、令制永く行はれずして大に其法を改めたり、天平二年文章生二十人を置き、更に其中二人を文章得業生と云ひて、秀才進士二科の貢舉に擬せり、而して文章生は雜士白丁職のものとより簡取せり、弘仁十一年文章生中に俊士五人、秀才生二人を置き、從前進士秀才の試に應ぜしむ

コウコ

其庄は修明門院(後鳥羽の后)御領なるを以て、所領を寄せ、御祈願寺となし、後鳥羽院の冥福を祈らしむ、天正十三年豐臣秀吉紀伊征伐の時兵火に罹り灰燼となり、什寶悉く焼く、後寺墟に行者虛無僧等徒を結ぶ、慶長中淺野氏若山龍源寺主天叔に命じて當寺を再興し、寺領十三石を寄す、是より京都妙心寺末となる、紀伊國續風土記によれば、本堂(方五間)庫裏(十間)方丈開山堂十餘字巖然として存し、末寺百餘ありて本國に於ける大伽藍なり、(普化谷、寺後に在り、風呂地と云ふ、覺心歸國の時、法普、國佐、理正、宗恕四居士を隨へ歸り此地に住せしめ、浴室の事を掌らしむ、後の虛無僧の遺跡なり、)什寶に古文書、及び和漢古書畫數百幅あり、名品最も多しと云ふ(紀伊國續風土記稿、紀伊國名所圖會)

コウコンテン

公聖田 聖田の一、コウコ

コウシ

貢士 明治政府の初年、諸藩主より擧出して、下ノ議事所へ差出すべき藩士を云ふ、則議事に與り、輿論公議を執るを旨となす、年限なし、其人の才能に因て爵士に擧せらる、(明治元年正月始めて之を設け、大藩三人、中藩二人、小藩一人を出さしむ、同年五月諸藩留主居役の代に公務人の職を設け、貢士に勤めしめ、貢士の稱を廢す(法令令書))

コウシタイセウ

江次第抄 寫本六卷 大江匡房撰の江家次第、(コウケシナイ)參看)を抄録したるものなり、奥書に、原本に云く愚勸を以て抄出せしめ畢め、定めて録事等あるか、後成恩寺殿御判とあり、(一條兼貞(江次第抄))

コウジン

貢人 貢舉(コウコ)を見よ、

コウジャウクワン

興讓館 齊米澤藩の學

コウコ



コウシ

**校前** 羽前國置賜郡米澤主水町 延慶元年 安永五年二月、藩主上杉治憲創めて學舎を細工町に再興し、興讓館と稱す、初め前代の藩主學に從ふと雖も、只に世子を教導するに止り、學校の設なし、編憲の時、矢尾板三印、聖堂を私第に設け、釋奠を行ひしが、元祿十年十月又一學舎を建て、是れ藩學校の始めなり、學校を創設すと雖も、學事振はず、重定の時に至り、衰頹を極む、是に於て治憲先代の業を再興す、天明七年校内に友干堂を建て、博物館を開き、通學生徒を教授す、享和三年五月、辨志、敬業、教授の三局を築く、寛政五年新に好生堂を屋代町に建て、平賀源内を聘し本草學を講ぜしむ、寛政十年幕府紅葉山靈屋修繕を命ぜられたるより、寄塾生、友干堂、好生堂を廢す、十三年又舊に復す、元治元年四月火災に罹る、是に於て主水町講武所の地に聖堂及び學校好生堂を新築す、創立より百六十八年にして移轉す、明治戊辰の亂、生徒を解散し、學校を兵隊の屯所とし、尋て病院となす、二年正月亂定後學校を補理し、文教を再興す、三年習字算術の科を加ふ、四年外國學校を城内に設く、七月制度を定め、皇學、洋學、醫學、學學、數學の五科となす、同五年十月を廢す(日本教育史資料)

**コウシヤウクワン** 興讓館 舊山中藩の學校 前田相模國愛甲郡下萩野村字山中、舊陣屋敷地内 延慶元年十一月舊藩主大久保教親初め士族に至るまで悉く山中に在りし學校を設立す、藩士岡本隆徳松下藏人石橋捨造等大に盡す所あり、四年十月廢藩置縣の令に依り、閉校す、同六年小學令を遵奉し再び校舎を開き舊名稱を以て興讓館とす、後又改稱し今の山中學校となす(日本教育史資料)

**コウシヤウクワン** 興讓館 徳川幕府領内の學校、一般に之を各村教諭所と稱す 前田相模國愛甲郡下萩野村字山中、舊陣屋敷地内 延慶元年十一月舊藩主大久保教親初め士族に至るまで悉く山中に在りし學校を設立す、藩士岡本隆徳松下藏人石橋捨造等大に盡す所あり、四年十月廢藩置縣の令に依り、閉校す、同六年小學令を遵奉し再び校舎を開き舊名稱を以て興讓館とす、後又改稱し今の山中學校となす(日本教育史資料)

コウシ

國郡留郡各村字中谷代官陣屋の傍 天保十三年代官佐々木道太郎手代平塚平八郎、地方の有志者と諮り、幕府に請ひ有志の義捐金を募り經營月日を積み、嘉永四年三月開館の典を行ふ、明治五年小學校となる(日本教育史資料)

**コウシヤウクワン** 興讓館 舊山中藩の學校 周防國都濃郡山手郷馬場 延慶元年 天明五年長沼次郎と云者、教授所勤務中、藩主毛利就嗣に請ひ、徳山村字勢屯に學校を設立し、鳴鳳館と稱す、天保元年冬、同村字馬場に移轉し、嘉永五年十二月、興讓館と改稱す、爾來國權喪失の説盛行はれ文學日に衰へ、武術月に盛に練兵等に從事せざるものなし、明治四年徳山郡小學校と改稱、學制を變革す(日本教育史資料)

**コウシヤウクワン** 興讓館 舊小城藩の學校 尾前國小幡郡小城 天明七年藩主鍋島直良、儒學を尊崇し、一校舎を創立し學寮と名づく、寛政の初年に至り直憲其規模を擴張し、執政村川佐一郎等をして改築の工を督せしめ、土木成るに及びて命じて興讓館といふ、爾後漸次衰頹に赴きしに、天保の末年直憲、更に文武興隆の議を起し、諸制度を改革し以て維新の際に至る(日本教育史資料)

**コウシヤウクワン** 興讓館 舊山城國京都府宇治町 佛徳山と號す 曹洞宗、永平寺末の本尊釋迦如來 天福元年、弘誓院正覺、宇治里初日山の麓を撰び堂坊を建立し、僧道元を請ふて開祖とし、寺を觀音導引院興賢林禪定寺と稱す、本朝曹洞宗最初の禪院なり、四條天皇興賢林禪定寺の勅諭を賜ふ、釋迦一に法を天皇に取、宗風大に振ふ、道元之を註釋に付し去て永平寺を開創す、建長以後數回の兵燹に罹り寺門廢頹す、慶安二年澄城

コウシ

主水尚政父直勝の志を繼ぎ、舊址に就き殿堂を再建し、僧萬安を請じて住持と爲し今に傳ふ○本堂、四向中央に在り、永井侯再興の時、桃山城の遺材を用ひしと云ふ、本尊釋迦佛居士文殊菩薩を安置す、開山堂は本堂の北に在り、道元禪師の遺像を安す、其他樓門鐘樓天竺殿等嚴然として存す、石門は當寺の鐘門にて宇治川に臨み設く(山城名勝志、平安通志、京都名勝記)

**コウシヤウクワン** 興讓館 舊山城國上京區上天神町 臨濟宗相國寺派○本尊釋迦如來 古田織部正の遺願を以て、寛永某爲めに勅許を得て、慶長八年一字を建立す、台密兼修の道場となす、寛永六年今出川經季飛鳥井種宣等奏して勅願所となし本寺となる、元祿十四年東山天皇常葉衣地本寺に定めらる、本堂は元祿二年、方丈庫裡は天明中再建す、現在のもの即ち是なり(山城名勝志、山州名勝志、平安通志)

**コウシヤウクワン** 興讓館 舊山城國京都府下京區華岡町堀川通西本願寺の南 眞宗興正寺派の本山○本尊阿彌陀如來 興讓館は方四町、西は城邊に倚り、南北並に塙を築き塙を穿ち、中間各一間を設く、東は府城に對し塙邊を設けず、中央に一門を設く是を正門とす、其北東に常用門あり、正門より入り支園あり、弘道館の額を掲ぐ、支園の左を正廳とす、其南庭に武藝對試場あり、北に諸有司の直所を設け、長廊を以て正廳に通す、廊の西に至善堂あり、國主の遺息、諸公子會讀の場に充つ、堂の東北に文武教職の直所を設け其東に監察局あり、局の西北に厨屋を設け、其西北に外舎あり、教場を用ふ、支園の右一室を大番直所とす、其西に番頭物頭等の直所を置、皆正廳と相通屬す、正門の南に看衛亭、常用門、諸小吏の寮舎等あり、教場は、文武二館にて、文館は正廳の北に在り、居學、講習、句讀、寄宿の四寮を置き、編修局、茶寮局、講習別局之に屬す、武館は正廳の南に在り、兵學、軍用、劍術、槍術、居合、薙刀、柄太刀、柔術、砲術等の諸場を分ち置、其他歌學、醫學、天文、數學、音樂、諸讀、及び軍事等の局、操練場等皆館中に設く、たゞ火術、水術は館外に置く(日本教育史資料)

コウシ

正十九年今の地に遷り、永祿十二年八月無尊の時門跡を正親町天皇より賜はりしと云ふも信に難し、明治九年九月興正寺別立の儀を許さる、三十五年十一月同様に遷り、本堂對面所庫裏等悉く灰燼となる、昔時は三千八百の末寺及び寺領百五十石ありしが、現今別院六、末寺二百五十ヶ寺ありと云へり、寺祖經豪華風流と稱し、或は花園と云ふ、近年花園氏と稱し、華族に列せられ男爵を授けらる、今其歴代を示せば左のごとし(山城名勝志、平安通志、京華要誌、佛敎各宗綱要、地名辭書、佛家人名辭書)

○親鸞—眞佛—源海(光信)—了海(顯明)—誓海(顯念)—明光(顯圓)—了源(空性)—源慶(道猷)—了明

唯了(源慶)—興經(性曇)—經實(性善)—興仁(光教)

經實(源慶)—經照(唯空)—經覺—佐超(顯尊)

照玄(准尊)—昭超(准秀)—圓超(眞尊)—由常(寂照)

常勤(寂水)—常順(寂誦)—開揚(法高)—興揚

攝生—攝信—澤稱

**コウシヤウクワン** 興正寺派 眞宗の一派、本山は興正寺、經實を派祖とす、コウシヤウクワンを看(ワウ)を見よ、

**コウシヤウクワン** 恒寂 恒貞親王(ツネナカマシ)ヲウ(ワウ)を見よ、

**コウシヤウクワン** 公主 皇女の尊稱、天皇の姉妹なるを長公主と爲す、事物紀原に、蔡邕曰く、漢帝女を公主と爲し、姉妹を長公主と爲す、公羊傳に曰く、天子女を諸侯に嫁す時に、至尊自ら婚を主らす、必ず同姓なる者をして之を主らしむ、之を公主と謂ふ、史記に曰く、公叔魏に相として魏の公主を尙す、文侯の時也、蓋し天子の女を儲する也、春秋指掌碎

コウシ

玉に曰く、天子女を嫁するに、秦漢より以來は三公をして主らしむ、故に公主と呼ぶ也と見えたり、

**コウシヤウクワン** 江帥 大江匡房を云ふ、又口き、の人を世にいふ稱、野穂に、太宰帥大江匡房ものしりにて口き、なるゆゑに、世に、ある人を江帥といひならはせりしと見えたり、

**コウシヤウクワン** 紅染 染色の名、こぞめに同じ、同様を見よ、

**コウシヤウクワン** 勾當 専ら其事に當るもの、半分所、記録所、侍所、長殿、樂院、及び僧侶、盲人等の役名に在り、大抵各條に説明したれば、今は僧侶の役名に係る者を擧ぐべし、僧侶の役名としての勾當は、其寺に在りては、専ら寺内の事を取行ふ者を云ふ、釋門事始考に、執行監者探題注記等の職を專當するを云ふと云へり、いかゞあらん、多く眞言宗の寺に設く、社僧は宮寺に在りて佛事を修する僧にて、別當を扶け諸務を擔當するものをいふ、其下に專當あり、筑前續風土記に、神前の宿直、上旬は檢校坊、下旬は勾當坊つかまつれり云々とあり、又勾當代あり、東寺執行日記永祿十三年正月一日の條に、勾當代淨順出仕と見えたり、

**コウシヤウクワン** 弘道館 舊水戸藩の學校 前田常陸國水戸城西第三郭内 天保九年國主徳川齊昭之を初す、十二年八月朔、假に館を開き諸士をして文武を講ぜしむ、安政四年五月更に衆士を會し開館式を行ひ、鹿島神社遷座の儀を修め、孔子の神位を廟中に安置す、初め延寶中義公、國學を設くる志あれど果せず、明の朱之瑜を師とし學制を考究し、士子をして釋奠の禮を習はせしめ、又梓人に命じ之瑜の口授に因り、開里の制を模し約して之を刻せしめ、後ち製作に志ある者をして法を取らしむ、此に至

コウシ

り烈公廣く儲臣と稱し更に制度の得失を考へ、古今の宜を酌み始めて此設あり興讓館は方四町、西は城邊に倚り、南北並に塙を築き塙を穿ち、中間各一間を設く、東は府城に對し塙邊を設けず、中央に一門を設く是を正門とす、其北東に常用門あり、正門より入り支園あり、弘道館の額を掲ぐ、支園の左を正廳とす、其南庭に武藝對試場あり、北に諸有司の直所を設け、長廊を以て正廳に通す、廊の西に至善堂あり、國主の遺息、諸公子會讀の場に充つ、堂の東北に文武教職の直所を設け其東に監察局あり、局の西北に厨屋を設け、其西北に外舎あり、教場を用ふ、支園の右一室を大番直所とす、其西に番頭物頭等の直所を置、皆正廳と相通屬す、正門の南に看衛亭、常用門、諸小吏の寮舎等あり、教場は、文武二館にて、文館は正廳の北に在り、居學、講習、句讀、寄宿の四寮を置き、編修局、茶寮局、講習別局之に屬す、武館は正廳の南に在り、兵學、軍用、劍術、槍術、居合、薙刀、柄太刀、柔術、砲術等の諸場を分ち置、其他歌學、醫學、天文、數學、音樂、諸讀、及び軍事等の局、操練場等皆館中に設く、たゞ火術、水術は館外に置く(日本教育史資料)

**コウシヤウクワン** 弘道館 舊彦根藩の學校、初め積古館といふ、コウシヤウクワンを見よ、

**コウシヤウクワン** 弘道館 舊茂木藩の學校 下野國芳賀郡茂木馬場通 寛政六年正月、藩主細川興徳儒學を尊崇し、始めて學校を起し、藩中の子弟を教導せしむ、且演武場を開き士人の志氣を養成することを謀れり、是より先き藩中文武に志すものは、藩士中熱達の者に就き各自修業をなし、敢て藩主の干渉を受くる事なきを以て、文武共に隆興の勢を視るに至らざりしが、藩主開校の舉あ

コウダ

りしより藩中の士人皆藝文の學むべきを惜り日を廢れ歳を趁うて漸次拔群の徒を輩出するに至れり、明治初年廢藩置縣に際し校を館す(日本教育史資料)

コウタウクワン

弘道館

出石藩の學校、但馬國出石郡出石、二丸の東門外の土宅、安永四年八月仙石政長創建、學問所と稱す、天明二年二月重修し弘道館と稱し、藩主親ら三字を書して之を館中に掲げ掛役員を置く、三月京都堀川伊藤善三(鶴東所)を聘し開業式を行へり、文化八年十月聖殿を築く、爾後其の盛衰ありしも、仙石久利同政固に至り最も之を尊崇し、隆盛前代に越ゆ、地坪六百一坪、建坪二百四十一坪、本校百六十五坪、文庫六坪(日本教育史資料)

コウタウクワン

弘道館

舊福山藩の學校、誠之館設立後之を廢す、セイシクワンを見よ、

コウタウクワン

弘道館

舊佐賀藩の學校、前在肥前國佐賀郡原小路、後に北堀端に移る、天明元年鍋島治茂學校を設立し、弘道館と稱す、古賀精里を教授となす、初め寶永五年藩士の學問所を鬼丸聖堂内に設けたりしも、單に聖堂と稱ひしが、是に至りて名あり、校内寄宿所を内生寮と稱し、長年の通學所を擴充局、少年の通學所を蒙養會と稱す、寛政元年五月隣地に少年通學所を設け、九思堂と號す、天明年間赤井田江野小路に少年の通學所を設け、修業館と稱す、天保十年直正の時弘道館を北堀端に改築す、前に比し殆ど五倍大にて地坪五千四百二十八坪(但六尺五寸寸)なり、和學、兵學、蘭學の諸寮を設け其學を研めしむ、弘化元年火術方を建て、西洋流の操練を爲さしむ、終に明治維新に至る(日本教育史資料)

コウタウタイ

勾當代

コウタウタイを見よ、

コウダ

コウタウノシユリ

後堂首座

禪宗の僧侶にして後板に居し、宗風を輔翼し、軌則端嚴衆の模範となるものを云ふ、貞治三年東林和尚圓覺寺に在り、義堂を請じて後板に充てしむ、義堂時に四十歳、猶年少其器にあらずと爲し之を辭したり、以て其重任なるを知るべし(勅修清規、空華日工集)

コウタウノナイシ

勾當内侍

掌侍四人

中の上首を云ふ、ナイシノツカサを見よ、

コウタウノナイシ

勾當内侍

實名詳かならず、勾當内侍の職を奉ざるを以て、其名を以て行はる、新田義貞の妾、義貞曾て禁中に宿衛す、偶々内侍を見て心春戀瀆に之を思ふ、禁中に於て一夜月明に情切なり、歌て曰く、我袖の涙にやどる影ぞともしらす雲井の月はすむらん、天皇之を察し宴に延いて酒杯と共に内侍を賜ふ、延元二年義貞の越前金崎に出陣するや、内侍憂慕せず單身越前に赴き、遂義貞の戦役を聞き悲痛の餘り琵琶湖に投じて死す、土人某之を湖中の一小島に葬る(太平記)

コウタテンワウ

後宇多天皇

御名は世仁、法諱は金剛性、龜山天皇の第二皇子、御母は京極院藤原信子、左大臣實雄の第一女、第九十一代の天皇、文永四年十二月朔御降誕、五年六月親王となり、同年八月皇太子に立つ、十一年正月御受禪、三月位に即き、龜山上皇親に政を行ひ給ふ、弘安四年蒙古入寇す、龜山上皇親ら石清水八幡宮に詣り、又勅使を伊勢大神宮に遣はし、身を以て國難に代らんことを祈る、七月大風起りて敵艦を漂没破砕し、我將士之に乗じて大に破る(コウアンノエキ)參看)



(藏所御館物博室帝京東)

月交代の議を定め、同二年後醍醐天皇位に即き、後二條の皇子邦良を皇太子となす、蓋し後二條は後深草の皇女遊義門院の出なるを以て、持明院統を和げしなり、法皇常磐井殿に徙り、院政を離し洞院實泰を院の別當とし、事を行ひ、茲に於て皇位儲位並に大覺寺殿に移る、持明院統不平なり、法皇御子左爲世に勅して和歌を撰せしむ、後伏見上皇宮中の歌を閉ぢて出さず、法皇即位以來學問を専らにし、宏覽博識にして政體に練達し、佛典の奧を極め、後三條天皇以後の賢君と稱す、外見花山院信信、乳夫吉田定房、萬里小

コウチ

コウチ

コウチ

コウチ

路宣房等を任用して、徳政を行ふ、又宣房の建議により、文殿の廳に親臨せらる、法皇定房を鎌倉に遣はし、太政十條を協謀す、院政五ヶ年にして政を天皇に還し、元亨四年六月二十五日崩す、聖壽五十八、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨の蓮華峰寺に葬る(大日本史、陵墓一覽)

コウチ

弘治

後奈良天皇御宇の年號、天文二十四年十月二十三日改元、三年を経て正親町天皇永祿と改む、北條書に、永祿・寶命・志弘・治體とあるに據る、菅原長雅之を勅申す(元祿別錄)

コウチキ

小柱

大柱に對したる名、普通の柱を云ふ、ウチキを見よ、

コウチナ

小路名

院中の女房の名、綾小路、勸解由小路、梅小路等の如し、禁中には小路名なく、院中にのみ限ると云ふ(故實拾要)

コウチャウ

弘長

龜山天皇御宇の年號、文應二年二月二十日改元、三年を経て文永と改む、眞觀政要に、開治定之規、以弘長也とあるに據れるか、

コウテイトラデン

后帝團亂旋

團亂旋(トラデン)を見よ、

コウテン

功田

賜はる田をいふ、輪租田なり、起原諸藩大寶令の時、初めて制定せらる、是より以前、持統天皇四年、筑紫の人、大伴部博麻呂の忠節を嘉し、水田四町を給して曾孫に及ぼし、三族の課役を免じ、以て其功を顯はせらる、ことあり、是蓋し始めなるべし、令の制定には、大功、上功、中功、下功の四等に分ち、大功は世々絶えず給し、上功は三世に、中功は二世に、下功は子に傳へしめ、(子といふは、男女同じ)、嫡庶を論ぜず、兄弟均分す、兄弟死する者あれば、又其子に傳ふ、女

子の子は分與すべからざるが故に、女子死する時は、其分は他の男子に傳與す、子なき者は傳ふることを得ず、大功は謀叛以上にあらざれば收めず、其他は八席の除名にあらざれば收めず、若し、功田を給ふべくして、父祖或は親が、或は足らずして身死すれば子孫に給はしむ、孝謙天皇天平寶字元年、乙巳以來の功勞を議定し、藤原鎌足以下の諸氏に給する功田の差等を定む、爾後屢々職功又は律令撰修等の功、或は唐國に使せるにより、功田を給すること史に見えたり、これ煩しければ省く、降して文治建久の間、政權未だ全く鎌倉幕府に歸せず、王制尙存し、後鳥羽天皇建久元年、源賴朝を賞するに鳥羽の大功田を以てす、爾後武門有功を賞するに、所領恩地を以てして、復た功田あるを見ず、後醍醐天皇中興の時、不次の恩賞を以て忠勇を勸獎す、然れど遂に其志を果さず、功田の遺制竟に亡ぶ(食貨志、田制篇、大日本租稅志)

コウテン

公田

位田、職田、賜田、口分田、及び墾田等を除きし外の田を云ふ、即ち剩餘田なるを以て公田とも云ふ、實租田にして租を輸さず地子を以て加らしむ、地子は四等の品田によりて、各其種稻の五分一を輸さしむ、上田は百束、中田は八十束、下田は六十束、下々田は三十束とす、大化改新の時、古來の私田を收公して悉く公田とせしが、精細なることは史料開けて詳かならず、文武天皇大寶令を制定して、始めて公私田の制を立て、即ち剩餘田を以て公田としたり、猶ほ、諸國の公田は、皆國司郷士の估價に隨て實租せよ、其價は太政官に送り以て雜用に宛てしめ、應に公に還すべき田は、皆主をして自ら最らしめ、一段となして退せ、零疊して割き退すことを得ざれ、公私の田荒廢して三年以上なるを能く借て佃る者あらば、官司の列を経て之を借せ、

隔越すと雖も亦歸るせ、私田は三年にして主に還せ、公田は六年にして官に還せ、限滿るの日に、借る所の人口分未だ足らざる者は、公田は即ち口分に充る、ことを聽せ」と定めたるにて、公田の性質を知るべし、令制にて、公田を定めたるも、養老六年開墾田を獎勵せしより、天下の富家酒家として、開墾を勤め私墾田を營むこと多く、其田を別業とせしを以て、漸次に庄園多くなり、加ふるに勅官田、及び上古の臣連伴造國造等の遺領等皆庄園となりて、私田益々多くなりて公田減少するに至れり、歴代の聖帝庄園の弊多きを以て屢々勅を下して之を停止せしむ、却て庄園は増加するのみにして、後三條天皇の如き明主由て記録所を置きて、庄園の券契を亂したれども、僅に一時其弊を矯めしに過ぎざりき、白河鳥羽兩天皇佛法を尊信し、庄園を寄せしより、新立の庄園益々多く、公田日に減少したり、神皇正統記に、白河鳥羽の御時より、新立の地愈々多くなりて、國司の知る所は百分の一に至ると云へるを以て、其大概を知るべし、治承二年七月十八日の官符によれば、諸國の百姓等公田を以て神人僧侶に寄附せしこと見たり、ここに於て公田は殆ど私領の如き有様となり、故を以て武家起り、源賴朝幕府を鎌倉に開きし時、朝廷に請うて、公田庄園を論ぜず、地頭を置くに至れり、爾來公田は一に減少するのみなり、建久園田帳(少し疑はしきものなれど)によれば、大隅國三千七十七町餘の田地中公田は百町餘、弘安八年の豐後園田帳には六千七百二十八町の内、公田は八百五十町餘に過ぎざりき、南北朝以後戦亂相繼ぎ、終に公田全く亡ぶるに至れり(令義解、庄園考、記録所考)

コウトクコウ

恒徳公

藤原爲光(フナハラノタメミツ)をいふ、

コウニ

弘仁 嵯峨天皇御宇の年號、大同五年九月十九日改元、代始を以てなり、十四年を経て淳和天皇と改む。

コウニ

候人 門跡に召使はる、妻帯の備を云ふ、坊官故實記に、寛平法皇に御隨見、地下にて供奉僧形妻帯の輩の侍法師者候人と稱し始也」と見えたり、猶藤原朝にも見えたり。

コウニキヤク

弘仁格 卷數十卷、今は藤原三代格に收められたれど散佚して全ならず、ルキョフフサンダイキヤクヲ參看。

コウニシキ

弘仁式 寫本四十卷、仁和寺書目録に三十卷に作る、今存する所十二卷或は十卷のもの尙書なりといふ、文武天皇大寶元年より嵯峨天皇弘仁十年に至る間の朝廷官符の格式規定及び故事舊例等を集めたるものなり、嵯峨天皇の勅を奉じ、藤原冬嗣、秋篠安人、藤原葛野麻呂、藤原三守、橘常主、中原敏久等の修撰する所、弘仁十一年四月奉獻す(續撰三代格、詳書一覽)。

コウバ

買馬 室町幕府の時、毎年正月五日諸國より獻する馬を云ふ、買馬奉行(コウバギヤウ)の條參看。

コウバイ

紅梅 染色の名、古くは桃色の濃き色なりしが、後には赤と紫と混じたる色を云ふ、裝束色變は、往時紅梅と云色は、今云紅梅の如くにはあらずして薄紅なる色と見えたり、何となれば、紅衣紅梅よりは色濃也と云る書多く、云々といひ、伊勢貞丈は、今紅梅と云は、赤黒を兼たる色也、古代は直に紅梅の花の色にて薄紅を云なり云々、桃色よりも、少こき色を云なるべし、今紅梅と云は、花の色にあらずして、紅梅の木の色なるべしといへり、直衣、袴衣、手習、袂、單、服紗小袖、袴、袴袴、弓袴、日産袴等をは

コウバ

此色に染め用ふ、袴衣は、織物にて若年幼少の人祝賀の時用ひ、單は、蒔黄の袴衣着用の時に用ひ、服紗小袖は、諸家十六歳に至れば、三月着用し、袴は、五年の着用し、直衣、半袴、相等は、正二三月の時着用し、時に十一月十二月に用ふることもあり(裝束色變)。

コウバイドノ

紅梅殿 菅原道真の書齋の名、左京五條の第に在り、寛平五年自作の書齋記に、東京宣風坊有二家、家之坤維有二、廊之南極有二、一廊、一廊之開方一丈餘、投歩者進退傍行、容身者起居側席、先是秀才進士、出自此廊者、首尾略計近三百人、故學者目此廊爲龍門、又號山陰亭、以在、小山之西也、目前近創有二、一株梅、東去數歩有、數竿竹、每至花時、每當風飄、可憐以優情性、可、以、長、養、精神、余爲秀才之始、家君下教曰、此廊名處也、鑽仰之間爲、汝宿願、余即便移、藤原以暨之、運書籍、以安、之、云々(下略)と見えたり(文庫考)。

コウバイニホヒ

紅梅匂 襲の色目之名、假字裝束抄に、上は薄くて下へ濃く匂ひて云々、女官御抄に、上紅梅に薄紅梅を重ねの云々とありて、一

コウバ

説は上薄紅梅下常の紅梅、一説は上常の紅梅、下薄紅梅にて二説區々なるに似たりと雖も、總て何色にても匂と云ふは、其色と其色の薄きを重ねるを云ひ、必いづれを上いづれを下と定まれるにもあらざるなり、紅梅は下薄く、蒲黄は上薄し、然れば紅梅など上薄きをも匂と云ふべし、下薄きをも匂と名づくべき歟、衣も此重の色に准じて表紅梅、裏薄紅梅にても、表薄紅梅裏紅梅にても然るべし、但假字裝束抄に、下へ濃匂ひてと云へるは、上の薄きに對しての濃きなり、常の紅梅より濃をば用ふべからず、然る時は裏薄に混すればなり、四時共に祝賀の時に着用し、又五節より春に至るまで之を着用す(裝束色變)。

コウバイノタイシヤウ

紅梅大將 藤原濟時(フシハラノナリトキ)をいふ。

コウバフギヤウ

買馬奉行 室町幕府の職名、毎年秋幕府より朝廷へ進獻すべき料の馬を將軍内覽ありて後、京都へ引進する等の事を沙汰す、文治二年源頼朝藤原秀衡の買馬資金を傳奏せしを始めて、買馬を運ぶる事歴世絶ゆる事なかりしかど、只其職掌あるのみにて、正しき名稱はなかりき、室町幕府の時に至り、始めて此職を置く、寛正六年十二月、將軍義政、買馬を管領島山政長の第に觀る、治部國通奉行たり、鎌倉の時より、毎年十二月、朝廷へ買する馬を、將軍内覽の儀あり、當中にて執行せるを、足利の世には、管領の第にての事とせり、頼め諸家より、其料の馬を催し、内覽の日より、進獻するに至るまで、總て買馬奉行の所掌たり(吾妻鏡、官制沿革時史)。

コウバフタイシ

弘法大師 空海(クワカ)をいふ。

コウフクジ

興福寺 南都大和國湯上郡

コウバ

奈良市の中央(平城京の左京、三條七坊)○山科寺とも、願坂寺とも云ふ、法相宗大本山、齊明天皇三年藤原鎌足山城國山科の陶原に造立し、丈六の釋迦像を造り安置せんとす、未だ成らずして薨す、天智天皇の時夫人觀女王請うて御靈を起し、佛像を安置す、名付て山科寺と云ふ、天武天皇元年大和國飛鳥の願坂に移し、願坂寺と號す、元明天皇都を平城に移すに及びて、不比等和尚三年更に勝地を下して今の地に造營し、興福寺と改稱す、是より春日社を管掌し、藤原氏の氏寺として、累代の崇敬厚く、堂宇境内に滿ち壯麗他に比なかりしが、元慶二年以降火災に罹ること前後八回、藤原氏全く勢なきを以て享保二年の大火以後再び興らず、僅に寺縁二萬石を幕府より受けて、維持せしのみ、故を以て今遺留する所は、北圓堂、南圓堂、東金堂、大湯屋、五重塔、三重塔數字に過ぎず○金堂 興福寺の中央に在り、不比等の始むる所、屢々火災に罹り、今は假堂にして文政二年の造營なり、釋迦如來を本尊とし、脇士日光月光菩薩四天王及び法相六祖坐像(國寶)等あり○講堂 金堂の北方に舊址あり、天平十八年藤原夫人、仲麻呂先妣(孝子女王)の爲めに創立す、彌陀三尊文殊を本尊とす、維摩會を此處に行ふ、故に維摩堂とも稱す、南方に南大門あり○東金堂 金堂の東に在り、神龜三年聖武天皇太上天皇の病を祈る爲めに立給ふ所、元慶二年寛治元年並に焼失す、次で治承四年又災す、藤原兼實之を再興せしが後又災にかゝり今の堂は應永二十二年の再造にして、七間四面、特別保護建造物となる、本尊は藥師如來兩脇士銅像、梵天帝釋、十二神將、運慶の作と稱する四天王、文殊、定慶の作維摩居士等を安ず皆國寶に屬す○西金堂 東金堂に對して南圓堂の北に在りしが、藤原不比等光明皇后、橘

コウバ

三千代の爲めに建立する所、釋迦丈六を本尊とす、治承享保に災し、今は廢絶す○南圓堂 金堂の南西に在り、弘仁四年藤原冬嗣、先考内廩の遺願によりて創立す、治承四年重衡の兵火に燒かれ、兼實之を再興し、文治五年九月供養を行ふ、後又藤原氏に罹り、今は寛保元年の遺立にして八角寶珠形、一面三間二尺五寸あり、西圓三十三札所の九番なり、安置する所の不空觀音像は、文治五年藤原兼實佛師康慶をして作らしめし所、尊容優等今國寶なり○北圓堂 南圓堂の北に在り、養老五年元元正天皇、右大臣長屋王に勅して、不比等追善の爲めに造る所、今は寛治六年の再興にして、八角寶珠形、一面二間三尺、藤原時代建築中の優等なるもの、今特別保護建造物となる、本尊は彌勒菩薩、釋迦如來(共に定朝作)四天王なり共に國寶となる○東圓堂 寺賢門院の本願にして不空觀音を本尊とす、今師範學校の境内に舊址あり○三重塔 南圓堂の南方一段低き地に在り、康治二年待賢門院(鳥羽の皇后)の御願にて造る所、現存のもの即是なり、特別保護建造物となる、内陣の佛龕堂内の釋尊の標榜等猶昔時の壯麗を見るに足る○五重塔 天平二年光明皇后の創立、今は應永二十二年の再造にて、特別保護建造物となる、高十五丈一尺、方四間五尺○東室 興福寺の事務所に於て寶藏あり、佛像彫刻の優秀なるもの多し、世觀無著の像(乾漆、文管師作)釋迦十大弟子六體、八部衆八體、金剛密迹二力士(傳定慶作)板彫十二神將(傳空海作)あり、皆國寶となる、又二條其基自筆の願文あり、絶品たり○大湯屋 東室の南方に在り、應永年間假造なり、屋内大釜あり○大御堂は往來を隔て興福寺の南方に在り、菩提院と云ふ、天平中僧玄昉の創立する所、應永中破壊し、天正八年修造す、俗に十三體とも

コウバ

云ふ、寺僧勤行の合圖に、六ツ時と七ツ時とに打ちし故に名づく、今は南圓堂の前に移す○一乘院、門跡にて奈良裁判所は其舊址なり、大乗院と同じく門跡にて、大御堂の南に舊址あり、一乘院大乗院は委しく別項に在り、參看すべし、今其別當の系統を示せば左の如し(歴代編年集成、元亨釋書、興福寺縁起、平城坊目遺考、大和志料、大和巡、佛家人名辭書)。

- 慈訓 永嚴 行賢 修圓 隆聖 壽顯
- 興昭 孝忠 房忠 仙忠 直覺 基繼
- 平源 空晴 助精 延空 安秀 定昭
- 眞喜 定澄 林體 扶公 經教 眞鏡
- 圓隆 明體 賴信 公範 賴尊 覺信
- 永隆 支覺 經尊 支覺(尊隆) 覺尊
- 覺晴 隆覺 惠信 尊範 覺珍 教隆
- 支隆 信圓 覺憲 範支 雅隆 眞圓
- 雅隆(尊隆) 雅隆(尊隆) 眞圓(尊隆) 範圓
- 實尊 實信 圓支 實信 圓實 定支
- 實信(尊隆) 實信(尊隆) 圓支(尊隆) 公隆 實信(尊隆)
- 親隆 眞隆 圓實 尊信 賴圓 實性
- 信昭 性尊 尊信(尊隆) 信昭 尊信 支雅
- 宗隆 慈信(尊隆) 尊信 實體 慈信(尊隆) 性尊(尊隆)
- 慈信(尊隆) 顯覺 尊憲 實昭 範憲 慈信(尊隆)
- 經覺 覺昭 尊覺 宗親 範憲(尊隆) 眞信

コウフ

公壽	尊覺	真信	信顯	範憲	尊覺
實聰	真信	隆運	真覺	實顯	
真覺	顯親	尊尊	慈信	真信	顯昭
範憲	真覺	尊尊	真覺	乘圓	覺實
覺圓	覺實	尊尊	真覺	李覺	李覺
實顯	李覺	賴乘	盛深	顯運	盛深
實顯	印覺	隆圓	實運	圓守	實運
圓守	李憲	覺成	覺家	圓兼	真昭
李尊	長懷	李尊	長雅	圓兼	真昭
實憲	李圓	隆俊	真兼	實昭	
兼覺	光曉	李俊	空昭	光雅	隆雅
兼雅	經覺	昭圓	光曉	經覺	兼昭
重覺	真雅	空俊	敦玄	尊尊	光憲
經覺	尊尊	政覺	隆憲	空覺	光慶
真覺	兼繼	經尊	圓深	李絲	實憲
真覺	兼繼	覺舉	尊圓	空實	光尊
尊覺	尊覺	尊雅	尊賞	隆運	尊快
照尊	尊應	忠起			

コウフ

コウフシヤウ

工部省 鐵道、傳信機等の工業に關する事を管する所にて明治政府の役所 明治三年四月十月始めて之を置く、四年民政部所屬土木事務を管し、同年八月、工學、勸工、鑛山、鐵道、土木、煙臺、造船、電信、製鐵、製作の十寮及び測量司を置く、尋で十月、土木寮を大藏省に屬す、五年十月、造船、製鐵の二寮を廢し、六年勸工寮を廢し、孰も製作寮に屬す、七年測量司を廢し、八年營造局を置き、同年十一月營造寮と爲す、十年諸寮を廢し、鐵道、鑛山、電信、工作、煙臺、製糖、書記、會計、検査、倉庫の十局を置く、十一年、工部大學校を設け、十四年検査局を廢す、十六年局課の廢合等ありしが、十八年十二月、通信省を置き、營造、電信、煙臺、管船の事務を管理せしめ、鑛山工作の事務は農商務省に、工部大學校は文部省に屬せしめ、以て之を廢す(法令全書、明治政覽)

コウフン

和氣氏の學館 山城國京都府和氣郡和氣町和氣世、父清隆の志を繼ぎ、大學別當となるや、梨田二十町を寮に入れて勸學料に充て、また明經の四科を定め、諸儒を會し、陰陽書新撰彙考等を講論し文事に勤む、其宅大學の南に在り、更に學館を開き、弘文院と稱し、梨田四十町を附し、永く學科に充て、子弟の學習する所と爲す、是私學の嚆矢なり、然れども此院久からずして衰微す、四宮記に、弘文院、和氣氏諸生別曹、今荒廢、在勸學院北とあり(日本後紀)

コウフン

弘文院 林氏の學館 武藏國江戸郡外上野忍岡、寛永七年、徳川家光儒臣林信勝に上野忍岡の地を賜ひ興學の地と爲さしむ、九年冬、尾張侯徳川義直一堂を建て聖像及び四配像を安置し、先聖殿の三字を親書して匾額を掲ぐ、十年二月始めて釋菜を行ひ爾後絶えず、三十年を経て殿屋稍々破損す、萬治三年官金を賜ひ重修す、殊に兩廊を殿門の左右に建て、堂升を西門に移し南に向はしめ、下谷より新路を開き阪道を開き、石級を登り升門に入らしむ、寛文三年十二月弘文院の號を賜はる、十二年官材を賜はり學寮を増築し、之を東寮と稱し、舊舎を西寮と號す、元祿三年七月地狭少なるを以て湯島に改築す、昌平坂學問所と稱す(シヤウカヘイザカケクモシヨウ、參看、四、) 莊地五千三百五十三坪、正殿即ち先聖殿五間(深淵共に三丈)南向兩廊各二間(深淵共に一丈二尺)正殿と合せて一構となす、兩廊東西各四間、北向に入る深さ各一丈五尺、杏壇門を挾み立つ、殿を距る七歩許門内に石水盤一基を置く、杏壇門を距る六歩許に入徳門あり、門外に石階二層あり、上は七級、下は十四級とす、東南下谷街に面す、其西に弘文館あり、猶同條を參看せよ(靈峰文集、昌平志)

コウフンクワン

弘文館 林信勝書院の名 江戸郡外上野忍岡弘文院の西、寛永十一年官材を信勝に賜はり、孔廟の側に書院を築く、寛文三年十二月に至り、始めて弘文館の名を附す、其構造は、前廳後堂等ありて接應し、佛の北を修史館(寛文四年創建、木朝通盤を修むる所、後ち學會となり南北塾と稱す)と爲す、十五間廡庫庫は、入徳門の西に塾舎(南塾、東西塾と稱す)あり、また書庫三所、史館の北に在り、西北の地を穿開して二門を設く、石階十餘級、東北は林木にて鬱蒼たり、地を以て四面を繞らす(昌平志)

コウフンクワン

弘文館 舊鹿島藩の學校 肥前國藤津郡鹿島町常廣藩城内、開創立詳かならず、藩主鍋島直棟の時、文武を好み大に擴

コウマ

張する所あり、文化二年高津原に地を相し學校を移し、直奉古賀精里をして校名を德義館と名づく、安政六年直彬更に弘文館と改め、其附屬校を明倫堂といひ、以て文武の道を勵ましむ、明治三年火災に罹り、岡部内相國に改築し、鐘遺館といふ、廢藩後尙ほ義塾として開設し、九年四月變則中學に改め、十二年創立中學校となる(日本教育史資料)

コウマ

小馬(駒) 四尺以下の馬を云ふ、馬は、四尺を定寸となす、小馬の義、單に「コマ」ともいふ、「コマ」參看、源平盛衰記落行人歌の條に、落行平家人々、或は式津の派流、八重の驛路に日を經つつ船に半差す人もあり、或は道を渡ぎ近を分つ、小馬に鞭打つ人もあり云々と見えたり、

コウマ

紅毛 江戸時代、和蘭人を呼びし

コウマ

紅卷 兼續の染色、後世のしほり染の類、又巻染とも云ふ、布を固く巻きて、其上を糸にて固く巻き、紅にて染め、後ち糸をとれば、糸の所は白く外は紅にそまるなり、一般暗の時武家著用し、平日は禁制なり、殿中日記寛正五年の條に、公方儀、御小者すあふ、こまき結構也云々、又同六年の條に、御所様上様各御供衆上下巻染也云々など見えたり(貞丈雜記)

コウマ

孤雲 懷非(クワイシヤウ)を見よ、

コウマ

五運 陰陽家にて、年々に據りて生ずる火木水金土の運行をいふ、五運を起す法は、十干を五つに配して順に之を輪り、甲巳の年は土運を起し、乙庚の年は金運、丙辛の年は水運、丁壬の年は木運、戊癸の年は火運と次第に相生する者を以て之を起す、毎年三月の幹、其年の運に旺す、甲巳の年の如き三月は則ち戊なり、戊の土運に旺して、庚の年の三月は則ち庚にして金運に合す、餘皆此の如くす(和漢三才圖會)

コウマ

興門派 日蓮宗の一派、日蓮の弟子日興を派祖とす、また勝劣派、富士派とも稱す、この派は法華本門中に於て、善量の一品と、涌出品及び分別品の兩半品とを以て、末法下種正依の經典と定め、其餘の諸品は皆小邪末覆の教と稱して之を用ひず、本山は駿河國富士郡大石寺等の八箇山あり、明治九年二月一派別立の儀を許さる、ニチレンシニヤウ、參看(佛敎各宗綱要、法令全書)

コウマ

公用人 明治元年八月、始めて之を設け、諸藩留守居役の職務を掌らしむ、二年八月大臣納言家に之を置かしめしが、翌九月公務人を置きて之を廢す、三年九月藩制の改革により、

コウレ

せ給ひ、ことに心を添へられ、このころ丹水この殿
になつさひつかうまつりければ、しめし合されし事
ども多かるべし、後醍醐と名づけられしも、此御時
にて、これかか翁文字を又らびたてまつりける、

コウリ

こいなり、元禄中桂昌院夫人の此園へ遊覧の
時、大石奇巖は歩行の時危きとて大方取りかたづけ
園中の景を損ず、後又享保中大森茂次郎、三木茂右
衛門等讃州侯の命にて見晴しの爲め丹水七百餘を伐

コウワ

り、又延暦遷都の時、芝蔭を置き、鴻臚館を置き、
弘仁以来は東鴻臚館を東寺、西鴻臚館を西寺となし
しこと源氏物語河海抄に見えたり、大宰府に鴻臚館
の見えたるは、三代實録清和天皇貞觀五年四月二十

コエタ

コオン

授七年(北朝の康暦三年)二月十日改元、三年を経て
元中と改む、
コエタイ 肥代 江戸時代、食附法の一、村
高に懸じ、乾鰯大豆精糖油粕等を各代金を以て食附
くるをいふ、利息なき、概ね三箇年賦とす(大日本
租税志)

ココロ

コカ

の一名をおんぞと云ふ、との物よりは、ちいさき故
小おんぞと云ふ也と見え、女房筆法に「御しづまる
處に、置かれ候事、先との物二、御おん
ぞ二、御枕二、御籠二つあるべし云々」とあり、

コカイ

に至ては各價法あり、其餘多くは時價に従ふ、但米
價の如きは官より之を管理し、や、常平の意を帯べ
り、元正天皇養老六年二月、詔して云、市頭の交易に
を得んことを欲し、二百錢を用ひて一兩銀に當てさ
しむ、即ち買物の貴賤價の多少は時に隨て平準し
永く恒式と爲せ、もし違ふものは六十に決せ
よと、爾後估價に對する詔勅あり、雖も今之を略す、

ゴカイ

せざるもの(神林集巻)
ゴカイタウ 五街道
橋を中心として京都、日光、白河、甲斐に至る五つの街道をいふ、京都に至るものを東海道、中仙道(木曾街道)の二道とし、日光に至るものを日光街道、白河に至るものを奥州街道、甲斐に至るものを甲州街道とす、今其間における驛名を擧ぐれば左のごとし(五海道中細見記、日本歴史及地理要覽、地名辭書)

- 驛名 里數
(一)東海道五十三次
現所在地
日本橋 二里半 東京府東京市日本橋區
品川 二里半 同 荏原郡品川町
川崎 二里半 神奈川縣橋本郡川崎町
加奈川 一里九丁 同 同郡神奈川町
程ヶ谷 二里九丁 同 同郡保土ヶ谷町
戸塚 一里半 同 同郡戸塚町
藤澤 三里半 同 同郡藤澤町
平塚 二里七丁 同 同郡平塚町
大磯 四里 同 同郡大磯町
小田原 四里八丁 同 同郡小田原町
箱根 三里半 同 同郡箱根町
三島 一里半 同 同郡三島町
沼津 一里半 同 同郡沼津町
原 三里六丁 同 同郡原町
吉原 二里半 同 同郡吉原町
浦原 一里 同 同郡浦原町
由井 二里十二丁 同 同郡由井町
興津 一里三丁 同 同郡興津町
江尻 二里九丁 同 同郡江尻町
府中 一里半 同 同郡府中町
丸子 一里九丁 同 同郡丸子町

ゴカイ

- 四部 一里廿九丁 同 志太郡四部町大字四部
藤枝 二里八丁 同 同郡藤枝町
島田 一里 同 同郡島田町大字島田
金谷 一里廿四丁 同 同郡金谷町大字金谷
日坂 一里廿九丁 同 同郡日坂町大字日坂
掛川 二里十六丁 同 同郡掛川町大字掛川
袋井 一里半 同 同郡袋井町大字袋井
見付 四里七丁 同 同郡見付町
濱松 二里半 同 同郡濱松町
舞坂 一里(海上) 同 同郡舞坂町大字舞坂
新井 一里廿四丁 同 同郡新井町大字新井
白須賀 二里十六丁 同 同郡白須賀町大字白須賀
二川 一里廿二丁 同 同郡二川町大字二川
吉田 二里廿二丁 同 同郡吉田町
御油 十六丁 同 同郡御油町
赤坂 二里九丁 同 同郡赤坂町
藤川 一里廿五丁 同 同郡藤川町
岡崎 三里半 同 同郡岡崎町
池田 二里半 同 同郡池田町
鳴海 一里半 同 同郡鳴海町
宮 二里(桑名) 同 同郡宮町
(岩塚) 一里廿七丁 同 同郡岩塚町
(高場) 一里廿七丁 同 同郡高場町
(神守) 一里廿七丁 同 同郡神守町
(佐屋) 三里(川舟) 同 同郡佐屋町
桑名 三里八丁 同 同郡桑名町
四日市 二里廿七丁 同 同郡四日市町
石薬師 廿七丁 同 同郡石薬師町
庄野 二里 同 同郡庄野町
龜山 一里半 同 同郡龜山町

ゴカイ

- 關 一里廿四町 同 同郡關町
坂の下 二里半 同 同郡坂下町
土山 二里廿五丁 同 同郡土山町
水口 三里十二丁 同 同郡水口町
石部 二里廿五丁 同 同郡石部町
草津 三里廿四丁 同 同郡草津町
大津 三里 同 同郡大津町
京 同 同郡京町
江戶、京間里程百廿四里八丁
(二)中仙道(木曾路)六十九次
日本橋 二里 東京府北豊島郡板橋町
板橋 二里八丁 同 同郡板橋町
浦和 一里半 埼玉縣北足立郡浦和町
大宮 二里八丁 同 同郡大宮町
上ヶ尾 三十丁 同 同郡上ヶ尾町
桶川 一里半 同 同郡桶川町
鴻巣 四里八丁 同 同郡鴻巣町
熊谷 二里半 同 同郡熊谷町
深谷 二里廿九丁 同 同郡深谷町
本庄 二里 同 同郡本庄町
新町 一里半 同 同郡新町
倉ヶ野 一里十九丁 同 同郡倉ヶ野町
高崎 一里半 同 同郡高崎町
板鼻 三十丁 同 同郡板鼻町
安中 一里半 同 同郡安中町
松本 二里廿六丁 同 同郡松本町
輕井澤 一里五丁 同 同郡輕井澤町
沓掛 一里三丁 同 同郡沓掛町

ゴカイ

- 追分 一里十丁 同 同郡御代田郡の東北
小田井 一里七丁 同 同郡小田井町
岩村田 一里半 同 同郡岩村田町
鹽奈田 廿七丁 同 同郡鹽奈田町
八幡 廿二丁 同 同郡八幡町
望月 一里八丁 同 同郡望月町
藤田 十六丁 同 同郡藤田町
長窪 二里 同 同郡長窪町
和田 五里九丁 同 同郡和田町
下諏訪 三里 同 同郡下諏訪町
鹽尻 一里半 同 同郡鹽尻町
洗馬 三十丁 同 同郡洗馬町
水山 二里 同 同郡水山町
豐川 一里半 同 同郡豐川町
奈瓦井 一里半 同 同郡奈瓦井町
藪原 二里 同 同郡藪原町
宮ノ越 一里半 同 同郡宮ノ越町
福島 三里半 同 同郡福島町
上ヶ松 三里九丁 同 同郡上ヶ松町
次原 一里半 同 同郡次原町
野尻 二里半 同 同郡野尻町
三戸野 一里半 同 同郡三戸野町
妻籠 二里 同 同郡妻籠町
馬込 一里五丁 同 同郡馬込町
落合 一里五丁 同 同郡落合町
中津 二里半 同 同郡中津町
大井 三里半 同 同郡大井町
大久手 一里半 同 同郡大久手町
細久手 三里 同 同郡細久手町
三嶽 一里五丁 同 同郡三嶽町
伏見 二里 同 同郡伏見町

ゴカイ

- 太田 二里 同 同郡太田町
鶴沼 四里八丁 同 同郡鶴沼町
加納 一里半 同 同郡加納町
合渡 一里六丁 同 同郡合渡町
御影寺 二里八丁 同 同郡御影寺町
赤坂 一里十二丁 同 同郡赤坂町
垂井 一里半 同 同郡垂井町
關ヶ原 一里 同 同郡關ヶ原町
今須 一里 同 同郡今須町
柏原 一里半 同 同郡柏原町
香ヶ井 三十丁 同 同郡香ヶ井町
島井本 一里半 同 同郡島井本町
高宮 二里八丁 同 同郡高宮町
愛知川 二里半 同 同郡愛知川町
武佐 三里半 同 同郡武佐町
守山 一里半 同 同郡守山町
草津 同 同郡草津町
江戶、京間里程百廿七里十一丁
(三)奥州街道六十九次
日本橋 二里 東京府南足立郡千住町
千住 二里十五丁 同 同郡千住町
草加 二里廿五丁 同 同郡草加町
越ヶ谷 二里廿五丁 同 同郡越ヶ谷町
船壁 一里半 同 同郡船壁町
杉戸 一里廿一丁 同 同郡杉戸町
幸手 二里六丁 同 同郡幸手町
栗橋 半里 同 同郡栗橋町
中田 一里半 同 同郡中田町
古河 廿六丁 同 同郡古河町

ゴカイ

- 野木 二里 同 同郡野木町
飯田 一里半 同 同郡飯田町
小山 一里十二丁 同 同郡小山町
字から 一里 同 同郡字から町
小金井 二里半 同 同郡小金井町
石橋 一里廿三丁 同 同郡石橋町
雀宮 一里半 同 同郡雀宮町
字都宮 二里 同 同郡字都宮町
白澤 一里半 同 同郡白澤町
氏家 二里四丁 同 同郡氏家町
喜連川 三里 同 同郡喜連川町
作山 一里半 同 同郡作山町
太田原 二里三十丁 同 同郡太田原町
鍋掛 三里 同 同郡鍋掛町
蘆野 三里十丁 同 同郡蘆野町
白坂 一里廿三丁 同 同郡白坂町
白河 一里 同 同郡白河町
根田 廿六丁 同 同郡根田町
小田川 十三丁 同 同郡小田川町
大田川 廿丁 同 同郡大田川町
諸瀬 廿三丁 同 同郡諸瀬町
大和久 十三丁 同 同郡大和久町
新田 十一丁 同 同郡新田町
矢吹 廿三丁 同 同郡矢吹町
久米石 十三丁 同 同郡久米石町
笠石 一里半 同 同郡笠石町
須賀川 一里廿八丁 同 同郡須賀川町
佐々川 十八丁 同 同郡佐々川町
日出山 八丁 同 同郡日出山町
小原田 十五丁 同 同郡小原田町
郡山 十五丁 同 同郡郡山町

**ゴカイ**

福原 廿三丁 同 安積郡富久山村大字福原  
 日和田 一里 同 同郡山井村大字日和田  
 高倉 一里十二丁 同 同郡同村大字高倉  
 本宮 一里半 同 安達郡本宮町  
 温石町 四丁 同 同郡杉田村  
 杉田 一里十丁 同 同郡同村  
 二本松 一里 同 同郡二本松町  
 二本柳 廿一丁 同 同郡津川村(?)  
 八丁目 一里 同 信夫郡松川村(?)  
 若宮 十二丁 同 同郡杉妻村ノ南  
 根子町 一里廿五丁 同 同郡杉妻村  
 福島 二里八丁 同 同郡福島町  
 瀬上 一里十二丁 同 同郡瀬上村  
 桑折 一里七丁 同 伊達郡桑折町  
 森田 一里七丁 同 同郡森田村  
 貝田 十八丁 同 同郡大木戸村大字貝田  
 越川 一里十五丁 同 同郡越川村  
 才川 一里十五丁 同 同郡才川村  
 白石 一里廿二丁 同 同郡白石町  
 葛田宮 一里廿二丁 同 同郡宮村  
 金加瀬 一里 同 柴田郡金ヶ瀬村  
 大川原 一里十五丁 同 同郡大河原町  
 舟迫 二里 同 同郡榎木村大字舟迫  
 榎木 二里 同 同郡同村  
 岩沼 一里廿丁 同 宮城縣名取郡岩沼村  
 倍田 一里 同 同郡倍田町  
 中田 一里 同 同郡中田村  
 長町 一里 同 同郡長ヶ崎村  
 仙臺 一里 同 仙臺市  
 七北田 二里十九丁 同 宮城郡七北田村  
 新町 一里廿二丁 同 黒川郡富谷村(?)

**ゴカイ**

吉岡 三里十丁 同 黒川郡吉岡町  
 三木木 一里廿一丁 同 志田郡三木木町  
 古川 一里 同 同郡古川町  
 荒谷 一里半 同 栗原郡長岡村大字荒谷  
 高清水 二里六丁 同 同郡高清水町  
 月立 半里 同 同郡築館町  
 宮野 二里十七町 同 同郡宮野村  
 澤邊 十六丁 同 同郡澤邊村  
 金成 二里六丁 同 同郡金成村  
 有かべ 二里三丁 同 同郡有かべ村  
 一ノ関 十七丁 同 巖手縣西磐井郡一ノ関町  
 山ノ目 三里六丁 同 同郡山目村  
 前澤 二里 同 同郡前澤町  
 水澤 二里廿四丁 同 同郡水澤町  
 金崎 二里 同 同郡金ヶ崎村  
 鬼柳 一里 同 同郡鬼柳村  
 岩崎 三里 同 同郡岩崎村  
 花巻 四里五丁 同 同郡花巻町  
 石とや 二里 同 好地村(?)  
 郡山 四里五丁 同 同郡郡山町  
 森岡 四里 同 同郡森岡町  
 柏杉 四里 同 巖手郡遠良村(?)  
 沼宮内 七里六丁 同 同郡沼宮内町  
 一戸 三里 同 同郡一戸町  
 福岡 一里 同 同郡福岡町  
 金田市 二里六丁 同 同郡金田一村  
 三戸 三里半 同 青森縣三戸郡三戸町  
 浅水 二里半 同 同郡浅田村大字浅水  
 五戸 一里 同 同郡五戸村  
 傳方寺 十八丁 同 上北郡四和村大字傳方寺  
 藤島 四里 同 同郡藤坂村大字藤島

**ゴカイ**

七戸 四里十五町 同 上北郡七戸町  
 野邊地 一里 同 同郡野邊地町  
 馬門 五丁 同 同上  
 刈和澤 三里 同 東津輕郡東平内村(?)  
 小濱 二里 同 同郡中平内村(?)  
 浅倉 三里 同 同郡野内村大字浅倉  
 野内 一里半 同 同郡野内村  
 青森 同 青森市  
 江戸、仙臺間里程九十一里  
 (四)日光街道二十四次  
 日本橋 二里 同 此間の街道は奥州街道に同じ  
 宇都宮 二里九丁 同 栃木縣河内郡富屋村大字宇都宮  
 下徳次郎 四丁 同 同上  
 中徳次郎 十四丁 同 同上  
 上徳次郎 二里 同 同上  
 大 二里 同 同郡大澤村  
 今 二里 同 上野郡今市町  
 日 光 同 同上  
 (五)甲州街道三十四次  
 日本橋 二里 同 東京府東京市日本橋區  
 内藤新宿 二里三丁 同 同郡多摩郡新宿町  
 下高井戸 一里一丁 同 同郡高井戸村大字下高井戸  
 上高井戸 一里三三町 同 同郡高井戸村大字上高井戸  
 布田 一里三三町 同 北多摩郡布田町  
 五ヶ宿 二里八町 同 北多摩郡五ヶ宿町  
 府中 二里八町 同 北多摩郡府中町  
 日野 一里廿七町 同 南多摩郡日野町  
 八王子 一里廿七町 同 同郡八王子町  
 駒木野 廿六町 同 同郡駒木野村大字駒木野  
 小佛 一里廿二町 同 同郡小佛(?)  
 小原 十七町 同 神奈川縣津久井郡小原町  
 興瀬 二十四町餘 同 同郡興瀬

**ゴカウ**

吉野 二十六町 同 同郡吉野郡  
 關野 三十四町 同 田方郡下大見村字關野  
 上の原 十八町 同 山梨縣都留郡上野原町  
 鶴川 一里五町 同 同郡大鶴村  
 野田尻 廿一町 同 同郡野田尻  
 大目 一里六町 同 同郡大野村大字  
 下鳥澤 五丁 同 同郡宮濱村  
 鳥澤 廿六町 同 同郡宮濱村  
 猿橋 廿二町 同 同郡大原村  
 駒橋 十六町 同 同郡廣里村字駒橋  
 大月 廿六町 同 同郡廣里村  
 下花咲 三町 同 同郡廣里村  
 上花咲 二里八町 同 同郡廣里村  
 白野 廿六町 同 同郡  
 阿彌陀海道 十町 同 同郡  
 黒野田 二里八町 同 同郡笹子村  
 駒橋 十八町 同 同郡日影村  
 鶴瀬 一里三町 同 東山梨郡鶴瀬村  
 勝沼 廿町 同 同郡勝沼町  
 栗原 一里廿一町 同 同郡今日川村  
 石和 一里十九町 同 東八代郡石和村  
 甲府 三里廿一町 同 西山梨郡甲府市  
 是より葦崎、蘆原、教來石、葛木、金澤、上諏訪を經て中仙道に合す。

**ゴカウ** 御幸 上皇法皇女院のいでましをいふ、「ミユキ」とも訓む、もと行幸と差別なかりしが、中古以来主上のみ行幸といひて區別す、上皇の御幸には、御直衣にて、金飾襖毛車に乗御あり、院司官人供奉し、近習殿上人御剣役を勤め、京外には、衛府官人、踏次を警護するを例と爲す、弘仁十四年嵯峨上皇御幸及び伏衝を固辭し、騎馬にて山莊に御幸あり、大治元年鳥羽上皇御幸にて御父白河法皇の御車に先立ち、雪見の御幸あり、且つ白河法皇以後は天下の政務院中に歸し、執政大臣も御幸に供奉する類、異例のこと多かりき、御即位の後始めて他所に臨御し、又歳首に法皇若くは皇太后の宮に拜觀し給ふを御幸始と稱す、その他遊覽御幸、遊獵御幸、方違御幸、温泉御幸、遷徙御幸等種々の名目あり、大略行幸に同じ○女院御幸の儀式詳かならずと雖も、長元二年上東門院里に御幸の時檉毛車に御し、公卿前後に供せしをれば、儀衛の盛なること、その一斑を知るべし(古事類苑帝王部)

**ゴカウ** 五更 寅の時をいふ、カウの條參看。

**ゴカウシ** 紅格子 地紅にかふしを織りたる著物を云ふ、高位の女房衆ならでは著ざるなり、御成次第古實に云、こがうしは御女房衆にも御中儀衆にも免されず候、是もくわしくにて候(くわしくとは花飾と書て一段結構なる物と云意)自然中儀衆の内にも、上意に相叶ひ候方御ゆるし候へばめし候云々(貞丈雜記)

**ゴカウチ** 久我氏 姓は村上源氏、七清華の一、村上天皇皇子二品中務卿具平親王より出づ、親王の男堀河右大臣師房、寛仁四年源朝臣の姓を賜ひ、御堂關白道長の嫡として從一位皇太子傳となる、其子頼房右大臣となり、其子雅實太政大臣となる、久我太政大臣と稱す、其子雅定延雅通を養ひて子とす、雅通、通親を生む、通親の子太政大臣通光始めて久我氏を稱す、自後子孫相繼ぎ、大臣を先途とし、華族と稱す、世々榮華淨和兩院別當源氏長者となる、足利三代將軍義滿の時、兩院別當源氏長者を奪はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し侯爵を授けらる。

一族分れて中院、愛宕、六條、千種、堀河、久世、東久世、梅溪、植松、岩倉等となる(尊卑分限、知譜撰記、華族譜)

○具平親王 師房 雅實 雅定 雅通

通親 通光 通忠 通基 通雄 長通

通相 具通 通宣 清通 通博 豐通

通言 晴通 通堅 教通 通前 廣通

通誠 惟通 通兄 信通 通明 嘉通

通久

**ゴカウチャウ** 小定考 定考の翌日即ち八月十二日、大臣以下の人東廳に於て行ふ儀、カウザヤウ(參看(公事根源))

**ゴカウノツボネ** 小督局 長門本平家物語に小河殿と號すあり、關白中納言藤原成範の女(長門本平家物語に藤原通憲の子女に作る)に委せありて琴を善くす、後ち宮中に入りて高倉天皇に侍し、特寵を蒙る、天皇の中宮は建禮門院平滋子にして、清盛の女なり、小督宮中に入りてより天皇の寵衰ふ、是より先小督家に在るの時藤原隆房と私通せしが、其宮中に入るに及び、隆房隆房の情に堪へず、隆房は清盛の女嬪なり、是に於て清盛は中宮寵衰へ、隆房愛慕するは皆小督の爲す處なりとて大に怒り、將に小督を殺さんとす、小督之を聞き、潜に宮中を脱して嵯峨野に匿る、天皇愛慕の念已まらず、北面の土源仲國をして之を求めしむ、仲國命を奉じて嵯峨に赴き、小督の琴を弾するの聲を尋ねて其所を知り、伴ひて宮に歸る、隆房喜に倍し、幾干もなくして坊門院を生む、清盛益々之を憎み遂に

コガキーコカク

捕へて尼となす、時に年二十三、後大堰川に投じて死すといふ(大日本史)
コガキヨミチ 久我清通 後久世前太政大臣と稱す、永享元年八月内大臣と爲り、四年七月に辭す、享徳元年十月太政大臣に任ぜられ、二年二月罷む、同年九月五日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

コカク

火客 禪宗の僧にて飯を炊くもの、又火仙とも云ふ(釋林集器考)

コガク

古學 古義學派(コキカク)を見よ、新樂に對して、いふ稱、即ち泰漢六朝以前に出でたるものを古樂といひ、唐初に作りたるものを新樂といふ、然れど唐以上の樂にて新樂に入るものあり、其故を詳かにせず、印度樂は總て古樂とし、高麗渤海の諸曲皆新樂に屬す、古樂には樂器一鼓を用ひ、新樂には羯鼓を用ふ、道行の時新古の二樂を併用することあり、(ガカク)參看(歌舞品目、禮樂志)

コカク

御書 詔書擬奏、即ち詔書の案を、太政官より再び上奏せし時に、天皇御覽じて宣筆にて可字を書き給ふを云ふ、禁抄抄に、詔書擬奏、上奏奏之、天子覽之、書可字、返給、年號典義上書也、只可字一字也、年號有二所、年號には不書、公卿連署年號左上也云々、天皇御幼少の時攝政之を書す、玉葉文治二年四月七日、詔書擬奏の條に、子爵、墨染筆、書御書、(公卿連署之典義之典、一字許を指上げ、書可字)と見えたり、猶詔書(セウシヨ)の條參看、

コカクジツ

御書日 詔書の末行に年月日を自書し給ふをいふ、内記詔書を書する時、終の別行に年月を書し、日を記さずして御前に奏進す、

コガクーコカシ

銭可ある後、其日付を宸書し給ふなり、公式令集解に、御書日謂御自書十日廿日一耳と見え、禁抄抄に、日の書き様、其日を月の下に書く也、他の字より墨黒く明か大きに書く也、又宸筆は二字也、二十日餘は廿日と書く也と見えたり、猶詔書(セウシヨ)の條參看、

コカクセウセイ

古學先生 伊藤仁壽(イトウジンジュ)を世に稱して、同條を見よ、

コカクハ

古學派 古義學派(コキカク)を見よ、

コガクバウ

古河公方 足利成氏(アシカガシゲウジ)を見よ、

コガコレミチ

久我惟通 志禪院と號す、享保十五年七月内大臣に任じ、二十一年正月辭す、延享二年五月右大臣と爲る、尋てまた辭す、寛延元年九月二十九日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

コガサタミチ

久我定通 世に後土御門内大臣と號す、建長元年(一三三〇)嘉祿二年六月内大臣に任じ、三年十二月辭す、寶治元年九月二十八日薨す、年六十六(大臣補任)

コカシハバラテンワウ

後柏原天皇 御名は勝仁、後土御門天皇第一皇子、御母贈皇太后深淵子、第百四代天皇、建長五年十月二十日御降誕、文明十二年親王となり、將軍足利義政の邸に元服す、時に年十七、明應九年三十七にして踐祚し、永正十八年即位の禮を行ひ給ふ、時に應仁の亂後、朝廷衰微の極に達し、踐祚の大禮未だ行ふ能はず、大永元年三月大阪本願寺の僧光兼其實用を奉り、漸く大儀を行ふを得たり、因りて勅し准門跡となす、在位二十六年改元するもの三、大永六年

コガジーコガセ

四月七日崩す、享壽六十三、山城國紀伊郡深草村深草法華堂院に葬る(皇胤通鑑、野史、陵墓一覽)

コガシヤウ

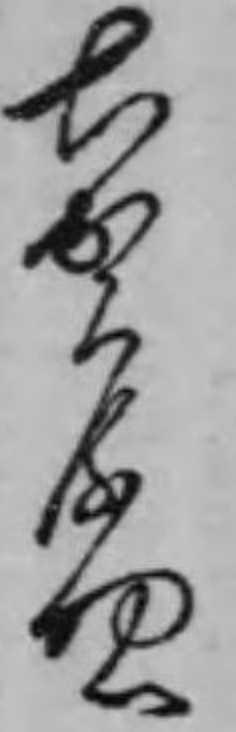
古河城 古河郡下機國葛飾郡古河町に在り、鎌倉幕府の頃、下河邊庄司行平始めて城を築き、子孫代々居住す、應安の頃、上杉憲榮城主となり目代を置き、永徳二年小山義政攻陥し、壬生、鹿沼の兵をして守らしむ、尋て足利氏綱之を襲ふ、守將城を燒きて小山に走る、嘉慶元年野田右馬允安重之に據る、嘉吉元年足利氏の攻むる所となり城陥る、其間凡五十五年、康正元年足利成氏入りて居城とす、世に古河公方と稱す、文明三年成氏、上杉顯定の爲めに破られ、走りて千葉氏に據る、十年再び千葉氏の援によりて城を復す、天文二十三年、晴氏の時北條氏康の攻むる所となり、終に北條氏の有武威なきを以て、氏康二男氏輝をして守らしむ、天正十八年北條氏亡ぶるや、小笠原秀政封せられて此に治す、其後松平康長(慶長七年)、小笠原信之(慶長十七年)、奥平忠昌(元和五年)、永井直勝(元和八年)、土井利勝(寛永十年)相田正俊(天和元年)、松平信之(貞享二年)、松平信綱(元祿七年)、本多忠貞(正徳二年)、松平康福(寶曆九年)等相繼ぎて此に治し、安永六年土井利里七萬石に封せられて、子孫代々城主となり、明治維新に至る(古河志、德川加除封録)

コガセリ

古賀精里 名は精、字は淳風、通稱彌助、精里と號す、忠能の子、世世佐賀藩に仕ふ、通川幕府の儒官、初め學を福井小車に、後西依成書に學ぶ、尾藤二州頼春水等と交り厚し、終に陽明學を捨て、朱氏學に歸す、學成り國に歸りて國政に參與す、藩侯時に學校を創設し國用給せず、精里女中の元鑑を淘汰し、公室の美

コガターコガト

食を節減せしむ、後職を辭し専ら教に従ふ、寛政三年幕府命じて昌平學に講經せしむ、藩臣にして變に入り經を講ずる精里に始まる、七年幕府の儒員と爲り尋て養育の教官に陞る、文化八年林榮酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周樂を祖述し、材を爾漢六朝にとる、又書法を學ぶ、倣れて檢點射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戸大塚麻島に葬る(四書集釋、大學集釋、近思錄集說等(精里行實、日本教育史資料))



七年幕府の儒員と爲り尋て養育の教官に陞る、文化八年林榮酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周樂を祖述し、材を爾漢六朝にとる、又書法を學ぶ、倣れて檢點射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戸大塚麻島に葬る(四書集釋、大學集釋、近思錄集說等(精里行實、日本教育史資料))

コガタナ

小刀 腰刀にさし刺へたる小き刀を云ふ、腰刀に副ふ故に又副子と云ふ、又さし刺にさす故に副指とも云ふ、軍用器に、小刀の柄に環を付ることは敵の首をとりたる時、小刀の環を首の切口より劈方へ指を通し首を繋ぐ時の針にする爲也、武家名目抄に、今思ふは小刀の柄に環を掛け或は指の目を通す事は、もと腰刀より抜ると時の手がかりになさんが爲にぞ在るべき、時としては首に指を通す針にもすべけれど、專其が爲也と一寸ちに云ひたるは、いかにぞあるべきと云へり、

コガツノセツク

五月節句 端午(タンゴ)を見よ、

コガトモミチ

久我具通 久世入道と號す、嘉慶二年五月右大臣と爲り、應永元年に辭し、二年六月太政大臣に任ず、三年二月罷め、出家す、四年三月十六日薨す、年五十六(公卿補任、大臣補任)

コガトヨミチ

久我豊通 志禪院入道と稱す、道鏡玉峰、法名等蓮、開元六年六月内大臣と爲り、八年五月右大臣に轉じ、九年三月辭す、大永六年四月天皇の御事に依て出家、天文五年六月三日薨す、年七十八(公卿補任、大臣補任)

コガナイタイジン

久我内大臣 久我雅通(コガマサミチ)を見よ、

コガナガミチ

久我長通 後中院と號す、元徳二年二月内大臣と爲り、尋て辭す、元弘元年二月右大臣に任じ、正慶七年十月辭し、二年再任、建武元年二月再び辭す、曆應三年十二月太政大臣に任じ、康永元年二月罷む、文和二年八月二十七日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)

コガネツクリノカタナ

金作刀 折金くり形柄口等を金にて作りたる刀、又略して金刀とも云ふ、御供放實に、金作の刀の事、總御祭制にて候、乍去如何程を金刀と可申、折かれ、くりかた、つか口など金にて候へば色繪たるにて候、こじり、つかがしら、めぬき、かうかひ、小刀、つか金にて候はんずるが金刀たるべきなり、つかうちさめ、さやのしつけ又金具めぬきかうかひまで金成は申す及沙汰、候古はさふなる刀をばさもとしたる人ばさ、れ候はず候、或は小者房などさし候云々と云へり、欽明天皇二十三年八月紀に、金作刀二日とあるをマカネヅクリノカタナと訓めり、是れ金作刀の始めなり、此他金作腰刀、金作短刀、金作脇差、金作太刀等あり、其制皆同じ、但し金作太刀は公家にては細紐をいひ、武家にて野太刀を云ふ(武家名目抄)

コガネツクリノタチ

金作太刀 又金太刀とも金銀ともいふ、金作刀(コガネツクリノカタナ)を見よ、

コガノフミチ

久我信通 惟克金院と號す、寛政三年十一月内大臣に任ず、四年正月辭す、七年九月十三日薨す、年五十二(公卿補任、大臣補任)

コガハテラ

粉河寺 紀伊國那珂郡粉河村風孫山麓に在り、風孫山と號す、又補陀洛山施音教寺願成就院と云ふ、天台宗、延暦寺末、日光山門跡の支院に屬す、本尊千手觀世音、四國三十三札所の第三番たり、寶龜元年大伴孔子古の草創する所といふ、孔子古は風孫山下に住す、常に山に入りて獵す、一夜樹根に居して猿鹿を窺ふに山中に光明あり、就て見れば物なし、頗る怪み、且つ怖る、後之を見る再三、孔子古發願して、靈地ならんと、終に草庵を結びて、佛場となす、朝夕佛像を得んことを思ふ、一日童子來りて宿泊を乞ふ、談偶々佛像の事に及ぶ、童子曰く我佛工なり、拙なるも求めに應ずべしと、但し七日間草庵に籠りて作る、其間我を見るなかれと、期に至りて成るを告ぐ、至れば金色千手觀世音像然としありて童子なし、遠近傳へ聞きて、奇となす、時に河内國澁河郡に長者佐大夫と云ふものあり、其女病て死せんとす、童子來りて加持して病を治す、父母物を贈るも辭して受けず、宿所を問へば紀伊國那珂郡風市村粉河寺と答ふ、依りて佐大夫一族を率ゐて那珂郡に至りて寺を尋ねるに、粉河寺なし、暫く山中に徘徊す、溪流の白くして粉を流すが如きを見て、これ粉河ならんと、山中に入りて見るに草堂あり、入て一宿すれば觀音の靈像を拜す、童取る所の管筒觀音の臂にかゝる、即ち知る童子は此の像の化身なることを、歸りて四方に告ぐ、伊都郡澁田村の富家の童婦之を聞きて、家に移して本堂となす、又那珂郡名手村の婦人

コガトーコガネ

食を節減せしむ、後職を辭し専ら教に従ふ、寛政三年幕府命じて昌平學に講經せしむ、藩臣にして變に入り經を講ずる精里に始まる、七年幕府の儒員と爲り尋て養育の教官に陞る、文化八年林榮酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周樂を祖述し、材を爾漢六朝にとる、又書法を學ぶ、倣れて檢點射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戸大塚麻島に葬る(四書集釋、大學集釋、近思錄集說等(精里行實、日本教育史資料))

コガノーコガハ

食を節減せしむ、後職を辭し専ら教に従ふ、寛政三年幕府命じて昌平學に講經せしむ、藩臣にして變に入り經を講ずる精里に始まる、七年幕府の儒員と爲り尋て養育の教官に陞る、文化八年林榮酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周樂を祖述し、材を爾漢六朝にとる、又書法を學ぶ、倣れて檢點射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戸大塚麻島に葬る(四書集釋、大學集釋、近思錄集說等(精里行實、日本教育史資料))



コカハ

住宅を捨て、禮堂とす、是より御蔭漸く備はり、大伴氏親を守護す、孔子古の子正六位上船主、延暦中丹生谷村の丹生明神を勧請して寺内の鎮守とす、其子益繼始めて俗別當となる、其子山雄の時貞親中廣田庄を賜はる、延喜中寺科四百束と定め充つ、承平五年失火して本堂以下僧坊悉く焼失し、什寶灰燼となる、一條天皇正暦二年四至を定め、寺家の租稅雜役を免す、後白河法皇蓮華王院を作る時、當寺の三尺の尊像を移して、千手堂の中尊とし給ふ、攝政關白も亦信仰厚く、永承三年には宇治頼通、永保元年には師實、康治三年には忠實、元久元年には基房前後參詣せらる、平重盛及び維盛本寺に詣りてしこと源平盛衰記に見えたり、應永元年又火災に逢ふ、足利氏大に本寺を崇敬し、二十八年四月には將軍義持、永享三年四月には義教參詣せり、天正十三年豐臣秀吉に抗せしを以て焼かれ、一山悉く焼土と化し、寺領を沒收せられ、繪旨院宣等の文書舊記皆散亂焼亡して、今僅に十分一を傳ふるのみ、慶長中淺野氏寺領四十六石餘を寄せ、寺院を興隆す、徳川頼宣若山に封ぜらる、後亦寺領を寄せ、新開田及び祠堂金を合せて、寺庫七百餘石に復すと云ふ○別當、仁和中俗別當和泉守大伴貞宗あり、孔子古の裔なり、其子孫相繼きて別當となり、戰國の時において、専ら兵事を掌りて一山を守護す、是を方衆といふ、應永二十一年方衆、衆徒と所領に就て争論す、管領畠山滿家裁して、先規に任せ、方衆は四分一、衆徒は四分三を知行せしむ、永祿七年忠貞、將軍義輝より兒玉氏を授けらる、又別に別當職あり、法後を初めとす、法後も亦孔子古の裔なり、男恩賀貞親中興位に昇り法橋となる、子孫相繼きて別當となる、十六代別當實覺は安元の時代に當るも、舊記傳はらざるを以

コカバ

て、評かならず、後世御池坊一山の主領として、官階高し、蓋し古の別當職の坊なるか○本堂、十五間、十四間にして、無量光殿と云ふ、本尊千手觀世音、重男の作る所といふ、美術優等の鑑賞狀を附せらる○六角堂、本堂の南に在り、三十三所觀音を安置し、西國順禮納札所とす○鐘樓、六角堂の北に在り、此外大門中念佛堂等多し○御池坊、海岸門と號す、中門の南に在り、傳へ云ふ、華山法皇西國巡禮の時、仙禪を駐め給ひし處、勅して御池坊といふ、當山四所靈地の一なり、童男は觀音の生身にして、この地より出現せしと云ふ、童男堂外十餘字あり、當山の木坊なり○十禪院、當山四靈地の一、寶壽地即ち是なり、本堂は方五間廡殿と云ふ、塗上門護摩堂等の坊舎十數字あり○丹生大明神社、當寺一山の鎮守にて、粉河村の産土神なり、祭禮六月十八日、白山権現社に地主神なり、抑本寺、古は五百餘字の坊舎ありしが、天正の兵火に殆ど焼亡す、慶長以後漸次造立し、續風土記に記したる堂塔坊舎數十字、地域二町四方、山林十町四方にて、當國に於ける大伽藍の一たり○寶物、粉河寺縁起一卷、草創より善水まで靈數三十三箇條を書す、普通縁起と異にして、古書に徴する、と多し、珍貴のものなり、古寫本の奥書に「應永十九年十一月十三日依法水院僧都長算所望、於三條坊門室町廡屋一書寫本、勸解由小路入道義將御談云々」とあり、元亨釋書、塚裏抄、玉葉、風雅集等の書當寺の事を記せるは本傳に依りたるもの、如し(紀伊國續風土記、紀伊國名所圖會)

コカヒ

コカミ

三日より十八日迄は三番、十九日より二十四日迄は四番、二十五日より晦日迄は五番衆御被申也、又正月三日總番衆御禮出仕の條に、總番衆衆大等事、一番より始て五番迄番次第御目にかゝる也、又就御禮儀(御太刀など參候時は、當時より始て御太刀運上之由也、假令は晦日などに御太刀參候ば、先五番衆、次一番、次二番、次三番、次四番衆如此なるべし、自餘以之なるべし云々)、萬按書條々に、五ヶ番御禮出仕之事、昔は其番にて参りたる事候、然ば番頭先祇候にて大方家々の次第にす、み被申也」と見えたり、なほ番衆(ハンシユヤ)の條考看せよ、

コカヒロミチ

久我廣通 名 妙靈院と號す 寛文元年九月内大臣に任じ、三年二月辭す 五年正月右大臣と爲り、尋て罷む、延寶二年四月十三日薨す 年四十九(公卿補任、大臣補任)

コガマサミチ

久我雅通 名 久我内大臣と號す 仁安三年八月内大臣に任じ、安元元年二月二十七日薨す、年五十八(公卿補任、大臣補任)

コガミチエ

久我通兄 名 含花光寺と號す 寛延三年八月内大臣に任じ、尋て辭す、寶曆四年二月右大臣と爲り、五年に辭す、十一年五月二十八日薨す、年五十三(公卿補任、大臣補任)

コガミチヲ

久我通雄 名 中院と稱す 永仁五年十月内大臣と爲り、六年六月止む、元應元年十月太政大臣に任じ、元亨三年五月辭す、元徳元年十二月十一日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コガミチスケ

久我通相 名 千種前太政大臣と號す 延文元年七月内大臣と爲り、五年九月辭す、貞治元年十二月右大臣に任じ、五年八

コガミ

コカメ

月太政大臣に轉す、七年三月辭す、應安四年七月十四日薨す、年四十五(公卿補任、大臣補任)

コガミチチカ

久我通親 名 源通親(ミナモトノミチチカ)を見よ、

コガミチトモ

久我通誠 名 得自性寺と號す 寶永六年三月累進して内大臣に至り、八年二月辭す、享保四年七月七日薨す、年六十六(公卿補任、大臣補任)

コガミチノフ

久我通言 名 陽春院入道と號す 道鏡相仲、法名大悅 大永三年三月内大臣に任じ、享保元年八月右大臣に轉す、天文五年閏十月出家、十二年二月薨す、年五十七(公卿補任、大臣補任)

コガミチヒロ

久我通博 名 東久世太政大臣と號す 寛正二年八月内大臣と爲り、五年に辭す、同年十一月右大臣に任す、文明元年正月に辭す、十三年七月太政大臣に任じ、十四年十月七日薨す、年五十七(公卿補任、大臣補任)

コガミチミツ

久我通光 名 後久我太政大臣と號す 承久元年三月内大臣に任じ、三年七月辭す、寛元四年十二月太政大臣と爲り、寶治二年正月十八日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

コガミチモト

久我通基 名 後久我と號す 正應元年七月内大臣に任じ、同年十月辭す、延慶元年十一月二十九日薨す、年六十九(公卿補任、大臣補任)

コカシ

御感 感書に同じし、御感狀と云ふべきを略して云へるなり、カシヨシを見よ、

コカメヤマテンワウ

後龜山天皇 名 御名は照成、法諱金剛心、諡後村上天皇の

コカラ

第二皇子、長慶天皇の弟、御母は嘉喜門院勝子、第十九代の天皇 文中二年十一月一日(北朝)應安六年(長慶)天皇の禰を受けて即位す、時に楠木和良以下、南朝の餘黨多くは微々として振はず、而して足利三代の將軍義満もまた多年の兵亂に困りて、漸く和平を欲したれば、元中九年(北朝)明德二年(十月)を以て、大内義興を介して和を求む、曰く兩朝親和し、舊例に従ひて互に逸立せん、まづは合體ありて神事を北帝に傳へらるべしと、天皇遂に之を許可し、閏十月入浴して後小松天皇と父子の義を結び、神事を授け、因りて尋びて太上天皇と號し奉る、後ち嵯峨大覺寺に入り給ひ、南北兩立せる事、凡そ五十餘年、茲に至りてはじめて合一す、天皇在位二十四年、改元する事五、應永三十一年四月十二日崩す、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨小倉院に葬る(大日本史、後醍醐一覽、南朝の末路)

コカラ

コカリ

目抄に、扱丸をもと木枯と云ひしこと、唯源平盛衰記に見えたるのみにて、木枯の名能書に所見なし、竊に疑ふ、木枯は即小鳥にて扱丸と共に平家重代の重寶なれば、一の太刀として鈴鹿の物語を綴りなせるも知べからずと云へり、

コカス

コカシ

小鳥 平氏重代の名能書、源平盛衰記長門本平家物語段上團打の條に、小鳥と云太刀は唐皮出来て後七日と申ひつじの時斗に主上南殿に出御ありて東天を御拜あるに、八尺の靈鳥とびきたりて、大床に侍り、主上御笏を以て召あり、靈鳥御ましの御縁にはしなかけたり、靈鳥申て云く、我が大神宮よりの御縁の御つかひなりとて、羽の下より、一の御はかせを御前におとしたり、主上此御はかせを身づからめされて、八尺の大靈鳥のはれの申より出来る所なればとて小鳥とは名けさせ給、唐皮小鳥共に天下の重寶と君執し思召さる、されば代々内裏に傳はりしを貞盛のときより此家に傳はる、番代の寶物是也と見えまた、武家名目抄に「平家物語の小鳥の由来名義説たるもとより安藤にして論ずるに足らず、御巻に目貫に鳥を作れば小鳥とぞ號るといひしも妄説なり、今伊勢家に傳る所目貫は金の御帖にてあるなり、小鳥は地の緯緯に比して眞せし名にや、加賀佐比の佐比のつらまりて志となり、志と須と通じて加賀須と云ひしなりと云ふ説あり、さもあるべしや知れずと見えたり、

コカス

コカシ

小鳥丸 靈の名、太素廣秀の傳ふる所の靈なり、頭に鳥を畫く、因て此名あり(樂器考)

コカリギ

コカリ

小狩衣 狩衣の後一尺ばかりも短かきもの、即ち半尻なり、後鳥羽院宣記建保四年四月十八日の條に、鴨著小狩衣、於東面西四條

コガレ

上、北面等参有、和歌沙汰云々、又實時補記に新院、開白、大納言等着用云々、猶「ハンシリ」を見よ（貞丈雜記、安齋隨筆）

コガレカウ

焦香 染色の名、薄紅に黄色を加へて染めたる色をいふ、所謂濃香なり、狩衣をば此色に染め、若年の人四季通じて着用す（廣輪抄、三條院東抄、裝束色箋）

コキ

國忌 皇考皇祖及び母后等の御忌日をいふ、職員令義解には、謂「先皇崩日」也と見えたり、當日は、至念を要する事の外は廢務し、所司をその定むる所の寺に遣はし佛事を修す、その遺徳を愛慕するに因る、又此日音樂を禁じ、犯す者は杖八十に處せらる（應永御記）朱鳥二年九月持統天皇、天武天皇の爲めに、國忌齋を京都の諸寺に設け、同二年二月詔して自今國忌の日には齋會を行はしめしを初見とす、文武天皇の朝に之を律令に制定し、是より以來支那の七廟九廟の制に倣ひ、或は七國忌と爲し、或は九國忌と爲し、代々に隨ひて疏を除き親を加へ、沿革する所ありしが、村上天皇以後は天皇の國忌は、天智、光仁、桓武、文德、光孝、醍醐の六帝に限れり、母后の國忌も久しく存せしものありて、村上天皇の御母藤原藤子之國忌は、鳥羽天皇の朝に至りて始めて之を除き、冷泉圓融二帝の御母藤原安子の國忌は、後醍醐天皇の朝、御母源通子を加ふるに因りて之を廢せり、之を國忌に除の終結とす、六帝國忌の説は藤原兼良の江次第抄の文を按じて言ふ所なれど、更に當時の書に就きて之を考ふれば、此外にも國忌に預り給ひしもの多きが如し、然れども其中には或は況く御忌の日を指して國忌と云へるものあり、明治に至り、神武天皇と孝明天皇との御忌日のみを定め、その他は毎歲春秋二季皇靈祭として宮中皇靈殿にて祭

コキ

事を行はるゝことなれり○今江次第抄に載せたる國忌廢置の沿革を表に示せば左の如し（古事類苑禮式部、法令全書）

- 光仁時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
桓武時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
平城時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
嵯峨時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
淳和時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
仁明時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
文德時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
清和時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
陽成時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
光孝時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
宇多時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
醍醐時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
朱雀時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
村上時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子

コキ

冷泉時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
華山時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
一條時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
三條時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
後冷泉時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
白河時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
鳥羽時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
後醍醐時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
醍醐時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
安子 藤子 通子

コキ

合器 入子桶をいふ、合子器の意なるべし、合子とは、挽入にて、轆轤にて木を挽き、器に作りつくも入子したるものをいふ、大鏡に、左大臣時平、此君たちの御中には、大納言源昇卿の御女の腹の顯忠おとのみぞ右大臣までなり給へる（中略）御めし物ばうるはしく、合器などにもまゐり居て、只御かはらけにて置などもなく、折敷にとり居つゝ、ぞまらせける云々した、太政大臣頼忠心齋部の頭陀行せられけるなり、京中にござりていみじき御齋をまうけつゝ、参りしに、此宮よりは、うるはしく金ごさともうたせ給へりしかば云々」と見えたり

コキア

濃藍 染色の名、藍とよばれて染めたる色をいふ、縫殿式にその染色の用度を記して、絲一輪、藍一圓小半、黄藍十四兩、新二十斤」とあり

コキア

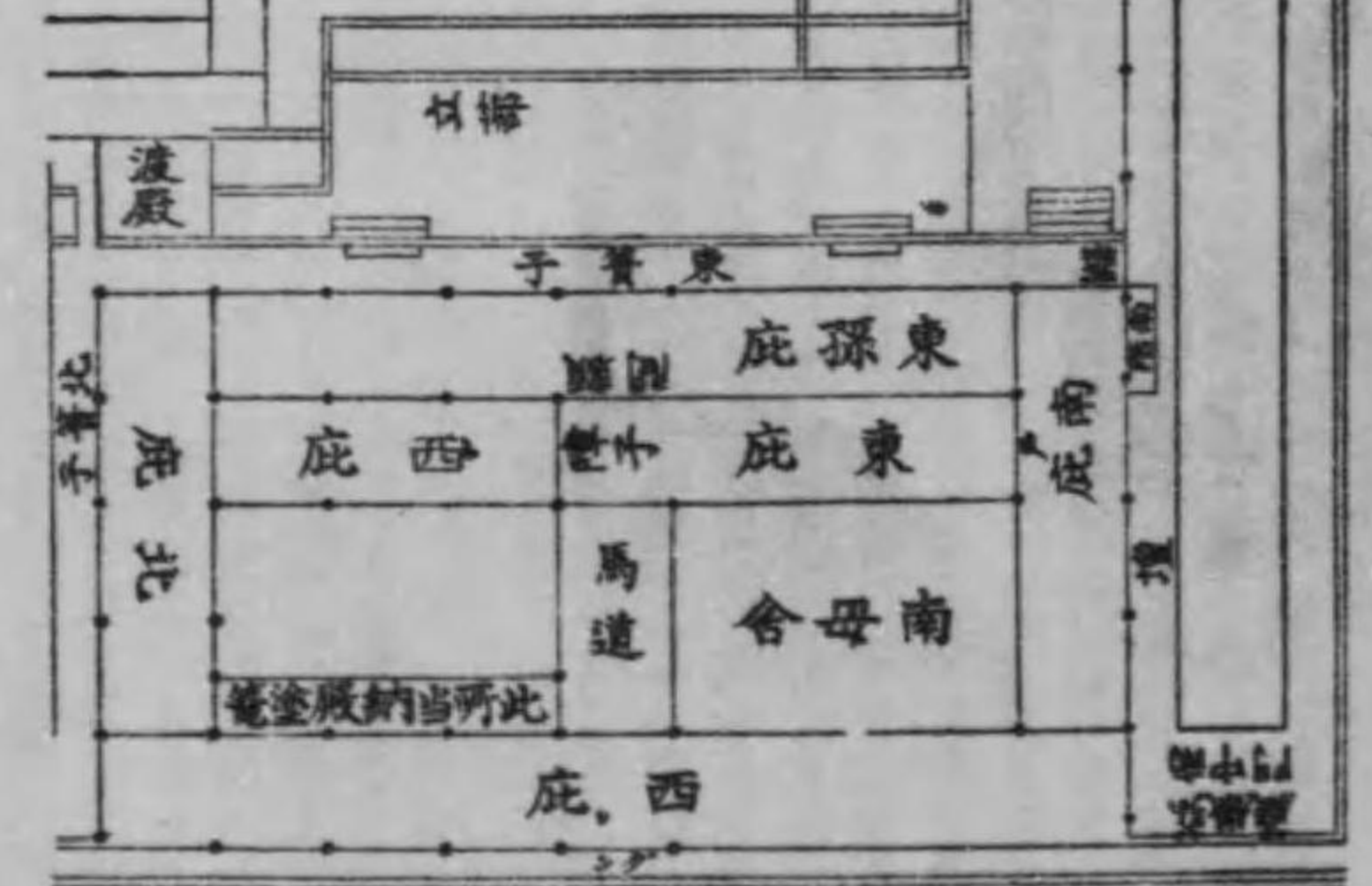
濃青丹 藍の色目の名、表裏ともに、黄色の濃くしてす、青ばみたるものをいふ、アチニシ（色千種）
濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）
コキアケ 濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）
コキアケ 濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）
コキアケ 濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）
コキアケ 濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）
コキアケ 濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）
コキアケ 濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）
コキアケ 濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）
コキアケ 濃緋 染色の名、あかれと紫草とにて染めたる色をいふ、アケ（色千種）

コキカ

濃打衣 紫の打たる衣を云ふ、後世五倍子鐵漿（フシカネ）にて染むるはまれびたるものなり、ウチギメの條參看すべし（女官御抄、裝束要領抄）
濃香 藍の色目の名、経緯ともに、濃き香色の織物に、裏の紅強なるものをいふ、香の緯白に對して濃香と云ふなるべし（廣輪抄、裝束色箋）
古義學派 伊藤仁齋の唱導したる學派を云ふ、仁齋派、又は古學、堀河學ともいふ、程朱性理の學を排斥して、擴充存養を以て主題となす（貞享元祿の頃、伊藤仁齋京都に起りて、朱氏の説を疑ひ、佛老を混すとし、且つ大學

コキク

濃梔子 染色の名、紅とくちなしにて染めたる色をいふ、縫殿式にその染色の用度を記して、綾一疋、紅花大十二兩、支子一斗、辟五合、葉中圓、新三十斤、赤一疋、紅花大八兩、支子七升、辟四合、葉中圓、新三十斤、絲一輪、紅花小一斤、支子三升、辟一合、葉小半圓、新二十斤」とあり
小菊派 普化宗の一派、下野上川長福寺、同日光明山清雲寺、開業師寺、清門寺、奥州福島山菊山達芳軒、上州下妻心月寺、同濟源寺、武州深谷稻荷山福正寺、常州筑波古常寺、下野鹿沼注泉寺、等は、その派に屬す、フクシユウ（色千種）
小狐 左大臣藤原賴長の帯びし野狐の名、後ち少納言入道信西に傳はりしと見え、保元物語に、信西帯びし事見えたり、或は云ふ信西の帯びしは別物ならんと（飾抄、武家名目抄）
弘徽殿 大内理の一般、後宮にして皇后中宮女御等の在所なり、年中行事後附



には「コキアケ」と訓めり、西宮記に洪源、又は弘源、左記記に弘源、敬訓抄に弘源に作る（應永御記）清涼殿の北、東廂殿と相對す（應永御記）廣々七間四面南北の廂を合せ九間、馬道を以て身舎を南北各三間に分ち、北の身舎西半間、南北に延びて塗籠あり、東は廂にて、南四間、北三間に分ち、孫廂あり欄干

コキテ—コキン

戸あり、夫より承香殿北庭に通ず、北は四間の廂ありて其外に東方三間の翼子あり、翼子の西端北面に切馬道あり、登花殿の通路と爲す、西は廂なれども細殿と稱し、世繼物語には狭舎に作れり、長さ九間南北へ細く通りたる庇なり、而して西面屋垣にて間毎に遣戸ありの上御局は天皇御出給し給ひ女御更衣等も參候す、ウヘノミツホホシ參看(大内親王御遺)

コキテンチユウグウ

弘徽殿中宮

名臣藤原原千代孫藤原親王の女、藤原賴通養ひて子と爲す、**藤原**後朱雀天皇の中宮、長暦元年入りて女御と爲り、弘徽殿に居る、故を以て弘徽殿中宮と云ふ、寵愛後宮を傾く、尋で中宮と爲る、祐子内親王、皇子内親王を生む、三年八月二十八日崩す、御年二十四(大日本史)

コキミドリ

濃緑 染色の名、藍と刈安とにて染めたる色をいふ、縫殿式に、その染色の用度を書して、綾一疋(綿細袖束束亦同)藍十圓、刈安草大三斤、灰二斗、薪二百四十斤、帛一疋(貫布亦同)藍十圓、刈安草大九兩、薪六十斤とあり、ミドリ參看

コキンデンジユ

古今傳授 古今和歌集の解説に關する秘傳の傳授をいふ、按ずるに鎌倉時代までは和歌の研究は甚だしき衰微に至らざりしが、室町時代に入るに及び、一日に衰運に向ひ、遂に奇怪なる秘事の傳授といふもの行はるゝに至れり、古今傳授の如きは其一なり、蓋し當時此道に携はれるもの、これを以て、一は自己の無學を蔽ひ、一は傳授料を食ひ、一は歌學を神聖ならしめんとする、拙劣なる意志より出でたるものなれば、名は歌學上の傳授なりと雖も、更に歌學にとりて益ある事にあらず、喚子鳥、稻負鳥、百千鳥を三鳥といひ、あひおひの

松、なが玉の木、めどのけつり花を三木と稱へて、極めて大切な事とし、又古今集二十卷に「ふるとの巻」はつ花の巻等の異名を附して之を秘事となせるがごときこれなり、而して其傳授につきて有名なるは、東常縁より宗祇宗長を経て、牡丹花宵柏に傳へたるを宗祇傳授といひ、宵柏より宗祇の體頭屋に傳へたるを宗祇傳授といひ、また宗祇より藤原實隆を経て、細川幽齋に傳へたるを二條家傳授といふ、幽齋後ち關ヶ原の亂に際し、丹後國田邊城を守りしが、大阪の兵之を圍み、攻むる事甚だ急なり、時に朝廷の公卿一人として古今集の秘事を知るものなく、其秘事はまた天下重視する處なりしを以て、もし田邊城陥りて幽齋死せば、古今の傳授に失はれんを恐れ、後關成天皇より豐臣秀頼に「和歌は我國の遺風にして、天地開闢より以來、百王の今に及び、其道水く傳はれり、然るに今に至りて其道に深き英才を失はんば、朝家の深く嘆惜する處なれば、宜しく幽齋を救ふべし」との勅旨を傳へ給ひしかば、大阪の兵乃ち圍を解きたり、世傳へて美談と爲す、元和復武の後文教漸く隆大を來し、尋で國文學の研究また興りしより、古今傳授の如きもまた自ら其統を絶つに至れり(日本文學史)

コキンワカシフ

古今和歌集 二卷 〇單に古今集といふ、勅撰の和歌集、萬葉集後定後(淳仁天皇天平寶字三年正月までの歌を

松、なが玉の木、めどのけつり花を三木と稱へて、極めて大切な事とし、又古今集二十卷に「ふるとの巻」はつ花の巻等の異名を附して之を秘事となせるがごときこれなり、而して其傳授につきて有名なるは、東常縁より宗祇宗長を経て、牡丹花宵柏に傳へたるを宗祇傳授といひ、宵柏より宗祇の體頭屋に傳へたるを宗祇傳授といひ、また宗祇より藤原實隆を経て、細川幽齋に傳へたるを二條家傳授といふ、幽齋後ち關ヶ原の亂に際し、丹後國田邊城を守りしが、大阪の兵之を圍み、攻むる事甚だ急なり、時に朝廷の公卿一人として古今集の秘事を知るものなく、其秘事はまた天下重視する處なりしを以て、もし田邊城陥りて幽齋死せば、古今の傳授に失はれんを恐れ、後關成天皇より豐臣秀頼に「和歌は我國の遺風にして、天地開闢より以來、百王の今に及び、其道水く傳はれり、然るに今に至りて其道に深き英才を失はんば、朝家の深く嘆惜する處なれば、宜しく幽齋を救ふべし」との勅旨を傳へ給ひしかば、大阪の兵乃ち圍を解きたり、世傳へて美談と爲す、元和復武の後文教漸く隆大を來し、尋で國文學の研究また興りしより、古今傳授の如きもまた自ら其統を絶つに至れり(日本文學史)

コキン

松、なが玉の木、めどのけつり花を三木と稱へて、極めて大切な事とし、又古今集二十卷に「ふるとの巻」はつ花の巻等の異名を附して之を秘事となせるがごときこれなり、而して其傳授につきて有名なるは、東常縁より宗祇宗長を経て、牡丹花宵柏に傳へたるを宗祇傳授といひ、宵柏より宗祇の體頭屋に傳へたるを宗祇傳授といひ、また宗祇より藤原實隆を経て、細川幽齋に傳へたるを二條家傳授といふ、幽齋後ち關ヶ原の亂に際し、丹後國田邊城を守りしが、大阪の兵之を圍み、攻むる事甚だ急なり、時に朝廷の公卿一人として古今集の秘事を知るものなく、其秘事はまた天下重視する處なりしを以て、もし田邊城陥りて幽齋死せば、古今の傳授に失はれんを恐れ、後關成天皇より豐臣秀頼に「和歌は我國の遺風にして、天地開闢より以來、百王の今に及び、其道水く傳はれり、然るに今に至りて其道に深き英才を失はんば、朝家の深く嘆惜する處なれば、宜しく幽齋を救ふべし」との勅旨を傳へ給ひしかば、大阪の兵乃ち圍を解きたり、世傳へて美談と爲す、元和復武の後文教漸く隆大を來し、尋で國文學の研究また興りしより、古今傳授の如きもまた自ら其統を絶つに至れり(日本文學史)

コキヤ

載す)より延喜五年四月まで約五百十年間の歌を撰びたるものにて、初め萬葉集と稱せしを、新に部分なして今の名に改むといふ、卷一春歌上、卷二春歌下、卷三夏歌、卷四秋歌上、卷五秋歌下、卷六冬歌、卷七賀歌、卷八雜歌、卷九雜歌、卷十物名歌、卷十一戀歌一、卷十二戀歌二、卷十三戀歌三、卷十四戀歌四、卷十五戀歌五、卷十六哀傷歌、卷十七雜歌上、卷十八雜歌下、卷十九雜歌、卷二十大歌所御歌等に分つ、歌首八雲抄に千首、袋草子に千九十九首といへど、實は千百十一首を收む、序に紀貫之假名文と紀淑深漢文の序とを附す、後世和歌者流の尊重する所となり、註釋評論の書甚だ多く出で、終には古今傳授(コキンデンジユ參看)と稱することを得へらる(註釋)慶應著「顯註密勅」八卷、飛鳥井雅親著「古今集抄」二十卷、後鳥羽院、古今抄延喜記二十卷、一條兼實著「古今集重纂抄」一冊、契沖阿闍梨著「古今餘材抄」三十卷、賀茂真淵著「古今集打聽」二十卷、同「古今集講義」二卷、本居宣長著「古今集遺義」六卷、香川景樹著「古今集正義」二十卷、尾崎維新著「古今集詠言」六卷、宗祇著「古今和歌集抄」六卷等其の他甚だ多し(附註)紀貫之、紀友則、凡河内躬恒、壬生忠岑等隨關天皇延喜五年勅を奉じて撰す(古今和歌集、歷代勅撰和歌考、詳書一覽)

コキヤウシ 小行事 「キヤウシ」を見よ、

コキヤ—コキレ

**コキヤウノカミ** 五行神 句(コキヤウノカミ) 神(コキヤウノカミ) 壇安命(壇山姫とも云ふ、土神) 金山彦命(金山神) 阿蘇女神(水神)を云ふ、神道名目類聚抄(〇香紀)に次生(木)木部句(通)云々、一書曰、次生(水)水神阿蘇神、時伊弉諾尊爲阿蘇神、所(集)終而矣、其且終之間、臥生(土)土神壇山姫及水神阿蘇女、即阿蘇神、壇山姫(古事記に波瀾夜須昆古神波瀾夜須昆實神に作る)、生(産)産靈云々、一書曰、伊弉諾尊且生(水)水神阿蘇神之時、聞熱憤憤爲吐、此化爲神、名曰(金山彦)云々、と見えたり、然れども固より五行神の名ありしにあらず、後世の神道家支那の歷占五行の說に充てて名付けし所なり、

コキヤウノヘイ

五行幣 五色幣(コキヤウノヘイ)を見よ、

コキユウ

鼓弓 樂器にて三味線の一

コキヨク

五曲 琵琶の流泉、啄木、橘真操、上

コキレキ

五紀曆 曆の一種、文德天皇天安

コク 斛(石) 物をはかる樹目の名、邦訓、サカといふ、其量十斗を一石と爲す、唐令十斛を合と定めし數に據れば、小量の斛は小尺八千一百寸、今の六斗六升二合七勺六撮餘とす、大量は、小量の三倍とす(度量權衡考)

コク

刻 時を數ふるに用ふる、漏刻(ロウコク)及び時(トキ)の條參看、

コクアハ

國阿派 時宗の一派、本山は京都

コクイン

極印 江戸時代、通用の金銀に、量

の儀、當是の極印、文の字の極印、右極印極印上、當是手代共、續續え乘せ、火に懸けナマシ、度え入、極印え流引上げ水にて洗ひ候云々とあり、金銀御吹替次第に、最初の極印(銀貨)元祖當是第壹段影之、其後常拙、其後右衛門、其後彦次郎、其後太郎左衛門、其後善助、慶長年中より享保年中まで右六人に而影之、元文元年より享保年中極印次第之と見えたり、

コクインヤク

極印役 江戸幕府の時、銀

コクウサウボサツ

虚空藏菩薩 佛教に

コクエサイシヤウ

黒衣宰相 僧侶にて



なせるが如しと云ふに因て名づく、左手に鉢を持し右手に如意寶珠を持す、胎藏虚空、求聞持虚空、五大虚空藏等あり(尊容抄、佛傳圖彙、傳教のら辭典) 政治の顧問となる者なをいへる俗稱、黒衣は、僧侶の纏ふ袈裟の黒きより附かいへるなり、天海の徳川家康におけるがごとき、其一例とす、

コクイ

コクイ

コクガ

コクガ 國衛 國司の政務を執る役所を云ふ。...

コクガク 國學 王朝時代京畿以外諸國に...

コクキ 告貴 私年號、推古天皇二年に相當...

コクキリウ 克己流 安九仲右衛門之勝が...

コククワウクワン 國光館 舊三田藩の學...

コクサウ 國造 タニノミヤコトヲシを見よ。

コクサウ井 殺倉院 王朝時代畿...

コクガク 國學 日本の事物を研究する學、漢...

コクガクノシタイジン 國學四大人 羽田春滿...

コクキ

チ、本居宣長(モトチリノリチガ)、平田篤胤(ヒラマ...

コクキ 告貴 私年號、推古天皇二年に相當...

コクキリウ 克己流 安九仲右衛門之勝が...

コククワウクワン 國光館 舊三田藩の學...

コクサウ 國造 タニノミヤコトヲシを見よ。

コクサウ井 殺倉院 王朝時代畿...

コクシ

總百二十區、調總二百屯は、毎年十二月官に申して...

コクシ

國司 朝廷より諸國におきたる地方官にして...

コクシ

守 一人 從五位上 小掾一人 從七位上
權守 權掾
介 一人 正六位下 大目一人 從八位上
大掾一人 正七位下 少目一人 從八位下
史生五人 (令制三人)

目 一人 從八位下一 史生四人 (令制三人)
守 一人 正六位下 目 一人 大初位下
介 一人 令制元 史生三人
掾 一人 正八位上
守 一人 從六位下 目 一人 少初位上
掾 一人 從八位下 (職原抄初位下)

職員の異同なるが、概括して述べんか、大寶の制...

コクシ

に至り、建武中興、後醍醐天皇力を地方の政治に用ひ給ひ、國司を任命し、上總常陸上野の外、陸奥國を親王の任國とし、義貞親王を以て太守となされしも、幾くもなくして職罷となり、其制行はれず、南北朝時代には國司の制全く滅びて、實際其人なく作名もの多し、例へば關大層に山邊高松、藤井花房、山風香有、吉野花盛とあるが如し、〇年限は大寶の制六年とし、慶應三年二月改めて四年とし、天平實字二年令制に復し、寶龜八年四年とし、十一年九州は遠國なれば特に五年とし、大同二年又六年に復す、但史生は四年とし、弘仁六年四年とし、天長元年介以上を六年となす、承和二年三月又四年とし、太宰府鎮守府陸奥出羽兩國官人は五年となし、以後永式となる(令義解、三代格、延喜式、國司制變遷、年給考)

**コクシ** 國師 王朝時代諸國に配置して教化の事を掌らしめたる僧の職名、講師(カウシ)の條を見よ、

**コクシ** 國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東漢三國師、王請爲國師是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此謂也、とあり、我國にては、花開天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇實珠石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙慈に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

佛國應供廣濟國師	顯日	大殊圓光國師	大殊
佛性傳東國師	道元	大通智勝國師	一昭喜
一山國師	一寧	大悲圓滿國師	一希庸
虎關國師	師鍊	大寶圓滿國師	一宗蘭
正覺國師	疎石	普明國師	一妙苑
正覺心宗國師	同	智覺普明國師	同
支那國師	同	南院國師	同
佛統國師	同	普應國師	同
大圓國師	同	普應大滿國師	同
普濟國師	同	普光大德國師	同
大燈國師	妙超	普照大光國師	同
興禪大燈國師	同	佛慈正續國師	同
高照正燈國師	同	佛心慈燈國師	同
大悲雲匡國師	同	佛智廣照國師	同
光德勝妙國師	同	淨印明聖國師	同
自性天真國師	慧玄	佛智廣照淨印明聖國師	同
大定聖應國師	同	佛智大照國師	同
放無量光國師	同	佛燈國師	同
本有圓成國師	同	佛燈大光國師	同
佛心覺照國師	同	佛日常光國師	同
天應大現國師	義亨	佛日慈照國師	同
大正顯天應大現國師	同	法燈圓明國師	同
國濟國師	同	靈源大就國師	同
三光國濟國師	同	慧日聖光國師	同
真應智慧一如國師	如空	圓應國師	同
俊才國師	俊才	圓成國師	同
正覺普通國師	宗奎	圓應國師	同
照天祖盛國師	宗倫	圓滿本光國師	同
定慧圓明國師	玄興	圓明國師	同
雙峰國師	宗源	弘德圓明國師	同
圓光國師	大殊	正宗國師	同

コクシ

學館と稱す、文政の初、寄居生を校内に置く、後隣接の三軒長家に移し寄宿舎と爲す、同六年火災に罹る、天保年間に至り、再び本校内に之を設け、安政年間師範役中島孫八の申請により克從館と名づく、天保以前は地坪千坪餘、建坪二百坪、天保年間過半取崩し七十坪に減じ、明治戊辰後全く破壊す(日本教育史資料)

**コクシユダイミヤウ** 國主大名 江戸時代における大名の一資格、單に國主と云ふ、國持といふにおなじ、コクニモシと參看、

**コクス井ノエン** 曲水宴 國主王朝時代朝廷及び貴族間に於て、三月三日各人小流に臨みて所々に座を設け、上流より羽觴を流すを取て酒を汲みつゝ、景題の詩を賦し、畢て別室にて宴を設け之を披露するをいふ、其朝廷にて行はるゝものは、また、メグリシントノアカリともあり、朝廷における儀式は、詳しく記載したるものなきがゆゑに詳かなる事を知りしが、因て今寛治年間、藤原師通が行ひし曲水宴の有様を中右記によりて記述せんとす、此日師通以下、關白藤原實家の六條水閣に臨み、人々委會の後、尊客到來す、引きて庭中草整の座に就かしめ、殿上人五六輩同くこれに著す、次に文人等水邊の座に引著し、了りて羽觴を水に浮べ、一々これを持して飲ましむ、次で題を授け、次に管絃の具を召し、各所役人の前に置き、作樂あり、又船樂を作す、此間羽觴流れ人々これを飲む、春日巳に暮れ、人々宴饌座に引著して宴あり、畢て饗饋を撤し、文藝をおき、人々各々詩を呈し披露あり、畢て餘を授け、右に擧げたるは貴族間の曲水宴なれども、朝廷に於ても、また之と大差なかるべきなり、掲げて其一斑を示す、(日本紀顯宗)

コクシ

正法大聖國師 宗互 圓照本光國師 崇傳  
 定慧明光佛頂國師 文守 大光普照國師 隱元  
 大圓寶鏡國師 東峯 佛慈廣照國師 同  
 本覺廣濟國師 同 徑山首出國師 同  
 觀智國師 同 慧昌 覺性圓明國師 同  
 本光國師 同 崇傳 佛德廣通國師 宗頓  
 以下の四國師は其勳著たるの證なし、恐くは宗内の私稱に留まるものか、暫く記して疑を存す、

大圓廣慧國師 性徹 慧明國師 性瑠  
 大慈普應國師 道機 觀智國師 慧易

**コクシ** 國師 印章(インシヤウ)を見よ、

**コクシサイシユ** 國子祭酒 大學頭を支那風に呼びたる稱呼、略して單に祭酒ともいふ、其義は事類全書によれば、周には師氏三德三行を以て國子に教ふ、凡そ國の貴遊子弟焉に學ぶ、保氏國子を養ふに道を以てす、之に教ふるに六藝六儀を以てす、成王之時形伯入て祭酒と爲る、東漢には博士十四人を置く、而して聰明にして威重有る者一人祭酒と爲す、之を博士祭酒と謂ふ、註に胡廣曰く、凡そ官祭酒と名づくること皆一位之元長、古は賓主人の儀を得るときは、則ち老若一人酒を擧げて以て地を祭る、故に祭酒を以て名と爲す、又曰く祭酒とは六神を祭りて酒を以て之に酌ゆるを謂ふ也、凡そ會同饗應には必ず尊長先づ酒を用て以て地を祭る、故に祭酒と曰ふといへり、

**コクシヅワロク** 國史實錄 關西本七十九卷、神武天皇五十四年より、後醍醐天皇慶長十六年に至る間の事蹟を記したる本朝通鑑(ホンナツガン)の文に據り、案を省き冗を汰して修めたるものなり、文に詳略ある、大要は通鑑に同じ、(國史實錄、本朝通鑑、詳書一覽)

コクシ

**コクシツノタチ** 黒漆太刀 黒作の太刀に同じ、平家物語頼朝打論之條に、勢至坊は壽輪の說、こくしつゝの太刀持て二尺づゝ走出て云々、と見えたり、此外源平盛衰記太平記等にも多く見ゆ、

**コクシツノノダチ** 黒漆野劔 くるぬりの野劔を云ふ、六位之を用ふ(名目抄)

**コクシノウマヤ** 國司廐 「ウマヤ」を見よ、

**コクシノチモク** 國司除目 大番會卜定除目(イイサウヤウエホクサヤウモシ)を見よ、

**コクシヤ** 國社 「クニツヤシロ」を見よ、

**コクシヤウジ** 國上寺 越後國西蒲原郡國上村國上山、眞言宗、中本寺、(國上寺)傳に云、昔聖德太子此山に登り雲上祀を製作し、自から大悲像を安置し給ひしより、當國鎮護佛法最初の靈地とはなれり、元明天皇和銅二年彌大天神の神託により、金智大德に勅して當寺を草創せしめ、天平勝寶年中孝謙天皇更に勅して講堂を増築し、七堂伽藍悉く成る、勅宣にて國中上一とのたまふより國上と書くと(越後名寄、名勝地誌)

**コクシヤデン** 國寫田 越後田(シキシヤデン)を見よ、

**コクシユ** 國手 名醫を云ふ、醫國手の略語、或は云ふ、一國中に於ける名手の義と、國語に、平公有疾、兼景公使醫和親之、遺文字曰、醫及國家一乎、對曰、上醫醫國、其次教人醫醫官也、とあり、

**コクシユウクワン** 克從館 菴村上藩の學校、越後國岩船郡村上藩藩邸内三ノ丸、即今三宅に於て教授せしめ、寛政年間藩主内藤信俊、從前の役所を他に移し其役所を學問所となし、單に塾或は

コクシ

**コクシユダイミヤウ** 國主大名 江戸時代における大名の一資格、單に國主と云ふ、國持といふにおなじ、コクニモシと參看、

**コクス井ノエン** 曲水宴 國主王朝時代朝廷及び貴族間に於て、三月三日各人小流に臨みて所々に座を設け、上流より羽觴を流すを取て酒を汲みつゝ、景題の詩を賦し、畢て別室にて宴を設け之を披露するをいふ、其朝廷にて行はるゝものは、また、メグリシントノアカリともあり、朝廷における儀式は、詳しく記載したるものなきがゆゑに詳かなる事を知りしが、因て今寛治年間、藤原師通が行ひし曲水宴の有様を中右記によりて記述せんとす、此日師通以下、關白藤原實家の六條水閣に臨み、人々委會の後、尊客到來す、引きて庭中草整の座に就かしめ、殿上人五六輩同くこれに著す、次に文人等水邊の座に引著し、了りて羽觴を水に浮べ、一々これを持して飲ましむ、次で題を授け、次に管絃の具を召し、各所役人の前に置き、作樂あり、又船樂を作す、此間羽觴流れ人々これを飲む、春日巳に暮れ、人々宴饌座に引著して宴あり、畢て饗饋を撤し、文藝をおき、人々各々詩を呈し披露あり、畢て餘を授け、右に擧げたるは貴族間の曲水宴なれども、朝廷に於ても、また之と大差なかるべきなり、掲げて其一斑を示す、(日本紀顯宗)

コクス

天皇元年三月上旬の條に、幸後苑、曲水宴と見え、また二年及び三年の條にも同様の記事あるを初見と爲す、顯宗天皇以後は、等しく此の事行はれざりしものか史に見えたる處なし、下りて續紀聖武天皇神龜五年三月己亥の條に、「天皇御鳥池遊、宴五位以上、賜之綠有差、又召文人令賦曲水詩云々」とある鳥池遊は水邊なれば、羽觴を流しに應ずる儀ありしなるべし、なほこれによれば、當時既に上巳を廢して三月三日を用ひし事明なり、この後神龜六年、天平二年、淳仁天皇の天平實字六年、孝謙天皇の天平神護三年、神護景雲四年、光仁天皇の實龜三年、八年、九年、十年、桓武天皇の延暦三年、四年、六年、十一年、十二年、十三年、十五年、十六年、十七年、二十三年等、孰れも水邊の離宮に幸し、または内裡へ文人を召して曲水の詩を賦せしめ給ひし事國史に見ゆ、然るに平城天皇の大同三年に留あり、三月は先皇帝(桓武)及び皇太后登遐の月なり、感慕に在りて、最も堪へざるに似たり、三日の節宜しく停廢に従ふべしとて、これより曲水宴遂に行はれざるに至れり、然れども本朝文藝載する所の、菅原道真の、三月三日同賦花時天似醉、制序に「春之暮月、月之三朝、天醉三花、桃李盛也、我后一日之浮、萬機之餘、曲水遊、遠、遠塵塵、書三巴字、面知地勢、思鏡文、以賦風流、蓋志之所之、誰上小序云爾」とある文章によりて推考するに、當時表立ちたる盛宴はあらざりしも、古儀を忍ばせ給ひて、文人に詩を上らせ給ひしものなるべし、また北山抄三花宴の記事によるに、應和元年三月三日、御釣殿、泛流流水、令侍臣飲、公卿侍臣賦詩とあり、康保三年三月三日にも、文人の座を御流の邊に設けて曲水宴ありし事見ゆれば、村上天皇の時一時中興したる事を知り得べきも、永



コケチ

にて一石五斗なれば、十五の盛にして、即高一石五斗なり、其中にて取米何程と定めたるなれば、東納の見あてにかはることもなきなり、さて此石といふも、秀吉の創制にはあらず、其以前よりあることなるべし、古文書に間々見えたり云々とあり、

コグチノハカマ

小口袴 大口袴に對したる名、結ありて指貫の如し、天皇内々に著御し給ふものにして、四宮記に、冬時主上著之、深紅入、編(或打)とあり、綾にて作り、冬は練、夏は生なり、御

コクテユウテン

國厨田 王朝時代太政官の厨用の爲めに給する田地、光孝天皇仁和元年二月、信濃國に乘田三十町を以て國厨の佃を營するを聽し、其地は例に任せて太政官の厨に運納せしむ(三代實錄、大日本租稅志)

コケチヨ

國儲 官稻の一種、王朝時代臨時の用に備へんが爲めに諸國に蓄貯せる米穀を云ふ、宣化天皇元年五月の詔に、筑紫國、穀稼を收藏し、儲積を蓄積して凶年に設く、國を安するの方便此より過ぎたるはなし、今河内國茨田郡の屯倉の穀を加へ運ばしむ云々と見えたり、是れ國儲の事の史に見えたる初なるべし、既にして正稅不動穀等の設備る、元正天皇神龜元年、始めて正稅を割きて國儲を置き、出舉して利を取り、以て朝葉使京に留るの用及び臨時使を差する等の諸費に充つ、聖武天皇天平十七年、國儲を止めて公解を置、孝謙天皇天平寶字元年、更に公解の稻を割て國儲の料と爲し、以て四度雜穀等の概に充つ、其數未だ定まらず、桓武天皇延暦十七年公解を止め、偏に國儲及び國司の俸を置きしが、年を論えて又舊に復せり、猶公解稻(クマヤ)の條を見るべし(大日本租稅志)

コクノモノ

曲物 樂曲の通稱、キョクノモノといふに同じ、歌に對しては詞なり、紫式部日記に、さうてうのこぶにて、あなたうと、つぎにむしろた、この殿などうたふ、こくのものは、とりのはきをあそぶと見えたり(歌舞品目)

コグハイロ

濃桑色 麩の色目の名、表は黄色にて、裏の濃紫なるものをいふ(薄櫻色目)

コクフ

國符 符(フ)を見よ、當時音價にて「コフ」といひ、後世は府中とも稱したり、今其所在地を示せば左の如し、續「クニ」參看(日本歴史及地理要覽)

- 國名 國府所在郡町村名
- 山城 初葛野郡京極村、次に乙訓郡乙訓村、後に大山崎村大字山崎
- 大和 高市郡高取町大字土佐
- 河内 南河内郡道明寺村大字國府
- 和泉 泉北郡太宰府村中
- 攝津 初大阪府天神橋南(舊名渡邊)、後東成郡玉造町玉造村
- 伊賀 阿山郡府中村(或云三田村大字三田)
- 伊勢 鈴鹿郡國府村大字國府
- 志摩 志摩郡國府村
- 尾張 中島郡國府宮村大字松下
- 三河 寶飯郡國府村大字國府
- 遠江 磐田郡中泉町大字中泉(府中)
- 駿河 靜岡市(舊名駿府)
- 甲斐 東八代郡英村大字國府
- 伊豆 田方郡三島町大字三島宿
- 相模 中郡國府村大字國府本郷
- 武藏 北多摩郡府中町府中

コクフ

安房 安房郡國府村大字府中  
上 總 市原郡市原村大字總社(或云馬郡國吉村に大字國府臺あり、長生郡二宮本郷村に國府臺あり、長柄村に國府里あり、相模近す、和名抄云 國府在(市原郡))

- 下 總 東葛飾郡市川町大字國府臺
- 常陸 新治郡(舊茨城郡)石岡町(舊名府中)
- 近江 栗多郡瀬田村大字橋本
- 美濃 不破郡府中村大字府中
- 飛騨 吉城郡國府村
- 信濃 東筑摩郡松本町
- 上野 群馬郡國府村(或云)
- 下野 下都賀郡國府村大字國府
- 陸奥 陸前國宮城郡多賀城村大字市川(初、名取郡岩沼(武蔵))
- 出羽 羽前國東田川郡(舊出羽郡)廣野村大字廣野新田
- 若狹 遠敷郡今宮村大字府中
- 能登 南條郡武生町
- 加賀 能美郡古河村大字古府(或云)
- 能登 鹿島郡矢田郷村大字府中村
- 越中 射水郡伏木町大字古府村
- 越前 中環郡直江津町大字鹽谷新田
- 佐波 佐波郡真野村大字竹田
- 丹波 南桑田郡龜岡町(或云)
- 丹後 與謝郡府中村(或云)
- 但馬 城崎郡國府村大字府市場村
- 因幡 岩美郡國府村大字宮下
- 伯耆 東伯耆郡社村大字國府
- 出雲 八束郡出雲郡村大字出雲郡(或云)
- 石見 那賀郡下府村

コクフ

國腹 琵琶の一名、通雅に武夷山記を引て曰く、魏子養、會、彌人子慢亭、呂荷香、愛三國腹、黃金姑、揮、悲、揮、悲、揮、即、國腹、即、琵琶、と見えたり(歌舞品目)

コクフ

國府 王朝時代以來國衙のありし所、當時音價にて「コフ」といひ、後世は府中とも稱したり、今其所在地を示せば左の如し、續「クニ」參看(日本歴史及地理要覽)

コクフ

國分寺 王朝時代朝廷より諸國に分置せる僧寺及び尼寺をいふ、僧寺を金光明四天王護國寺、尼寺を法華滅罪寺と稱し、通稱して國分僧寺國分尼寺といひ、また單に前者を國分寺、後者を法華寺ともいへり、聖武天皇天平十三年三月、勅して諸國に國分僧寺國分尼寺を建てしむ、其詔に曰く、頃者年數登らず且疫癘の加はれるにより、去年天下をなして造佛寫經せしめしに、今歲は其豐收によりて風雨時に順ひ、五穀豐饒なり、金光明最勝王經によるに、もし國土に於て此經を流通せば、我等四天王は悉く來りて擁護し、一切の禍を除かんといへり、依て今天下諸國に僧寺尼寺を建てしむ、僧寺を金光明四天王護國寺といひ、尼寺を法華滅罪寺といひ、僧寺には二十僧、封五十戸、水田四十町を施し、尼寺には十尼、十町を施さん、且國ごとに七重の塔一區を造り、金光明最勝王經抄法蓮華經各十部を寫せ、朕も別に金字の金光明最勝王經を寫して、塔毎に各一部を置かしめん、僧尼は、毎月八日には必ず最勝王經を轉讀すべし、月半に至る毎に、戒牒齋を誦し、毎月六晝日には、公私の漁獵殺生を禁ず、國司等宜しく恒に檢校を加ふべし」と、尋で東大寺及び法華寺を建立し、東大寺(トウダイシ)參看)を以て總國分僧寺、法華寺(大和國、ホツケシ)參看)を以て總國分尼寺と爲す、按ずるに國分寺の設立は其由來する所甚遠く、聖武天皇以前、地方によりては早く其設けありしに似たり、今試に諸國の地誌寺誌等によりて按ずるに、國分寺設立の年代區々として一定せず、中には和銅養老の際に係りたるものもあり、これ蓋し一は誤謬に出でたる者多かりしならんも、また其凡てを非定せんは確實を缺くものいことし、國史を按ずるに、是より先天武天皇

コクフ

の朝諸國に詔して、家毎に佛壇を作りて佛像經卷を安置せしめ、持統天皇の時には、毎年正月必ず金光明經を讀せしめ、當國の官物を以て其布施に當てしめ、文武天皇の時には諸國に國師を任命し、聖武天皇の神龜二年には、勅して、諸寺院は僧尼をして金光明經を讀ましめ、もし此經なくば僧尼に最勝王經を轉じて、國家の平安を祈らしめ、五年には、金光明經六十四卷六百四十卷を諸國に頒ち、天平九年には、國毎に丈六の釋迦佛の金銅の像一區並に挾侍の菩薩二軀を造り、兼れて大般若經一部を寫さしめ、また四畿二監七道の諸國をして、僧尼は清淨に沐浴し一月の中兩三度必ず、最勝王經を轉讀せしめ、十二年には、更に諸國をして毎國に法華經十部を備へしめ、並に七重の塔を建てしむるの事あり、かくのごとく其準備に意を用ひしのみならず、なほ天平十三年正月に、藤原不比等の家、其食封五千戸を返納せんとせし時、二千戸は舊によりて返賜し、三千戸をば諸國國分寺に施上して、丈六佛を造る料に充てしめられしことあり、これ國分寺なる名稱の、史に見えたるはじめと爲す、今道敎の史實によりて再按ずるに、國分寺の設立が、天平以前にあるは疑を入るべからざるはいふまでもなく、其養老和銅にありと稱するものも亦事實なりしやも知るべからざるなり、而して聖武天皇の御代天平十三年に及び、はじめて之を天下に周く布くの運びに至り、遂に彼の諸國を見るに至りしものなるべし、右に述べてたるごとく天平十三年に設立の詔ありし後、朝廷は其速に成功せん事を望み、十六年には、詔して四畿内七道の諸國、國別に正稅四萬束を割きて僧尼兩寺に入るること各二萬束、毎年出舉し、其利息を以て永く造寺の用を支へしめたり、されど猶國司等の怠慢にし

コクフ

て、定設の命を守らざるものありしにより、十九年には、石川年尾、阿倍小島、布勢宅主等を差し、道に分けて發遣し、寺地を檢定し、並に作る狀を察せしめ、國司は使及び國師と共に勝地を簡定し、勤めて營繕を加へ、又郡司の勇幹にして、事に堪へたる者を以て、專當せしめ、今後三年を限り成就せしめらる、若し能く勤に契ひて修造したる者は、子孫代々郡領に任ぜんとし、また更に僧寺に九十町、尼寺に四十町の田を施入し、なほかゝる多くの地なき時は、所司に命じ、開墾して其數に充てしむ、孝謙天皇の朝また先志を継ぎ給ひ、詔して曰く、頃者使工を分遣し、諸の佛像を檢定せしむ、宜しく來年の忌日に必ず造り了らしむべし、其佛殿も兼て造り備へしむ、もし佛像並に殿已に造り畢ることあらば、亦塔を造りて忌日に會せしめよ、夫れ佛法は慈を以て先と爲す、これに因て百姓を辛苦せしむべからず、國司並に使工等、もし朕が意に稱ふことあらば、特に褒賞を加へんとし、さればこの後國分寺修繕等の爲めに、寄附せしものを賞して位階を賜はる事も屬々なりき、かくて國分寺が各國に完備したるは何時なりしか詳かならざれども、延喜式に各國國分寺料を載するを以て看れば、少くともそれより以前にはやく各國に悉く設けられし時代ありしならん、而して其盛大なりしは、極めて短小なる時に限られ、ある國々に於ては、其完備せる間もなく、早く衰頽しはじめたるがごとく、類聚三代格所載の、神護景雲元年十二月の格に、「勅、諸國國分寺塔及金堂或朽損、由是天平神護二年各仰、諸司、以造寺料稻、隨即令修、而諸國國分寺未修造、非、諸國國分寺、實亦輕、輕朝命、宜早圖修理、不得更怠、又國分僧尼供養除米鹽、外曾無、優待、膏食之道登合、如此、宜醫

コクフ

神雜業優待供養、其料度者用、寺田稻、永爲恒例こと見え、または續紀所載の、天平神護二年九月五日の勅にも同様の事あるを見ても、其一斑を推知するに足るものあり、故に國分寺が一度原因によりて亡びたる時には、これを再建することは殆んどなく、多くは他の定額寺を以て之に代用したり、殊に尼寺師ち法華寺に至りては、僧寺よりはより早く衰亡せるものごとし、而して國分寺は、國師讀師を置きて佛法を弘めしめし事、猶國學に國博士をおきしと同じ、國師は後に講師と改稱せり、要するに國分寺は即ち國郡における祈禱所として民衆をして之に參集せしめ、僧尼之が教誨を司る、蓋し精神界に之を支配し、國司と相成りて民治の綱を舉げんとするにあるなり

【註】國分寺の位置は、國府附近に置く古風なりと加能三州志にも見え、其創設の主意より見るも、當時における地方政治の中心なる國府に接近すべきは當然なり、また僧寺と尼寺との關係は、今の制定によらる、相近くべからざるものなれば、相違かりしがごとく、多くは兩者の間府の挟まるありて、凡そ國府を中間にして、互に反對の方向に在りしものに似たり、石見國名跡考に其國の僧尼寺の位置を述べて、僧寺と尼寺との距離も、凡そ今道の一里ばかりありて、他國なるを例として見るにあへり云々、と見ゆ、明かなる距離の制定はあらざりしならんも、其相接近せざりしこと、實にこの所説のごとくなりしなるべし、而して沿革の條に述べたるがごとく、國分兩寺の衰頽に傾きたるは、早くよりの事にして、其位置も、當初創設の時とは、處を異にせるものも多し、今にして、これを考ふるは頗る難事たりと雖も、地名に考へ、舊記に徴し、遺跡に求めては、所在を推定するを得べし、即ち左のごとし(大日本通史、歴史

コクフ

地理、國分寺の位置に就きて、日本歴史及地理要覽)

(一)國分僧寺

國名 國分寺所在郡町村名

山城 相樂郡原村大字河原の東(殘礎あり)

大和 奈良市(東大寺存す)

河内 南河内郡國分村

和泉 泉北郡南池田村大字國分

攝津 西成郡豐崎村大字國分寺

伊賀 阿山郡三田村大字三田

伊勢 河霧郡河曲村大字國分

志摩 志摩郡國府村

尾張 中島郡國分村大字失合

三河 寶飯郡平幡村大字八幡

遠江 磐田郡光明村大字山東

駿河 安倍郡安東村大字北安東(?)

甲斐 東八代郡立村大字國分

伊豆 田方郡三島町大字三島宿

相模 高座郡海老名村大字國分

武藏 北多摩郡國分寺村大字國分

安房 安房郡野村大字國分

上總 市原郡市原村大字總社

下總 東葛飾郡國分村大字國分

常陸 新治郡石岡町

近江 滋賀郡石山村大字國分

美濃 不破郡青野村

飛騨 大野郡大名田村

信濃 小縣郡神川村大字國分(上田町の東)

上野 群馬郡國府村大字東國府

下野 下都賀郡國分寺村大字國分

陸奥 陸前國宮城郡原町大字南目

出羽 羽前國南村山郡山形町の東

コクフ

若狭 道敷郡遠敷村大字國分

越前 南條郡武生町大字曙町

加賀 能美郡古河村大字古河の邊り(?)

能登 鹿島郡德田村大字國分

越中 射水郡伏木町大字國分

越後 中頸城郡國府村大字五智國府

佐渡 佐渡郡真野町大字國分

丹波 南桑田郡千歲村大字國分(?)

丹後 與謝郡中村大字國分

但馬 城崎郡日高村大字國保(?)舊村名國分寺

四國 岩美郡國府村大字國分

伯耆 東伯耆郡社村大字國分寺

出雲 八束郡竹矢村大字竹矢

石見 那賀郡國分村大字國分(?)

隱岐 周吉郡國分寺村(?)

播磨 飾磨郡國野村大字國分寺

美作 勝田郡河邊村大字國分寺

備前 赤坂郡西高月村大字馬屋

備中 都窪郡三須村大字上林

備後 廣品郡栗生村大字栗柄(?)

安藝 賀茂郡吉行村(?)

周防 佐波郡佐波村大字東佐波令

長門 豐浦郡長府村大字豐浦(後下ノ關市)

紀伊 那賀郡上岩出村大字西國分

淡路 三原郡市村

阿波 名東郡國府村大字矢野

讃岐 綾歌郡國府村大字國分

伊豫 越智郡櫻井村大字國分

土佐 長岡郡國府村大字國分

筑前 筑紫郡水城村大字國分

筑後 三井郡國分村大字國分

コクフ

豐前 京都郡豐津村大字國分

豐後 大分郡賀來村大字國分

肥前 佐賀郡春日村

肥後 飽託郡出水村大字國分

日向 兒湯郡下種北村大字三宅(?)

大隅 始良郡國分村大字上小川

薩摩 薩摩郡東水引村大字宮内

壹岐 壹岐郡那賀村大字國分(後中野郡)

對馬 下縣郡原町

(二)國分尼寺

國名 法華寺所在郡町村名

山城 相樂郡加茂村大字法華寺野

大和 添上郡佐保村大字法華寺

攝津 東成郡生野村大字國分

伊賀 阿山郡花ノ木村大字法花(?)

伊勢 飯南郡伊勢寺村(?)

尾張 中島郡國分村大字法花寺(愛知縣一柳村に大字法花あり)

駿河 安倍郡安東村

甲斐 東八代郡立村大字國分(?)

相模 高座郡海老名村大字國分

武藏 北多摩郡國分寺村大字國分(?)

上總 東葛飾郡上野村大字法花(?)

下總 東葛飾郡國分村

若狭 道敷郡遠敷村大字國分

越前 中新川郡北加積村大字法華寺(?)

越後 中頸城郡里五十公野村大字法花寺

但馬 城崎郡三江村大字法華寺(?)

因幡 岩美郡國府村大字法華寺

石見 那賀郡國分村大字國分

隱岐 周吉郡尼寺(?)

コクフ

播磨 飾磨郡國野村大字國分寺

備前 兒島郡高島(宮浦の海)

備中 都窪郡三須村大字上林

安藝 賀茂郡吉行村(?)

紀伊 那賀郡池田村大字東國分(?) (同郡中貴志村に大字尼寺あり)

淡路 三原郡八木村大字美原(?)

伊豫 越智郡櫻井村大字櫻井の四

阿波 名東郡八萬村大字下八萬字法華(名西郡石井村に尼寺あり)

土佐 長岡郡國府村大字國分(?)

筑前 筑紫郡水城村大字國分

筑後 大分郡賀來村大字國分

肥前 佐賀郡春日村大字尼寺(?)

肥後 飽託郡出水村大字法花寺

日向 兒湯郡下種北村大字三宅

大隅 始良郡國分村大字上小川

薩摩 薩摩郡東水引村大字宮内

壹岐 壹岐郡那賀村大字國分

對馬 下縣郡原町

國幣社

王朝時代國司より幣帛を捧げて祭る社をいふ、大小あり、官幣社に對しての稱、延喜式に國司祭にあづかりし神社二千三百九十五座、内大社一百十八座、小社二千二百七座あり、現在の制は大中小の三階の社格に別ち、國庫より幣帛料を支出す、なほ大中小の三階は、右にいへるが如く、社格の順序によれば小社より中社に、中社より大社に、更にまた官幣社に昇格するを得る規定あり、今國幣社を示せば左の如し(古社寺保存便覽、官國幣社一覽)

【大社】

社名 祭神 所在

氣多神社 大己貴命 龍登羽咋郡一ノ宮村

大山祇神社 大山祇神 一宮寺家郡宮浦村

高良神社 高良玉垂命 筑後三井郡御井町

多度神社 多度神 伊勢桑名郡多度村

熊野神社 熊野大神、熊 御氣野命 出雲八束郡熊野村



コクヘ

取國神社	取國津神	伊賀阿山郡府中村
眞清田神社	大明命	尾張中島郡一宮町
大縣神社	大縣神	同丹羽郡樂田村
渡間神社	木花吹野姫命	甲斐東八代郡一宮村
寒川神社	寒川彦、寒川姫命	相模高座郡寒川村
鶴岡八幡宮	應神天皇	同鎌倉郡鎌倉町
玉前神社	玉前神	上總長生郡一宮町
大洗磯前神社	大己貴命	常陸東茨城郡磯濱町
酒列磯前神社	少彦名命	阿那郡那平磯町
南宮神社	金山彦命	美濃不破郡宮代村
生島足島神社	生島、足島神	信濃小縣郡東田村
貫前神社	經津主神	上野北甘樂郡一宮町
二荒山神社	二荒山神	下野上都賀郡日光町
二荒山神社	豐城入彦命	下野上都賀郡日光町
都々古別神社	都々古別神	勢城東白川郡柳倉町
都々古別神社	味相高彦根命	同同近津村八槻
伊佐須美神社	大彦命	岩代大沼郡高田町
志波彦神社	志波彦神	陸前宮城郡鹽町
鹽神	鹽神	同
大物忌神社	大物忌神	羽後海部郡吹浦村及
若狭彦神社	若狭彦神	同
射水神社	二上神	若狭越前郡蓮敷村
白山比咩神社	菊理媛神	越中高岡市定塚町
彌彦神社	天香山命	加賀石川郡河内村
出雲神社	大國主命	越後四萬原郡彌彦村
出雲神社	三穗津姫命	丹波南桑田郡千歳村
出雲神社	天水分神	丹波東牟婁郡中村
宇都神社	八種神寶	但馬出石郡神美村
宇都神社	武内宿禰命	因幡岩美郡宇倍野村
伊和神社	事代主命	出雲八東郡美保關村
伊和神社	大己貴神	播磨粟栗郡神戶村

コクヘ

水若酢神社	水若酢命	隱岐郡地部五箇村郡
中山神社	金山彦命	大町
安仁神社	安仁神	美作吉野郡一宮村
玉祖神社	玉祖神、外一座	備前邑久郡大宮村
大縣比古神社	大縣比古神	周防佐波郡右田村
忌部神社	天日鷲命	阿波板野郡板東村
田村神社	田村神	同徳島市富田浦町
金刀比羅宮	大物主命	讃岐香川郡一宮村
土佐神社	崇徳天皇	同仲多度郡琴平町
諏訪神社	健甕名方神	土佐土佐郡一宮村
西条多神社	八坂刀賣神	肥前長崎郡西山郷
田島神社	多岐理、市許島	豐後大分郡東植田村
新田神社	通々許尊	肥前東松浦郡呼子村
住吉神社	上、中、底筒男	薩摩薩摩郡東水引村
海神神社	三神	對馬上縣郡峯村木坂
海神神社	應神天皇	波島南館市各地頭町
高瀬神社	高瀬神	越中東礪波郡高瀬村

コクホ

度津神社	五十猛神	佐渡佐渡郡羽茂木郷
大神山神社	大己貴神	村
日御碕神社	素戔鳴尊	伯耆四伯郡大高村
須佐神社	須佐之男命	出雲龍川郡日御碕村
物部神社	可美真手命	阿波石那東須佐村
沼名神社	綿津見神	石見安濃郡川合村
折原八幡宮	功皇后	備後沼隈郡新町
藤崎八幡宮	仲哀、應神、神功	豐後大分郡八幡村
都農神社	應神天皇	肥後熊本市井川浦町
都農神社	大己貴命	長門豐浦郡長府町
枚聞神社	枚聞神	日向見海郡都農村
枚聞神社	枚聞神	薩摩津和野郡加津村

コクホ

國母 天皇の御生母をいふ、また「コクホ」とも訓ず、右義經中抄に「天子の御母なり、唐名、在成、成里、酒陽、國母仙院、母儀仙院、聖母門、聖母、以擬、長樂宮、帝親母云々」と見ゆ、空穂物語、後かげ上にて「女は天道にまかせ奉る、天の掟あらば、國母女御ともなれ、掟なくば、山鹿民の子ともなれ」とあり、なほ五代帝王物語に承明門院は龍圖法師が女なれば、法師の女の國母なること先例もなければ大納言の女の儀にて院號よりさきに先皇后の宣トあり云云、増鏡に「大かた此大宮院(後醍醐后藤原結子)の御宿世いとありがたくおほれども、すべて古より今まで、后國母多くすぎ給れども、かくばかり取りあつめ、いみじきためしは、いまだ聞きおよび侍らず、御位のはじめよりえらばれ奉り給ひて、争ひしらふ人もなく、三千の寵愛一人にをさめ給ふ、兩院(後深草、後龜山)うちつぎいでものし給へりし、いづれも平かに、おほひの如く三代の國母にて云々」とあり、女院記にも「豐樂門院藤子、贈左大臣藤原教秀女令上(後奈良)國母」とあり、其他故事に違あらず、また御生母にあらずしてなほ國母に准せらるゝ、あ

コクホ

【國母略譜表】 本表は故勢多章甫氏の國母略譜表を基として、田邊壽哉氏の編せしものに係る。

御名	御子	御父	御母
玉依姫命	神武	彦瀲尊	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日
五十鈴依媛命	安	綏靖皇后	綏靖天皇元、正、八、
淳名底仲媛命	懿	安寧皇后	懿德天皇元、九、十四、
天豐津媛命	孝	懿德皇后	孝昭天皇元、四、五、
世襲足媛命	孝	孝昭皇后	孝安天皇元、八、一、
押媛命	孝	孝安皇后	孝靈天皇元、正、十二、
細媛命	孝	孝靈皇后	孝元天皇元、正、十四、
豐色謎命	開	孝元皇后	開化天皇元、正、四、
伊香色謎命	崇	開化皇后	崇神天皇元、正、十三、
御間城媛命	崇	崇神皇后	垂仁天皇元、十一、二、
日葉酢媛命	景	垂仁皇后	成務天皇元、十一、十、
八坂入姫命	成	景行皇后	仲哀天皇元、九、一、
兩道入姫命	仲	景行皇后	仲哀天皇元、十、二、
氣長足姫命	應	仲哀皇后	仁德天皇元、正、三、
仲之媛命	仁	應神皇后	仁德天皇元、正、三、
磐之媛命	正、中、反	仁德皇后	仁德天皇元、正、三、
忍坂大中姫命	雄	允恭皇后	安寧天皇元、十二、十四
葛城韓媛命	清	雄略妃	
夷媛命	仁	市邊押磐尊妃	
春日大姫皇女	武	仁賢皇后	
振媛命	體	彦主人王妃	
織媛命	體	平波智君	
御配遇御資格	御配遇御資格	御配遇御資格	御配遇御資格
彦瀲尊	神武	神武	神武
安寧皇后	安寧皇后	安寧皇后	安寧皇后
懿德皇后	懿德皇后	懿德皇后	懿德皇后
孝昭皇后	孝昭皇后	孝昭皇后	孝昭皇后
孝安皇后	孝安皇后	孝安皇后	孝安皇后
孝靈皇后	孝靈皇后	孝靈皇后	孝靈皇后
孝元皇后	孝元皇后	孝元皇后	孝元皇后
開化皇后	開化皇后	開化皇后	開化皇后
崇神皇后	崇神皇后	崇神皇后	崇神皇后
垂仁皇后	垂仁皇后	垂仁皇后	垂仁皇后
景行皇后	景行皇后	景行皇后	景行皇后
日本武尊妃	日本武尊妃	日本武尊妃	日本武尊妃
仲哀皇后	仲哀皇后	仲哀皇后	仲哀皇后
應神皇后	應神皇后	應神皇后	應神皇后
仁德皇后	仁德皇后	仁德皇后	仁德皇后
允恭皇后	允恭皇后	允恭皇后	允恭皇后
雄略妃	雄略妃	雄略妃	雄略妃
市邊押磐尊妃	市邊押磐尊妃	市邊押磐尊妃	市邊押磐尊妃
仁賢皇后	仁賢皇后	仁賢皇后	仁賢皇后
彦主人王妃	彦主人王妃	彦主人王妃	彦主人王妃
平波智君	平波智君	平波智君	平波智君



コケマ

御名	御子	御配御資格	御父	御母	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日	崩、薨、卒の時日
北白河院藤原隆子	後堀河	後高倉院	權中納言正二位持明院基家(一)	平氏(權中納言正二位)	仁治三、七、十一 贈皇太后	崩、薨、卒の時日
藤原通子	後深草	後堀河中宮	關白左大臣從一位九條道家(一)	准三后藤原子	天福元、九、十八 崩	承久三、八 薨
大宮院藤原信子	後宇多	後嵯峨中宮	左大臣從一位洞院實雄(一)	准三后藤原子	正應五、九、九 崩	文永九、八、九 崩
京極院藤原信子	後伏見	後深草後宮	左大臣從一位洞院實雄(一)	從二位藤原子	元德元、八、三十 薨	
藤原經子	後伏見	後宇多後宮	參議從三位左近衛中將藤原氏	從二位藤原子	正平十、八、二十六 薨	建武三、二、十三 薨
四條院藤原基子	後二條	後宇多後宮	從一位內大臣洞院實雄(一)	平氏(從三位親職女)	元應元、十一、十五 薨	正平十四、四、二十九 崩
顯親門院藤原季子	後花	伏見後宮	太政大臣從一位堀河基具(一)	賀茂氏(片岡顯宜能直女)	正平七(文和元)十一、二十八 薨	正平七(文和元)十一、二十八 薨
顯天門院藤原忠子	後醍醐	後宇多後宮	參議從三位五辻忠繼(一)	平氏(正四位上皇太后)	後村上天皇即位後皇太后	
新待賢門院藤原康子	後村上	後醍醐後宮	正四位下左近衛中將河野公康(一)	從一位藤原子		
嘉祥門院藤原氏(云藤子)	後龜山	後村上女御	(一)云關白從一位堀河經忠	從一位藤原子		
廣義門院藤原寧子	後光	後伏見女御	從一位左大臣西園寺公衡(一)			
關藤門院藤原秀子	後光	後光後宮	內大臣正二位正親町公秀(一)			
崇賢門院藤原仲子	後圓融	後光後宮	石清水八幡宮社務法印紀通清			
通陽門院藤原殿子	後小松	後圓融後宮	從一位藤原大臣廣橋兼綱(一)			
光範門院藤原實子	後花園	後小松後宮	內大臣從一位三條公忠			
敷政門院藤原幸子	後花園	後花園後宮	正二位贈左大臣日野實朝			
嘉樂門院藤原信子	後土御門	後花園後宮	贈左大臣從一位藤原實朝			
源朝子	後柏原	後土御門後宮	贈左大臣從一位藤原實朝			
豐樂門院藤原藤子	後奈良	後土御門後宮	贈左大臣從一位藤原實朝			
吉德門院藤原榮子	後正親	後奈良後宮	參議從三位藤原實朝			
新上東門院藤原晴子	後陽成	陽光院妃	從一位藤原實朝			

コケマ

御名	御子	御配御資格	御父	御母	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日	崩、薨、卒の時日
中和門院藤原前子	後水尾	後堀成女御	關白太政大臣從一位近衛前久(三)	贈從一位淺井德子	寛永七、七、三 薨	
東福門院藤原和子	後光明	後水尾中宮	關白太政大臣從一位藤原實朝(一)			
壬生院藤原光子	後西院	後水尾後宮	贈左大臣從三位藤原基任			
逢春門院藤原隆子	後靈	後水尾後宮	贈左大臣從二位藤原基音			
新廣義門院藤原基子	後東山	後水尾後宮	內大臣從一位藤原隆實(一)			
敬法門院藤原宗子	後中御	後水尾後宮	內大臣從一位藤原隆實(一)			
新崇賢門院藤原實子	後櫻町	後水尾後宮	攝關、太政大臣從一位近衛家隆(三)			
新中和門院藤原倫子	後櫻町	後水尾後宮	太政大臣贈正一位藤原實朝(一)			
開明門院藤原定子	後櫻町	後水尾後宮	參議正四位上左近衛中將藤原實武(一)			
青綺門院藤原合子	後櫻町	後水尾後宮	關白太政大臣從一位藤原實朝(一)			
恭禮門院藤原富子	後櫻町	後水尾後宮	關白太政大臣從一位藤原實朝(一)			
盛化門院藤原維子	後光格	後光格中宮	攝關關白太政大臣從一位近衛内前(三)			
新清和院院于内親王	後仁孝	後光格中宮	後藤關白太政大臣從一位藤原實朝(一)			
新朝平門院藤原成子	後仁孝	後光格中宮	關白太政大臣從一位藤原實朝(一)			
英照皇太后藤原風子	後明	後光格中宮	關白太政大臣從一位藤原實朝(一)			
昭憲皇太后藤原美子	後明	後光格中宮	從一位藤原實朝(一)			

り、同太暦文和二年十二月五日の條に外記の勘例を擧げたる中に、「遊義門院(後深草院皇女、後宇多院妻)后、後二條院准母、日來國母義」とあるがごとき其一例なり、詳しくは表に就て見るべし、

**コクマデコク** 石間出石 江戸時代、増高の稱、地方凡例録に、郷帳割符等に、石間出石と申て高相増名日記あり、又田畑成出高記増高増あり、一事兩名也、畑の石盛、田の石盛に依るに付、石盛連ひ文け高相増し、石盛と石盛との間より出る故石間出

石とも唱ふる事也」とあり、

**コクマヒキ** 石間引 江戸時代免租の一、地形懸じて田の畠となりしもの等は石盛下る、乃ち舊石盛に異なるを以て、租を減するなり(地方凡例録)

**コクメイクワン** 克明館 吾郷藩の學校

**コクメイクワン** 克明館 吾郷藩の學校

**コクメイクワン** 克明館 吾郷藩の學校

所在遠江國敷知郡濱松東高町引馬坂上

弘化三年館林より封を轉じて濱松に移り、先封水野大政物語營する所の校舎の舊貫に仍り之を用ふ、但講堂は舊を毀ち更に結構せり(日本教育史資料)

**ゴクモン** 獄門 武家時代罪人の首を梟する刑、江戸時代にては正刑たり、もと其首を獄屋の門前にかゝけたるより名づく、又梟首ともいふ

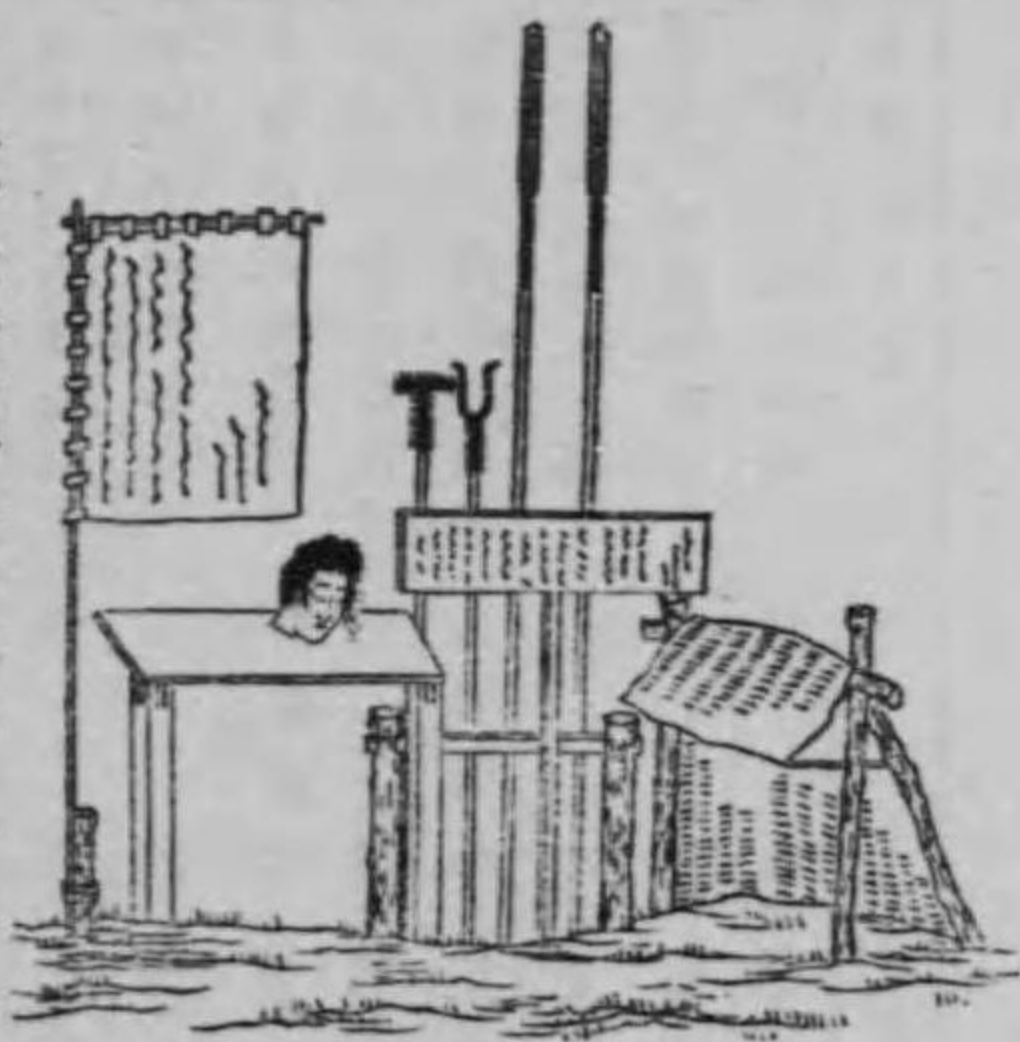
王朝時代には、まづ首を斬りて之を手に置き、京中の大路を行き、衆人に示して後、獄門の前

コケマ

コケマ

ゴクモ

なる横の樹に懸くるを通則とす、其事絶えて後、梟首を獄門に懸くるといひ、轉じて單に獄門とも稱し、鎌倉以後には遂に刑名となれり、室町時代には柱と横木と組み合はせて、横木の上に、方八寸より五寸に至る須蓋あり、其中央に長さ五寸の釘を打ちて首を刺す、下蓋には蓋なし、されど此刑は、別に法を設けて施行したるにあらざれば、各地悉くかくのごとくなるにあらす、江戸時代には、大抵、淺草小塚原と、品川餘が森との兩刑場に梟したり、其法は獄内



(大罪刑所)

にて斬首し、首を水にて洗ひ、苞に入れ、非人捨札(罪狀處刑等を略記せるもの)を持ちて前行し、其場(送りて之を梟し、又非人を以て番人とし、二夜三日の間晒しおきて後に首を棄つるなり、捨札は三十日間刑場に建ておくものとす、罪の重きは引廻等の屬刑ありて、罪状を録したる紙を前に建つ、又犯罪地に於て梟首することありき、なほ刑罪大略録に、死罪御仕置之通、首打役首討候得ば、非人直に首引揚、手桶之水に而洗ひ、兼而手當致置候依に

ゴクモ

入、獄問檢使、町方年寄同心雙方二人出居、右首請取、先え横捨札持道具、其跡首入候後を非人兩人に而差荷ひ、右檢使同心差添、淺草品川御仕置場へ罷越、獄門に掛之、但引廻し無之候得ば無之、一、獄門蓋一ツえ二人三人一所に掛け候儀も有之候由之處、文化三年卯年四月二十五日、兩町奉行懸に而、於淺草一獄門兩人有之、蓋も二ツに掛、其後同六年十月二十七日獄門二人蓋二ツに掛け候由、右は人数に寄差略も有之事歟、なを札すべし、一、獄門首晒日數三日二夜、(上番人、谷のもの六人、下番人、非人六人)但三日目掛り町奉行所左衛門前之上取捨、一、右晒中近邊御成、其外障之儀有、候得ば、町奉行より申付取捨、一、捨札は三十日連取捨、右同障の節は取捨け置、魂日數違之と見えたるにて之を知るべし

御定書百箇條に據れば、密通を爲し、實夫を殺す儀動めて手傳なせし者、密通の女、實夫へ疵付けし者、多數にて有夫の女を姦せし取取、養母、養娘、並に姦と密通せし男女、密通の借借、盗み入て疵付けし者、徒黨を爲して盜に入る取取、雜物を追割ぐ者、巧にて人を擲ち、同類の内より取扱物をれだり取る人々を疵付けし者、毒筒にて人を殺す者、人相を以て御尋れの者を圍置き又は召仕ひて訴出ざる者等には、この刑を科し、尙ほ金子を附て買ひし子を捨つる者、主人の妻と密通の男片輪物を殺し、品を盗む者、毒藥を賣る者、似天祥、似糾造る者、人を殺し盜を爲す者、地主を殺せし家主、主人の親類を殺す者、舅、伯父、伯母、兄、姉を殺す者、支配を受ける名主を殺す者等には、引廻(ヒキマシ)と稱す、(參看)の上獄門に處せらる、(參看)宗神紀に、萬以刀子(刺)頭死、朝廷下符關、斬之八段、散、(參看)云々、とあれど、梟首の始めとはなし難し、貞信公記に天慶三

ゴクモ

年五月十日の條に、左中辨少辨等有、三將門首口口市司可懸外樹之仰とあるや、其初見なるべき、(參看)後三條天皇延久元年大和國登摩多山の盜致親を捕へて梟首し、後三年の役、源義家、清原武衡、同家術等を斬て首を梟し、平治の亂、藤原通憲の首を獄門にかいげたれども、これ刑罰の爲めに行ふにあらす、只武威を示す一端と爲すに過ぎず、鎌倉時代以後はじめて刑名となり、室町時代に亘りて往々梟首の事史に見え、明治初年に至るまで尙ほ行はれたり、明治十二年遂に廢止す(徳川政刑史料、刑罪大略録、古事類苑法律部)

石盛 田畑の肥瘠に准じ、上中下下々四等の差を立て、一段毎の收穫高を定め、その高に准じて年貢高を定むるを云ふ、段別に石高を盛付る故に名付たるなり、また單に盛ともいふ、また斗代ともいふ、石盛は、其土地の善惡、地質の高下により盛付の法種々あり、文藝檢地の石盛は、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、上畑一石二斗、中畑一石、下畑八斗、屋敷地は一石二斗、下々田、下々畑、山畑、野畑等は見計ひにて斗代を定むる也、地方落穂集に、仕出の算法は、上田一歩に、一斗一升生ずるとして、一段即三百歩にて、一石三升生ず、而して一斗に五合掬の見積にて、米一石五斗を得、其内七斗五升を公納し、他を所得とせば、是を五公五民の法と云ひ、公納七斗五升を、十五盛の根取とす、若し四公六民に分つ時は、盛十五、根取六斗とす、即石盛は、一石五斗なれど、公納は六斗なり、又一段一斗五斗の根を、千減二割引二石四斗と成るを、五合掬にして、一石二斗と成る、是を十二の盛と云、是を五分取にせば、根取六斗あり、如斯くによりて石盛を仕出し、次第を分つ也、といへり、畑の石盛は、下田の位を畑の上に相立るを通法とせり、然れど古

ゴクモ

法は中田の石盛を、上畑の假石盛にして、田畑六分途の六を乗じ、上畑の盛とす(地方凡例録、田園類説、田制篇、大日本租税志)
ゴクモリチガヒキ 石盛遠引 江戸時代免租の一古法の地を檢し、石盛下れば現高を古高より減す、因てその減高を石盛遠と稱して、其租を減するなり(地方凡例録、大日本租税志)
ゴクラク井 極樂院 山城國京都府下京區龜岡町○紫雲山極樂院光壽寺といふ、また空也堂と稱す、(參看)時宗、空也念佛の本寺、(參看)初め僧空也洛北鞍馬山に於て、苦修修行せし時、一鹿來り馴る、時に真盛なるものあり、性儀を好み山中に馳驅してその鹿を獲たり、空也大に痛み、その鹿を請ひ、角を取て杖頭に挟み、皮を剥き、佛理を説て真盛を戒む、真盛大に悔ひ、翻然志を改め、佛門に入て空也の法弟となり、有髮妻の身を以て法讓を譲給し、鉦を撃ち鐘を敲き、歡喜踊躍して人を化導し、終に堂宇を建立し、空也の像を安じて本尊とし、真盛自ら第二世となる、その後歷々災し、屢々再建し以て今日に及べり、明治維新後時宗に編入し、天台宗の所轄に屬せり○本堂、北向、二重瓦屋にして、空也上人自作の像を本尊とす、脇士は地藏毘沙門にて、北壇に阿彌陀佛を安じ、南壇に真盛の像を安置せり、毎歲十一月十三日當寺に於て、歡喜踊躍の念佛を修す、俚俗之を空也堂の鉢敲きと云ふ(山城名勝志、平安通志、京都名勝記)
ゴクラク井 極樂院 新元興寺(シヤマシヤウ)を見よ、
ゴクラクジ 極樂寺 相模國鎌倉郡極樂寺村○靈巖山極樂院と號す、(參看)眞言律宗、南都四大寺末○本尊釋迦(彌陀)北條重時(重時)の創立、始め

ゴクラ

正嘉中に一老翁あり、一字を警み丈六の彌陀を安置し、極樂寺と名づく、然るに經營の功終らずして寂す、正元の初め、重時寺域の狹少なるを見て、新に地をトせんとし僧忍性に謀り、性答へて西南に地獄谷の靈場あり、これ招提の地なりと、重時就て一字を遷す、即ち今の境内なりと、重時の子武藏守長時、その弟業時等力を競せ修飾し、支院四十九院を構造す、堂宇壯麗の大伽藍となる、文永四年八月性此寺に住し、開山となる、(參看)建治元年堂宇同様に修り、性善再進して舊觀に復す、弘安四年勅により、兼古降伏を祈る、時宗其功を奏して御祈願寺とす、元弘二年勅願寺とし、三年八月寺領安堵の論旨あり、足利尊氏同義深く之を信じ、塔頭地蔵院に地を寄せ寺領の課役を免除せり、管領氏満も又役夫工米以下諸役を永く免除す、成氏の時、每歲二月の舍利會に參詣し、五月寺主を管中に請招する禮を盡せり、應永三十二年再び同様に福りて烏有となる、永享五年九月地震により塔九輪轉倒す、其後堂宇漸く衰頹し、佛殿及び塔頭一院のみとなれり、天正十九年十一月徳川氏寺領九貫五百文の朱印を給ふ○寺實に古文書多し(鎌倉志、鎌倉時考、相模國風土記稿)
ゴクラジャウ 小倉城 (參看)豊前國企救郡小倉市の中央○勝山、又野野城といふ、(參看)源朝起原詳ならず、嘉吉二年の頃其名見ゆ、後世冷泉高祐此に居城、天正十五年毛利勝信此に封す、慶長五年の亂後、黒田孝高淺野長政等居城せしが、尋で細川忠興之に代り、封三十七萬石を領し、同七年より城を築き、同十三年に至りて成る、寛永九年十二月小笠原忠直播磨より來り治す、封十七萬石、子孫傳へて慶應に至る、其初年毛利氏の爲めに陥る、慶應後兵營を置き、現今十二師團を置く(豐前志、主圖合誌)

ゴクリ

記、明治政變、明治政史)
ゴクリイロ 小栗色 藁の色目の名、糶亮裝束抄には表は緑色にて、裏は薄青なりとし、雜事抄には裏は薄紫なりといへり、秋季に大人着用す、
ゴクリヤウ 鶴林 白藤(ハクテイ)を見よ、
國領 國司の領する所をいふ、また國衙ともいふ、國司の廳を國衙といふに因てなり、其私有すること、略莊園に類し、租入を專收す、故に、莊園と國衙とを相連稱す、(參看)後鳥羽

コクラ

天皇文治元年八月、太宰府管内武士押領制すべからざるの聞あり、早く其盜行を停止し、國衛は舊の如く、國司に付せしむべしとの院廳下文あり、同二年六月、源賴朝、國衛に先例に任せ、國役雜事を勤仕すべしと令し、後醍醐天皇貞永元年閏九月、畿内近國四國界論國領たらば、國司の成敗たるべしと令し、順徳天皇建暦二年、諸國の吏志に國領公田を神社佛寺に寄進し、永代免許の字を載す、自今以後勅免を帯びざる地は其寄進を停止すべしと令し、後花園天皇永享十一年、美作國衛の檢島巡年なるを以て、先例に任せ、國衛廳に進濟せしむ(大日本祖稅志)

コクワウ

後光嚴天皇 御名は朝仁、法諱光嚴、後醍醐天皇の第二皇子、御母陽門院藤原秀子、北朝四代の天皇、建暦元年三月二日御降誕、建暦三年八月、足利尊氏天皇を迎へ立つ、時に年十五、南朝の諸將屢々兵を起して來り侵す、よりて乘輿々播遷す、位に在ること十二年、改元するもの五、應安四年三月位を太子緒仁に譲る、同七年正月二十九日崩御、御壽三十七、山城國紀伊郡深草村大字深草深草北院に葬る、(皇胤相運錄、大日本史、陵墓一覽)

コクワウミヤウテンワウ

後光明天皇 御名は朝仁、幼稱は素戔嗚尊、後水尾天皇の第三皇子、御母は壬生院藤原光子、關基任の女、第一百十代の天皇、寛永十年三月十二日御降誕、同二十一年十一月、明正天皇の讓を受けて位に即く、在位十一年、改元するもの三、承應三年九月二十日崩御、御壽二十二、山城國下京區今熊野町月輪院に葬る、天皇は近世における英主なり、幼より學を好み、粗々大

コクワ

義に通じ給ふ、常に、佛學は面白きものなれども、體はあるやうにて用のなきものなり、天子諸侯は、別して人民の主なるものなれば、宜しく有用の學を爲すべし、また唐漢の古法は適切ならざるが故に朱氏の新法によるべしと宣ひ、意休庵を召して易經を講ぜしめらる、而して程朱の學の開けたるは藤原隆高の功なりとて、慶安四年九月槐高文集に御製の序を賜ふ、本邦庶士の著に、御製の序あること、實に茲にははじまる、天皇また釋典の義を再興せんとする御慮ありしが、早く崩じ給ひしを以て、其事遂に已みたり、なほ源氏物語は藤原の書にして人道に害ありとて、之を斥け給ひ、和歌もあまり多く好み給はざりしがことし、然れども其宸藻に富ませ給ひし事は、或時後水尾上皇宮中に御幸ありし時、十首の歌天皇におくられしに、上皇が供御など聞こし召さるる間に、十首の歌の返しを誦じて進らせししかば、大に感じ給へりといへるにても明かなるべし、また常に酒を好み、屢々劇飲に及ぶることあり、徳大寺公信之を愛ひ、一夕酒飲興酣なる時を度りて諫め奉りしに、天皇驚怒、御を按じて起し給ふ、公信從容として曰く、古よりいまだ天皇親ら人民を斬り給ひしを聞かず、實に古今の一人たり、況んや上諫を納れ給はば臣が命もより惜しむ所にあらずと、會々左右公信を引いて退く、天皇懼はすして宴を罷む、然れども遂に其非を悟り、明日公信を召して謝する所あり、且つ昨日按する所の御を給へり(機記、承元遺事、野史、陵墓一覽)而して天皇崩御の後火葬の議ありし時、魚商八郎兵衛憤慨し、周旋奔走の結果土葬に決したることは有名なる話なれども、可觀小説、山陰志等の外全く散見せる處なし、疑ふべきに似たり、

コクワン

虎關 師練(シレン)を見よ、

コケイ

五官 上賀茂社の神主、禰宜權禰實、禰權禰を云ふ、 虎溪 名は永義、藤原長門毛利氏の族、寛文中伊達頼朝に聘して仙臺東昌寺の住職とす、元禄年中東福寺に住す、頼朝之に金龜法衣と黄金とを贈る、世に之を千金法衣といふ、後ち亦東昌寺に歸る、頼朝別に一寺を建て虎溪に開闢たらんことを乞ふ、虎溪曰く、貴封内黄髮派なし、僧臘牛と云ふものあり延て開闢せらるべしと、即ち大年寺是なり、享保八年九月寂す、年八十(仙臺史傳)

コケイ

古溪 名は宗賢、字は古溪、蒲卷と號す、大慈廣照禪師の號を賜はる、徳川朝倉氏の子、京都紫野大徳寺百十七世の法主、初め郡の鹽屋公に就て得度し、嗣公死後、紫野江野顯和尙に參す、天正元年九月大徳寺の法燈を嗣ぐ、時に年四十二、十年豐臣秀吉、織田信長の爲めに總見院を創し、古溪を始祖となす、十八年秀吉、利休の專恣を怒り、利休を殺し、尋て四使を遣はし大徳寺を破壊せんとす、古溪憤中より御を出し、法の衰替此の如し、吾唯死あるのみと、四使其雄氣に感じ歸て秀吉に説き毀寺の事を止む、文祿元年豐臣秀長の冥福の爲めに建てし大光院地り、之に居ること一年、明年春紫野に歸り先師の遺跡に歴住し、後ち市原常樂院に隱る、慶長元年八月崩卒る、後陽成天皇諡風を敬仰し、特に禪師號を賜ふ、翌二年正月十七日寂す、年六十六(續日本高僧傳)

コケイ

悟溪 宗頼(ソウタン)を見よ、

コケイ

五刑 古へ管、杖、徒、流、死、死刑の五を總稱していふ、各條を見よ、

コケイロ

苔色 染色の名、萌黄の濃きものをいふ(藤原草)○慶の色目の名、表は苔のくろばみ

たるにて、裏のふたあるものなれ(四三條袋束抄)

コケウクワン

五教館 舊大村藩の學校、肥前國彼杵郡大村玖島城門外本小路、寛文年中藩主大村純長、學校を郭内櫻馬場に設け、藩士をして文武の業を學ばしむ、單に學校と稱す、元禄七年靜嘉閣と改む、寛政二年郭内櫻田に移り、校內を二分し講學所を五教館と稱し、演武場を治振軒と名く、寛政三年八月講義を行ふ、同八年正月禮法の一科を設く、又文化十三年習字科を置く、天保二年正月、學校を城門の外本小路に移す、地坪千百三十八坪、明治廢藩の時廢館す(日本教育史資料)

コケチャ

焦茶 染色の名、くろばみたる茶色をいふ、

コケニン

御家人 武家の臣下を云ふ、單に家人とも云ふ、家子、家臣、家僕、家士とも云ふ、皆同じ、沙汰未練書に御家人とは往昔以來爲開發領主、武家御下文、人事也とし、式目抄に、御家人とは家禮の人也、主従の禮をなす輩を云歟、常陸大掾傳記に、家子と云は、本領を持たる名代の人の奉公するを家子と云也、一家の端なれども、本領重代の名字懸る所になき人は家子とせず、是を家人と云なりしと見えたり、按ずるに、家人とは、始めは一族の人を單に家人又は家子と稱せしが、後には一般にその家に仕ふる人を稱するに至り、家臣、家士とも稱へしなるべし、令制殿民の家人より出でし名なりとの説あれども、信じ難し、また江戸時代には、上述のごとき、武家の臣下なる廣義の外、狹き意味に於ては、幕府に仕へて秩祿を食むもの中、將軍に拜謁する能はざるもの、即ち御目見以下の士を御家人と稱し旗下と區別したり(源流傳、太平記龍馬馬達奏の)

コケウ

コケニ

條に、諸國の御家人の稱號は頼朝の時より有て、已に年久しき武名なるを、此御代に於て其號を禁止せられたる云々ありて、頼朝の時起りしが如く云へるは誤なり、蓋し藤原氏權を専らにせしより以來、藤原以外の諸氏京都に意を得ざるもの、地方に去りて土豪と稱を通じ、縁を結び、多くの土地を領有して、多くの子弟を撫養せしより起りしものなるべし(アヲ參看)御家人の名の見えたるは、吾妻鏡治承四年六月二十四日の條に、累代御家人と見え、同年九月三日の條に、景親作爲源家譜代御家人云々、家人は百練抄正治元年正月二十五日の條に、故頼朝御家人云云、奥州後三年記家衡乳母の詞に家人と見え、家子は吾妻鏡元暦元年九月十四日の條に、重頼家子二人と見えたるを始めとす、家臣は豆相記頼朝日記に、家僕は江流記に、家士は豆相記等に見えたり、而して江戸幕府の御家人は、家祿二百六十石を高級とし、給金四兩一人扶持を最下級と爲す、譜代と一代抱との區別あり、また二半場と唱ふるものあり、譜代のものは、小普請に入り非役となるも、二半場は小普請に入らずして、目付支配無役と唱へて非役となり、皆隱居して家督を襲ふことを得れども、一代抱のものには、非役にてあることを得ず、また隱居をなし家督を襲ふことを得ざりき、なほ譜代の御家人に庶以上と庶以下との別ありて、庶以上とは廊下間にて隱居家督相續を申付られ、又は焼火間にて申付らる、役を奉するものなれ、庶以下とは、隱居家督役職、皆頭支配の宅にて申付らる、身分の者をいへり、而して庶以上は、鎧を立て肩衣を着し、鬘斗目白帷子を着し、兩肩の門を作り、支圖を構ふることを得るも、庶以下にては與力と徒惣の外は、肩衣を着し、鬘斗目白帷子を着、鎧を立て、若黨を召連るるを得ざ

コケウ

御家人の稱號は頼朝の時より有て、已に年久しき武名なるを、此御代に於て其號を禁止せられたる云々ありて、頼朝の時起りしが如く云へるは誤なり、蓋し藤原氏權を専らにせしより以來、藤原以外の諸氏京都に意を得ざるもの、地方に去りて土豪と稱を通じ、縁を結び、多くの土地を領有して、多くの子弟を撫養せしより起りしものなるべし(アヲ參看)御家人の名の見えたるは、吾妻鏡治承四年六月二十四日の條に、累代御家人と見え、同年九月三日の條に、景親作爲源家譜代御家人云々、家人は百練抄正治元年正月二十五日の條に、故頼朝御家人云云、奥州後三年記家衡乳母の詞に家人と見え、家子は吾妻鏡元暦元年九月十四日の條に、重頼家子二人と見えたるを始めとす、家臣は豆相記頼朝日記に、家僕は江流記に、家士は豆相記等に見えたり、而して江戸幕府の御家人は、家祿二百六十石を高級とし、給金四兩一人扶持を最下級と爲す、譜代と一代抱との區別あり、また二半場と唱ふるものあり、譜代のものは、小普請に入り非役となるも、二半場は小普請に入らずして、目付支配無役と唱へて非役となり、皆隱居して家督を襲ふことを得れども、一代抱のものには、非役にてあることを得ず、また隱居をなし家督を襲ふことを得ざりき、なほ譜代の御家人に庶以上と庶以下との別ありて、庶以上とは廊下間にて隱居家督相續を申付られ、又は焼火間にて申付らる、役を奉するものなれ、庶以下とは、隱居家督役職、皆頭支配の宅にて申付らる、身分の者をいへり、而して庶以上は、鎧を立て肩衣を着し、鬘斗目白帷子を着し、兩肩の門を作り、支圖を構ふることを得るも、庶以下にては與力と徒惣の外は、肩衣を着し、鬘斗目白帷子を着、鎧を立て、若黨を召連るるを得ざ

コケン

古檢 檢地(ケンチ)を見よ、 沽券 賣却の證書、賣券とも云ふ、多く土地家屋等に用ふ、 固關 朝命によりて、諸國の關所を警固するをいふ、關所には平生にも守備ありと雖も朝延の大儀、もしくは騷亂等のある場合に當り、特に非常を戒嚴せんが爲めに、使を遣はして之を固めしむるなり、而して其固めを解くを解關といふ、詳しくは御代始抄にあり、就て見るべし、

コケン

五絃 樂器の一種、其形琵琶の製の如くして小、もと水を以て弾きしが、唐太祖の時、始めて手彈の法あり、何時頃我邦に傳はりしや詳かならず、和名抄には此器の説明見えざりき、三代實錄元慶三年十月四日の條に、雅樂寮申請、庫中樂器五絃有、乘、琵琶有、缺、交響之日還爲員、須以五絃之樂、補琵琶之缺、太政官處分行之、とあり(陣氏樂書、歌舞品目)

コケン

御元服總奉 行、コケンアケソウアキヤウを見よ、

コケン

御元服總奉 行、コケンアケソウアキヤウを見よ、

コケン

御元服總奉

コケン—コク

コケンフクアキヤウ 御元服奉行

「ケンブクアキヤウ」を見よ、

ココ 五結 金剛杵(コウカウシヨ)を見よ、

ココウ 婆饒 「クダラゴト」を見よ、

ココウ 戸口 戸(コ)を見よ、

ココウコミン 五公五民 其年の作米量納

を折半し、五分を官衙へ取め五分を農民の取得とするをいふ、例へば、米十石を得ば、五石の年貢とし、餘りの五分を、百姓の作徳として、有することないふ、若し、官へ四分、百姓へ六分の時は、四公六民と稱す、五公五民よりは寛なり、之に反し、六公四民となる時は、酷にして六分は官に、四分は民の有となるなり、其他續て之に准じて知るべし(田園類説、勸農固本誌、農政坐右)

ココウハジメ 御行始 皇子皇女の御誕生

後、又は新造御所に御移徙後に始めて御行あるを云ふ、武家起るに及びて、將軍年始に他所に赴くことを借稱して御行始と云ふ、後には御所移徙の後、及び若公誕生後等始めて他所に赴くを總て云ふ(古今要覽稿)

コクジ 護國寺 關西武藏國東京市小石

川區大塚坂下町○神樂山悉地院と號す(關西百真言宗新義派)○本尊如意輪觀世音菩薩(聖德太子御誕生八將軍德川綱吉、僧亮賢を召して大塚藥園の地を賜ひ、一寺を草創すべき事を命ぜらる、亮賢は上野國大聖護國寺の住職たりしが、綱吉の生母桂昌院深く之に歸依したるを以て、江戸に招き新築など行はしめしが、遂に綱吉に勸めて、寺院を建立せしむるに至りしなり、かくて翌天和元年に至り造營落成せるがゆゑに、桂昌院所持の觀音像を以て本尊と爲し、寺號を護國寺と賜ひ、京都仁和寺の末寺として、關東眞言

コク—コク

宗の大檀林と定められ、寺領三百石の寄進ありて、祈願所と爲されたり、七年又三百石寄進あり、合して六百石を有し、後又加増して、千二百石となる、尋で元祿十年更に觀音堂を建立す、享保二年護持院焼亡するに及び、其再建を停め、改めて之を護國寺に移し、爾後従来の護國寺を護持院、觀音堂を護國寺と改め稱せしめ、隆慶を護持院の住職となし、護國寺を兼ねしむ、然るに隆慶はかくの如くにして、護國寺の、護持院の爲めに併吞せられ、全く絶滅せんことを恐れ、翌三年十一月、自力を以て、觀音堂の側に別に護國寺を建設す、寶曆二年、爾來護國寺の寺務は、總て護持院の住職より兼攝せしめ、護國寺の住職を定置せざることとなり、是に於て護國寺は、形式上全く護持院の附庸たるの姿を呈したり、後ち明治維新の際に及び護持院の役僧等は復舊願を出し、護持院の兩寺共に廢寺たらんとせしを、根生院の僧直樹俊海といへる者之を慨し、護國寺は護持院の附庸たるが如しと雖も、其伽藍境内は皆護國寺に屬するものなり、假令護持院は復舊願を出せりとも、此伽藍境内は、決して一二役僧等の左右すべきものにあらずと、東京府へ上願し、終局護國寺再興といふ名の下に、其伽藍と境内との官沒を免れたるに、是即ち今の護國寺なり、ゴザケン(參看)德川實紀、江戸名所圖會、大興の女中、富田歌純氏、隆光)

コクシ 小興 興の一種、扇形なく、四方に隅を回ぐらしたるものにて、欄は朱塗にして處々に金かなぐらつけたり、正月八日最勝講の時講師等に乘る、貞觀儀式に、正月八日最勝王經講師に、講師前行者左右相引連(各居小興、其擔丁者、袴衣、袴、白布帶、用、祝典丁)執事(其上云々)と見えたり、又寶王入京の時、伊賀の界にて小興に乗り替へ

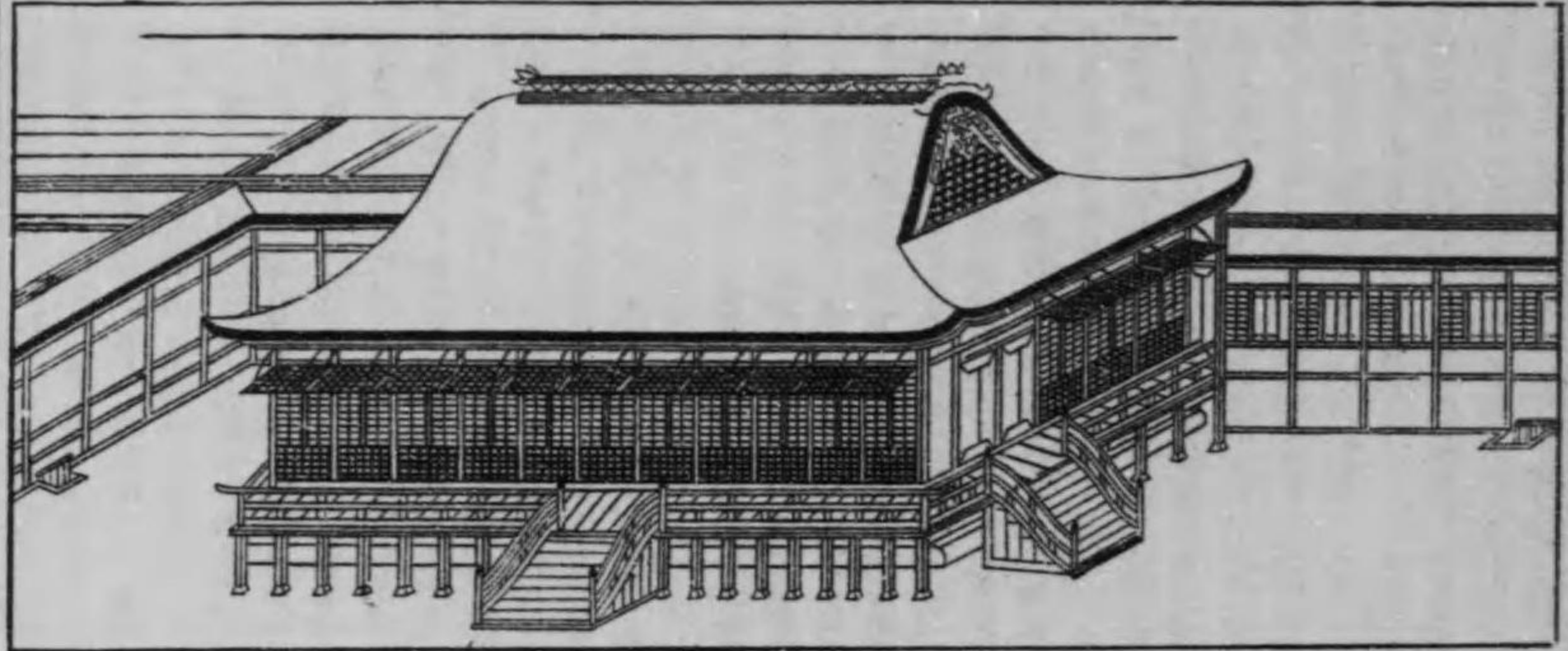
コク—コク

給ふ事四宮記に見えたり、「コシ」の挿圖を見よ(輿車圖考)

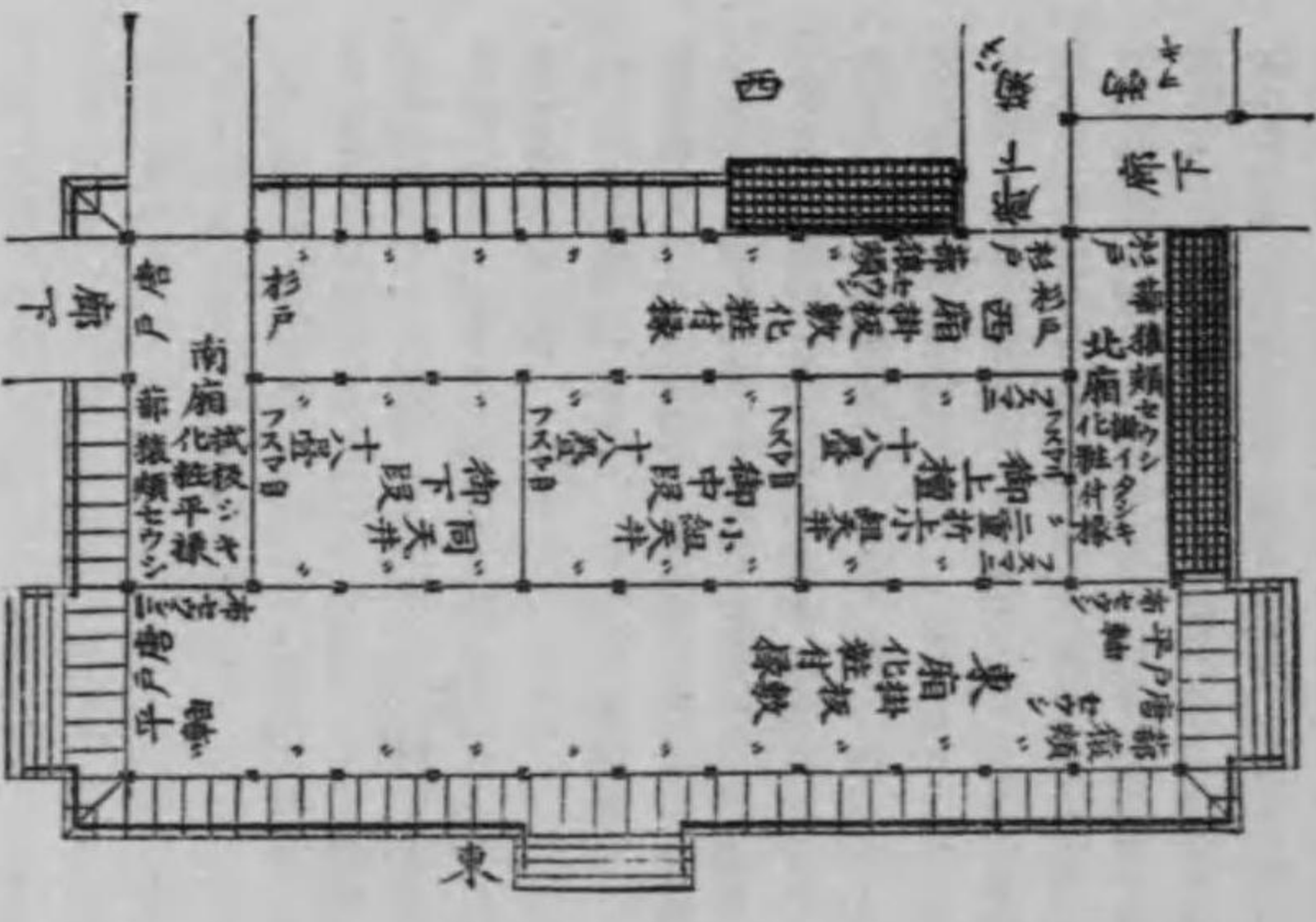
コクシノ井 古語拾遺 卷一、詳書類從卷四百四十六雜部一、經濟雜誌社本第十六編に收む(古語拾遺)本書の發端に、蓋聞く上古の世未だ文字あらず、貴賤老少口々に相傳へ、前言行存して忘れず、書契ありてより以來、古を談すを好まず、浮華競ひ起りて遷て舊老を嗤る、遂に人をして世を歴て彌新に、時代を逐て變改せしむ、顧みて故實を問ふに根源を識るものなし、國史家屢その由を載すと雖も、一二の委曲猶遺る所あり、愚臣言す恐くは絶えて傳ふることなからん、幸に召問を蒙りて著憤を堪んとす、故に舊説を録して敢て以て上聞すと云爾といへり、以て本書の性質を知るべし、多田義倫の說に、古語拾遺は正しき古書なれども、廣成が誤謬にして元來書籍には非ず、書部を申立る條々に無理ありし故、誤謬の通にはとげざりしなり、古書にたがひなきものなれば考に備ふべし」といへり、此書を拾遺と名づけしは、書部氏の祖と中臣氏の祖とは、もと互角の勢なりしに、其子孫に至りて中臣氏は勢を得、書部氏は漸く六位五位の官にて居りたれば、是を恨り悲みて、十一箇條の漏れ遺りにて居りしを書きたり、作りし書なる故なりと和學通に見ゆ(註釋)爾尙書者「古語拾遺書餘抄」五卷、藤原實延著、古語拾遺句解二卷、芝田花守著、古語拾遺正訓二卷、海陽白齋著「古語拾遺示蒙解」四卷等あり(古語拾遺書部廣成、大同二年二月十三日の奥附あり(古語拾遺、詳書一覽))

コクシ 小御所 紫宸殿の良位に在り、幕府の使臣所司代等に謁見を賜ふ所、近世堂内の諸侯多く此に謁見す、清涼殿の北廊より東に折れ、長廊を以て相通す、南は紫宸殿、溫明殿、宣陽殿に通じ、北は

コク—コク



(殿所説圖見開圖)



御學問所に通じ、皆築するに長廊を以てす、殿は南北、東面、兩下四間、檜皮葺、檜木造り、中央の北を上段とし、三間四間十八帖、其南を中段とし、又其南を下段とす、上段に同じ、東に二間に十二間の東廂あり、南北及び西に各一間の廂あり、廂外に檜あり、高欄を施し、東面及び南北に木階あり、上段は二重折上小組天井にて、襖繪は、紺青梅彩色に、豐樂院元日節會の圖を畫く、狩野水岳の筆なり、其他殿中襖障子、紺青引、梅彩色、古式又は名所風流を畫き、各色紙

コク—コク

コク—コク

形を押し和歌を題す、殿前林泉の風光最も清雅を極めたり、鳥居(クワカキヨ)の挿圖を畫すべし(安政造營誌、平安通志、京華要誌)

コクシ 小御所 御所(ゴシヨ)を見よ、

コクシヨクワイキ 小御所會議

慶應三年十二月九日の夜、今上天皇、總裁、議定、參典及び五攝の重臣を小御所に召して、開き給ひし御前會議をいふ、是より先德川慶喜、大政を奉還し將軍職を辭するを以て其請を允し、王政復古の事を擧げ、その基礎を鞏固にし、國是を定めんが爲めに此會議ありしなり、此夜有徳川宮繼仁親王、仁和寺宮彰仁親王、山階宮晃親王、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、大原重徳、高里小路博房、長谷信高、岩倉具視、橋本實梁は第二間の西に、徳川慶勝(尾張)松平慶永(越前)、淺野茂勲(安藝)、山内豐信(土佐)、島津重久(薩摩)は第三間の東に、田宮加賀(高野)丹羽淳太郎、田中邦之輔(以上尾張)、中根雪江、酒井十之丞、以上越前)、大久保一藏、岩下佐治右衛門(以上薩摩)、後藤染次郎、神山佐多衛(以上土佐)、辻將曹、久保田平司(以上安藝)第三間に孰も列坐す、是に於て中山忠能宣旨を傳へ、諸臣宜く勸意を奉體して公論正議を盡すべきを述べ、山内豐信直に席を進め曰く、今日諸藩の兵、兇器を揃して宮闈を警衛するは陰險にて、徳川氏以下會津桑名之二藩を排斥するが如きは不祥の甚しきものなり、徳川氏大權を奉還し、政令を一途に出して、國家の治安を圖る、其誠忠實實すべきもの、且つ慶喜は天資英明なるを以て、今日此變革を行はば、當に召して意見を諮詢し給ふべし、事の致に出でざるは公議を探るの本旨に背く、二三の公卿何の定見あつて此舉を爲し以て天下の風潮を開かんとするやと、松平慶永亦其說に賛す、岩倉具視之

コノノ

を殺し、徳川氏の子孫は威権を弄して皇室を凌辱し、  
 嘉永以來勅旨に違背し、擅に諸外國と盟約を結び福  
 を社獲に陥す罪甚だ大なり、慶喜若し自ら罪を悔ゆ  
 るの意あらば、何ぞ唯に虚名の政權を奉還して實力  
 の土地人民を返納せざる、其心術の邪正知るべきの  
 み、未だ朝廷の大議に參與せしむべからずと諭す、島  
 津、淺野の二侯、大久保一藏之を賛し、後藤象次郎、徳  
 川慶勝を始め、尾越、土の諸士は皆慶喜を召すべき  
 を論じ、議容易に決せず、時に幕上少部を賜ふ、岩倉  
 氏、再議向は山内氏の固執するあらば一呼吸の内に  
 決せんと、短刀を懐にし、淺野氏に意を語る、淺野氏  
 之を止め、家臣辻將曹をして後藤象次郎に説かしめ  
 て豊信を承伏せん、若し尙承伏せずば吾更に豊信に  
 説かんと、先づ辻をして象次郎に説かしむ、時に象次  
 郎亦大久保に向て賛意を求め互に論議するに會ず、  
 將曹即ち象次郎に諷諭する所あり、象次郎稍々意動  
 き遂に豊信慶永の二侯を説きて之に服せしむ、是に  
 於て再議を開き、遂に議論なくして慶喜將軍職辭退  
 の奏聞は、慶永をして御間届の儀を達せしむ、退官  
 納地の二箇條は、尾張越前兩侯をして慶喜に諷せ  
 しむることに定まり、以てその議を終る(明治政史、  
 明治歴史)増補の部參看、

ココノヘ

九重 禁裏を云ふ、九重の門の中  
 の意より出づ、楚辭に、豈不蔚爾而思君兮、君之門  
 以九重とあり、註に天子九門とあり、又九天にな  
 ずらへたるなり(倭訓栞)、詞花集に、いにしへのな  
 らの都の九重櫻けふ九重にほひゆるかなと見え  
 たり、皇居(クワキヨ)參看、

ココノヘコバン

九重小判 金貨玩賞品の  
 一、重さ一匁九分五厘、金位上なりといへども、板  
 少し薄劣なり、形も楕圓、表に菊紋九ツを標とし、最

コノノ

も鮮明なり(金貨圖録)  
**コノマツツツツ** 後小松天皇 名義  
 御名は神仁、法諱は兼行智、後醍醐天皇の長皇  
 子、御母通陽門院殿子、第百代天皇(建永三年(南  
 朝)南朝天授三年)六月二十六日御降誕、永徳二年(南  
 朝)弘和二年)讓を受け、同年十二月即位し給ふ、御年  
 六歳、北朝の六代に當り、足利義満將軍たり、明德  
 三年(南朝)元中九年)閏十月南朝と號和し、父子の禮  
 を以て後龜山天皇より神器を受け給ふ、應永十九年  
 八月位を皇太子實仁に讓る、在位三十年、改元するも  
 の五、政を院中に聽く、永享三年三月御變、同五年十  
 月二十日洞院仙居に於て崩す、聖壽五十七、山城國  
 紀伊郡深草村大字深草、深草法華堂院に葬る、天皇歌  
 を好み深々群臣を召して常に吟吟し給ふ(皇胤紹運  
 錄、野史、陵墓一覽)

コノエウランカウ

古今要覽稿  
 卷二百五十四卷、近時圖書刊行會にて出版  
 せるものは之を六冊となしたり、(内)部門を神祇、  
 天文、地理、祥瑞、時令、居處、釋教、人物、姓氏、官職、  
 政事、和歌、文學、飲食、器財、禽獸、草木、雜事の十八  
 に分ち、各門更に小綱目を設けて解説し、其體裁とせ  
 る資料を合せて収録し、原文のまゝにて引用せるが  
 ゆゑに、研究者にとりては多大の便宜を感ず、なほ  
 屋代弘賢の凡例によれば卷數一千餘卷にて大成の體  
 定なりしを知るも、現に脱稿調進せるは二十四  
 部卷數五百六十冊にして、豫定目錄中、部中の一門と  
 なるものを、更に一部となしたるがごときも珍な  
 からず、之を豫定目錄に比較するに、天文、祥瑞、居  
 處、釋教、官職、和歌、文學の各部は未だ一卷も調進せ  
 ず、また神祇、地理、人物、政事の各部も、調進せる  
 は、僅かに其一部に過ぎず、されば本書全部完成せ

コノノ

ば、遙かに千卷以上上り、學界に實益する處多大  
 なりしならんに、中途にして屋代氏歿し、完成を見  
 るに及ばざりしは遺憾といふべし、(内)部門の命を  
 奉じて、屋代弘賢總目となり、屋代通賢、大河戸儀  
 成、志村知孝、橋本好春、山下正房、林高典、栗山定興、  
 南條近行、栗原信光、松岡行義、宮崎常正、池野好謙等  
 歌人相會して編輯、校正、圖畫、淨寫を分擔し、文政四  
 年より天保十三年に至るまで二十二年間に、通計五  
 百六十卷を調進せるものに係る、而して弘賢の歿し  
 たるにより、其完成に至らざりし事は上に述べたる  
 かごとし(圖書刊行會)本古今要覽稿)

コノチヨモシ

古今著聞集  
 卷第二十卷、國史大系本十五卷に成り、(内)部門宇治  
 拾遺及び江談抄に徴ひ、古今の雜事逸話等を記述し  
 たるものにして、歴史文學上參考すべき事多く、殊  
 に平安朝の末に於ける、史實は最貴重すべきものと  
 なり、目錄は、卷一、神祇、卷二、釋教、卷三、政道、忠  
 臣、公事、卷四、文學、卷五、和歌、卷六、管絃、舞、卷七、  
 能書、術道、卷八、孝行、恩愛、好色、卷九、武勇、弓矢、  
 卷十、馬術、伊豫、強力、卷十一、畫圖、戲論、卷十二、  
 博奕、論爭、卷十三、風言、真偽、卷十四、遊宴、卷十五、  
 宿執、關爭、卷十六、興言、利口、卷十七、怪異、變化、卷  
 十八、飲食、卷十九、草木、卷二十、魚鳥、禽獸、等とな  
 す、而して卷末に、建長六年十月十七日、裏後朝右筆、  
 記之、當時凍雲片々、青嵐漢々、橘之殘菊、黃葉交  
 色、引河之小泉、電雲雙迴、閑庭之物、足動我  
 情者也、朝數大夫橋成季とあり、また卷首に、建長  
 六年應繼中句とある同人の自序を載せたり(圖書刊  
 成季(古今著聞集))

コノノ

御獻問 京都御所内の御  
 居間の名(圖書刊成季)の北、常御殿の西南角より



(女所會圖冠)

長飾を経て西し、其左の所に在り、(内)部門二間、桁  
 行四間、二軒アハラ木舞物、屋根葺下し、椽皮葺、檜木  
 造り、兩妻破風、上段格天井折上小組、中段其外須頼  
 天井、軒高石口より桁上端まで、一丈七尺、床高三  
 尺四寸なり(安政造營誌、平安通志)

ココバ

心葉 飾物の名、(一)大嘗祭等の時  
 に冠の上に懸くるもの、天皇は櫻の挿頭にて銀にて  
 作り、大臣は藤、大中納言は山吹、參議は梅にて鍍金  
 なり、雅楽裝束抄に、日隆と云ふものを、左右の耳の  
 上に下げたり、冠の巾子のもとに、ひかげのかつら  
 と云ふものを結びて、白き糸のはしなど、ほとから  
 みなどして、あげまきに名をむすびきざりて、かたか  
 たに四筋つ、かぶりのつのをはさまて、前に二筋、後  
 に二筋、左右に下げたるなり、此糸さがる處に、こ  
 ろばとて、梅の枝のちいさくつくりたるを、此の

かつらにまとい立てたり、かつらなければ、青き  
 糸よし、此のころば冠の前のすぢのものと、後の  
 かつら結びたる所に、たつと云ふ人あり、かた／＼  
 にはすぢもあり、こゝろ／＼也と見えたり、通鑑昔  
 記流蘇註に「孟光曰、盤絲綉之繡、五采錯爲之、同  
 心而下垂者也、蘇猶、又散貌、其葉下垂、故曰蘇、  
 今人謂三條頭爲流蘇」とあれば、支那の同心結よ  
 り出でしものか、冠(カマリ)の條參看、(二)宮其他の  
 ものに、物を入れて紐を結び、其餘りの下りたる紐  
 に花の作り枝をつくるもの、源氏物語に、刺梅の宮

ココバ

ココバ

の心葉、又懸にすぎたる沈の簀に同じき心葉のさま、  
 拾遺集に、物へまかりける人のもとにのまを結び袋  
 に入て、遺はすとて、淺からぬぎり結べる心葉は手  
 向の神ぞしるべかりける、と見えたり、(三)贈物折敷  
 などに添ふる飾物の作花を云ふ、花鳥餘情に、天曆二  
 年藤花宴に、御膳の折敷心葉藤花云々、中院通茂編七  
 十賀記に、主人饗赤木机(中略)心葉松と見えたり、後  
 世は折敷の四隅に糸金をもて、松枝をして糸にて葉  
 を結びて、鶴など作りて立るもの、又は糸に銀の梅花  
 をつけ、揚卷の糸を添ふる等種々ありと云ふ(倭訓  
 栞、冠帽圖會、貞丈雜記)

ココバ

五罪 五刑(コケイ)に同じ、  
 後西院天皇  
 名義は眞仁、幼稱は秀宮、親王宣下の後醍醐宮、  
 又花町殿と號す、(内)部門後水尾天皇の第六皇子、御母  
 は藤原隆政の女、逢春門院殿子、第百十一代の天皇  
 親王と爲り、承應三年降誕、明暦二年正月即位し給  
 ふ、時に御年二十、位に在ること八年、寛文三年正月  
 位を靈元天皇に讓り、院に在ること二十三年、改元す  
 るもの三、貞享二年二月二十二日崩す、聖壽四十九、  
 京都市下京區今熊野月輪院に葬る、天皇の御宇災異  
 屢々起り、地震月を輪ゆるも熄まず、民或はいふ、缺徳  
 あるに因ると、爲に位を避く、讀書喫茶優遊を卒  
 へらる(皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ

御齋會 皇極經世年正月八日より  
 七日間大極殿(後には清涼殿)、物忌の時に紫宸殿  
 にて、金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈  
 禱せらる、儀式をいふ、最勝經は殊に國家を護持す  
 る功あるを以て、年の始に講ぜらる、なりと云ふ  
 (皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ

御齋會 皇極經世年正月八日より  
 七日間大極殿(後には清涼殿)、物忌の時に紫宸殿  
 にて、金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈  
 禱せらる、儀式をいふ、最勝經は殊に國家を護持す  
 る功あるを以て、年の始に講ぜらる、なりと云ふ  
 (皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ

御齋會 皇極經世年正月八日より  
 七日間大極殿(後には清涼殿)、物忌の時に紫宸殿  
 にて、金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈  
 禱せらる、儀式をいふ、最勝經は殊に國家を護持す  
 る功あるを以て、年の始に講ぜらる、なりと云ふ  
 (皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ

御齋會 皇極經世年正月八日より  
 七日間大極殿(後には清涼殿)、物忌の時に紫宸殿  
 にて、金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈  
 禱せらる、儀式をいふ、最勝經は殊に國家を護持す  
 る功あるを以て、年の始に講ぜらる、なりと云ふ  
 (皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ

御齋會 皇極經世年正月八日より  
 七日間大極殿(後には清涼殿)、物忌の時に紫宸殿  
 にて、金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈  
 禱せらる、儀式をいふ、最勝經は殊に國家を護持す  
 る功あるを以て、年の始に講ぜらる、なりと云ふ  
 (皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ

御齋會 皇極經世年正月八日より  
 七日間大極殿(後には清涼殿)、物忌の時に紫宸殿  
 にて、金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈  
 禱せらる、儀式をいふ、最勝經は殊に國家を護持す  
 る功あるを以て、年の始に講ぜらる、なりと云ふ  
 (皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ

御齋會 皇極經世年正月八日より  
 七日間大極殿(後には清涼殿)、物忌の時に紫宸殿  
 にて、金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈  
 禱せらる、儀式をいふ、最勝經は殊に國家を護持す  
 る功あるを以て、年の始に講ぜらる、なりと云ふ  
 (皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ

御齋會 皇極經世年正月八日より  
 七日間大極殿(後には清涼殿)、物忌の時に紫宸殿  
 にて、金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈  
 禱せらる、儀式をいふ、最勝經は殊に國家を護持す  
 る功あるを以て、年の始に講ぜらる、なりと云ふ  
 (皇胤紹運錄、補記、野史、陵墓一覽)

ココバ







コシカ

貞丈雜記、佛教、るは辭典)
コシカ 五師 社僧の役名、春日及び石清水宮寺に置く、春日大宮若宮御祭禮圖に、五師とは、寺僧五人を撰んで、一寺の事を掌しむる役僧也、一年替りに別會をつとむ、次第を權別會と云ふと云へり○石清水宮には貞觀八年別當安宗の時、蓮如法師を始めて五師に補す、安和二年別當貞芳の時、五師貞善法師を始めて大法師に補す(河津抄)

コシカ 兀子 四角にして、鴨が長みある四脚の腰掛を云ふ(倭調葉)○江次第に、宜陽殿西南北行第四間上、中央舖、座立、立元子云々、内辨者、宜陽殿元子云々と見えたり、

コシカ 腰當 瓶の上帯を云ふ、瓶を瓶の上に引掛け腰に結び留る故に名づく、瓶は上帯をせざれば倒る、故なりと云ふ、又引數をも大小刀に付くる革をも腰當と云ふ(安齋小説)○貞丈雜記に、近世は鏡を着て、太刀をはかず、打刀と長脇差をさす事に成りたり、右の打刀脇差をさすに準じて腰當といふ物を作り、緒を付けて上帯の上に引懸しむすぶなり、其の腰當といふもの長サ七寸計、廣サ三寸計に、飯びつ形にして、中に十文字に細き革にてわなを二つして、其のわな、打刀脇差を通してはくなり、此の外色々の作り様あり、右腰當と云ふ物は、曾て無之ものなり、古は太刀をはかきし故、こしあては不用なり、さやまきの刀は上帯にさしたるなり、室町殿の時代のこしあてと云ふ物有り、是れは引數の事なり(引數は敷皮のこと)作り緒を付けて腰に當つる物なり(旅行などに用ふる物なり、云々と見えたり)

コシカ 腰緒 掛緒(カケナ)を見よ、

コシカ タナ 腰刀 鞘巻刀を云ふ、長さ八九寸のものなり、腰にさす故に名づく、又は腰差、腰物

コシカ

とも云ふ、平家物語橋合戦の條に、頼む所はこしかたなひとへに死なんとのみぞくるひける、と見え、頼著聞集、承久記、太平記以下の書にも多く見えたり、「カタナ」は「サナマキ」(貞丈雜記、武家名目抄)「コシカ」は「巾子紙」(冠の纏を巾子にはさまみおく具、紙を以てつくる、其製檀紙二枚を重ね、長四寸幅一寸五分程に切り、其中を又切りぬきたるもの、「カシムリ」(参看(集抄、當代裝束抄))

コシカ 飯 飯を炊ぐ器具、炊の轉語なり、儀式儀には古曾伎と見えたり○中古以來御座の時、御殿の棟より飯を落すまじない事あり、飯落といふ、皇子なれば南へ落し、皇女なれば北へおとすよし平家物語に見え、徒然草に、御胞衣とこぼる時のまじなひ也、大原の里のこしきをめすなり、古き寶藏の繪に、いやしき人の手うみたる所に飯落したるを書たりといへり、コシカは兒戲の義にとり、大原は大腹の義にとるといふ、武家にては此式なし、公家にては様據ある説にあらず、三長記建久六年八月十三日中宮御子御座の條に、件事違々之時、或自棟上落飯兼日處々以麻結之也、今度雖令用意、依早速不落之、隨亦此事無指所見、只世俗之説云々、不可然事歟と見えたり(和名抄、東雅、倭調葉)

コシカ 古事記 卷之三、國史大系本第七卷に收む(國史)吾が國開闢より推古天皇までの事を記す、即ち上巻に、天御中主神以下鶴草葦不尊尊以前、中巻に、神武天皇以下應神天皇以前、下巻に、仁德天皇以下推古天皇迄記せり、當時片假名平假名の便あらざりしを以て、言辭を直に筆記する能はず、故に漢文にて所々に邦語を挿入し、吾が國も讀むべし、本書は諸家の舊記年を經るに従ひ、正實に違ひ、虚偽に流るゝにより、天武天皇博聞強記なる

コシカ

神田阿禮に於て親指が給へる事を讀み習はしめしを、元明天皇和銅四年博士太政大臣安麻呂が阿禮より聞き取り筆記して成る、和銅五年正月二十八日の序文あり(註釋)古事記本義一(多田秋實)厚顔抄三(契沖)電頭古事記三(度會延佳)古事記私記一、古事記頭書三、古事記訓考(以上賀茂眞淵)古訓古事記三、古事記傳四十四(以上木居宣長)古事記傳略(吉岡德明)古事記傳説八(藤以正)古事記傳注七(數田年清)其他略解古事記、古事記傳要、古事記傳考考等類多し(古事記、古事記傳、古史、國史學)

コシカ オトシ 飯落 (ハコシカ)を見よ、

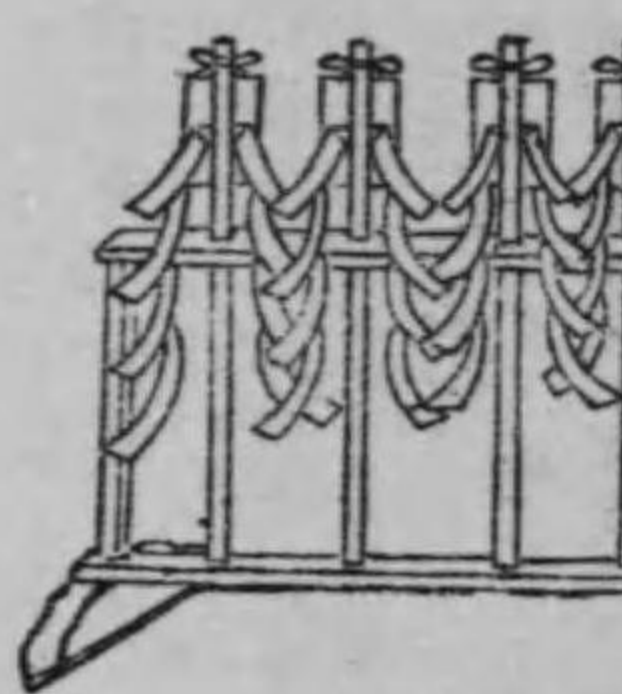
コシカ シマノコホリ 飯島郡 (國史) 藤原國(國)光仁天皇寶龜九年に始めて見えたり(國史)延喜式又飯島に作る、以後又同じ、和名抄に菅、飯島(コシキマ)等の郷あり、明治二十九年藤原郡に入り、其名を失ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

コシカ チン 古事記傳 卷之四十八、内三卷目録、本居全集に收む(國史)古事記に註釋詳解を施したるものなり、一卷に古記典義論、書紀の論ひ、記頭書、事、舊事紀といふ書の論、諸本又註釋の事、文體の事、假字の事、訓法の事等を記し、終に直見靈の論を述べて皇道の事を論す、また十七卷に、門人服部中庸の三大考一編を附録と爲す、而して古言古語を解く事精微にして、史實の研究また該博を極む、加之、古傳其物を古傳として解釋を下す事に勉め、彼の一派の史家のごとく、時代思想に關するの注意を怠るが如き事なかりしは、其識見の非凡にして且つ學に忠なるを見るべし、要するに古今を通じての眞編述にして、古代史もしくは古語史等を研鑽せんとする者は必ず通讀するを要す(國史)本居宣長、明

コシキ

和元年歲三十五の時より筆を起し、寛政十年六十九歳に至りて稿成る、殆ど三十五年間の經營と爲す、文政五年悉く版刻となる、モトナリノリナガ(参看(古事記傳、國史學))

コシキ ノヘイ 五色幣 紙を青黄赤白黒に染めて作りたる幣、一説に、五行の幣、其頭紙象龜(龜圖)如此すると云へり、蓋し後人の私意ならん(神道名目類聚抄)春日大宮若宮御祭禮圖に、二十四日(十一月)田樂頭屋に於て五色の御幣調之云々と見えたり、



(載所抄類目名道神)

濱の東陸の上には、神輿奉置所也(中略)濱濱に五色幣背東、黃中、赤南、白西、黒北に立る、五行の幣の北、南の濱濱に白和幣六十六本を兩手に分ち、三十三本宛立置云々と見えたり、

コシキ ノミツ 五色水 灌佛會に用ふる水なるべし、高僧傳に、五色水、以都梁香爲青色水、鬱金香爲赤色水、丘隆香爲白色水、雨水香爲黄色水、安息香爲黒色水、以灌佛頂こと見え、春宮年中行事に、四月八日御くわん佛の事云々、机二さやくをたて、五しきのみづのはちまこかうげはなばこを

おく、江家次第に、四月八日御灌佛事、當日早旦、御浴殿入奉仕御裝束、令三所衆等、兼母屋御座、兼賽御座、返燈籠網、圍書架立、灌佛座二脚、云々、南一脚置五色水鉢五口大鉢、云々とあり、

コシキ ノナイジ 小式部内侍 (國史) 和泉守橋道員の子、母は和泉式部(國史)上東門院に仕ふ、幼にして和歌をよくす、世人謂う、内侍の佳句あるは多く母式部の潤色する所なりと、既にして母式部、夫藤原保昌に従つて丹後に出く、會々宮中歌會あり、中納言藤原定頼、小式部に戯れて曰く、丹後へ遣はしける人は参りにたるやといひければ、小式部起つて、定頼の袖をひき口占して曰く、大江山いく野の道の遠ければまだふみもみす天の橋立と、此より才名大に著はる、壯年に及びて母に先ちて卒す(大日本史)

コシキ ク 越石 江戸時代、知行割の時、高十石以下の不足あれば、隣村の村高内より其不足分丈渡す物成をいふ、地方凡例條に、越石とは、知行割渡の時、少分の高不足致し、十石内外の儀に付、分郷にいたし、地所百姓引分け渡事難儀に付、地所も百姓も、有極物成の高ばかりを遣はすを越石と云也、譬ば誰知行百石相渡す處、百九拾五石の村相渡し、五石不足の分小高故、田畑百姓を分け、分郷には越石成に付、隣村の御領にても、又は私領にても、三百石の村より物成ばかり相渡す、此之越石には、諸懸物人足役等も不相掛定法也とあり、

コシキ ハタ 腰小旗 相じるしの爲めに腰につくる小き旗、平治物語待賢門軍の條に、平家は赤はた赤しるし日にえいじてかやきけり、源氏は大はた、こしこはた、皆おしなべて白かりけり」とあり、

貞丈雜記に、此の腰旗といふは、後世にさし物にする春旗の事にあらず、是れは種じりなどの如く上圖の如くこしらへて腰に付くるを云ふなるべしといへり、又此の旗を短き竹に付けて腰にさす故に腰指とも云ふ(貞丈雜記)



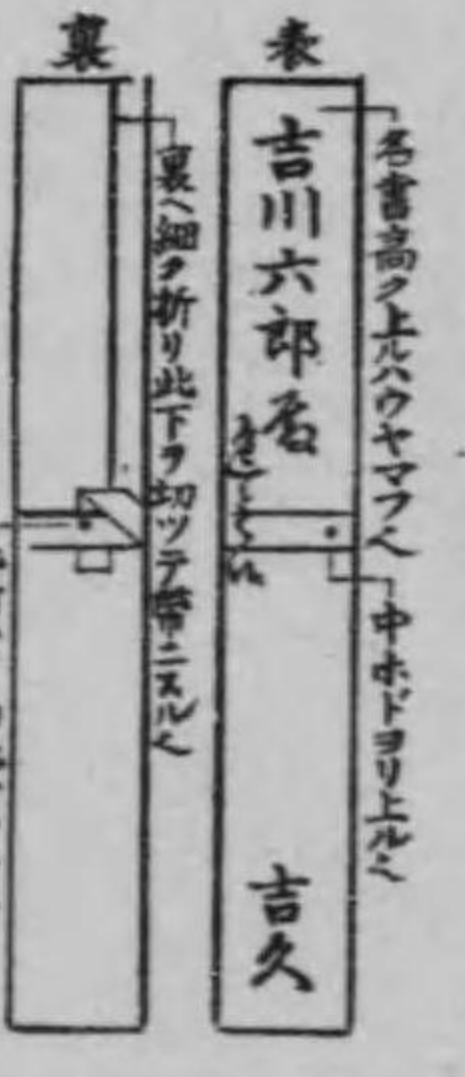
コシキ シ 腰差 (腰挾、腰指) 疋絹の巻たるを云ふ、巻絹を上より給りたる時、それを取りて腰にさし退出する故に名づく、源氏物語わかなの巻上に、上達部のろくなど大變にならずへて、みこたちにはことに女の裝束、非參議の四位まうち公達など、たゞの殿上人には白き細長、一重、こしざしなどまでつぎ／＼にたまふ云々、清少納言秋草子雪の山作りし條に、みやづかさめしてきぬ二ゆひとらせて、えんになげ出づるを、一つづいとりによりてながみつゝ、こしにさしてみなまかんで、左經記寛仁元年十一月二十八日の條に、或人云、夜部攝政殿令參大給(于時御座)條殿令申、大政大臣宣旨給之後有參出物、御願身等賜腰指云々、又寛仁二年三月一日の條に、參大殿、内御書始可有向侍殿之由(中略)小舍人於便所、動盪之後腰挾(絹二疋)とあり(貞丈雜記)

コシキ 腰差 (腰挾、腰指) 疋絹の巻たるを云ふ、巻絹を上より給りたる時、それを取りて腰にさし退出する故に名づく、源氏物語わかなの巻上に、上達部のろくなど大變にならずへて、みこたちにはことに女の裝束、非參議の四位まうち公達など、たゞの殿上人には白き細長、一重、こしざしなどまでつぎ／＼にたまふ云々、清少納言秋草子雪の山作りし條に、みやづかさめしてきぬ二ゆひとらせて、えんになげ出づるを、一つづいとりによりてながみつゝ、こしにさしてみなまかんで、左經記寛仁元年十一月二十八日の條に、或人云、夜部攝政殿令參大給(于時御座)條殿令申、大政大臣宣旨給之後有參出物、御願身等賜腰指云々、又寛仁二年三月一日の條に、參大殿、内御書始可有向侍殿之由(中略)小舍人於便所、動盪之後腰挾(絹二疋)とあり(貞丈雜記)



コシマ

等の補助する所といふ(歴代和歌勅撰考、詳書一覽)  
**コシマニカクニハバン** 小十人格庭  
 江戶幕府の職名、庭番の一、ニハバンを見よ。  
**コシマニシタ** 小十人組 關原江戶幕  
 府の職名、軍陣の用に於て、平時は將軍出行に供奉  
 の事を掌る、本番、御供番、詰番、御供加番の差あり、  
 組乗は、小十人番所を斷り、將軍出行の時は、奥前に  
 供奉す、若年寄の所管たり、各番毎に一人  
 あり、組頭以下を總轄す、布衣子石高にして、團圓間  
 候す、組頭、各番毎に二人あり、番士を總轄す、三  
 百石高にして、槍之間に候す、番士は全體を數組(天保  
 度は七組、文久度は十一組ありき)に分ち、組頭の  
 下に屬す、各二十人、百俵十人扶持にして、焼火間詰  
 とす、また四九にもあり、大概本丸と同じ、團圓間詰  
 創置詳かならずと雖も、土屋知貞記に、慶長十九年、  
 大阪陣供奉の事を述べて、小十人組と見えれば、其  
 以前より既に在る事知らる、小十人頭は、其始め小性  
 組番頭より兼帶せしを、元和九年六月、改めて專職と  
 爲し、三枝宗四郎、稻置藤七郎、中根傳七郎、輪殿新三  
 郎等之に充つ、慶安三年九月、始めて四九兩五組を  
 定む、後世十一組あり、組頭各二人とす、文久中には  
 二十組に及びたるを、慶應二年十二月、十五組を解き  
 て、鎮隊とし、僅に五組を存せり(明良帶録、定規、嘉永  
 明治年間録、官制沿革略史)  
**コシマミ** 腰文 書狀の上色の端を細くした  
 て、上の方はたれ、或してその細き所にて狀を卷き、あ  
 まりを決み置きたるものにして、また切封といふ、  
 但し腰文も立文也、書札條々に云、腰文ひものといや  
 う、上より下へおしかひ候、迄にて候、又それを下へ  
 引とほしてまた上よりおしかひ候は、女房文に用ひ  
 候事にて候なり、書札雜々聞書に云、ひもの事ひき



くといふ候は、下しめたる様にあえ候、中ほどより上  
 に留め候て可、然候、封候事地別々、如此可引事本  
 儀にて候なり、然共當時、如此なりいづくにて  
 も封候所にて墨を可付候なり、又長く墨を引候事は  
 名書高上六ウヤフ、中ホヨリ上ル  
**吉川六郎** 吉久  
 尾籠也、御内書は一段長く御引候也、又云、しよみ  
 のらひしは、三ッ一ッほど切りて巻き、扱上巻たるべ  
 く候云々、腰文は常の文通也、宛所も列有無官名等  
 位によるべし、腰文の圖右の如し(貞丈雜記)  
**コシマキ** 腰巻 箱笥の女、室町時代以降  
 禁中の結仕、御禮洗等の夏期、腰に纏ふ服を云ふ、武  
 家にては貴婦人も之を着用す、一に張着、反切と稱  
 し、將軍家にては五月五日より着用す、腰巻の  
 裁縫小袖にかはる事なし、然れど襟かたを廣く、  
 如此すれば袖兩の脇へ下りて見よきなり、廣方の廣  
 さは、人々の腰の大小によるべし、袖は廣袖なり、近  
 世丸袖を用ふ、文色定例なし、箱笥は張着と稱し、  
 表は紅梅(黒赤)裏は白れり(強く張りうつ也)帯を用  
 ひず、其上に精好の袴袴を用ふ、夏は腰巻と稱し、表  
 は白す、しに、縫箔金銀いろの模様のつけ、裏は  
 白き精好、小袖の上に打かけ、肩を脱して腰に巻く  
 り、後世極暑の候には、一般に袴を略し、附帯にて幅  
 狭きを後に結び、其上に張着きて腰以下にまとひ、腰  
 帯して、肩をぬぎ、其袖の中に附帯のわなを通じ置く  
 ことになり、此風維新前まで行はれたり、女房装

コシマ

東(ニヨウバウシヤウク)の擗圖參看(雅亮裝束抄、  
 女房裝束々、女官裝束圖式、貞丈雜記、裝束圖解)  
**コシマタカノリ** 兒島高徳 關原本姓は  
 三宅氏、備後三郎と稱す、制鑿して志純と號す、  
 龍長の子、關原元弘年中後醍醐天皇の笠置に幸して  
 北條氏を圍るや、兵を聚めて勤王せん事を圖る、天  
 皇因りて錦旗を賜ふ、既にして行在守を失し、車駕西  
 遷す、即ちこれを途に擁して、駕を奉ばんとし、一族  
 従士を率ゐて舟坂山に到る、會々車駕轉じて山陰道  
 に出たるを聞き、同行して美作國杉坂に到れば、駕  
 既に通ぐ、衆是に於て皆散す、而して高徳獨り、天皇  
 に見えて、其衷を述べんとし、羸服して後を護ぐ、數  
 日に及ぶも其間を得る能はず、即ち夜御館に入りて  
 櫓を斫り書して曰く、天眞空、幻、時、非、無、池  
 藏、こと、天皇之を見て心竊かに喜ぶ、既にして天皇  
 岐を脱して伯耆國船上に幸するに及び、父龍長と共に  
 其族を率ゐて歸る、尋で北島忠順に屬して六波  
 羅を攻む、利あらず、忠順敗走す、因りて荻野朝忠と  
 共に錦旗を收めて、高山寺城を守る、幾干もなくして  
 足利尊氏兵を篠村に擧げ、近郡將士争つて之に屬す、  
 高徳其節度を奉するを深とせず、朝忠等と稱して若  
 狭より入り、諸將と共に六波羅を攻めて之に克ち、尋  
 で備前に遷る、建武二年細浦信胤等福山城に據り、以  
 て尊氏に應ず、高徳屢々戰つて皆敗れ、走りて山中  
 に匿る、延元元年新田義興、弟福屋義助を遣はして  
 舟坂を攻めしむ、高徳之に應じ、夜に乘じて其宅に  
 火し、二百餘人を以て天明熊山に上る、敵兵三千來  
 り攻むること急なりと雖も、力戰日を亘りて敢て屈  
 せず、一日十餘騎を従へて突出奮闘し、遂に重傷を  
 蒙りて馬より墮ち、僅に死を免る、官軍遂に舟坂を  
 拔くを得たり、尋で備前守となる、三年義貞越前に

コシマ

あり、高徳往いて之に屬し、其戰死するに及び、福屋  
 義助に従うて伊豫に赴きしが、義助また病歿せるを  
 以て逃れて備前に歸る、興國六年尾屋義治を上野に  
 招きて兵を起せしと雖も、謀濟らざる故に、義治を  
 擁して海路京師に入り義故を招集して千餘人を得たり、  
 尋氏之を擧知し兵を遣はして伐たしむ、高徳是  
 に於て義治と共に信濃に奔り、後制鑿す、正平七年天  
 皇勇山に幸して京師を恢復せん事を圖り、高徳に詔  
 して、東北に赴いて兵を集めしむ、いまだ歸らざる  
 に當りて勇山既に陷る、後其終る處を詳かにせず  
 (大日本史)近年星野博士高徳の存在を疑ひて架空の  
 人物と爲す、然れど考證精確を欠き、未だ抹殺するを  
 得ざるに似たり、説は史學雜誌に在り、就きて見よ、  
**コシマテラ** 子島寺 關原 大和國高市郡  
 高取村○本尊觀世音菩薩(思願淨院)天平寶字四年、  
 僧報恩始めて子島神祠の側に寺を建て、因て名づく、  
 桓武天皇勅して官祿を賜ふ、醍醐天皇延喜中定額寺  
 と爲し、寺料四百束を充つ、後世廢頓に歸す、今の  
 觀覺寺は古の子島寺なりと寺傳にいへり(元亨釋書、  
 三十三所圖會)  
**コシマノコホリ** 兒島郡 關原 備前國  
 關原 秋明天皇の十七年秋七月、始めて屯倉を置き、  
 後ち建て郡となす、關原延喜式又兒島に作る、和名  
 抄に三家(ミヤケ)郡、賀美(カミ)兒島(コシマ)等  
 の郷あり、地誌提要「コシマ」と訓じ今之に従ふ(郡名  
 異同一覽、國郡沿革考)  
**コシマノミヤ** 兒島宮 後鳥羽天皇第四の  
 皇子賴仁親王をいふ、冷泉宮とも稱す、母は内大臣  
 信清の女(皇胤源運孫)  
**コシマル** 腰丸 箭の名、大神宗實の箭にて甘  
 竹の腰丸ともいふ、樂器考に、此箭は或僧賣らんとし

コシマ

けるに誤て穴の下二三分許り折たる事あり、伶人雖  
 を加へて買はず、式寶之を見て買ひ所々の法會に之  
 を吹く、宗賢之なき、讚嘆す、仍て之を興ふ、建久の  
 頃堀井宮の童舞主上御覽の時、閑院殿此箭を召覽あ  
 りて、御感しきりなり、依て後日之を進む、腰病ある  
 によりて腰丸と號すといへり、  
**コシミツジャウ** 越水城 關原 攝津國武  
 庫郡大社村大字越水(關原)起原詳かならず、永  
 正十六年細川高國の臣川原林政頼此に據り細川澄元  
 を防ぐ、十七年正月落城、細川の臣三好孫四郎等之を  
 守る、天文二年九月川原林氏之を陥れしも、同  
 月三好氏之を復す、永祿九年松永方の兵之を守りし  
 が、六月三好氏の兵之を陥れ、八月細川義隆之に移  
 り、十二月他に轉じ、篠原長房之を守る、同十一年細  
 田信長に降りしかば、信長將軍表昭を此城に奉じ入  
 る(廢城考)  
**コシム** 擧人 買擧(コウコ)を見よ、  
**コシム** 故人 文人の宿老を云ふ、一説に文章  
 生書者云へり(江次第抄、寶石類書)江次第釋箋の  
 條に、諸道博士故人得業生學生著、北三道論云々、講  
 師著中央床子(上)編定、其人(召)之、博士文章生故  
 人中堪能者云々、指隈關白記正治元年七月九日氏院  
 參賀の條に、大學頭在茂朝臣(故人首也)と見えたり、  
**コシモト** 腰本 腰刀の鯉口より二寸許の所  
 に、長五寸位の銅金を入れ、彫形、反角などを之に  
 しつけたるを云ふ、多くは赤銅にて黒く鍍る(宗吾大  
 雙紙、武家名目抄)  
**コシヤウ** 小性 名義倭調業に、もと小兒な  
 小性といひしによりて侍童の稱となれり、石林燕語  
 に、從、駕謂之扈從、と云へり、と見え、和漢三才圖會  
 に、按、扈、扈也、從、扈人後、故爲扈從、今呼、近習何候

コシマ

人曰扈從衆、或爲男、隨侍美童亦曰扈從、とい  
 へり、小性は、扈從の音字なり、關原關原武家の職名、常  
 に若側侍して雜務を供奉す、江戶時代には其數大  
 小日附の次にて、若年寄の支那に屬し、山吹間詰とす  
**コシヤウキ** 江戶時代にては頭取四人、千石以下役料三百  
 俵、五百石以下は役高五百石とし、從五位に叙す、小  
 性の人員は凡三十人にして、役料叙位、頭取に同じ、  
 多くは年十三四の者とす、四九小性頭取四人、小性二  
 十人、役高等本丸に同じ、慶安三年に始る(關原源流  
 梅松論、康富記等に據れば、もと扈從の輩、扈從人  
 などと見えて、この頃までは只扈從の士をいひたり  
 し、室町殿日記、永祿四年三好義長率御成記等には、  
 小性衆とありて近臣の稱となれり、是に因れば  
 室町時代の末世より文字を書き替へて一種の役名と  
 なるが如し、江戶時代に至り、また之に准じて此  
 役あり(武藏、明良帶録、武家名目抄、官制沿革略史)  
**コシヤウキ** 護淨院 關原 山城國京都  
 市上京區荒神町(關原)天台宗○本尊荒神(思願淨院)  
 相傳ふ寶龜二年皇子某佛門に歸し、攝津國藤尾山清  
 澄寺にて修行の時、三寶荒神の示現に感じ、自ら撰刻  
 し、之を安す、是れ本朝荒神の初めなり、歷朝崇敬あ  
 り、後小松天皇の御宇遠隔の地なるを以て、京都高辻  
 の北堀川東に移さる、後陽成天皇勅して今の地に移  
 し、皇城の守護神となし、常施無長官寺と稱せしむ、  
 世に清荒神と云ふ、俗に荒神口と呼ぶ所なり、元祿七  
 年東山天皇勅して護淨院と改めしむ(山城名勝志、平  
 安通志)  
**コシヤウガク** 五當樂 琵琶の名器、五當樂  
 と名づくるは、童稚始めて樂を習ふ者、先づ五當樂  
 念を教ふ、此琵琶小にして、童稚と雖も能く之を彈  
 じ得るが故に、童稚初樂の器と爲す、因て此儀あり

コシヤウケミ

といふ、横は紫襖、腰面に給なし(樂器考)

小性組

と稱す、書院番と併せて兩番と稱し、番頭は大番頭

コシヤウケミ

曲中の一、龍鳴抄、ゴサウラクと訓む、禮義樂とも名

五常樂

後將軍 前將軍(センシヤウ)

コシヤドリ

にて中曲、詠詞あり、序拍子八、破拍子十六、急拍子

コシヤウラフ

小上筋 女房(ニヨウバヤ)

コシユイ

御朱印 「シユイン」を見よ

コシユゴダイ

小守護代 「シユゴダイ」を見よ

コシユビ

腰結 袴者の祝の時、袴の腰紐を結

コシヨウジ

御承仕 「シヨウジ」を見よ

コシヨウシ

御承仕 「シヨウシ」を見よ

コシヨウマ

御所車 屋根ある牛車をい

コシヨウソク

御承足 天皇の御椅子の前

コシヨウマス

五升量 量五升を容る、樹

コシヨコトバ

御所言葉 江戸時代、朝廷

コシヤウケミ

ふれども、吾妻鏡に若君を若御所と云へるを見れば

コシヤウケミ

を多鶴御所、天石に在るを天石御所と云ひ、其他御所

コシヤウケミ

仕ふる侍を云ふ、條々聞者には、御主殿をば御取付と御

コシヨウケミ

皇子皇女の著袴には天皇親しく此役をつとめ給ふ事

コシヨウケミ

御所 天皇、上皇、三后等の御住所を

コシヨウケミ

御所奉行 關東武家の

コシヨウケミ

御所奉行 關東武家の

コシヨウケミ

御所奉行 關東武家の

コシヨウケミ

御所奉行 關東武家の

コシヨウケミ

御所奉行 關東武家の

コシヨウケミ

御所奉行 關東武家の





ゴセキ

せしかば、戸籍の制も絶たるなるべし(江戸時代)
寛永中邪蘇教の禁を敷にせしより、いつしか天下
の戸口をして、盡く佛敎宗門の徒たらしめ、毎年
僧侶をして宗門改をなさしめ、里長名主はそれに
りて人別帳を造る事となれり、而して幕府は天下
に令して、諸國の百姓町人、社人、僧尼其外のもの
に漏るゝことなく、郡別に人数を録して、勘定所に
上らしむ、但諸藩の士人及び其奴僕は録上に及ばず、
享保十一年より、子年年毎に、人別帳を録上する
こととし、定めて永例となせり、蓋また六年一校の
制の如し(維新後)明治四年、古來の戸籍法を改正し、
各地方、土地の便宜に隨ひ、豫め區畫を定め、毎區戸
長並に副を置きて、その區内の戸數、人員、生死、出
入等を詳かにせしむ、其編制は古法によりて六年一
とに改むることとし、茲に於て、全國戸籍に漏るゝ
の民なく、其法大に備はりぬ、爾來年を逐て完備し、
遂に今に至れり、今左に上代戸籍を造りし時代を示
す(粟里雜著、日本制度通)

Table with columns for Emperor (天皇), Era (時代), and Year (年限). Rows include Tenmei (天明), Kan'ei (寛政), and others.

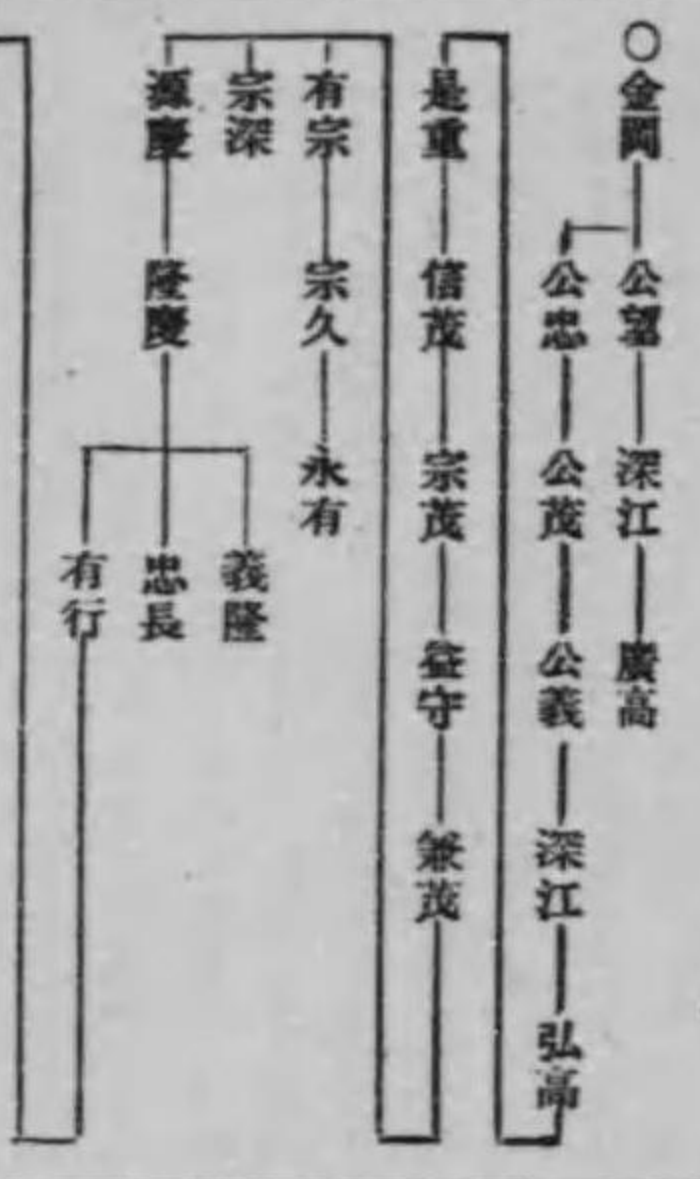
ゴセチ

ゴセチエ 五節會 元日節會、白馬節會、踏歌
節會、端午節會、豐明節會をいふ、各條に就きて見る
べし、
ゴセチノマヒ 五節舞 名義 大嘗會新嘗
の時、行はるゝ童女の舞を云ふ、毎年十一月中の丑日
に行ふ、二ツの時以上の丑を用ふ、延喜の制下の丑を
用ふ、五節とは本朝月令に、舉補五變故謂之五節、と
あり、御代始録亦之に従へり、然れども若槻國守に、
左傳昭公元年の條に、公曰、女不可近乎、對曰、節
之、先王之樂所以節百事也、故有五節(五節舞)
運送本末相及、中聲以時之後不容彈矣、とあるを引
きて、運送本末中聲を云ひたるにて、五節の名は是より
出でしものにて、月令の説は誤れりと云へるは從ふべきに似たり(四節五節舞以前に、舞姫を獻する
人々を定む、是を五節定と云ふ、上欄諸國司公卿等の
奉試と稱し、常事殿にて天皇御覽あり、五節の舞姫
參る、四人(大嘗祭には五人)の内、一兩人參りの儀式
あり、其外は内々に參る、之を曉參と云ふ、皆參り調
ふて帳邊に出御あり、殿上人ども、燈燭に侍らふ、主
上御直衣御指貫にて、御香を召さる、天皇の御指貫を
召さるゝ事は、此時の外はなし、但し御指貫の時は、
帳邊試に准じて召すなり、帳邊に御座す程風舞あり、
びんたいらなど歌ふ、又大歌小歌などあり、寅の日殿
上御座あり、御歌今様など歌ひて、三獻はて、亂舞
あり、次第に香をはきて女官の月より登りて、上を
經て御湯殿のはざまより下に降りて、北の陣をめぐ
り、五節所に向ふ、其後所々に參りて推參などあり、
部曲の盟をして、またんなど歌ふ、后宮女院など
酒辭あれば、今日あすの程なり、けふ御前の試あり、
御殿の廂にて亂舞あり、櫛などおかる、今日の五節

ゴセチ

所に賜はらんが爲めに、使を河内國交野に出して、兼
ねて雄を召し置くことあり、之を野使と云ふ(思原)
天武天皇吉野遷の宮に御座しける時、日暮琴
を弾じて心をすませ給ひけるに、むかひの山の嶋
より、怪雲立ちのぼりたるを御覽するに、其雲の下に、
神女の姿あらはれて、琴の調にあはせて舞ひけるを、
天皇御覽じしかども、近侍の人々は終に知らざりき、
神女袖を離へすと五度に及ぶ、天皇、少女子がをと
めさびすから玉をたもとにまきてをとめさびす
も」と誅じ給へり、是よりして、毎年五人の舞姫を
御覽したまふ事となれり、建武の頃には、毎年の新嘗
祭に行ふことは廢れ、大嘗會の時にのみ行はるゝこ
ととなりしこと、建武年中行事に見えたり、室町時代
皇室衰頽し大嘗會の時に廢するに至れり(本朝月
令、公事根源、御代始録)
ゴセチノマヒノシ 五節舞師 五節に舞
姫の舞ふ事を數ふる事を尊る、雅樂寮に屬す(令表
解)
ゴセツク 五節句 年中行事にて、人日(ウヅ
ツク)、上巳(ウツヤウシ)、端午(タンゴ)、七夕(タ
ナバタ)、重陽(チヤウヤウ)の五節句をいふ、各條參
看
ゴセツケ 五攝家 「セツケ」を見よ、
ゴセツバ 小切羽 「セツバ」を見よ、
ゴゼノカナラカ 巨勢金岡 藤原中納言
野足の後裔藤原光孝字多の請命に歷仕し、從五位
下采女正に至る、最も繪畫に秀で、藤原宮中に召され
て障子屏風等に畫き、名手の譽あり、かの宮中後殿の
北邊朝顔の間の前なる馬形の障子は其筆なりしが、
夜々放れて萩の月の萩を食ひけるより、勘定ありて、
其馬を縛きたる體に書きなされしより放れずなりた

ゴゼノ



コゼノトクタクコ 巨勢徳太古 藤原國雄
朝七世の孫藤原國雄天皇二年位小徳たり、蘇我入
鹿に蘇し、山背大兄王を班鳩宮に遷ふ、後に入鹿誅
せらるゝに及び、其黨兵を集めて亂を作さん事を謀
る、徳太古天皇の命を奉じ、順逆を以て、賊
黨囚りて潰散す、孝徳の朝小業を授けられ、大化五
年大業に進み左大臣となる、白雉元年新羅の貢朝使
唐服を服して來舶す、朝廷恣に俗を易へるを惡み、
責して歸す、徳太古奏して曰く、今新羅を討たざれば
後必ず悔あらん、請ふ、難波津より筑紫海に至り、
多く戦艦を泛べて以て形勢を盛にして、新羅を召し
て其罪を問はば、彼れ僞服せんと、議遂に行はれず、齊
明天皇の四年薨す、年六十六(大日本史)
コゼハ 巨勢派 繪畫の一派、巨勢金岡が創め
たるを以て名づく、コゼカナチカ(參看(系圖))

ゴゼホ

有忠 有俊
有茂 宗久 俊久
コゼホアン 小瀬甫菴 名國名は道喜通
稱又四郎、甫菴と號す、尾張國春日井郡の人、醫
術に明かにして亦給録に通ず、後ち豊臣秀次に仕
へ、秀次亡びて堀尾吉晴に出雲に仕ふ、州の松江城
は其規規する所なりといへり、吉晴死するに及び、去
りて播磨に寓したる京都に徙る、寛永元年前田利常
に聘せられ、兵訣を其子光高に授く、十七年歿す、年
七十七、子孫相繼いで前田氏に仕ふ(國朝太閤記、信長
記、天正軍記、重豪先賢(續近世畫誌、甫菴信長記考))
コゼン 御前 二人稱もしくは三人稱に用ふ
る美稱、もと貴人の坐前の敬語より出でしものなる
べし、古き物語類に、「おまへ(御前)といへる語多く
見えたり、これ右にいへる坐前の敬語にして(後世は
音讀して「ゴゼン」といふ)、轉じてこれを音讀にした
るものなるべきか、また略してゴゼとも稱したる場
合あり、而して此稱たる、古くは婦女の間に限ら
れ、母御前、尼御前等と稱し、なほ母尼等を省きて、單
に御前といひ、また其人を指すこととなりたり、而
して更にまたゴ字を省きてセとのみ稱したることあ
れど、此時は獨立せずして尼等の語尾に附して尼
セ母セ等といひたり、かく御前の本義は二人稱もし
くは、三人稱に用ふるものなりしが、これより再び
轉化して女子の名の下にも附するに至り、佛御前、靜
御前、巴御前等の稱を生じたり、而して男子を呼ぶ
ことは遙か後世の事に屬し、江戸時代にては諸大名
旗下等、みな其下のものよりは御前と稱し、女子に
は殆ど用ひざりしも、なほ姫御前等の稱は時として
用ひらるゝことなきにあらざりき○女官人のことを

ゴゼン

「ゴゼ」といへるも御前の義にて首御前の略稱なりと
の説あり、野女(ゴゼ)參看、
ゴゼンカウシヨ 御前講書 天皇の御前に
て書を講ずるを云ふ、長秋記保元元年五月二十四日
の條に、維順朝臣來談三難事、天子奉教文選一時、卷
三運通順有禁禁、御座時不讀諱諱字、又說立爲太子
子不讀諱十九年、依三程遠也」とあるが如く、凡て禁
忌の字は讀まざるを以て例となす、例へば古事記を
講ずると、天若日子を講りし條、及び將將、曠、天、之、
吊喪、故喪會者等の字は讀むべからず、強て讀まん
とせば史の字などは、「カレント(ヘルト)とよむべき
由、神日本紀神訓の條に見えたり、
コゼンジ 小宜旨 官宣司(クワンセンシ)を
見よ、
ゴゼンシユウ 御前衆 恩賞奉行(オンシヨ
ウキヤウ)を見よ、
ゴゼンシヨダイドコロガシラ 御膳所
臺所頭 「センシヨダイドコロガシラ」を見よ、
ゴゼンノウチトリ 御前内取 「ウチト
リ」を見よ、
ゴゼンノココロミ 御前試 五節の時、舞
姫を清涼殿に召して、舞を觀給ふ條、政事要略江次
第圖抄に詳しく見えたり、繪「ゴセチノマヒ」參看、
ゴゼンアギヤウ 御膳奉行 「センアギヤ
ウ」を見よ、
ゴゼンアギヤウ 御前奉行 恩賞奉行(オン
シヨウアギヤウ)、披露奉行(ヒロウアギヤウ)を見
よ、
ゴゼンミサンシユウ 御前未參衆
政所の寄人を云ふ、「マンドコロ」の職員を見よ、
ゴゼンワカシフ 後撰和歌集 卷二





ゴタイ

將軍とし、新田義貞を副とし、之を征せしむ、こゝに於て諸國宮方武家方起り、忽ち紛亂の代となれり、十二月征東の軍箱根に破れ、尊氏長驅して延元元年正月京都に入り、天皇叡山に幸し、内裏上す、既にして奥軍及び東征の別軍歸り、義貞等と共に尊氏を敗る、義貞正成等と又兵庫に之を破る、尊氏直義と共に九州に逃る、既にして尊氏多々其獲に菊池阿蘇と戦て之を破り、九州を風靡し、勢を以て大舉京都を犯す、二年五月楠木正成新田義貞之を兵庫に防ぎ、正成戦死し、義貞逃れ歸る、天皇亦叡山に幸す、八月尊氏上皇の太弟豐仁親王を立つ、是を光明天皇とす、花園上皇院政を廢き、建武の號を用ふ、是より兩朝兩年號あり、尊氏急に阿彌陀峰を攻め陥れ、近江若狹の路を絶つ、行在權乏しきを以て、天皇權りに和を講じ、恢復を謀る、十月天皇吉田定房坊門清忠を從へ、花園院皇居に還御す、光明天皇親王を太子に立て、且つ尊氏に兵馬の權を委ぬ、尊氏因て幕府を開て鎌倉す、時に興良親王は河内東條に在りて、畿内紀伊の兵を以て、高山石堂諸氏を攻め、尊澄法親王は伊勢山田に在り、伊賀、伊勢、志摩の兵を服屬す、北畠親房密使を遣て天皇に奏す、因て十二月神皇を奉じて大和に幸し、行宮を吉野に造り、恢復を圖る、左大臣賴朝、内大臣定房、左大辨清忠等京都を脱して之に赴く、是より大覺寺統は吉野に在り、因て南朝と稱し、持明院統は京都に在るを以て北朝と稱し、五十七年間大争亂の世となれり、既にして北畠親家を促して陸奥より上洛せしめ、三條季季に薩隅の兵を募らしめ、京都を恢復せんと謀る、頼家乃ち義貞親王を奉じて西上し、新波家長を鎌倉に斬り、延元三年春奈真に入り、弟頼信男山に軍す、北朝實

ゴタイ

動し、高師直をして暴がしむ、頼家安倍野に戦て敗れ、石津に陣受し、頼信も亦破られ、京都を收むる能はず、頼信陸奥介となり、親房義貞親王を奉じ、俱に關東を經略せんとして、神宮大港より大軍を發す、安房の海中暴風に遇ひ、親王頼信伊勢に引還し、結城宗廣は吹上に病死す、親房獨り常陸に至り、小田城に據る、又花園宮は土佐に赴き、南海を督し、懷良親王は征西將軍となり、鎌西を鎮し、尊澄法親王は遠江に赴きて東海を撫し、舟舸東西に往復して興復を圖る、然るに京都をも復する能はず、天皇行宮に在す、三年、延元四年八月、御不豫、依りて十五日義貞親王に位を讓る、之を後村上天皇とす、翌日崩じ給ふ、御年五十二歳、遺詔して後醍醐天皇と稱す、河内守楠木正行等密衛戒嚴す、天皇天寶英毅、博く書史に涉り、高く釋氏を信ず、眞言禪宗研究する所多し、花園天皇常に天皇の學問を賞賛し給へり、又心を典故に用ひ諸道を再興し給ふ、嘗て朝廷の宿弊を矯正して曰く、今の例は昔の新儀なり、朕の新儀は後世の例たるべしと、崩するに臨み、遺詔して諸親王に命じ、軍事を勵み、實を任じ、能を使ひ、以て恢復を謀らしむ、言訖て左手に法華經を把り、右手に劍を按じて崩す、群臣其言を奉ず、服御を改めず、北面して藏王堂の塔尾に葬る、即ち御陵は現今大和國吉野山如意輪寺の東丘に在る塔尾殿是なり、建武年中行事、日中行事(大日本史、大日本史料、國史叢書)

ゴタイ

年六月十日、十二月十日の二季に行ふ禊祓神祇官中臣卜部等を率ゐて一日より神祇官に籠り齋戒して之を卜ふ、九日卜終て之を奏す(六月には七月より十二月迄を卜ひ、十二月には明年正月より六月迄を卜ふ)其儀上欄陣の座に著き、内侍つきて上奏す(建武四年(天武天皇)に始めて行はる、古語拾遺に、白鳳四年(天武天皇)、以小花下齋部作賀新、拜神祇頭、今、掌子叙王族宮内禮義婚禮卜室之事、夏冬季御卜之式、始起此時、云々)と見えたり、今朝野群載所載の奏文を示せば左の如し(弘仁式、江次第、公事根源、建武年中行事)

神祇官齋祭  
天皇御體、御卜部奉天光、御卜供奉、  
狀奏親王諸王諸臣百官等四方國、實客之政風、  
吹雨等事、御食手、御放置、問給言、自來七月至、  
十二月御在所平、御坐、御供奉、御卜火數、  
百六十、火之中直、百十、火災、十一、火地相、  
六、火天相、十二、火神相、八、火人相、十六、火光、  
相、七、火以是下求、坐伊勢國大神宮御領伊賀、  
神戶領、又座伊豫國村山大神山神野間神社、  
司等依過禊祓神樂給遣使科中、可令被請奉仕事、  
又至來秋季可有土氣之樂氣、樂樂、連年初祭治大宮、  
四隅京四隅山城國云、現、又祭日供奉御事、此等、  
參條事行治忌慎給、御在所平、御坐、御供奉、  
奉給、御止奏、  
以前大光、卜供奉御體御卜如件、謹以申聞、  
承曆四年六月十日、  
宮主正六位上行權少祐卜部宿禰深宗、  
中臣從六位下行大祐大中臣臣惟繼

ゴタイバン

小臺盤、ゴタイマンを見よ、

ゴタイラウ

五大老 桃山時代の職員たる大老の任に當れる五人の宿老をいふ、はじめは徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景、之に任じ、後には隆景を除きて上杉景勝を加へたり、五人の大老たるが故に五大老と名づく、ゴタイラウの條參看、

ゴタイリキホサツ

五大力菩薩 佛教にて、金剛吼菩薩、龍王吼菩薩、無畏十方吼菩薩、雷電吼菩薩、無量力吼菩薩の五大菩薩をいふ、

ゴタイウチ

五島氏(肥前福江) 姓は源、多田彌仲の後裔家盛より出づ、家盛文治三年肥前國渡部丸山より同國墨髮山の麓にて食邑田九百町を分與せられ、五島字久島に到りて築城す、よりて字久島を稱す、十七世字久大和守盛定松浦郡五島の内福江大津に居し、後同國江川に遷り、又福江に住し、松浦肥前守の麾下に屬す、曾孫字久若狭守純支五島を悉く領し因て氏とす、其子支雅、天正十五年豐太閤島津征討として下向の時兵を帥て從ふ、文祿元年四月朝鮮に渡海す、後又軍に従ふ、關ヶ原の役後徳川家康より本領を安堵せられ、一萬五千五百石を有す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜)

ゴタイ

○純支 支雅 盛利 盛次 盛時 盛暢  
盛住 盛道 盛義 盛運 盛繁 盛成

ゴタイジャウ

五島城 肥前國南松浦郡福江村(福江城ともいふ)肥前藩五島氏の祖盛定、字久島より此に移り、本城を創築す、天正中純

ゴタイ

ゴタイ

ゴタイ

ゴタイ

ゴタイ

ゴタイラウ

五大老 桃山時代の職員たる大老の任に當れる五人の宿老をいふ、はじめは徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景、之に任じ、後には隆景を除きて上杉景勝を加へたり、五人の大老たるが故に五大老と名づく、ゴタイラウの條參看、

ゴタイリキホサツ

五大力菩薩 佛教にて、金剛吼菩薩、龍王吼菩薩、無畏十方吼菩薩、雷電吼菩薩、無量力吼菩薩の五大菩薩をいふ、

ゴタイウチ

五島氏(肥前福江) 姓は源、多田彌仲の後裔家盛より出づ、家盛文治三年肥前國渡部丸山より同國墨髮山の麓にて食邑田九百町を分與せられ、五島字久島に到りて築城す、よりて字久島を稱す、十七世字久大和守盛定松浦郡五島の内福江大津に居し、後同國江川に遷り、又福江に住し、松浦肥前守の麾下に屬す、曾孫字久若狭守純支五島を悉く領し因て氏とす、其子支雅、天正十五年豐太閤島津征討として下向の時兵を帥て從ふ、文祿元年四月朝鮮に渡海す、後又軍に従ふ、關ヶ原の役後徳川家康より本領を安堵せられ、一萬五千五百石を有す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜)

ゴタイ

○純支 支雅 盛利 盛次 盛時 盛暢  
盛住 盛道 盛義 盛運 盛繁 盛成

ゴタイジャウ

五島城 肥前國南松浦郡福江村(福江城ともいふ)肥前藩五島氏の祖盛定、字久島より此に移り、本城を創築す、天正中純

ゴタイ

ゴタイ

ゴタイ

ゴタイ

ゴタイカガリ

小鷹狩 秋期に行ふ鷹狩を云ふ、これに對して冬狩するを大鷹狩と稱す、秋期は小鷹を使用して鴉雀などの小鳥を狩り、冬は大鷹を用ひて鶴、雁、鴨の類を狩る故に此名あり、一に「ヘッドリガリ」と云ふ、源氏物語小鷹狩の註に見えたり、又萬葉集に、「伊波野野爾 秋茅子 志乃支馬並而 始鷹狩太爾 不爲我將期」など見えたり、「タカガリ」參看(雜談抄)

ゴタイクワノ井

後高倉院 守貞親王(モリサダシノリヲ)を見よ、

ゴタイカマ

小田志齋 肥前國にて製陶する窯、志田窯(シダカマ)を見よ、

ゴタイ

小太刀 太刀の小さきを云ふ、大太刀に對しての稱、又太刀を帶きし上に又はく故に帶副太刀とも、脇差太刀とも云ふ、平家物語に、みおのや十郎こちち大なきなたにかなはじとや思ひけん云々、著聞集に、ちいさき太刀をひつそぼめて持たりけるを云々、太平記に、阿保は太刀を鑄本より打折られ、て帶添の小太刀許懸たり云々と見えたり、

ゴタイ

御達 婦人の尊稱、御に等なすへたる語、河海抄に、後漢書の註を引て御達の義といへど所見なし、御(ゴ)の條を見よ、

ゴタイ

禪脫(禪脱) 散樂の一種、歌舞目、通鑑唐中宗紀云、中宗宴、詳臣、宗臣、舞、禪脫、胡三省曰、長孫無忌以烏羊毛、爲禪脫、既而人多效之、謂之趙公禪脫、因演以爲舞、然則禪脫之始、於

ゴタイ

ゴタイ

コチキ

軍陀利、大威徳、金剛夜叉の五明王を云ふ、共に怒怒の神なり。天慶三年二月法性寺に於て五大尊前に五人阿闍梨をして之を修し、東西の兵亂を降伏せしむ、應和元年閏三月延暦寺大日院にて五人阿闍梨之を修す、正治二年二月後鳥羽上皇、梶原景時追討の祈りとして此法を行ふ(諸法要略記、玉葉、明月記)

コチ井

護持院 江戶神田橋外(今の錦町三丁目)後大塚に移る。元祿山と號す。眞言宗也。もと江戶湯島(今の根生院の地)に在りて筑波山知足院と號す。會々將軍徳川綱吉の生母桂昌院、大和長谷寺の塔中慈心院住持隆光に歸依し、江戸に召し下して知足院に住せしむ。隆光俗才あり、巧に桂昌院及び綱吉の意を迎合し、深く其信任する所となり、貞享三年權僧正に任ぜられしが、遂に綱吉に勸めて、知足院を神田門外に移し、新たに造營す。蓋し名は移徙にあれども、事實は新寺の建立に異らざりき、かくて綱吉は若年寄大久保忠高を普請總奉行として起工し、翌元祿元年三月には本堂、客殿、鐘樓等成り、六月には東照宮をはじめ、護摩堂、常行堂以下、七堂伽藍悉く成り、七月に至り、綱吉自ら臨みて參詣し且つ寺中を廻覽したりしが、本坊の普請、他の諸堂に比して、木材も粗末に、總て出来榮え見劣れりとて大に怒り、忠高の職を奪ひ、更に側室柳澤保明を以て總奉行に命じ、本坊を改造せしめ、日ならずして落成したり、其結構の壯麗なる、遠く寛永寺の本坊に勝れりと稱せらる、十一月綱吉之に臨み、寺領五百石を寄附し、且つ知足院を無本寺として、關東新義眞言の大本山と定め、八年寺號を改めて護持院と稱す、而して其全體の規模たるや、大門の内三十歩ばかり隔て、護持堂を建つ、堂には將軍親筆の額を掲げ、且つ火災の時此額立退の爲め、役夫料三百人

コチ井

扶持を附られたり、抑此護持堂は、正しく本丸殿敷の丑寅に當る地に建られ、寛永寺は江城鬼門の鎮護、護持院は殿敷の鬼門鎮護と定めらる、また護持堂の奥に大伽藍を建て、釋迦牟尼佛の像を安置す、即ち本堂なり、大十餘間四方あり、此外本坊學寮、日輪坊、月輪坊等あり、また札坐敷と稱し、卷數調進の所あり、みな徳川氏が財力を厭はずして造營したるものに係り、其壯麗なる大に天下の耳目を變動せり。かくて元祿五年隆光大僧正に陞りしが、寶永四年退隱して駿河臺に遷り、成滿院と稱し、護持院を僧正快意に傳ふ、幾干もなくして將軍綱吉薨じ、家宣の繼立するに及び隆光は養生の業を勤めて三十餘年間上下を憐したる罪誼通るに處なきを知り、暇を請うて舊里長谷の田舎に歸り、從て其經營に成れる護持院のことも、幕府並に大奥の信仰を失ひ、俄にして勢力を墮せり、寶永七年の春、かの札坐敷を毀ちて、銅瓦を商人に賣却せしに、大八車數輛に積みて、三日ばかり運搬せしといふ、以て其結構を推測すべきなり、尋て享保二年正月の大火に全焼し悉く烏有に歸す、此時綱吉親筆の額を取下し、他の什物と同じく前の堀に繋留せる船中に積み入れしに、折節退潮にて漕出づること能はず、周章する間に猛火之に點じ、額も什物も一時に灰燼となりたりといへり、是に於て幕府は、其再建を停め、之を大塚なる護國寺を代用する事に定め、即ち護國寺を改めて護持院と稱し、同寺内の觀音堂を護國寺と稱し、且つ護國寺の住職隆慶を僧正に拜して、護持院の住持たらしめ、以て護國寺の寺務を兼攝せしめたり、また是より先、護持院は元祿八年以來新義眞言派の僧隆慶たりしが、茲に至りて停止せられ隆慶一代の間は無水寺とし、次の代よりは智積院小池坊兩派の

コチウ

中より、交互して住職たらしむ、尋て寶曆二年に至り、甞來護國寺の寺務は凡て護持院の住職より兼攝せしめ、特に護國寺の住職は之を定置せざることとなりたり、王政維新の際に及び、護國寺會々住職を缺く、是に於て護國寺の役僧等相議し、復飾願を出して還俗し、寺遂に廢す、而して從來の護持院の建物は、更に護國寺に合併せり、コチウ、隆光(リョウカウ)參看(徳川實紀、武江圖説、江戸名所圖會、大奥の女中、徳川太平記、富田敦純氏、隆光)

コチウ

庫頭 壽宗の僧にて、一寺の一切の出納を掌るものを云ふ(後に副寺と云ふ)即ち會計官なり、又知庫とも云ふ(釋林象器選)

コチウ

御持僧(護持僧) 加持祈禱して、天皇を護持し奉る僧を云ふ、桓武天皇延暦十六年四月、僧空海を以て護持僧とせしを始めて、甞來護持僧は東寺の門流より出ずることとなりたり、清和天皇の御代慈覺、御持僧となり、陽成天皇の御代圓珍御持僧となりしより、後には延暦寺三井寺の門流より出づることとなりて三人となれり(寺官抄護持僧補任、同次第)

コチモク

小除目 臨時除目(リョウリンノゾメ)を見よ、

コチヤウ

御説 貴人の命をいふ敬語、説は定旨の合字なるべし、源氏物語に、勅言を口づからこてと見えたるは、ノリゴチと同じ詞なれば、「ゴチ」の轉訛ならん(後醍醐)

コチヤク

御著袴 天皇、皇太子、親王等は袴を着るを云ふ、「ハカマギ」を見よ、

コチユウ

故住 寺にて前の住持をいふ、

コチユウ

古註學派 護持院の流派、漢唐の註疏を基とし、宋明諸家の註を參取し、

コチキ

自己の見解を以て斷する學派にて、清原實原の二家之を傳へ、朝廷之を用ふ體に古註學は、吾邦に行はるること久しく、固と朝廷之を用ひ來りしが、宋學行はるるに及びて殆ど高閣に束のるに至れり、明和安永の頃に至り、漸く其學盛に行はれ隆慶學派の一敵國と爲れり(儒學源流)

コチキ

國旗 一國を代表する標旗を云ふ、吾國の國旗は、白布紅日章の旗を云ふ、江戸幕府の時其國印又は總旗印と云ふ、之を俗に日の丸旗とも、日章旗ともいへり。我國は太平洋の東邊に位して、日の出づる處に近く、所謂朝日の直刺國なるを以て、旭光の輝々たる壯麗の有様は、常に自然の情にして、人々の之を愛し、尊崇するは氣性に富む所以なり、天皇を日神、日御門と云ひ、皇子を日嗣の御子、日皇皇子と云ふも、天皇の御位を稱して、天日嗣と云へるも皆この意より出でしものなり、故を以て、人名、國名、宮城其他のものにも日を以て名とせしもの多し、而して此の日を以て徽章としたるは、源義家の軍旗を始めとして、源平諸豪族の間に用ひられたり、愚管抄に「下野守義朝は悦んで出したるける紅の扇をばらばらと使ひて」とあり、源平盛衰記尾一谷案内の條に「皆紅に日出したる扇を以て翫尾にたび云々」長門本平家物語屋島合戦の條に「皆紅の扇に日出したるを枕にはさみて船の船頭に立て云々」と見えたり、かくの如く、日を尊崇し愛敬して、人名地名國名より、終には軍旗に用ふるに至りしが、之を旗に用ひたるは、何時なるか、我國國旗のありしことは、早く書紀神代卷に、「鼓吹幡歌舞而祭焉」と見え、降て景行天皇十二年九月には、

コチキ

素幡を船艦に用ひられたり、神功皇后三韓征伐の時船艦に旗を用ひられたり、書紀に「旌旗、日と見えたり、推古天皇十一年、齊明天皇三年には、既に旗艦に繪畫を施したり、次で天武天皇元年七月戰陣に用ふ、然れども日章のこと見えず(文武元年正月朝賀の儀式に日月の旗を飾りしことあるも、これは支那の制にて、國人の意にあらざれば、今は取らず)日章を以て旗艦に用ふることの一般に行はれたるは、後醍醐天皇以後となす、太平記笠置軍の條に、錦の御旗に日月を金銀にて打て著たるが、白日に輝て光り渡る、節度使下向の條に、「俄に風烈しく吹て、金銀にて打て著たる日月の御紋切れて、地に落ちたるこそ不思議なれ」とあり、また大塔宮野原の條にも、「以後申請の旨に任せ御旗を被下候へかしと申ければ、宮にけりとも思召て、日月を金銀にて打著たる錦の御旗を、宇々瀬庄司にぞ下されける云々」とあり、集古十種旗艦の部に、大和國吉野實名生和村御旗次郎所藏の日章旗を収めたり、こは後醍醐天皇賜ふ所の御旗にして、白地の丸、丈三尺一寸七分、幅二尺二寸三分、其制現今のものと同じ、かく後醍醐天皇賜ふ所の御旗に皆日月の徽章あるは、天皇常に北條氏の軍權を慨せ給ひ、是が恢復を企てたまひしものなれば、其御旗の如きも自ら勇壯なるものを撰び、且つまた日神の意を含ませ、嘗て神武天皇が日神の威を負ひ、長髓産を征服せし故事に倣ひ、以て北條氏を征せしものなるべし、是れ實に現今國旗成立の根本と云ふべきなり、是より以後諸將士の用ふるもの漸く多く、梅松論に「錦の御旗に日出し天照大神入幡大菩薩を金の文字に打てつけられたり云云」、太平記龜池合戦の條に「金銀にて日月を打て著たる旗の標本に云々」、長髓記越前山没落の條に、

コチキ

「既に日の旗を被り向上は爲し朝敵一事無難云々」とあり、猶應仁記別記新撰長髓記等に「豪族の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤原義家記奥羽水軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國蘇主祖熊野、賢木を九尋船の輪に立上枝に白綱を掛けて以て天皇を迎へ、筑紫伊弉諾主祖五十速手も同じく船輪に賢木を立て、白綱八尺瓊十握綱を掛けて迎へ、且つ榮して「臣敢所」以獻、是物者、天皇如、八尺瓊之勾、以曲玉妙御字、且如白綱、以分明看、行山川海原、乃提、是十握綱、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白綱は、もとこれ日章に象りしもの、後世日章旗を船輪に立つるも、こゝに懸懸せしものなるべし、降て慶應の浦の海戦に日章旗を以て船に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時において所謂マヘン船に乗じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、船體相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと頼井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中流の旗は日の字を形どりしもの、榮は貝日なりと云へども附會の説に過ぎず)其他幕府に十人組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前宰相、永井信



ゴテウ

詳かならず(山城名跡志、後院考)
ゴテウ井ノ 五條院
嵯峨天皇の第三皇女、母は藤原孝時入道の女、刑部局と稱す。開元二年十二月七日内親王と爲り、十日准三宮、同日院號、永仁二年十一月二十五日薨す、年三十三(女院小傳)

ゴテウオホミヤ井ノ

五條大宮院

ゴテウドノ

五條殿 山城國京都五條の南、烏丸の東に在り、大納言邦綱の第、後に、高倉天皇の皇居となる、平家物語に、五條内裏と云ふ是なり、山槐記に、治承四年二月二十一日今日有遷位事、主上(高倉天皇)御歳二十、東宮御歳三歳、去月十日主上中宮東宮從、閉院、遷御五條第とあり、百練抄に、天皇讓位於皇太子、傳、皇居於新帝、皇居五條東洞院宮とあり、五條第と云ひ五條東洞院と云ふも亦同じ、安徳天皇受禪の後、同年六月都を福原に遷し、車駕京を發せられしが、未だ幾干もならず同年十一月遷幸となり、又此地を以て皇居とせらる(山城名跡志、平安通志)

ゴテウドノ

五條殿 西園寺實宗(サイチン)ヲサネムルを見よ、

ゴテウノキサキ

五條后 名は順子、五條后と稱す、關白左大臣藤原冬嗣の女、幼にして姿色あり、仁明天皇儲貳たりし時宮に入りて寵あり、文德天皇を生む、踐祚のはじめ從四位下に叙し女御となる、承和十一年從三位に進む、文德天皇位に即くに及び、尊びて皇太夫人となす、因りて東五條に移り、儀樂與に擬す、齊衡元年四月詔して更に皇太后と爲す、貞觀六年清和天皇尊びて太皇太后となす、十三年九月二十八日崩す、山城宇治郡山科

に内裡にて御殿といふは、清涼殿のことをいふ、中殿とも、常ノ御殿ともいふ(有職中納)
ゴテラノミヤ 木寺宮
コト 琴 樂器の一種、コトは語言の義を略し稱せしなり、唐土より傳ふる所の器にて本邦の琴とは異なり、之を區別せんが爲め、我邦古來のものに倣琴(ヤマトゴト)といひ、傳來のものを唐琴(カラゴト)といふ、今日單に琴と稱し、人々の彈するものは、等の一類なる筑紫琴(ツクシゴト)なり、委しくは各條を見よ、類雅樂の條の挿圖を參看すべし、

コトアマツカミ

別天神 太古、高天原に成りませる天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神、宇麻志阿斯訶備比古遲神、天常立神の五神をいふ、古事記傳に、別天神、別は許登と訓べし、其由は先づ書紀の傳々に、多く國の常立神を以て最初の神として、此五柱の天神を擧ぐるは、たゞ此國土の方に成坐る神を崇み申傳て、天上に成坐るをば、別なる神として、略きたるものなり(如何と云に、彼紀本書には、初には高御產巢日神を擧ずして、末に至りては擧たり、若し此神無しとして、初に擧ざるならば、末にも擧まじきを、末に擧て初に擧ざるは、略けるに非ずや)、又一書に、先國之常立神などを擧て、次に又曰とて、天上なる神等を擧たるも、天上なるをば別なる神とせるなり、天上なるを先に擧ずして、後にしも擧たるは、別にせる意なり、又曰と云ふは、一曰と云ふとは異にして、異説にはあらず、同書の内、又別に如此言りといふ意なり)されば別と云へるも其の意にして、天上に成坐るをば、別なる神として、分けたるものなり、といへり、

ゴトウ

御燈 「ミトウ」を見よ、

ゴテウーゴテガ

村大字御殿後山階山陵に葬る大日本史、陵墓一覽)
ゴテウノケサ 五條袈裟 「ケサ」を見よ、
ゴテウノサンミ 五條三位 藤原俊成(フナハラノトシナリ)を見よ、
ゴテウノダイリ 五條内裏 五條殿(ゴテウノ)を見よ、

ゴテウハイ

小朝拜 正月元日關白大臣以下殿上人等清涼殿の東庭に併列し、天皇を拜し、儀首を賀し奉る儀、朝拜を略するによりて小朝拜と稱す、左大臣以下公卿殿上人等無名門前の弓場前列り立つ、上首の人藏人頭を以て小朝拜の由を奏する時、御殿の母屋の御座を垂れて御椅子を肅の御座の間に立ち、藏人頭母屋のうちに御靴を奉る、即ち御座をかき出御、御椅子に着かせ給ふ、頭出御の由を大臣に仰す、群臣仙花門より入り、長櫛の御のともより進みて、御座の間のとをりに立つ、次第に列立、四位五位後に立ち、六位又其後に在り、皆立定りて拜舞す、末より退く、三四人を退し、上首前より續り退く、群卿退去の後入御、事了、御座始め詳かならず、禮樂志に、延喜の時初めて小朝拜ありとなすは四宮記の文を誤解せしに依る、延喜五年左大臣に給し小朝拜を止む、四宮記に、正月一日是日有定止小朝拜(仰曰、覽昔史書、王者無私、此事是私禮也)云々とあり、然るに群臣再興を頼に申請ひしかば、同十九年の如く行はる、一條天皇正曆の頃より朝賀の儀自行はらずなりしかば、其後は専ら小朝拜のみ行はるに至り(江次第、同抄、年中行事抄抄、建武年中行事、公事根源)

ゴテオホヒ

小手覆 「ゴテ」を見よ、

ゴテガカリ

五手掛 江戸時代寺社、町、勸定の三奉行、大目付、目付の人々、評定所に會合し

ゴトウコンサン 後藤良山 名は遠、字は有成、左一耶と稱す、長山はその號また養庵と號す、林家につき経義を究め醫學を好む、家甚だ貧一日嘆して曰く、儒となるも伊藤仁壽に及びず、儒となるも陸元を超え難し、醫に於て未だ傑出の者なしと、親戚と謀り名古屋醫につかんとす、主醫道はず、長山憤り自ら研究して遂に悟る所あり、文突無障等を用ひて治療の一新法を始め、是に於て古方醫の閉固となる、當時の醫師概れ刺灸指針衣なり、長山深く之を非とし髪を蓄ふ、是より長山の風に従ふ者多し、又圓匕を造りて瘰癧の分量を正す、幕府千石を以て迎ふれども長山固く辭して仕へず、享保十二年九月十八日死す、年七十五、醫書無遺、善書、歌の數篇(皇國名醫傳、近世醫話、野史)

ゴトウサイジラウ

後藤才次郎 實名は吉定、加賀の吹屋を勤めし人、前田利常の九谷金礦を開かれし頃、其地に住居して礦師を總裁せしより陶土を發見せしものか、慶安中大聖寺の藩主前田利治の命を蒙り、田村橋左衛門と陶窯を大日山の麓九谷村に開き、試に陶器を製せしも、精瓦のものを出すこと能はず、後利治の子利明父の遺志を紹ぎ、後藤才次郎を雇前に遣はし陶法を習はしむ、才次郎身を奴僕にやつし陶場に入りて其秘奥を探り、潜に大聖寺へ逃れ歸り、再び九谷に於て陶窯を開けり、今猶九谷川白市の谷へゆく道の山下に才次郎の墓跡といふものあり(工藝鏡)

ゴトウシン

五等親 親族の親疎、血統の遠近を定めたる親族の範圍、即ち五等の親族を謂ふ、令制にては父母、養父母、父子、養子を一等親、祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姊妹、夫之父母、妻妾、姪、孫、子姪を二等親、曾祖父母、伯叔姑、夫姪、從父兄

ゴテウーゴテガ

て刑事訴訟を裁断するをいふ、詳しくは評定所五手掛といふべし、「ゴテウヤヤウ」を參看、
ゴテリデ 籠手袖 「ゴテ」を見よ、
ゴテノカミ 恭手紙 「ゴテ」を見よ、
ゴテノゼニ 恭手紙 圓恭手紙六等の遊戯等の贈物を云ふ、李郡王記に、恭手紙二萬、盛衰記安徳帝誕生の條に、おこ手に繰出されたり、辨ゆき元のすけ長をうつ、是また例ある事にや」とあり、又紙をも用ふ、恭手紙と云ふ、建久六年八月十五日の兼長記昇子内親王誕生の三夜の條に、大置三公卿恭手紙(殿下御前親朝臣居之、御座之、兩大臣前御座之、納言以下諸大夫等各置之、居之、土高杯、以白銀、之、座後置之也)と見えたり、

ゴテフ

胡蝶 胡蝶樂(ゴテフ)を見よ、

ゴテフサウ

胡蝶裝 書籍の綴り方の一種、一枚に印刷して、字面の方を内にして二つに折り、綴りも重ねて、其折目の方を綴りて作りたる書物を云ふ、二枚あけてはよみ又二枚あけてはよみしなり、その體積の處ひらくするより胡蝶の羽に見えなしてかくは云へるなり、藤井貞幹は、結葉の一名なりとしたれども誤りなり、後世の冊子は全く此體裁より脱化したるものなりと云ふ(雜談)

ゴテフラク

胡蝶樂 本朝製作の樂、壹巻調三十四曲中の一、一名胡蝶又蝶とのみ稱し、迦陵頻と連稱して蝶鳥と唱ふ、小曲なり○舞者四人、舞臺は天冠に頭花を挿み蝶羽の形を負ひ、蝶花を執り舞ふなり、番舞迦陵頻國語番舞延喜六年八月、宇多上皇重撰を御覽し給ふのとき、山城守藤原忠房此曲を作り、教實親王舞を作る、舞樂(アガタ)の挿圖を見よ(禮樂志、歌音樂時史)

ゴテン

御殿 貴人の住み給ふ所をいふ、單

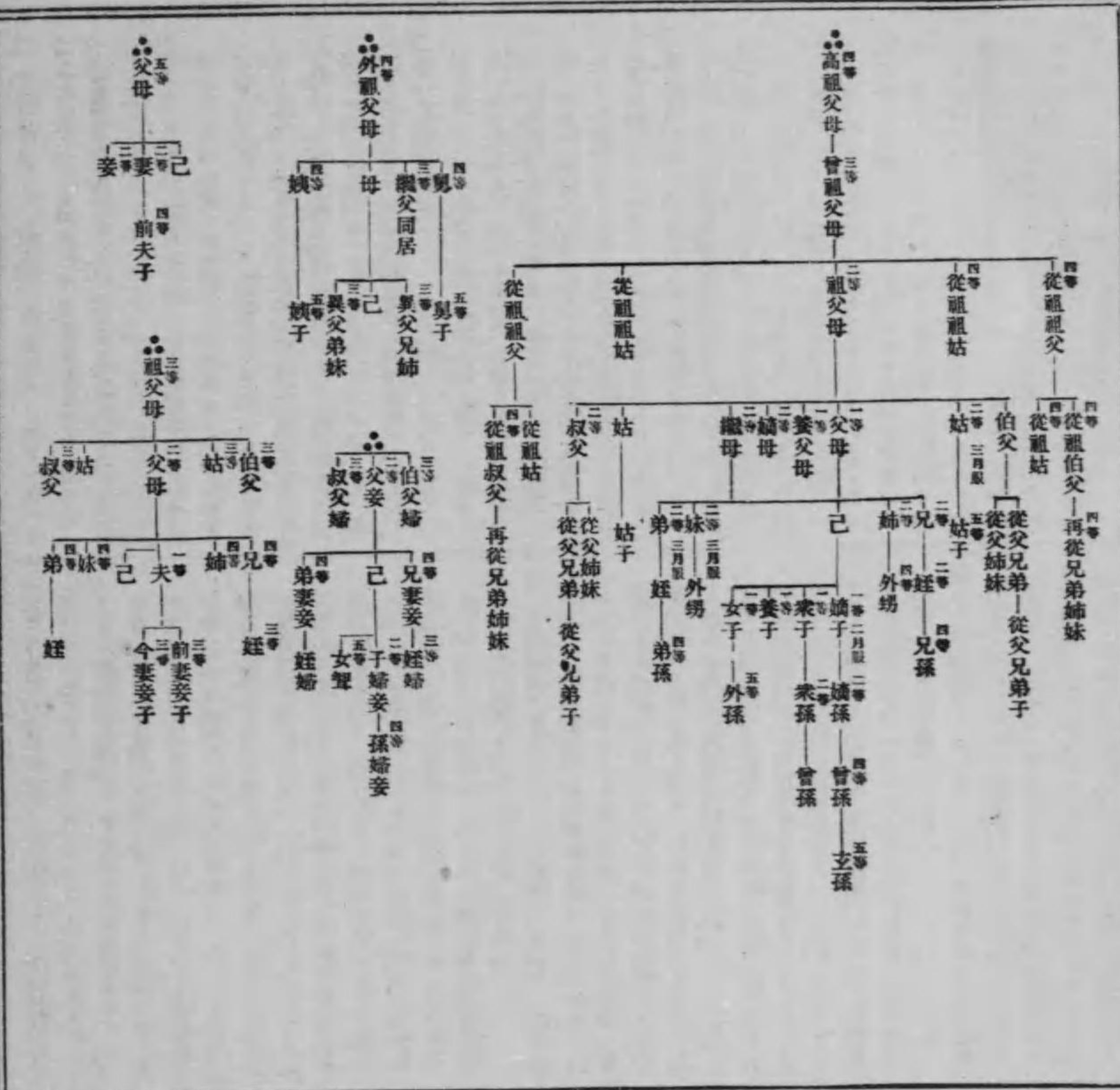
弟姊妹、異父兄弟姊妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪、繼父、同居夫、前妻妾子を三等親、高祖父母、從祖祖父姑、從祖伯叔父姑、夫之兄弟姊妹、兄弟妻妾、再從兄弟姊妹、外祖父母、舅、兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫、妻妾前夫子を四等親、妻妾父母、姑子、男子、姪子、玄孫、外孫、女孫を五等親となす、即ち親族の階級を五等に區別して範圍を定め、是によりて服假を賜ひたり(服假のことは服假の條に委しく述べたり、參照を要す)已より上四代即ち高祖迄、已より下四代迄孫迄と、己とを合せたる九代の親族を九族と云ふ、その嫡統を本宗と云ひ、本宗より分れたるを旁親とも支屬とも云ふ、親族とは血統關係を以て根本となす、社會の組織上血統のみを以て満足するものにあらずるを以て、全く血族の關係なき他族を加ふること自然の勢なり、これ準血族姻族の名の起る所以にして、令制は血族、準血族、姻族を以て要素となし、これによりて尊卑長幼の階級を以て次第し、交互の親疎上下の區別を明にしたるものなり蓋し令制の親族規定に則り、當時の我國の社會狀態を勘へ、階級を加へて制定したるものにして、後世に至る迄全く此制(多少の變更はあれど)に據れり、今五等親を大貫に表示すれば就て見よ(令義解、九親服圖詳解、高橋萬次郎氏、令制の親族)

ゴトウミツツク

後藤光次 名は通稱三郎、本姓を長井といふ、關白長井利徳の子、はじめ浪人して京都に在り、文祿二年築紫に於て徳川家康に謁して其知遇を受け遂に之に仕へ近侍となる、四年金改役を命ぜられ、尋で近江に於て五十餘石を賜ふ、慶長十九年大坂冬の陣起るとするや、家康の命により、大坂城中に赴きて浪士を集むるの事を責問し、明年再び夏の陣の起るに際してまた命

ゴトウ

御燈 「ミトウ」を見よ、



(押花大光)

を奉じ、松平右衛門佐、秋元祖馬守等と連署して、奉書を淺野長晟に授け其軍功を賞す、文書は載せて淺野文書に在り、就きて見るべし、後江一石橋附近に於て方二町の地を賜ひ、餉貨の事を司る、金座即ち之なり、後年詳かならず、キ

ンザル(家傳史料、後藤基次)

**ゴトウモトツグ** 後藤基次 名顯通稱は又兵衛、基次に氏房又政次に作る、基國の子、黒田孝高及長政に仕へ、屢々軍功あり、小熊城主となり一萬四千石を食む、後長政を恨む事ありて、去りて細川忠興に投ず、長政賞給して忠興を詰り、基次を逐部せん事を求む、忠興諒かず、將に矛盾に及ばんとす、徳川家康間に在りて調停し、忠興を成諭する處あり、是に於て基次細川氏を退きて東上し、南都に潜居す、大野治房等豊臣秀頼を擁して兵を擧ぐるに及び、招に應じて大阪城に入り、鶴野の戦、木村重成と共に佐竹義宣を撃つて之を破る、元和元年夏の陣再び起るや、必死を期して平野に陣す、是より先治房姪女を以て基次に配す、是に至りて風聞あり、基次二心を懐くと、故を以て次を離れて特に進み備へたるなり、四月家康、僧揚西堂を遣はして基次を招き、約するに揚西堂に封せん事を以てす、従はず、五月、毛利勝永、眞田幸村と謀り、進んで道明寺に到り、大に松倉重政、松平忠明、堀直寄、片倉景綱等と戦ひ、銃丸胸に中りて殲る、年四十六(野史)

**ゴトウヤクシヨ** 後藤役所 江戸時代、金座をいふ、金座は、後藤氏の所管なるを以て世にかくいへり、キンザル(家傳史料)

**コトラスメ** 事納 事始(コトラスメ)を見よ

**コトガキ** 事書 簡條書にしたる文書を云ふ、一簡條若くは數簡條を、其事と掲げて書く故に事書と云ふ、法令控書等の事書を法度書とも目目とも云ひ、雜事なるを簡目と云ふ、吾妻鏡文治四年二月二日の條に、御事書云々と見え、三月十七日の條に仍重政、御事書云々と見えたり、此外建久元年九月九日、寛治元年六月五日の條等にも見えたり、

**コトギレノゴセイバイ** 專切御成敗 鎌倉時代、裁判の時、下知案文決定の後、當奉行之を書上ぐれば、關東は執權連署、六波羅は探題自ら筆押を捺し、其手の頭人、御下知即ち判決文の裏の題目に印して、勝訴の訴人、若くは論人を、引付の座に召して之を給ふを云ふ、彼の聯合せたる訴陳狀の正文をば、奉行之に事切文書と題して、問注記と共に其裏の文倉に貯ふるを法とす(沙汰未練書)

**ゴトクタイシド** 御徳大寺殿 藤原實定(フナハラノサネサダ)をいふ、

**コトクラク** 胡德樂 俗稱高麗樂、實越調世四曲中の一、一名暹羅胡德、又暹羅胡童子と稱す、小曲なり○拍子八、舞者四人、番舞太平樂、舞者四人(假面帽子)まづ出づ、次一人、祿面にて笏を執る、勳盃と云ふ、次一人は笑面にて瓶子酒盃を持つ、瓶子取といふ、勳盃を舞者に勳め、瓶子取酌を用る、舞者醉て舞ひ鼻動く(一人不動)、醉舞の間に瓶子取は獨酌にて酒を飲む、甚だ滑稽の舞なり、**胡德樂** 此曲もと唐樂にして横笛の曲なりしが、仁明天皇承和、中常世乙魚、勳を奉じて改作し、茲に高麗曲となる、樂家録に、本舞は既に絶えたりしより飲酒樂を代用すといへたるが、此時より代用せられたるものか、鳥羽天皇嘗て興福寺に幸し、伶人本曲及び河南浦割魚

の舞を奏す、帝感賞のあまり、召して宮中に置ける由源平盛衰記に見ゆ(舞曲口傳、禮樂志、舞樂圖說)

**ゴトコロ** 基所 江戸時代、幕府に仕へたる關幕役の一資格、即ち技藝の卓越したるものに授けたる資格にして、之を得たるは、本因坊算砂、同道策、同道智、同隆元、同文和、中村道碩等なりき、後世傳じて關幕役の移めたる一局をも、基所と稱したるものごとく、明和以後の武藝には、基所を一の役所として記載したり、これ蓋し俗稱に過ぎずして、制度上の名稱にはあらずるべし、而して幕府の關幕役は古くは番打と唱へ、八人を以て定員とす、其中本因坊井上、林、安井は之を世襲し、殊に本因坊のときは、關幕の家元として一世に重ぜられたり、既に家元として一世の師範たるが故に、其家血統を以てせずして、技に秀でたるものが、其統を受くるの規定なりき、なほ本因坊、井上の二氏は五十石、林氏は三十石、安井氏は二十石を食ふたり、毎年十月登營し、關幕を將軍の親に備ふるを例とす、寛文二年よりは寺社奉行の支配となる、キゴ、ホンケンマウ、參看基所舊記、武藝、徳川實紀)

**ゴトシヨリ** 小年寄 豊臣時代に置きたる中老の別稱、大年寄即ち大老に對しての語、詳しくは「チュウワウシ」の條を見よ、

**ゴトシロヌシノカミ** 事代主神 名顯葛城一言主神、又は八重事代主神、積羽八重事代主命ともいふ、**事代主神** 大國主神の長子、神屋比賣命の生む所、**事代主神** 在りて父の國政を助く、大國主神國を天孫に獻するに及び、此國は天孫の御子に奉るべしとて、海中に八重葦架を造り、船楫を踏みて逃げ給ふ、後下野の二荒山に祀られ、又山城葛城に在りて高賀茂神と祀らる(古事記、古紀、日本一宮記)

**コドネリ** 小舎人 藏人所(クラウドコロ)を見よ、

**コドネリワラハ** 小舎人童 公家に於て中將或は少將の召具す童を云ふ、河津抄に、小舎人は童子の總名なり云々、併て藏人所の小舎人は別なり、枕草子に、小舎人はちいさくて髪はうろはしき、すそはやかに、えりをしたて、かしまりて物など云ひたるぞ、ろろ(しき)と見えたり、

**コトハジメ** 事始 俗稱室町幕府事始の儀式、又御作事始とも云ふ、毎年正月十一日を定例とす、**コトハジメ** 高田以下被官六人出で將軍の御所の正面の庭上に砂を置き、次に庭の者五六人出で、砂を廣げ其上をよくはきて其上に材木を置き大工等事始を行ふなり、裝束は大工は冠に黒裝束、其他は烏帽子上下にて出仕し、大工に馬を給ひ、作事奉行に太刀を與ふるなり、**コトハジメ** 康富記文安六年三月十四日の條に御事始の事見えたり、永正中より以後正月十一日と一定せしが如し(殿中申次記、年中定例、正月御事始之記)

**コトハジメ** 事始 江戸時代民間の年中行事、江戸にて二月八日を御事始といひ、十二月八日を御事納といふ、是れ農事の始終をいふなり、此の日家々の屋上高く旗籠を出だし、方相氏四日の遺意にて不祥を拂ふと爲す、その起り詳かならず、或は出雲の神事よりし、或は釋迦の佛事よりとなす(甲子隨筆、用捨箱、話一言、江戸鹿子、諸國中行事)

**ゴトバテンワウ** 御鳥羽天皇 名顯御名は尊成、法諱は眞然、初め顯徳院と稱す、世に隱岐院と稱す、**ゴトバテンワウ** 高倉天皇第四皇子、御母は七條院藤原唯子、贈左大臣信隆の女、第八十二代天皇、**ゴトバテンワウ** 治承四年七月十四日御降誕、壽永二年木曾義仲京都に

コトラ コトク

コトク

コトネ

トナリ

入るや、平氏安徳天皇及び建禮門院を奉じて西に奔る、京都主なきを以て、後白河法皇之を立てんとす、木曾義仲北陸宮を建む、法皇御下によりて、高倉天皇の第三皇子守貞を立てんとす、龍妃丹後局のすゝめによりて天皇を立つ、八月二十日踐祚、法皇院政を行ふ御慮なく、踐祚古來なき所なり、近衛基通攝政たり、文治元年三月源義經平氏を壇浦に敗り、安徳天皇海に投じて崩じ、神鏡神璽を獲て奉獻す、神輿は失せて見當らず、靈座の御輿を以て之に代ふ、七月大地震あり、日華門閉院西廊及び官舎佛閣多く倒る、十一月源頼朝の請によりて、守護地頭を置くことを遂す、是より天下兵馬の權武人に歸す、建久三年後白河法皇崩御の後、政を親らし給ふ、源通親丹後局と謀りて、天皇を擁して關東に抗す、後、關東を征するの御意志は實に丹後局通親等の養成し給ふ所なり、建久九年正月位を土御門天皇に譲る、蓋しこれ頼朝策謀と謀りて其女をすゝめ、外戚によりて其權を増さんとせしを、恐れしによるなり、上皇英邁にして武術を好む、四面の士を置て、北面に配し、幕府に命じて、射藝絶倫の士を伺候せしめ、親ら刀劍を鍛へ武士に賜ふ、世に御所治と云ふ、上皇政權の幕府に移るを憤り、陰に實朝を咒詛し、官を逐め右大臣となして其心を感らしめ、内亂に乗じて之を斃して大權を恢復せんとす、故を以て宇治に幸して、親ら水練を習ひ賜ひ、或は城南寺に幸して流鏑馬を行ひ、常に武を練り以て時機を待ち給へり、既にして實朝公暇に害せられ、幕府は九條良經の三子頼經を迎へて主となす、義時執權となり、上皇の意に従はず、是に於て上皇意を決して、順徳天皇に讓位を行はしめ、仲恭天皇を立て、九條道家を攝政となし、謀を成す、三浦胤義大内權信の關東家人

トナリ

及び大番の大名河野通信、菊池、川邊、仁科諸氏皆命に應じ、權中納言藤原宗行、源有雅等謀議す、然るに謀漏れ、戰備充分なるざるに、北條義時、弟時房、子泰時を遣はして攻む、官軍宇治勢多に防ぎしも利あらず、泰時時房六波羅に入る、天皇神器を奉て九條院に逃る、乃ち天皇を廢し、後鳥羽上皇及び二上皇遷し給ふ、之を承久の亂と云ふ、ノヨウキウノヲシを見、上皇遷され給ふ以前鳥羽院に御して難髪し給ふ、既にして隱岐海部郡田原に遷され廢穴を宮となし、茅茨松檜僅に風雨を蔽ふのみ、隱岐に在る十九年、建久元年二月二十日同所に崩す、聖壽六十、菊田山中に火葬す、遺詔して國忌山陵を設かす、故北面藤原能茂御骨を納めて、京都に歸り、大原西院に藏す、顯徳院と稱し奉る、仁治二年二月法華堂を大原に造りて御骨を安す、山城國愛宕郡大原村大字勝林院大原法華堂、後嵯峨天皇位に即くに及びて後鳥羽院と改む、實治元年四月、北條時頼を鎌倉越前西北の山に建てて今宮と稱す、天皇敏達多能、和歌管絃に精通し給ふ、讓位後建仁元年和歌所を禁中に置き、源通親、九條良經、藤原定家、源親長、鴨長明等當時の歌人を召して和歌を詠じ歌合を行ひ給ふ、源通具藤原有家等をして新古今和歌集を撰集せしめ、親ら裁定す、又琵琶を藤原定家に、麒麟を藤原雅經等に學びて精通す(大日本史、隱患一覽)

トバノ井ノギヨキ

後鳥羽院御記 無常數算本一冊、後鳥羽院御記、天皇御遷位後十八年の建久四年四月一日より同三十日に至る間、日々の宸儀及び御見聞の諸事を録し給ひしものなり、詳書類從職部に收めたるものと同名異書なり、誤すべからず、後鳥羽院(後鳥羽院御記、歴世記録考)

トヒラグウ

金刀比羅宮 關西國廣島縣仲多度郡平町川西○金屋廣福院と稱す、現今國幣中社、關西國大物主命、崇徳天皇(此社、初め金屋廣福院を祭る所なり)國幣遷置創建詳かならず、傳に云、大寶元年十月、一卒旗あり、空中より飛來て此地に墜つ、仍て祠を立て、旗宮といふ、其後豐後四方に通じ、長保三年、藤原秋好を奉じ、此祠を拜し、本殿及び拜殿等を建て、皇邦の神祠に擬す、是此社の權輿なりと、降りて天正元年の時、再建あり、寛永の時國守生駒氏祭田三百三十石を獻す、寶曆十年に勅願所と爲し給ふ、明治維新神佛混淆禁止の時、金刀比羅宮と稱し、尋で國幣社に列す、境内に神殿拜殿繪馬殿委籠所社務所等あり、孰も近年改築し、壯麗人目を喜ばす、凡此社は諸國の船頭水主の崇敬甚く、賽人の多きこと伊勢神宮につぐといふ、祭祀は十月十日に行ふ(全讀志、廣島編目、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

トリアアセ

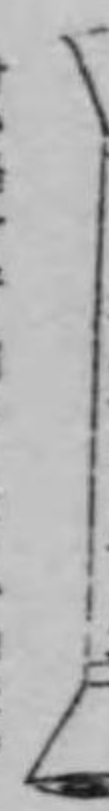
小鳥合 小鳥を持ち寄りて、其時き聲、羽色等の優劣を競はしめたる遊をいふ、著聞集に、寛治五年十月六日殿上人所乘瀬口小舎人左右をわかつて、小鳥合の事ありけり、公卿は争はれず、殿下三位中將ばかりぞ、侍らははれる、殿上人左方頭中將仲實朝臣、右方中將宗通朝臣以下、夏の袍ともに冬指貫をぞ着たりける、左侍で殿上にとりて、明味今様檢樂などありけり、右は皆通ちりにけり、小鳥は後に院へ奉らせられにけり(見たり(合物考))

トトリ

古鳥蘇 高麗樂、壹箇調三十四曲中の一、一名高麗調子曲と稱す、大曲なり、此曲を奏する者、先づ高麗調子を吹くが故に名あり、舞樂圖說に、鳥蘇は、今の鳥蘇利ならん、同地方の風俗舞を、前後に傳へしより新古の二曲あるにやあら

コトリ

んといへり○舞者六人、後參の舞あり、番舞亂旋(起原)作者傳來共に詳かならず、天養元年十一月十二日、定孝上卿内大臣の仰に依り賀王恩の樂に對せしといふ(禮樂志、歌舞音樂略史)



封の墨を長く引るなり、御表巻は常のひれり文の如くひれるなり

コトリツカヒ

部領使(相撲使) 功、兵を部領する使、又相撲人を徵發する使をいふ、事を執る使の義、相撲徵發の使は相撲使と稱す、相撲節會二三月前、左右近衛府の大將以下、階級の座に就きて使を定む、關白大將隨身、陣官、陣司、矢數者等を撰び、諸國七道に遣はして相撲人を召さしむ、凡そ六月二十日までに著部せしむるを常とせり(年中行事歌合、堪察抄、書紀通抄)

コナイシヨ

御内書 室町幕府以後に於て將軍が、私の資格を以て他人に贈りたる書状をいふ、内々の御書の義なり、簡札記に、近代大名衆の文を御書と謂習はしたる故に、公方衆の御文を御内書と申也、但し御内書は立文也とあり、或は云ふ、内々の意にあらざるして、御教書より輕き時に用ふと、武雜書札書に、御内書も御教書も表向より給はる御書也、御内書とては、表巻の上下をひれり、如く此して御書を内に封じしむる心也、云々、と見えたり、又小文御内書あり、書札狀條に、小文は牛切鳥子、又杉原也、其ま、押折事は少慮外也、御内書には御小文をばおし折候云々、小文の御内書は上下をおし折て送らざる也云々とあり、御内書と御教書の區別は、眞丈雜記に書札條々に云く、御内書御教書のかはりめは御内書は、備中に書きて、引合一重に書きて、封之、常の書狀の

コナカ

如し、御判御教書は、杉原一枚に書きて封せず、表巻を只押折りて墨を不引、又御内書は月日計なり、御教書には年號月日をつけて書くなり、鹿苑院殿時定院殿兩代にのり、御判御判に之御表巻に御諱計なり、普賢院殿御時御諱計又御判計ある事あり、御表巻に御判を被、遊也、御内書の古き案文左の如し、(永正五年の御内書也) 就江國守護職之儀、鳥目高正到來候記、日出候也、 七月十三日 御判 今川修理大夫との

コナカラマス

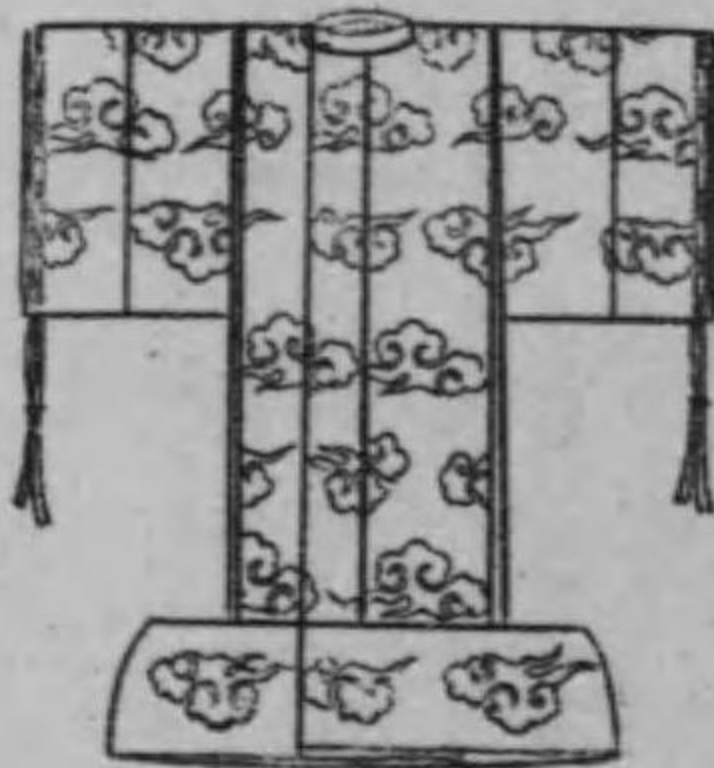
泉涌寺 (京都泉涌寺所藏) 小半拵 甲州拵(カフシウマ) スを見よ、

コナホシ

小直衣 御禮を付けたる袴衣をいふ、故に袴衣直衣とも小直衣袴衣、又袴禮とも稱す、當代裝束抄に、小直衣事、三名有、院中著御の時甘御衣、親王著御の時小直衣、大臣著御の時そば織と云ふ、と見えたり、信じたし、(關西三條裝束抄に、小直衣袴衣と稱す、仙洞尋常考、將軍家同是

コナカ

コナシ



(戰所式圖東裝)

を用ひらる、攝家任職以後著用す、清花は大将より著用す、是大將を規模とする故歟、但小直衣著て院參の事、内々御免を蒙り進退すべし事なり、近代心にまかせて著用、ふかるべからざる事歟、文色等大略袴衣に同じ、尋常著用する浮文の織物に、固文織物、夏生、冬は練なり、浮文重く、堅文は遠きなり、年齢によりて相はからふ事、自餘の裝束のことし、練の薄物、ならびに紗類は、夏冬通用と見えたり、長絹の小直衣は老者の用る事なり、又風流の小直衣は法令なし、唐織物以下色々四季によりて、其しなを儲くと見えたり、高は平絹練生等、表の色によりて用ゆ、袖端は薄平藤芳匂以下なり、宿老は淺黄濃薄の打交など見えたり、堅固内々は白き糸をよりて、二筋ならべて袖端とす、最略儀にて侍るなりと見えたり、服制(フクセウ)の挿圖を見よ(西三條裝束抄、桃花葉、衣文墨重調、裝束圖式)

コナド

小納戸 關西國江戶幕府の職名、君側の人なれど、小性に被れば職掌や、殿、君床の傍に宿する如き親戚あらず、御製月代、御膳番、御座方、御馬方、御筒方などの受持あり、又出火の時見届として出馬するが如き、多くは次の間以下事務を負擔す、然れども、頭取、膳番及び奥之番(之

コナラ

を兩掛りと稱す。等は奥の取締として表役人へ座接するに...

コナラテンワウ

後奈良天皇。御母は豐樂門院藤原藤子...

コニキ

福りて延焼するもの其過半に且り、洛中の衰頹愈々甚し...

コニキ

コニキ。三韓の語、王又は貴人高官を呼ぶの稱に用ひらる...

コニシ

て知るべし。發委しくは、白鳥博士の朝鮮古代王號考...

コニシユキナガ

小西行長。關原合戦の際、宇喜多氏に出入し、其家臣となる...



(押花長行)

浦鎮信、有馬義純、大村喜前等と那古耶行營を發し...

コニタ

コニタ。小荷駄。コニダアギヤウを見よ、コニダアギヤウ...



(押花長行)

はらず、而して行長等入貢を以て開交の禮と爲し、封冊を以て秀吉を明に封す...

コニヤ

保ちて一人を其長と爲す事、前にいへるがごとくなれど、當時の如き階級的社會にありては、貴賤尊卑を混じて...

コニヤ

コニヤ。五人組。江戶時代、農工商の三階級の中、比隣の間にて五戸を以て組織したる自治機關の組合...



し、郡を以て直ちに村を統べしむる事となりしかば、保の名も殆んど廢絶に歸したり、五保の制全く頽れ、保の名稱も絶ゆるに至れること、右に、へるがごとくなれども、比隣相依りて世の秩序を亂すの徒を互に檢察する事は、室町時代以後、殊に戦國の時代に入りて益々其必要ありしを以て、京都には組町の發達を見、地方には、郷町村等の所在に小團結の組合を見るに至り、組町は、京都を分ちて、上京下京の二となし、組を以て町を統ぶ、上京十三町組を親町といひ、他を枝町といふ、親町に又五組あり、立賣組、中筋組、小川組、西組、一條組、これなり、下京にもまた中筋十七町、牛宿組十五町、川西組十一町あり、地方にありては南組、北組等に分れ、小なるは數村を合せて、組郷、組村と稱したり、組町、組郷、組村等みな共に相團結し、團體員はまた比隣檢察等に對する相當の義務を負ひたること、恰も五保の保人と同じ、而して此時代殊に注意すべきは、或る犯罪の現出に向つて數戸の隣家に其責を負はしめたる事と爲す、之れ後世の五人組と密接の關係を有するものなり、此事は早く龜山天皇弘長三年八月の宣旨に見え、もし博奕を爲したるものあらば、其身を召しとり其宅を破却するのみならず、兩方の隣家も之に連坐することを示せり、尋で後土御門天皇の長享中には、町屋上下向三間、所謂向三間兩隣を同罪とせるものあり、また後柏原天皇の大永七年十月法隆寺の「規式」には隣三間の間、利害を科すべしと規定せり、其他之に類似せる法規の散見せるもの夥しとせす、五人組制度は實に右に擧げられる諸法の沿革と變形したるものにして、其はじめに見えたるは、慶長二年三月三日豊臣秀吉の發したる檢書にして、即ち下のこ

御 徒  
一 辻切すり盜賊之儀に付而、諸奉公人侍は五人、下人は十人組に連判を擧、右惡逆不可仕旨、請乞可申事、  
一 侍五人、下十人より内の者は、有次第組たるべき事、  
一 右之組にさらはれ候者の事、小指をきり可追放一  
一 右之組中惡逆仕るもの、組中より申上候は、彼惡黨加て成敗、組中不可有異議事、  
一 組之外より申上候は、惡黨一人に付て、金子二枚宛、彼惡黨の主人より訴人に爲、善美可遣之事、  
一 今度御控に、被書立候侍下人、自今以後、他之家中へ不可出、但本主人同心之上者、可爲各別事、  
一 若人成敗事、夜中其外張不可誅戮、其所之奉行又相理、可申付、至子時、すまい不、及了簡、族は、即刻可相届事、  
一 右條々被書三印出候處知、件、  
慶長二年  
三月七日  
長東大藏大輔(花押)  
増田右衛門尉(花押)  
石田治部少輔(花押)  
宮部 法印(花押)  
善 院(花押)

小數をとり、これを十人と定めしものなるべし、されば江戸時代に至りても、地方によりては十人組の實際に行はれし處もまた多かりき、而して江戸時代には、漢人に對する取締と耶蘇教禁止の勵行との必要より、更に此制度を重要視し、寛永以後は特に五人組に關する法令の發布を見る事多く、寛文四年に至り五人組制を製し、人民より法令遵守の形を取るに至り、五人組制度は殆んど完備の域に達したり、明治維新の後二年六月八日令ありて此制又廢絶に歸したりしが、地方によりては遅くまで其餘習を存せるものなきにあらざりき、五人組は農工商の三階級にのみ施したるものにして、公家、武家及び僧多、非人の類は之に加はらざりき、(但僧多非人それ自身之を必要と見認のしもの、五人組を設けたる處ありしと雖も、其制外たりや勿論なり)而して都府と地方とは又や、其規を異にせるものあり、都府は其一例として江戸を擧ぐれば、組合に加はるものは、一町内の家主(ヤシ)に限り、月番に交互して事務を見る、之を月行事といふ、月行事は名主なき町には名主代を勤め、然らざるものと雖も、其町内なる訴願の加印、檢使見分の立會、四人の預り、消防夫の遊引、町内の修路、冬春の間火の番夜廻り等は、皆其任する所なり、なほ別に店五人組といふものあり、即ち店僧人中の五人組合にして、天和三年正月設けたれども、寛政のはじめに至りて廢したり、右は江戸の例なれども、他の大なる都市に於ても、恐らくは之と大差なかりしならん、而して地方にありては、大小百性以下水呑百姓社門前の者に至るまで、一人も洩れなく其組合に加入したるものにして、江戸のそれとは大に趣を異にし、なほ其内の一人を擧げて長となし、之を組頭と呼びたり、また五人組と稱すれ

ども、各地の戸數必ずしも五の倍數たるを得ざるは勿論のことなれば、さる場合には端數を以て組合と爲し、または他の五人組に加はりて一の團結を爲す等、適宜の處置を取りたり、組合員は相互の關係最親密なるべきものにして、(一)親戚と同じく、同組合中の婚姻及び養子縁組、(二)同組合中の相續、遺言、廢嫡等の事に立會ひ、(三)同組合中の幼者の後見を爲し、後見人の鑑定に干與し、又は幼者の財産を管理し、(四)同組合中の耕作に助力し、(五)同組合中の不動産買入買入賣買等の證書に連印し、(六)同組合中互に其品行を監督し、善を奨め惡を抑へ、(七)組合員にして外泊旅行する時、及、(八)願、訴訟を爲さんとする者は其旨を組合に届け出で、(九)同組合中に租稅意納者ある時は之を代納する等の義務を負ひたり、右に擧げたる處は、いづれも組合員相互間の義務に關する最重要なるものにして、其他吉凶相助け、災害相救ひ、組合中に違法者を出す時は、組合員みな責罰を受けたるがごとし、其關係の親密なる事殆んど親戚に異ならず、五人組頭は組中の長にして、郡村に於ける組合に之をおきたり、(江戶及び其他の大都市には、組合員交迭して月行事を勤めしこと前にいへるがごとし、地方によりてまた判頭、筆頭、五人組頭、組合頭、組親、保頭、軒頭、長人、組代、與頭、頭取等の異稱あり、選任の方法は、家格による者、選舉による者、役柄の任命による者の三種ありしがごとし、其職務は、名主庄屋又は一村の組頭(各五人組の上に村方の組頭をおき、各五人組を支配せしめたる地方多し、即ち名主年寄の次席にありて、通常五組を支配し、または一小字に一人の組頭あり、名主を助けて公事を處理したるものとす)の通知を組合員に傳達し、外に對して組合を代表し、其他一般に組合

共同の事務を掌るものなりと雖も、組合員の共同責任に關しては、他の組合員と異りたる特別の責任なきを通例としたり、五人組は、五人組々組合員の選舉すべき法令を記したる簿冊に、各組合員、組頭、名主等が之に背かざるべきの誓詞を記し、記名捺印したるものにして、毎年支配役所に呈出するの制なりき、其起源は詳かならざれども、寛文年間にはじまる、いへり(地方凡例録、五人組制度の起源、五人組制度) **ゴネンダカナフワツツ** 御年貢可納割付 江戸時代百姓公納年貢の目録をいふ、單に割付といふ、ゴネンダカナフワツツを參看、  
**ゴネンジ** 護念寺 山城國京都市千本佐竹町護念寺、尼寺五山の一、山城名勝志には、淨土宗にて尼寺にあらずと云へり(西國名勝志)貞和元年護念法師の創建する所、能登守藤原利顯堂宇を造營す、後ち中絶せしが、慶長中僧重誓再興す(山城名勝志) **コノエイヘサ** 近衛家實 猪熊殿前關白と稱す、法名圓信、關白基通の子、母は治部卿顯信の女、治承三年に生る、正治元年六月右大臣に任じ、元久元年十二月左大臣に轉じ、建永元年三月攝政と爲り、同年八月改めて關白と爲る、承久三年四月關白を停め、同年八月攝政となり、同年十二月太政大臣に任ず、貞應元年四月太政大臣を辭し、二年十二月改めて關白に補す、安貞二年十二月關白を停め、仁治二年十一月出家、三年十二月二十七日薨す、年六十四(公卿補任、大臣補任) **コノエイヘヒサ** 近衛家久 如是親院と號す、關白基通の男、母は憲子内親王、貞享四年五月八日誕生、元祿六年十一月元服、從五位上に叙し、禁色雜冠昇殿を聽さる、時に年七歳、寶永

八年二月累遷して内大臣に至り、正徳五年八月右大臣に、享保七年五月左大臣に轉じ、十一年六月、關白に補せらる、十八年正月太政大臣に任じ、關白元の如し、同年十二月太政大臣、元文元年八月關白を辭す、二年八月十七日薨す、年五十一(公卿補任、大臣補任、野史) **コノエイヘヒラ** 近衛家平 同本入道と號す、關白基通の男、母は關白兼平の女、寛文三年正月内大臣となり、尋で右大臣に轉じ、延慶二年十月左大臣に遷む、正和二年七月關白に補し、同年十二月左大臣を、同四年九月關白を辭す、元享四年三月出家、同年五月十四日薨す、年四十三(公卿補任、大臣補任) **コノエイヘヒロ** 近衛家熙 音樂軒、昭々堂主人、虛舟子等の號あり、また樂樂院入道前攝政と稱す、法名眞覺、關白基通の男、母は常子内親王、寛文七年六月四日誕生、延寶元年十一月元服、從五位上に叙し、禁色雜冠昇殿を聽さる、時に八歳、貞享三年三月累遷して内大臣に至る、元祿六年八月右大臣に、十七年正月左大臣に轉じ、寶永四年十一月關白に補せらる、六年六月攝政、七年十二月太政大臣に任ず、正徳元年七月太政大臣、二年八月攝政を辭す、享保十年十二月三宮に准す、尋で制整す、元文元年十月三日薨す、年七十、家熙禮典に選じ、朝廷の儀式爲めに多く其正を得たり、又文を好み、茶事を嗜み、書を能くし、上代傳の能書家たり、又書を能くし、墨畫の竹など最も名あり(公卿補任、大臣補任、扶桑書人傳、野史) **コノエイヘヒチ** 近衛家通 世に近衛左大臣、又は猪熊と號す、關白基通の男、母は修理大夫季定(女)關白基通保六年十二月内大臣に任

三ノ

三ノ

三ノ

コノエ

じ、承久元年三月右大臣に轉じ、三年左大臣と爲る、元仁元年八月十一日薨す、年二十一(公卿補任、大臣補任)

コノエイヘモト

近衛家基 名諱淨妙寺 關白と號す、また高山寺と號す、基平の長男、建治元年十二月内大臣に任じ、正應元年七月右大臣に轉ず、二年四月關白に補す、四年五月關白を辭す、永仁元年二月遷補、四年六月十九日薨す、年三十六(公卿補任、大臣補任)

コノエウチ

近衛氏 姓は藤原氏、五攝家の一にして藤原氏の嫡宗たり、關白基實より出づ、其子基通治承三年十一月内大臣關白となり、四年二月攝政となる、其弟近衛の北室町の東に在るを以て近衛殿と稱し、終に氏となる、又其弟陽明門に向ふを以て、家號を陽明と稱す、基通、九條兼實と攝政關白を争ひ、家實の時真經道家と争ひ、遂に攝家兩家に分れ、後ち近衛氏は實司氏に分れ、九條氏は一條二條に分れたり、委しくは攝家(セツケ)の條を見よ、代々攝政攝政關白となり、明治に至り、華族に列し、公爵を授けらる(尊卑分派、家譜、華族譜)

基實

基實 基通 家實 兼經 基平 家基 基平 基通 道嗣 兼嗣 忠嗣 房嗣 政家 尙通 種家 前久 信尹 信尋 尙嗣 基照 家照 家久 内前 經照 基前 忠照 忠房 篤慶 文慶

コノエウチサキ

近衛内前 名諱大解 脫院前關白と稱す、關白家久の男、享保十三年六月二十二日生る、十九年四月元服、禁色雜袍昇殿を誅さる、翌年權中納言と爲り權大納言に進む、元文

コノエ

三年十月帯劔を賜はる、寛保三年六月内大臣と爲り右大臣を兼ね、延享二年閏十二月右大臣に轉じ、翌年兵仗を賜ふ、寛延二年二月左大臣に轉ず、寶曆七年三月關白と爲り、氏長者、牛車兵仗内覽を許さる、十二年七月攝政と爲る、明和五年五月太政大臣に任じ攝政の如し、安永九年八月攝政を改めて關白と爲る、六年准三宮、安永七年二月職を辭し、天明五年三月二十日薨す、年五十八(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名諱後六條 攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏の女、建治元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツネ

近衛兼經 名諱同屋入 道前攝政と稱す、法名眞理、關白家實の三男、母は修理大夫季定之女、關白貞應元年十二月正五位下に叙し、禁色昇殿を誅され、侍從に任ず、安貞元年四月果進して内大臣と爲り、寛喜三年四月右大臣、嘉祿元年十二月左大臣に轉ず、三年三月攝政、仁治元年十二月太政大臣に任ず、二年十二月太政大臣を辭し、三年正月關白に補し、尋で辭す、寶治元年正月攝政と爲る、建長四年十月辭す、康元二年三月出家、正元元年五月四日薨す、年五十一(公卿補任、大臣補任)

コノエカネノリ

近衛兼教 名諱猪俣入 道准大臣と稱す、關白家基の弟、建治元年四月大臣に准せられ、建武三年九月二日薨す(公卿補任、大臣補任)

コノエサキヒサ

近衛前久 名諱初名晴 嗣、又は前嗣、龍山と號し、東院院入道と號す、建治元年四月大臣に准せられ、建武三年九月二日薨す(公卿補任、大臣補任)

コノエ

六年二月果進して内大臣に至り、二十二年正月右大臣に轉じ、二十三年三月關白に補せられ、左大臣と爲る、弘治元年前嗣と改む、三年九月左大臣を辭す、永祿三年九月上杉輝虎の請により越後に赴く、五年名を前久と改む、十一年九月幕府の命に展り大阪に出奔し、十一月關白を罷む、天正三年六月上洛し、九月又薩摩に走る、五年二月京都に還る、十年二月太政大臣に任じ、五月辭し、六月二日出家し、同月十四日羽柴秀吉の怒に觸れ、濱に走りて徳川家康に依り、優遇せらる、慶長十七年五月八日薨す、年七十七、前久詩歌に長じ且つ歌國流の書に巧にして、書を能くす(公卿補任、大臣補任、家譜、扶桑書人傳、野史)



(押花久前)

コノエタツグ 近衛忠嗣 名諱初名眞嗣、後善賢寺入道と號す、關白兼嗣の子、母は家女房、建治元年六月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタヌイヘ

近衛種家 名諱惠雲院 と號す、關白尙通の子、母は實淨の女、建治元年八月元服、將軍義種に字を受け種家と改む、大永三年三月果進右大臣となり、五年四月關白に補せられ、享祿元年八月左大臣に轉ず、天文二年二月關白を罷む、四年十二月左大臣を辭す、五年十一月關白に再補、六年十二月太政大臣に任ず、十年四月太政大臣を、十一年二月關白を辭す、永祿九年七月



(署自久前)

コノエ

月十日薨す、年六十四(公卿補任、野史)

コノエツネタタ

近衛經忠 名諱河關 白と號す、關白關白家平の男、母は家女房、建治元年四月右大臣に果進し、元徳二年正月關白に補す、同年八月關白を辭す、建武二年十一月左大臣と爲り、三年八月關白に再補、四年五月出奔して南朝に仕ふ、觀應三年八月十三日薨す、年五十一(公卿補任、大臣補任)

コノエツネヒラ

近衛經平 名諱後淨妙 寺と號す、關白家基の次男、母は龜山天皇の皇女、建治元年十月内大臣に果進し、正和二年十二月右大臣に轉じ、五年十月左大臣に進む、文保二年六月二十五日薨す、年三十一(公卿補任、大臣補任)

コノエツネヒロ

近衛經熙 名諱後樂樂 院と號す、關白安永八年二月内大臣に果進し、天明七年五月右大臣に轉じ、寛政三年十一月辭す、十一年六月二十五日薨す、年三十九(公卿補任、大臣補任)

コノエテンワウ

近衛天皇 名諱御名は 體仁、關白鳥羽天皇の第九皇子、御母は美福門院得子、第七十六代天皇、建保五年五月十八日御降誕、同七月親王宣下、八月立太子、幼にして鳥羽法皇に寵あり、故を以て永治元年十二月御年三歳にて即位し給ふ、在位十四年、改元するもの五、久壽二年七月二十三日崩す、御壽十七、山城國紀伊郡竹田村安樂壽院南院に葬る、天皇容姿甚だ美、和歌を好み古作者の風あり、在位の日、政事悉く法皇に出づ、左大臣頼長攝政忠通を誅み、法皇に讓す、天皇忠通と善し、然れど法皇を憚りて意の如くならず、居常鬱々遂に病を爲して崩す(大日本史、陸奥一覽)

コノエトネリ

近衛舍人 近衛府の近衛を云ふ、コノエツネを見よ。

コノエ

コノエドノ

近衛殿 名諱山城國京都、近衛の北、室町の東、今の室町出水上ル近衛町に當る、關白藤原基通の住宅なり、子孫代々傳領して近衛氏と稱す、山槐記に、治承二年十一月二十六日の條に、關白(基通)幸と記し、管見記に、弘安六年九月十二日、參關白(兼平)と記せる即ち是なり、此第宮城の陽明門に向ふを以て一に陽明殿とも稱す、百餘抄に、久壽二年七月二十三日、近衛院崩す、近衛皇居、とあり、この近衛は即ち近衛殿にして、其通の傳領せしものならん、天正十年六月明智光秀叛逆の時、此殿の館に登り、織田信長の陣なる二條武衛の陣を射撃したること、信長記に見えたり(拾芥抄、山城名勝志、平安通志)

コノエノフタタ

近衛信尹 名諱もとの 名信基、三藏院と號す、關白前久の男、建治元年七月元服、織田信長を誅す、諱字を授けて信基と稱せしめ、禁色雜袍昇殿を誅さる、八年十一月果進して内大臣と爲り、十年信輔と改む、十三年三月左大臣に轉じ、二十年正月辭す、慶長四年名を信尹と改む、六年正月左大臣に再任、十年七月關白に補せられ、氏長者、牛車兵仗を賜はる、尋で左大臣を辭す、三宮に准せらる、十一年十一月關白を辭す、十九年十一月二十五日薨す、年五十一、信尹最も書法に達し近衛流を開く、又書を能くし、聖廟及び人鷹等の影響、花鳥人物の圖甚だ清美活動ありて、世に傳ふ(公卿補任、大臣補任、扶桑書人傳、野史)

コノエノアヒロ

近衛信尋 名諱本源自 性院入道前關白と號す、法名應山、關白後陽成天皇の第四皇子、母は中和門院、信尹の養子となる、慶長四年五月誕生、十年八月元服、禁色昇殿を誅さる、十七年四月果進して内大臣と爲り、元和六年正月

月左大臣に至り、九年閏八月關白に補せらる、寛永六年七月職を辭す、正保二年三月出家、慶安二年十月十一日薨す、年五十一、實性茶事を嗜み、其道に達す、また書道に巧にして和歌の道にも通じ、又戲書を能くす(公卿補任、大臣補任、扶桑書人傳、野史)

コノエノリモト

近衛教基 名諱後九條 右大臣と號す、關白房嗣の男、母は家女房、建治元年八月内大臣に果進し、長祿元年九月右大臣に轉す、寛正三年八月朔日薨す、年四十八(公卿補任、大臣補任)

コノエヒサツグ

近衛尙嗣 名諱如有真 空院と號す、關白寛永十七年十一月果進して内大臣と爲り、十九年正月右大臣に轉じ、正保四年七月左大臣と爲る、慶安四年十二月關白に補せらる、承應二年七月薨め、同月十九日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

コノエヒサミチ

近衛尙通 名諱法名大 院、後ち法成寺と號す、關白政家の子、母は家女房、大江俊宣の養女、文明十七年三月權大納言となり、延徳二年三月果進して右大臣と爲る、明應二年三月二十八日關白となる、四年從一位に進み、五年十二月左大臣に陞り、六年六月關白を辭す、内覽兵仗もとの如し、永正十年十月關白再補、十一年八月太政大臣となり、關白を辭し、十三年十二月太政大臣を辭す、大永元年三宮に准せられ、天文二年四月出家、十三年八月二十六日薨す、年七十三、尙通書を善くし、其體爲鳥井流より出で一家を成し、古近衛流と稱す(公卿補任、書畫便覽)

コノエ

コノエ

コノエ

コノエ

コノエフ

近衛府 名 近衛基綱 母 近衛基綱の女...

コノエフ

近衛基綱 名 近衛基綱の子...

コノエフ

近衛基綱の子 母 近衛基綱の女...

コノエ

コノエ

コノエ

コノエモトツグ

近衛基綱 名 近衛基綱の子...

コノエモトツグ

近衛基綱 名 近衛基綱の子...

コノエモトツグ

近衛基綱の子 母 近衛基綱の女...

コノエモトヒラ

近衛基綱 名 近衛基綱の子...

コノエモトヒラ

近衛基綱 名 近衛基綱の子...

コノエモトヒラ

近衛基綱の子 母 近衛基綱の女...

コノエモトヒロ

近衛基綱 名 近衛基綱の子...

コノエモトヒロ

近衛基綱 名 近衛基綱の子...

コノエモトヒロ

近衛基綱の子 母 近衛基綱の女...



(押花基綱)

同年十二月左大臣を、十六年正月...

任、大臣補任、法名名通傳...

任、八年八月右大臣に轉じ、十一年...

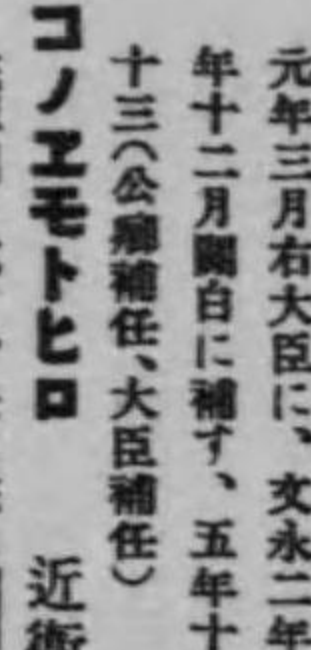


(押花基綱)

元年五月薨り、文和三年四月八日薨す...

任、大臣補任、法名名通傳...

任、八年八月右大臣に轉じ、十一年...



(押花基綱)

元年五月薨り、文和三年四月八日薨す...

任、大臣補任、法名名通傳...

任、八年八月右大臣に轉じ、十一年...



(押花基綱)

元年五月薨り、文和三年四月八日薨す...

任、大臣補任、法名名通傳...

任、八年八月右大臣に轉じ、十一年...

コノハ

ノハ(トキ)廣田(ヒロシ)等の郷あり、後岩井郡と稱す、然れども郡名頗る錯雑し、岩井、巨野、巨濃等を混用す、蓋し和名抄石井郷ありしより此名起る、拾芥抄、石井、正保園岩井に作り、寛文中更めて又石井となし、元禄に至り再び岩井に作る、以後之に仍る、明治二十九年岩井郡を廢し、邑美法美と合して岩美郡を置く(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

コノハナサクヤヒメ

木花咲耶姫 又の名は香田鹿澤比賣、大山津見神の女なり、天孫瓊杵命笠敷の時に逢ひ給ひ、之を娶らんことを求む、姫答ふ父に問ひ給へど、命仍て之を父に問ふ、父喜びてその姉石長姫と共に獻る、姉の容貌麗なるを以て、命獨り咲耶姫を留めしむ、父耻ぢていはく、石長姫を遣したるは、天神御子の壽命、石の如く常堅に動かさじとの爲め、また木花咲耶姫は、木花の榮えますが如けれとの爲めに獻りしに、今石長姫を返へし、獨り咲耶姫を留られしは、御妻は木花の如くならずんと申せり、咲耶姫遂に妊みて火照命、火須勢理命、火々出見命を生み給ふ(古事記、書紀)

コハイガソウフギヤウ

御拜賀總奉行 「ハイガソウ」を見よ

コハイガフギヤウ

御拜賀奉行 「ハイガソウ」を見よ

コハク

小袖 袖一福にて端袖(袖口の一福をハム袖と云ふ)なき袖を云ふ、堂上元服の日、能冠の人之を着用す、古記久安六年正月の條に、能冠右中納言賴朝臣著小袖、參入南殿御後と見えたり、伊勢貞丈は、御元服の時に限らず、常に御前にまゐる人を御掛人と云ふは、小袖を腕束の上に打かくる故なりと云へり(貞丈雜記、安齋隱筆)

コハウ

古方家 醫術の流派、延寶の頃名醫屋玄翁、漢の張仲景を規範として古方を唱へ、親近の方を辨す、是より古方家の稱起り、貞享の頃後藤良山、山脇東洋、松原慶龍等あり、元禄の頃北山壽安あり、正徳の頃奥村貞實出で、専て元文寶曆の頃吉益東洞出づるに至り高柳一番の説をなす、是より古方を唱ふる者東洞を以て法とす、享和の頃多紀紫溪出で、文化の頃細柳安あり、孰れも其道を以て名あり(皇國名醫傳、野史、醫師派譜)

コハウシ

五方師子 五坊樂(ゴバウラク)を見よ

ゴバウラク

五坊樂 唐樂大食調二十四曲の中の一、一名五方師子、又獅子とも稱す、白長慶集に、西涼伎、假面胡人、假獅子云云、忍取、西涼、弄爲、戲句、また卯花園漫錄に、唐太平樂、謂之五方獅子舞、獅子歌出、西南夷天竺獅子舞、以、足持、繩者、服節作、昆崙狀、などあれば、天竺地方に近き風俗を取りて、起りしものなるべし、されど太平樂と五方獅子舞とは、太平樂の條にも云へるが如く、同一物ならずして、通典に唐太平樂、亦謂之五方獅子舞とあるは、蓋し誤りなるべし、何となれば、本朝に傳ふる所の太平樂と五坊樂とは、其間自ら差別あればなり、凡そ佛會の時、菩薩、迦陵頻伽に交へて行はれ、樂器には笛、大鼓、鉦鼓のみにて小部兵笛を以て世樂とせる由、歌訓抄に見えたり、傳來詳かならず(禮樂志、歌舞音樂略史)

コバカ

小袴 袴の一種、形指貫に似たり、仕立指貫に同じ、素襦の下に着用す、大道物などの時は、袴をなして、其上にむかばきを着す、室町時代は長袴の代りに用ひられたりと云ふ、後世横袴を

コハク

染出したるを定例とすれども、舊はなかりしと云ふ、色は人々の好による、小袴は普通無文なれども又紋付くる事もあり、榮花物語ゆゑの巻に、殿は小袴きてみちのまゝにありかせ給ふ、とあるは武家の小袴とは別に指貫を云へるなり、後世牛袴をも稱せり(條々圖書、貞丈雜記、安齋隱筆)

ゴハク

五泊 聖武天皇の御宇天平中に、僧行基が、畿内より山陽南海西海の三道に過する航海の便を圖りて設けたる、樓生泊、韓泊、魚住泊、大輪田泊、河尻泊をいふ、泊とは、船の泊り場所の義にして、即ち港なり、而して三好清行の意見封事に魚住泊の事を論じて、弘仁之代、風浪怪譚、石頭沙灘、天長年中、右大臣清原真人奏請起請、遂に修復、承和之末、復已壞、至子貞觀初、東大寺僧賢和、修善薩行、起利他心、貢石、石、靈力、功、云々、とあるを見れば、天然の港に人工を加へたるものにして、蓋し築港事業たりしを知るべき也、相互間の行程各々一日行と爲す(一)樓生泊は、播磨國揖保郡に在り、今の室津是なり、西海、南海に通する要津にして、西國上下の舟皆此處に泊せざるはなし、其形勢たる、灣深く陸に入りて室の如く、船六七十を泊するに足る(二)韓泊また播磨國に在れども、所在詳ならず、蓋し加古川の口高砂の泊の邊なるべし(三)魚住泊は、同國明石郡西島村に在り、築造以來數々風波の侵す所となり、弘仁中石壊れて沙灘ふ、天長の中右大臣清原真人奏請して之を修復せしに、承和の末に至りてまた壞る、貞觀中僧賢和獨力修理する處ありしと雖も、未だ成らずして平し、延喜中、三善清行、其意見封事に於て修復の事を建議したれども、用ひられず、尋で廢絶に歸したり(四)大輪田泊は、播磨國瓦原郡宇治に在り、今八郡部に屬す、按ずるに輪田泊

コハク

コハク コハク



コハク コハク

コハクオリ

琥珀織 絹布の一種、織製、七子に似て光澤あり、唐チヤウともいふ、開元天和年間、京都の職工外邦の製に倣ひ、始めて製す、既にしてまた紋琥珀織を製す、琥珀の中に経緯にして甚だ精巧なる者あり、是を茶亭といふ、文化年間上野國桐生の職工之を製す(工藝志料)

コハシヤウソク

強裝束 衣裳に糊を強くして、着用の時折目正しく、かどある様にするをいふ、服製(フケイ)の條參看(安齋隱筆)

コハズガハ

小笠草 弓の小笠に附する草、貞丈雜記に、弓矢百問答に云く、小笠草之事、廣サ四分長サ一寸五分、一方は蛇の頭の如し、一方は尾の如し、先の方を五分程折りて本羽に入れて、尾をば管の方へひかせ、糸にて結ぶ、弓を引れば蛇の頭の物に向ふが如し、弓の本形は蛇なり、是れを見て惡魔も恐るゝなり、されば管皮をたて、弓にては、大事の物を不可射、管皮の色は、黒皮と赤皮にて重ねべし云々、小笠草如圖、或は右の皮の頭に眼鼻の形など付け、龍の如くに

コハチエフノケルマ

小八葉車 牛車の一、車箱に入葉の小紋あるものを云ふ、辨、少納言、外記、史、延暦、彈正朝臣等四位五位の殿上人、及び地下の諸大夫並に醫務兩道の人、僧侶の有職、非職等皆之に乗用す、門室有職抄に、親王長物見小八葉車也とあれば、法親王は小八葉の物見ある車(普通の小八葉には長物見なし)に乗御せられたるなり、國箱は網代に、棟は青地、黄の小八葉紋を片棟に六ツつ、左右合せて十二、物見細所に五ツつ、左右合せて十、同下に八ツつ、左右合せて十六、袖表に左右前後各八ツを附く、此外腰(青地、四條)曼(小文引懸)襖(黒)遺繩(小八葉)等なり、但し家によりにて小異あり、牛車(ギツシヤ)の挿圖二を見るべし(門室有職抄、御抄、海人藻芥、輿車圖考)

コハダ

コハダ

コハナ

コハナ

コハフゲン

古法眼 狩野元信(カノモトノブ)を見よ

コパン

小判 金貨の一種、大判に對して、判金の小なるものをいふ、判金及び銀にて作る、然れど概れ金なり、其重量と形状の大小とは、製作の年代に因りて異なり、然れど形は楕圓形にして、縦二寸二分内外、横一寸二分内外、重四匁二分内外とす、開元正統の頃より鑄造したるもの、如きと雖も、其始詳かならず、江戸幕府に至り、其制定を見る、詳しくは各條を見よ、鑄造年表、其概略を左に示す、猶貨幣(クラヘイ)の挿圖參看、

名	鑄造年代	名	鑄造年代
武藏小判	文祿四年	(以上正貨)	
駿河小判	同上	朝鮮小判	
慶長小判	慶長六年	小田原小判	
元禄小判	元禄八年	善光小判	
乾字小判	寶永七年	稲荷小判	
武藏小判	正徳四年	平田小判	
享保小判	享保元年	赤西小判	
元文小判	元文元年	戸笹小判	
天保小判	天保八年	赤松小判	
安政小判	安政六年	名古屋小判	
新小判	萬延元年	正長小判	